別紙様式第1号(中間業務報	告書)パブリックコメント用
改正後	現行
(参考)別紙様式第1号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第1号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)
<u>中間業務報告書</u>	中間業務報告書
第 期中     年 月 日から       年 月 日まで	第 期中     年 月 日から       年 月 日まで
株式会社銀行	株式会社銀行
<u>年 月 日</u>	<u>年 月 日</u>
金融庁長官    殿	金融庁長官    殿
住     所       株式会社     銀行       代表取締役     氏     名 印	住     所       株式会社     銀行       代表取締役     氏     名     印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
<u></u> <u></u> <u>次</u>	<u></u> <u> </u>
第1 中間事業概況書  1 事業の概要 2 営業所等の増減 3 会社役員及び職員の増減 4 株主の状況 5 貸倒引当金の状況 6 自己資本比率の状況 第2 中間貸借対照表 第3 中間損益計算書 第4 中間株主資本等変動計算書 第5 中間キャッシュ・フロー計算書 (記載上の注意)	第1       中間営業概況書         1       営業の概要         2       営業所等の増減         3       役職員の増減         4       株主の状況         5       貸倒引当金の状況         6       自己資本比率の状況         第2       中間貸借対照表         第3       中間損益計算書         第4       中間キャッシュ・フロー計算書         (記載上の注意)       1         五       委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記
1 <u>委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載</u> すること。	載すること。 2 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。	3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、
3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、	当該単位未満は切り捨てること。
当該単位未満は切り捨てること。	4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て

小数点第2位までを記載すること。

4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て

小数点第2位までを記載すること。

 第1
 第
 期中
 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

中間事業概況書

# 1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

# 2 営業所等の増減

区		分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(	Δ	)
本	支	店													
出	張	所													
	<u>計</u>														

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)
錐	1 行代理業者											
	銀行代理業を営む											
	営業所又は事務所											

# 3 会社役員及び職員の増減

区			分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)
	取	締	役	<u>うち非</u>	常勤(	)_	<u>5</u> t	う非常	常勤	(	)_			
<u>会</u> 社	会	計 参	与											
<u>役</u>	監	查	<u>役</u>	<u>うち非</u>	常勤(	)_	<u>5 t</u>	5非	常勤	(	)_			
員	執	行	役											
		<u>計</u>												
<u>職</u>	事	務	系											

 第1
 第
 期中
 年
 月
 日から
 \_中間営業概況書

現行

# 1 営業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

# 2 営業所等の増減

区		分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(	$\triangle$	)
本	支	店													
出	張	所													
	<u>計</u>														

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)
銀	行 代 理 業 者											
	銀行代理業を営む											
	営業所又は事務所											

# <u>3</u> 役職員の増減

区	,	<u>分</u>	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)
役		員											
( .	うち執行役員)	)	_(		)	_(				)	_(		)
( >	うち非常勤役員)	)	_(		)	_(				)	_(		)
_( 5	主 数)	)	_(		)	_(				)	_(		)
執	行	役											
職	事 務	系											
	(うち執行役員)	)	_(		)	_(				)	_(_		)
	庶 務	系											
員	<u></u>												

		改正後								
		以上传			, ,					
	庶 務 系					<u>合</u> 計				
員	. 計					_(記載上の注意)_				
	合 計					1 「役員」欄は取締役及び	監査役の合計員数(	委員会等設置:	会社にあつて	は、取締役(執
(	 記載上の注意)				_	行役を兼務する者を含む。)				
	 1 「執行役」欄は取締役を	兼務しない執行役の	員数を記載す?	ること。取締役を兼務する	執	載すること。なお、執行役	を兼務する取締役数	(については、	欄外に次のと	おり記載するこ
	- 行役の員数については、欄	外に次のとおり記載	 すること。			<u>Ł.</u>				
	当中間期末における取締			人		当中間期末における執行	•			
	2 会計参与が法人である場	合は員数に含めず、	欄外にその名利	 弥を記載すること。		2 「執行役」欄は委員会等	設置会社における取	締役を兼務し	ない執行役の	<u>員数を記載する</u>
		び嘱託を除く員数を		 8系」欄は、守衛、用務員		<u>こと。</u>				
	 自動車運転手等の職員数を					3 「職員」欄は臨時雇員及		記載し、「庶務	系」欄は、守	衛、用務員、自
			、出向しているネ	<ul><li>皆)については欄外に次の</li></ul>	ح	動車運転手等の職員数を記				
	 おり記載すること。					<u>4</u> 職員計のうち出向職員(	在籍のまま他社等へ	出向している	者)数につい	ては欄外に次の
	当中間期末における出向	職員数  人	•			とおり記載すること。				
						当中間期末における出向				
						5 取締役又は職員と兼務し	ていない執行役員数	(については、)	欄外に次のと	おり記載するこ
						<u> </u>				
						取締役又は職員と兼務し	ていない執行役員	人		
						Id. S Ib.S.				
4	朱主の状況				$\frac{4}{2}$	<u>株主の状況</u>				
						T h = 11 h e		- NA	rts.I	
	氏名又は名称	所有核	未式 数	<u>割</u> 合	$\exists \mid \mid$	氏名又は名称	所有株式		割	<u></u> 合
			千株	9/				<u>千株</u>		<u>%</u>

# <u>計</u> ( (記載上の注意)

その他の株主(

持株数の多い順に10名を記載すること。

名)

5 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

100

				(1)	· 🖂 /3   1/
	繰入額	取崩額	<u>純繰入額</u> (△純取崩額)	<u>当中間期</u> <u>末残高</u>	<u>摘 要</u>
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					

氏名又は名称	所有株式数	<u>割</u> 合
	<u>千株</u>	<u>%</u>
その他の株主(名)		
計 ( 名)		<u>100</u>

(記載上の注意)

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

5 貸倒引当金の状況

				_ ( — )	<u> т - П/Л   1/</u>
	繰入額	取崩額	<u>純繰入額</u> (△純取崩額)	<u>当中間期</u> 末残高	<u>摘 要</u>
一般貸倒引当金					
う ち 有 税 分					
個別貸倒引当金					
う ち 有 税 分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					

# 改正後 うち有税分 合計

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取 崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

無税百万円有税百万円

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位:百万円)

項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>
資 本 金			短期劣後債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	Δ	$\triangle$
新株式申込証拠金			準 補 完 的 項 目(C)		
資 本 準 備 金					
その他資本剰余金					
利 益 準 備 金			自己資本総額(A+B+C)		
その他利益剰余金			(D)		
そ の 他			他の金融機関の資本調達手		
自 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			A.		
その他有価証券の評価差		,	負債性資本調達手段及		
<u>損</u>	$\triangle$		びこれに準ずるもの		
新 株 予 約 権			期限付劣後債務及び期		
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	限付優先株並びにこれ		
o $h$ $h$	$\triangle$	$\triangle$	らに準ずるもの		
繰延税金資産の控除前の			短期劣後債務及びこれ		
<u>〔基本的項目〕計(上記</u>			に準ずるもの		
各項目の合計額)			控除項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$
繰延税金資産の控除金額	$\triangle$	$\triangle$	控 除 項 目 計(E)		
基本的項目(A)			自己資本額(D-E)(F)		
償還を行う蓋然性を有す					
る株式等					
海外特別目的会社の発行					
する優先出資証券					
その他有価証券の貸借対照					

現行

<u>合</u><u>計</u> (記載上の注意)

> 個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取 崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

 無税
 百万円

 有税
 百万円

6 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項     目     前期末     当中間       期末
資 本 金			短 期 劣 後 債 務
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額 △ △
新株式払込金			準 補 完 的 項 目(C)
資 本 準 備 金			
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)
利益準備金			(D)
任 意 積 立 金			他の金融機関の資本調達手
中間未処分利益			段の意図的な保有相当額
そ の 他			負債性資本調達手段
その他有価証券の評価差損	$\triangle$	$\triangle$	及びこれに準ずるもの
自己株式払込金			期限付劣後債務及び
<u>自</u> 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	期限付優先株並びにこ
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	れらに準ずるもの
企業結合により計上される		Δ	短期劣後債務及びこ
無形固定資産相当額		<u></u>	れに準ずるもの
<u>基本的項目(A)</u>			
償還を行う蓋然性を			
有する株式等			<u>控除項目不算入額 △</u> △
海外特別目的会社の			<u>控 除 項 目 計(E)</u>
発行する優先出資証券			自己資本額(D-E)(F)
その他有価証券の貸借			
対照表計上額の合計額から			資産(オン・バランス)項
帳簿価額の合計額を控除し			<u>I</u>
<u>た額の 45%</u>			
土地の再評価額と再評			

	改正後					
表計上額の合計額から帳簿						
価額の合計額を控除した額			資産(オン・バランス)項目			
<u>Ø 45%</u>			貝性(オン・ハブンハ)項目			
土地の再評価額と再評価の			オフ・バランス取引項目			
直前の帳簿価額の差額の			マーケット・リスク相当額を			
45%相当額			8%で除して得た額			
一般貸倒引当金						
負債性資本調達手段等						
負債性資本調達手段			<u>リスク・アセット等計(G)</u>			
期限付劣後債務及び期限			(参考) マーケット・リスク			
付優先株			相当額			
補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$	<u>Tier1 比率(A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>	
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>	

		再	見行		
価の直前の帳簿価額の差額			オフ・バランス取引項目		
<u>の 45%相当額</u>			マーケット・リスク相当額		
一般貸倒引当金			を8%で除して得た額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段			<u>リスク・アセット等計(G)</u>		
期限付劣後債務及び			(参考) マーケット・リス		
期限付優先株			<u>ク相当額</u>		
補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$	<u>Tier1比率(A/G)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>

# 〔国内基準に係る単体自己資本比率〕

(単位:百万円)

項  目	前期末	<u>当中間</u> 期末	項 目	前期末	<u>当中間</u> 期末
資 本 金		294214	自己資本総額(A+B)(C)		291714
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手		
新株式申込証拠金			段の意図的な保有相当額		
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及		
その他資本剰余金			びこれに準ずるもの		
利益準備金			期限付劣後債務及び期		
その他利益剰余金			限付優先株並びにこれ		
<u>そ</u> の他			らに準ずるもの		
自 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	控除項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$
自己株式申込証拠金			<u>控 除 項 目 計(D)</u>		
その他有価証券の評価差損	$\triangle$	$\triangle$	<u>自己資本額(C-D)(E)</u>		
新 株 予 約 権			<u>資産(オン・バランス)項</u>		
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	<u> </u>		
<u>の れ ん</u>	$\triangle$	$\triangle$	オフ・バランス取引項目		
繰延税金資産の控除前の			<u>リスク・アセット等計 (F)</u>		
[基本的項目]計(上記各					
項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	$\triangle$	$\triangle$			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有す					

# [国内基準に係る単体自己資本比率]

項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項 目 前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)	
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手	
新株式払込金			段の意図的な保有相当額	
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及	
その他資本剰余金			びこれに準ずるもの	
利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期	
任 意 積 立 金			限付優先株並びにこれ	
中間未処分利益			らに準ずるもの	
そ の 他			控除項目不算入額 △	$\triangle$
その他有価証券の評価差損	$\triangle$	$\triangle$	<u>控 除 項 目 計(D)</u>	
自己株式払込金			自己資本額(C-D)(E)	
自 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	資産(オン・バランス)項	
営業権 相当額	$\triangle$	$\triangle$	且	
企業結合により計上される	_	_	オフ・バランス取引項目	
無形固定資産相当額			<u>リスク・アセット等計(F)</u>	
繰延税金資産の控除前の				
〔基本的項目〕計(上記各				
項目の合計額)_				
繰延税金資産の控除金額	Δ	$\triangle$		
基本的項目(A)				

改正後							
る株式等							
土地の再評価額と再評価の							
直前の帳簿価額の差額の							
<u>45%相当額</u>							
一般貸倒引当金							
負債性資本調達手段等							
負債性資本調達手段							
期限付劣後債務及び期限							
付優先株							
補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$	<u>Tier1 比率(A/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>		
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F)	<u>%</u>	<u>%</u>		

- 1 本表には、銀行法第 14 条の 2 に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本 の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基 づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点 を有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- <u>6</u> 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載 すること。
- 7 銀行法第 14 条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額) 欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

			E.I.1		
償還を行う蓋然性を有					
する株式等					
土地の再評価額と再評価					
の直前の帳簿価額の差額の					
45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期					
限付優先株					
補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$	<u>Tierl比率(A/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F)	<u>%</u>	<u>%</u>

現行

#### (記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の 充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき 算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点を 有しない銀行は [国内基準に係る単体自己資本比率]を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する 単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載 すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除的の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

	改正後			罗	見行	
第2 第 期中(	年 月 日現在)中間貸借対照表 _(単位:百万P	)	第2 第 期 科 目	明中 ( 年 金 額	月 日現在)中間貸借対照 <u>(</u> 単 <u>科</u> 目	<u> </u>
<ul> <li>科 目</li> <li>(資産の部)</li> <li>現金預け金</li> <li>可リーンン</li> <li>環株調子</li> <li>債券貸借取引支払保証金</li> <li>買入金銭債権</li> <li>商品有価証券</li> <li>金銭の信託</li> <li>有価証券</li> <li>金銭の信託</li> <li>金銭の信託</li> <li>金銭の信託</li> <li>おより</li> <li>金銭の信託</li> <li>金のの信託</li> <li>金銭の信託</li> <li>金ののによりまでは</li> <li>金銭のの</li></ul>	<ul> <li>         (負債の部)         (負債の部)         (食養性預金金護後性預金の下でである。)         (食養食性預金のでは多くなどのでは、)         (食券食性取引受入担保金売でなどでは、)         (食券食性取引では、)         (食券食性取引では、)         (食者のでは、)         (食さななななななななななななななななななななななななななななな</li></ul>		変産ののお金         現金 預 け 金         現 中 別 生 期 定         債券貸借取引支払保証金         買 入 金 銭 債 権         面 品 有 価 証 券         金 銭 価 証 券         金 銭 価 証 券         金 銭 価 証 券         金 銭 価 証 券         金 銭 価 証 券         を 面 機 延 税 金         要 産 税 金         製 延 税 金         要 産 税 金         要 産 税 の 産 税 の 産 税 の 産 税 の 産 税 の 産 税 の 産 税 の 産 税 の 産 税 の 産 税 の 資 の の の の の の の の の の の の の の の の の	riangle	( ) ( ) 金金 - 定金 - 定金 - で ( ) 金金 - で ( )	

	改正後						
	自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 評価・換算差額等合計 新株予約権						
	純資産の部合計						
資産の部合計	負債及び純資産の部合計						

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条 に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定 基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況につい ても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ① その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容

	.5011
	(又は中間未処理損失)
	中間純利益
	_(又は中間純損失)_
	土 地 再 評 価 差 額 金
	株 式 等 評 価 差 額 金
	自己株式払込金
	自 己 株 式 △
	資本の部合計
資産の部合計	負債及び資本の部合計

現行

- 1 <u>次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が</u>明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲 げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定 基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況につい ても、できるだけ詳細に記載すること。)
- (7) 退職給付引当金の計上方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額
  - なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が 軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 当中間期末に係る商法施行規則第 124 条第 1 号に規定する超過額及び同条第 3 号に 規定する純資産額

- (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条の 4 第 1 号から第 3 号までに規定する有価証券に関する事項
- (5) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金 を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限り でない。
- (12) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (13) 子会社等(銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額
- (14) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
- ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
- ② 繰延税金負債
- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保 に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額 (同条第 1 号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)
- (18) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 72 号で定める連結配当規制適用会社については、当 該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨 及び会社計算規則第 186 条第 4 号に規定する額
- (19) 当中間会計期間の末日後、翌中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

現行

- (17) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における 当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限 る。)は、この限りでない。
- (18) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。
- (20) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 第3
 第
 期中
 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

中間損益計算書

(単位:百万円)

科     目     金     額       経     常     収     益       資金運用収益     ※     ※     ※     ※       (うち貸出金利息)     (※     ※     ※     ※       役務取引等収益     ※     ※     ※     ※       その他業務収益     ※     ※     ※     ※       経常期金利息)     ※     ※     ※       後務取引等費用     ※     ※     ※       どの他業務費用     ※     ※     ※       どの他業務費用     ※     ※     ※       差別報     ※     ※     ※       経常別     基     ※     ※       経常別     基     ※     ※       校別前中間純損失)     基     ※     ※       技人税、住民税及び事業税     ※     ※     ※       上人税等調整額     ※     ※     ※       中間純利益     ※     ※     ※       大規・     ※     ※     ※       大規・      ※     ※       大型の       ※     ※       経費用      ※     ※     ※       大型の            大型の            大型の			<u> (単位:日万円)</u>
資金運用収益         (うち貸出金利息)           (うち有価証券利息配当金)         (×××)           役務取引等収益         ××××           その他業務収益         ××××           その他業務収益         ××××           経常期産期         大×××           経常期産期         (×××)           後務取引等費用         ××××           ど※××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ※×××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××           ××××         ××××	<u>科</u> <u>目</u>	<u>金</u>	額
(うち貸出金利息)       (×××)         (うち有価証券利息配当金)       (×××)         役務取引等収益       ×××         その他業務収益       ×××         その他業常用       (うち預金利息)         (うち預金利息)       (×××)         役務取引等費用       (×××)         (うち預金利息)       ×××         後務取引等費用       ×××         その他業務費用       ×××         差の他業務費用       ×××         (又は経常損失)       ×××         特別利益       ×××         (又は税引前中間純損失)       ×××         法人税、住民税及び事業税       ×××         大機等調整額       ×××         (又は税引前中間純損失)       ×××         (区人税等調整額       ×××         (財務)       ※××	経 常 収 益		$\times$ $\times$ $\times$
(うち有価証券利息配当金)       (×××)         役務取引等収益       ×××         その他業務収益       ×××         その他経常収益       ×××         経 常	資 金 運 用 収 益	$\times \times \times$	
役務取引等収益         その他業務収益         その他業務収益         その他業別期         資金調達費用         (うち預金利息)         役務取引等費用         その他業務費用         その他業務費用         老の他業務費用         老の他業務費用         老の他業務費用         老の他業常費用         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××         ※×××	(うち貸出金利息)	<u>(× × ×)</u>	
その他業務収益         その他餐常収益         経常費用         資金調達費用         (うち預金利息)         役務取引等費用         その他業務費用         営業経費         その他業務費用         営業経費         その他餐常費用         人程第損失)         特別和益         特別和益         長税引前中間純損失)         法人税、住民税及び事業税         法人税、等調整額         中間純和和益         中間純和和益         (又は税引前中間純損失)	(うち有価証券利息配当金)	_(× × ×)_	
その他経常収益       経常費用       資金調達費用       (うち預金利息)       役務取引等費用       その他業務費用       営業経費       その他業務費用       営業経費       その他経常費用       経常費用       (又は経常損失)       特別負前中間純損失)       法人税、住民税及び事業税       法人税等調整額       中間純利益       (又は税引前中間純損失)       法人税等調整額       中間純利益	役 務 取 引 等 収 益	$\times \times \times$	
経       常       費       用         資       金       調       達       費       用         ( う       ち       預       金       利       息       )         役       務       取       引       等       費       用       ※	その他業務収益	$\times \times \times$	
資金調達費用       (うち預金利息)         役務取引等費用       (×××)         その他業務費用       (×××)         さ業経費       費用         その他業務費用       (××××         を期日       (××××         を加り等費用       (××××         (××××       (××××         (区は経常損失)       (区は税引前中間純損失)         (区は税引前中間純損失)       (区は税引前中間純損失)         (区は税引前中間純損失)       (区は税引前中間純損失)         (区は税引前中間純損失)       (区域のより、企業税         (区域のより、企業税	その他経常収益	$\times \times \times$	
(うち預金利息)         役務取引等費用         その他業務費用         営業経費         その他経常費用         経常損失)         特別利益         財別投失         税引前中間純損失)         法人税、住民税及び事業税         法人税等調整額         中間純利益         (又は税引前中間純損失)         法人税、行民税及び事業税         (工工成税引前中間純損失)	経 常 費 用		$\times$ $\times$ $\times$
( うち預金利息)         役務取引等費用         その他業務費用         営業経費         その他経常費用         経常損失)         特別利益         財別投失         税引前中間純損失)         法人税、住民税及び事業税         法人税等調整額         中間純利益         (又は税引前中間純損失)         法人税、行民税及び事業税         (工工成税引前中間純損失)	資 金 調 達 費 用	$\times \times \times$	
その他業務費用       ※×××         営業経費       ※×××         その他経常費用       ※×××         経常損失)       ※×××         特別利益特別有效       ※×××         特別有效       ※×××         税引前中間純損失)       ※×××         法人税、住民税及び事業税法人税等調整額中間純利益       ××××		$(\times \times \times)$	
その他業務費用       ※××         営業経費       ※××         その他経常費用       ※××         経常損失)       ※××         特別利益       ※××         特別損失       ※××         税引前中間純損失)       ※××         法人税、住民税及び事業税       ×××         法人税等調整額       ×××         中間純利益       ×××	役 務 取 引 等 費 用	$\times \times \times$	
営業     選費       その他経常費用       経常損失)       特別利益       財別損失       税引前中間純利益       (又は税引前中間純損失)       法人税、住民税及び事業税       法人税等調整額       中間純利益       ※×××	その他業務費用	$\times \times \times$	
経       常       利       益         (       又       は       経       常       損       失         特       別       利       益       × <td>営 業 経 費</td> <td><math>\times \times \times</math></td> <td></td>	営 業 経 費	$\times \times \times$	
(又は経常損失)       特別利益       特別損失       税引前中間純利益       (又は税引前中間純損失)       法人税、住民税及び事業税       法人税等調整額       中間純利益	その他経常費用	$\times \times \times$	
(又は経常損失)       特別和益       特別損失       税引前中間純利益       (又は税引前中間純損失)       法人税、住民税及び事業税       法人税等調整額       中間純利益	経 常 利 益		$\times$ $\times$ $\times$
特別     損失       税引前中間純利益       (又は税引前中間純損失)       法人税、住民税及び事業税       法人税等調整額       中間純利益	I .		
税 引 前 中 間 純 利 益         (又は税 引 前 中 間 純 損 失 )         法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税         法 人 税 等 調 整 額         中 間 純 利 益	特 別 利 益		$\times$ $\times$ $\times$
(又は税引前中間純損失)       法人税、住民税及び事業税       法人税等調整額       中間純利益	特 別 損 失		$\times$ $\times$ $\times$
法人税、住民税及び事業税       ×××         法人税等調整額       ×××         中間純利益       ×××	税引前中間純利益		$\times$ $\times$ $\times$
法 人 税 等 調 整 額       中 間 純 利 益         × × ×       × × ×	(又は税引前中間純損失)		
中 間 純 利 益	法人税、住民税及び事業税		$\times$ $\times$ $\times$
	法 人 税 等 調 整 額		$\times$ $\times$ $\times$
	中 間 純 利 益		$\times$ $\times$ $\times$
<u>( 又 は 中 間 純 損 失 )</u>	(又は中間純損失)		

 第3
 第
 期中
 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

中間損益計算書

現行

<u>科</u> <u>目</u>	<u>金</u>	į
経 常 収 益		$\times$ $\times$ $\times$
資 金 運 用 収 益	$\times \times \times$	
( う ち 貸 出 金 利 息 )	<u>(× × ×)</u>	
(うち有価証券利息配当金)	<u>(× × ×)</u>	
役務取引等収益	$\times \times \times$	
その他業務収益	$\times \times \times$	
その他経常収益	$\times \times \times$	
経 常 費 用		$\times$ $\times$ $\times$
資 金 調 達 費 用	$\times \times \times$	
( う ち 預 金 利 息 )	<u>(× × ×)</u>	
<u>役務取引等費用</u>	$\times \times \times$	
その他業務費用	$\times \times \times$	
営 業 経 費	× × ×	
その他経常費用	× × ×	
経 常 利 益		$\times$ $\times$ $\times$
( 又 は 経 常 損 失 )		
特 別 利 益		$\times$ $\times$ $\times$
特別損失		<u>× × ×</u>
税引前中間純利益		$\times \times \times$
(又は税引前中間純損失)		., ., .,
法人税、住民税及び事業税		×××
法 人 税 等 調 整 額		×××
中間純利益		$\times$ $\times$ $\times$
( 又 は 中 間 純 損 失 )		
前期繰越利益		$\times$ $\times$ $\times$

改正後	現行
(記載上の注意)  1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。  2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。  3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	(又は前期繰越損失)       ・・・積立金取崩額       利益準備金取崩額       中間未処分利益       (又は中間未処理損失)       (記載上の注意)
	1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。 2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。 3 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。 4 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

								2:	女正?	发								現行
<u>(記載上の注意)</u> 1. 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生いたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	平成 年 月 日残高	中間会計期間中の変動を関合計(円)	変動額(純額)	の中間会計期間中の	株主資本以外の項目	自己株式の処分	中間純利益	剰余金の配当	新株の発行	中間会計期間中の変動額	平成 年 月 日残高						第4	
の様式に掲げ	XX	XXX							XX		XXX	海 子 H)					进	
67月1年	×  ×	XX							XX		XX	道 本 金						
多目科の	X	Į.									XX	その他 資本 剰余金		資本剰余金			年 年	
割げる必要:	×	XX							XX		XX	<u>剰余金</u> 合計					月月	
が生じたとき	X	XX						XX			XXX	型 離 湖 (油)					日まで	
は、その性質に	XX	-									XX	積 立 金	その街	迷	株主資本			
こ応じて適切な名	XXX	XXX					XXX	-  -  -			×  ×	編越 利益剰余金	その他利益剰余金	利益剰余金			中間株主資本等変動計算書	
ふを付し 適切	XX	XX					xxx	<u>xxx</u>			XXX	剰余金 合計	± *				動計算書	
が場所に記載	·  XX	XX				XX					-  XXX	自己株式						
オニターと	×	XX				X	XXX	- XXX	XX		XX		# +					
	XXX	XXX			XXX						XXX	有価証券評価差額金	N €					
	XX	XX			XXX						XX		å 4		評価・換算			
	XX	XX			XX						XX	部価差額金	+ ≢ H		蓋	(単位		
	XX	XX			XX						XXX	等 葉 原合 整 原				11		
	××	XX			XX						XXX	<b></b>	# # W			百万円)		
	XX	XXX			XX	XX	XX	I. XX	XXX		XXX		i ii ii					

<sup>1.</sup> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたと試は、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
3. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね中間貸借対照表における記載の順序によること。
4. その他利益製糸金は、科目ことの記載に代えてその他利益製糸金の合計機を、直前事業年度未移高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間未移高に区分して記載することができる。この場合には、科目ことのそれ。それの金額を注記すること。
5. 評価、投算差額等は、科目ことの記載に代えて評価、投算差額等の合計額を、直前事業年度未移高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間未移高に区分して記載することができる。この場合には、科目ことのそれぞれの金額を注記すること。
5. 評価、投算差額等は、科目ことの記載に代えて評価、投算差額等の合計額を、直前事業年度未移高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間未移高に区分して記載することができる。この場合には、科目ことのそれぞれの金額を注記すること。
6. 資本製余金、利益製余金、評価、投算差額等及び純資産の各合計機の記載は省略することができる。

改正後		現行	
第5     第 期中     年 月 日か       年 月 日か     年 月 日ま       「直接法により表示する場合」     科 目	<u>中間キャッシュ・フロー計算書</u> <u>(単位:百万円)</u> <u>金</u>	第4     第     期中     年     月     日から       年     月     日まで       (直接法により表示する場合)       科     目       I営業活動によるキャッシュ・フロー	中間キャッシュ・フロー計算書         (単位:百万円)         金       額
Ⅰ営業活動によるキャッシュ・フロー 貸付金回収による収入		貸付金回収による収入	
預金払出による支出		<u>預金払出による支出</u> 貸付金利息収入	
貸付金利息収入		預金利息支出	
預金利息支出		営業経費支出	
営業経費支出		日本性界入田	
		法人税等の支払額	
法人税等の支払額		営業活動によるキャッシュ・フロー	
営業活動によるキャッシュ・フロー		Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー		有価証券の取得による支出	
有価証券の取得による支出		有価証券の売却による収入	
有価証券の売却による収入		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の売却による収入	
有形固定資産の売却による収入			
<u></u>		投資活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー		Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー		株式の発行による収入	
株式の発行による収入		自己株式の取得による支出	
自己株式の取得による支出		配当金の支払額	
配当金の支払額		<u></u>	
<u></u>		財務活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー		IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
IV現金及び現金同等物に係る換算差額		V 現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
<u>V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</u>		VI現金及び現金同等物の期首残高	
VI現金及び現金同等物の期首残高		Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高	
VⅢ現金及び現金同等物の中間期末残高		(記載上の注意)	

# 改正後 (記載上の注意) 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があ るときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、 適切な場所に記載すること。 〔間接法により表示する場合〕 (単位:百万円) 科目 額 I営業活動によるキャッシュ・フロー 税引前中間純利益(損失) 減価償却費 減損損失 貸倒引当金の増加額 資金運用収益 資金調達費用 有価証券関係損益 貸出金の純増減 預金の純増減 資金運用による収入 資金調達による支出 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー

株式の発行による収入 自己株式の取得による支出

配当金の支払額

現行

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

#### (間接法により表示する場合)

<u>(単位:百万円)</u>

<u>科 目</u>	<u>金 額</u>
I営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
<u>資金調達費用</u>	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
<u>資金運用による収入</u>	
資金調達による支出	
<u></u>	
<u>小</u> 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	

改正後	現行
<u></u>	財務活動によるキャッシュ・フロー
財務活動によるキャッシュ・フロー	IV現金及び現金同等物に係る換算差額
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)
<u>V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</u>	VI現金及び現金同等物の期首残高
VI現金及び現金同等物の期首残高	Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高
Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高	(記載上の注意)

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、 適切な場所に記載すること。
- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第1号の2 (中間業務報告書(特定取引勘定設置行用)) パブリックコメント用

D Co Ci I (K) Calling		これが例のには直口がバッシングラグマーバ	
改正後		現行	
参考)別紙様式第1号の2(第 18 条第1項関係)	(日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第1号の2(第18条第1項関係)	(日本工業規格A4)
<u>中 間 業 務 報 告 書</u>		中間業務報告	· 書
第 期中     年 月 日から       年 月 日まで		<u>第 期中</u>	<u>日から</u> <u>日まで</u>
株式会社銀行		株式会社	銀行
	年 月 日		年 月 日
金融庁長官 殿		金融庁長官   殿	
<u>住</u> 所			住 所
株式会社	銀行		株式会社銀行
代表取締役 氏	名 印		代表取締役 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のと	:おり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の	の状況を次のとおり報告します <u>。</u>
<u></u> 国 次		<u></u> <u></u> <u> </u>	
第1       中間事業概況書         1       事業の概要         2       営業所等の増減         3       会社役員及び職員の増減         4       株主の状況         5       貸倒引当金の状況         6       自己資本比率の状況         第2       中間貸借対照表         第3       中間損益計算書         第4       中間株主資本等変動計算書         第5       中間キャッシュ・フロー計算書         (記載上の注意)		第1       中間営業概況書         1       営業の概要         2       営業所等の増減         3       役職員の増減         4       株主の状況         5       貸倒引当金の状況         6       自己資本比率の状況         第2       中間貸借対照表         第3       中間損益計算書         第4       中間キャッシュ・フロー計算書         (記載上の注意)       1         五       委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取終	締役」を「代表執行役」に改めて記載
1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表	芸執行役」に改めて記載	<u>すること。</u>	
すること。		2 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済網	
2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数		3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様	様式中で指定された単位で記載し、当
3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定	<u>: さ4いに甲1仏 じ記載 し、</u>	該単位未満は切り捨てること。	

当該単位未満は切り捨てること。

4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て 小数点第2位までを記載すること。

#### 1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

# 2 営業所等の増減

区		分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(	Δ	)
本	支	店													
出	張	所													
	<u>計</u>														

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( △	)
銀行代理	業者												
銀行代理業を営	む												
営業所又は事務	所												

#### 3 会社役員及び職員の増減

<u>X</u>			分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)
	取	締	役	<u>うち非常</u>	常勤(	)_	<u>5</u> t	5非常	常勤	(	)_			
<u>会</u> 社	会	計 参	与											
<u>役</u>	監	查	役	<u>うち非常</u>	常勤(	)_	<u>5 t</u>	5非常	常勤	(	)_			
員	執	行	役											
		計												
職	事	務	系											

現行

4 <u>この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。</u>

# 1 営業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

# 2 営業所等の増減

区		分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)	7 )
本	支	店												
出	張	所												
	計													

(記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)
銀行代理業	查											
銀行代理業を営む												
営業所又は事務所												

#### 3 役職員の増減

区 分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)
役 員											
(うち執行役員)	(		)_	_(				)	_(		)
(うち非常勤役員)	_(		)_	_(				)	_(		)_
(定数)	_(			_(				)	_(		)_
執 行 役											
事 務 系											

				改正後		
	庶	務	<u>系</u>			
員		<u>計</u>				
	<u>合</u>	計				
(記:	載上の注	: 告)				

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執 行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、 自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のと おり記載すること。

当中間期末における出向職員数

# 4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	<u>割</u> 合
	<u>千株</u>	<u>%</u>
その他の株主(名)		
計 ( 名)_		<u>100</u>

#### (記載上の注意)

持株数の多い順に10名を記載すること。

#### 5 貸倒引当金の状況

(単位・百万円)

					· 🗆 /J   1/
	繰入額	取崩額	<u>純繰入額</u> (△純取崩額)	<u>当中間期</u> <u>末残高</u>	摘 要
一般貸倒引当金					
う ち 有 税 分					
個別貸倒引当金					
う ち 有 税 分					
特定海外債権引当勘定					
う ち 有 税 分					

<u>計</u>		
<b>⇒</b> 1		

#### (記載上の注意)

員 合

> 1 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数(委員会等設置会社にあつては、取締役(執行 役を兼務する者を含む。)の員数)を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載す ること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。 当中間期末における執行役を兼務する取締役
> 人

現行

- 2 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載するこ
- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自 動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)数については欄外に次のと おり記載すること。

当中間期末における出向職員 人

5 取締役又は職員と兼務していない執行役員数については、欄外に次のとおり記載するこ

取締役又は職員と兼務していない執行役員

# 4 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	<u>割 合</u>
	<u>千株</u>	<u>%</u>
その他の株主(名)		
計 (名)		<u>100</u>

#### (記載上の注意)

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

#### 5 貸倒引当金の状況

	繰入額	取崩額	<u>純繰入額</u> (△純取崩額)	<u>当中間期</u> <u>末残高</u>	摘要
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					
合 計					

_										
	改正後									
	수 計	Τ								
	(記載上の注意)	_								
	崩額は、欄外に次のとおり記載すること。									

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

無税百万円有税百万円

# 6 自己資本比率の状況

表計上額の合計額から帳簿 価額の合計額を控除した額

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位:百万円)

項 目	前期末	当中間 期末	項     目       前期     当中間       末     期末
資 本 金		291716	短期劣後債務
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額 △ △
新株式申込証拠金			<u>準補完的項目(C)</u>
資 本 準 備 金			
その他資本剰余金			
利 益 準 備 金			自己資本総額(A+B+C)
その他利益剰余金			(D)
そ の 他			他の金融機関の資本調達手
自 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	段の意図的な保有相当額
自己株式申込証拠金			負債性資本調達手段及
その他有価証券の評価差損	$\triangle$	$\triangle$	びこれに準ずるもの
新 株 予 約 権			期限付劣後債務及び期
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	限付優先株並びにこれ
o $h$ $h$	$\triangle$	$\triangle$	らに準ずるもの
繰延税金資産の控除前の			短期劣後債務及びこれ
[基本的項目]計(上記			に準ずるもの
各項目の合計額)			<u>控除項目不算入額</u> <u>△</u> <u>△</u>
繰延税金資産の控除金額	$\triangle$	$\triangle$	<u>控 除 項 目 計(E)</u>
基本的項目(A)			自己資本額(D-E)(F)
償還を行う蓋然性を有す			
<u>る株式等</u>			
海外特別目的会社の発行			
する優先出資証券			
その他有価証券の貸借対照			

現行

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

 無税
 百万円

 有税
 百万円

# 6 自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕

				(里世:	<u> 日刀円厂</u>
項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>
資 本 金			短 期 劣 後 債 務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$
新株式払込金			準 補 完 的 項 目(C)		
資 本 準 備 金					
その他資本剰余金			自己資本総額(A+B+C)		
利 益 準 備 金			(D)		
任 意 積 立 金			他の金融機関の資本調達手		
中間未処分利益			段の意図的な保有相当額		
そ の 他			<b>                                      </b>		
その他有価証券の評価差損	$\triangle$	$\triangle$	<u>負債性資本調達手段及び</u>   これに準ずるもの		
自己株式払込金			<u> </u>		
自 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	期限付劣後債務及び期限		
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	付優先株並びにこれらに		
企業結合により計上される	$\triangle$	$\triangle$	準ずるもの		
無形固定資産相当額			短期劣後債務及びこれに		
繰延税金資産の控除前の			準ずるもの		
〔基本的項目〕計(上記					
各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	$\triangle$	$\triangle$			
基本的項目(A)					
償還を行う蓋然性を有す					
る株式等			控除項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$
海外特別目的会社の発行			<u>控 除 項 目 計(E)</u>		
する優先出資証券			自己資本額(D-E)(F)		
その他有価証券の貸借対照					
表計上額の合計額から帳簿			資産(オン・バランス)項目		

改正後								
<u>Ø 45%</u>			資産(オン・バランス)項目					
土地の再評価額と再評価の			オフ・バランス取引項目					
直前の帳簿価額の差額の			マーケット・リスク相当額を					
45%相当額			8%で除して得た額					
一般貸倒引当金			<u>リスク・アセット等計(G)</u>					
負債性資本調達手段等			(参考) マーケット・リスク					
負債性資本調達手段			相当額					
期限付劣後債務及び期限								
付優先株								
補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$	Tier1 比率 (A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>			
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>			

		玛	見行		
価額の合計額を控除した額			オフ・バランス取引項目		
<u>Ø 45%</u>			マーケット・リスク相当額		
土地の再評価額と再評価			を8%で除して得た額		
の直前の帳簿価額の差額の			<u>リスク・アセット等計(G)</u>		
45%相当額			_(参考) マーケット・リスク		
一般貸倒引当金			相当額		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期					
限付優先株					
補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$	Tier1 比率 (A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(F/G)	%	<u>%</u>

# [国内基準に係る単体自己資本比率]

(単位:百万円)

			_( <u>牛匹:日刀11)</u> _
項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項     目     前期末     当中間 期末
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手
新株式申込証拠金			段の意図的な保有相当額
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段
その他資本剰余金			及びこれに準ずるも
利 益 準 備 金			<u>O</u>
その他利益剰余金			期限付劣後債務及び
そ の 他			期限付優先株並びに
自 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	これらに準ずるもの
自己株式申込証拠金			<u>控除項目不算入額</u> <u>△</u> <u>△</u>
その他有価証券の評価差損	$\triangle$	$\triangle$	<u>控 除 項 目 計(D)</u>
新 株 予 約 権			自己資本額(C-D)(E)
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	
<u>o</u> h h	$\triangle$	$\triangle$	
繰延税金資産の控除前の			
[基本的項目]計(上記各			
項目の合計額)			
繰延税金資産の控除金額	$\triangle$	$\triangle$	
基本的項目(A)			
償還を行う蓋然性を有す			資産(オン・バランス)項目
る株式等			オフ・バランス取引項目

# [国内基準に係る単体自己資本比率]

項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項     目     前期末     当中間 期末
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手
新株式払込金			段の意図的な保有相当額
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及び
その他資本剰余金			これに準ずるもの
利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期限
任 意 積 立 金			付優先株並びにこれらに
中間未処分利益			準ずるもの
そ の 他			<u>控除項目不算入額 △</u> △
その他有価証券の評価差損	$\triangle$	$\triangle$	<u>控 除 項 目 計(D)</u>
自己株式払込金			自己資本額(C-D)(E)
自 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	
企業結合により計上される	_	Δ	<u>資産(オン・バランス)項</u>
無形固定資產相当額			且
繰延税金資産の控除前の			
[基本的項目]計(上記各			
項目の合計額)			
繰延税金資産の控除金額	$\triangle$	$\triangle$	オフ・バランス取引項目
基本的項目(A)			<u>リスク・アセット等計(F)</u>
償還を行う蓋然性を有			

		改	正後		
土地の再評価額と再評価の			<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
直前の帳簿価額の差額の					
45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限					
付優先株					
補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$	<u>Tier1 比率(A/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F)	<u>%</u>	<u>%</u>

- 1 本表には、銀行法第 14 条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本 の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基 づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は[国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点 を有しない銀行は[国内基準に係る単体自己資本比率]を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載 すること。
- 7 銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除金額」 操い所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

	する株式等					
	土地の再評価額と再評価					
	の直前の帳簿価額の差額の					
	45%相当額					
	一般貸倒引当金					
	負債性資本調達手段等					
	負債性資本調達手段					
	期限付劣後債務及び期					
	限付優先株					
	補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$	Tier1 比率(A/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
	補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
- 1		*	•			

現行

#### (記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第 14 条の 2 に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本 の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基 づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点を 有しない銀行は [国内基準に係る単体自己資本比率] を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する 単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づ <銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除 前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額) 欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所 定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算 入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

(単位:百万円)       科 目 金額 科 目 金額     科 目 金額 科 目 金額       (資産の部)     (負債の部)       現金預け金     預金額	<u>表</u>
買現先期定債券貸借取引支払保証金買入手形買入金銭債権         コールマネー売現先期定債券貸借取引支払保証金買入工手形買入金銭債権           買入金銭債権         大事形置入金銭債権           特定取引資産金銭の信託有価証券         カーロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>金 額</u>

₫.	女正後
資産の部合計	繰越利益剰余金 自 己 株 式 自己株式申込証拠金 株 主 資 本 合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土 地 再 評 価 差 額 金 評価・換算差額等合計 新 株 予 約 権 絶 資 産 の 部 合計 負債及び純資産の部合計

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が 明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条 に規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定 基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況につい ても、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ① リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ① その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財

	5011
	中間未処分利益
	(又は中間未処理損失)
	<u>中間純利益</u>
	<u>(又は中間純損失)</u>
	土 地 再 評 価 差 額 金
	株式等評価差額金
	自己株式払込金
	<u>自 己 株 式</u>   <u>△</u>
	資 本 の 部 合 計
資産の部合計	負債及び資本の部合計

現行

#### (記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲 げる事項
    - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
    - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
    - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
    - ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か
  - (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定 基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況につい ても、できるだけ詳細に記載すること。)
- (7) 退職給付引当金の計上方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が 軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 当中間期末に係る商法施行規則第 124 条第1項に規定する超過額及び同条第3号に

務諸表に与えている影響の内容

- ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 5 条の 4 第 1 号から第 3 号までに規定する有価証券に関する事項
- (5) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金 を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限り でない。
- (12) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (13) 子会社等(銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。) の株式又は出資金の総額
- (14) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
- ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
- ② 繰延税金負債
- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保 に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額 (同条第 1 号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)
- (18) 会社計算規則第 2 条第 3 項第 72 号で定める連結配当規制適用会社については、当 該事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨 及び会社計算規則第 186 条第 4 号に規定する額
- (19) 当中間会計期間の末日後、翌中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。) 以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該

現行

#### 規定する純資産額

- (17) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における 当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限 る。)は、この限りでない。
- (18) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。
- (20) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

事象

- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(244 - ---

		_(単位:百万円)
	<u>科</u> 目	<u>金</u> 額
経	常収益	× × ×
	資 金 運 用 収 益	$\times \times \times$
	( う ち 貸 出 金 利 息 )	
	(うち有価証券利息配当金)	<u>(× × ×)</u>
	役 務 取 引 等 収 益	$\times \times \times$
	特 定 取 引 収 益	$\overline{\times \times \times}$
	その他業務収益	$\times \times \times$
	その他経常収益	$\overline{\times \times \times}$
経		× × ×
	資 金 調 達 費 用	
		$(\times \times \times)$
	役務取引等費用	$\overline{\times \times \times}$
	特 定 取 引 費 用	$\overline{\times \times \times}$
	その他業務費用	$\overline{\times \times \times}$
	営 業 経 費	$\overline{\times \times \times}$
	その他経常費用	$\overline{\times \times \times}$
経		× × ×
1 (	又は経常損失)	
特		$\times$ $\times$ $\times$
特		$\times \times \times \times$
税		$\times \times \times$
1 1/1	(又は税引前中間純損失)	$\frac{\lambda}{\lambda}$

		_ <u>(</u>
<u>科 目</u>		<u>金 額</u>
経 常 収	益	<u> </u>
資 金 運 用	収 益	$\times \times \times$
(うち貸出金	利 息 )	<u>(× × ×)</u>
(うち有価証券利息	配 当 金 )	<u>(× × ×)</u>
役務取引等	収 益	$\times \times \times$
特 定 取 引	収 益	$\times \times \times$
その他業務	収 益	$\times \times \times$
その他経常	収益	$\times \times \times$
経 常 費	用	$\times \times \times$
資 金 調 達	<u>費</u> 用	$\times \times \times$
( う ち 預 金 和	1 息 )	<u>(× × ×)</u>
役務取引等		$\times \times \times$
特 定 取 引	費用	$\times \times \times$
その他業務		$\times \times \times$
営 業 経	費	$\times \times \times$
その他経常	費用	$\times \times \times$
経 常 利	益	$\times \times \times$
( 又 は 経 常 損		
特 別 利	益	$\times \times \times$
特 別 損	失	$\times \times \times$
税引前中間純	利益	$\times \times \times$
(又は税引前中間純	損失)	

改正後
法人税、住民税及び事業税
<u>法 人 税 等 調 整 額</u>   <u>× × ×</u>
<u>中 間 純 利 益</u> <u>× × ×</u>
( 又 は 中 間 純 損 失 )
(記載上の注意)
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載するこ
<u>Ł.</u>
3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その
性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

法人税、住民税及び事業税	<u> </u>
法 人 税 等 調 整 額	$\times \times \times$
中 間 純 利 益	$\times \times \times$
( 又 は 中 間 純 損 失 )	
前 期 繰 越 利 益	$\times \times \times$
_( 又 は 前 期 繰 越 損 失 )	
· · · 積 立 金 取 崩 額	$\times \times \times$
利益準備金取崩額	<u> </u>
中間 未 処 分 利 益	$\times \times \times$
(又は中間未処理損失)	
(=1 +\ 1	

現行

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- <u>2</u> 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- <u>3</u> 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもって記載すること。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

								<u>2</u>	女正1	<u> </u>					
は非十一十十十二十十十二十十十二十十二十十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	平成年月日残高	中間会計期間中の変動 観合計 (円)	変動額(純額)	株主資本以外の項目 の中間会計期間中の		自己株式の処分	中間純利益	剰余金の配当	新株の発行	中間会計期間中の変動額	平成 年 月 日残高				
	XXX	XXX							XXX		XXX	資本金			
	XXX	XXX							xxx		XXX	準備本			
	XXX	-									XXX	その危 強余 金		資本剰余:	
	XXX	XXX							xxx		XXX	かり (地名) (地名) (地名) (地名) (地名) (地名) (地名) (地名)		IHV	
	XXX	XXX						XXX			XXX	推 型			
	XXX										XXX	積立金	その街		株主資本
	XXX	XXX					XXX	- <u>xxx</u>			XX	利益剰余金	その他利益剰余金		
	XXX	XXX					xxx	<u>xxx</u>			XXX	<u>剰余</u> 合計	±		
	<u>xxx</u>	XXX				XXX					<u></u>	自己株式			
	XXX	XXX			İ	XXX	xxx	- xxx	XXX		XXX	然 資 合土 本 計	\$ †		
	XXX	XXX		XXX							XXX	有価証券 評価差額金	4 <del>)</del>		
	XXX	XXX		XXX							XXX	深 と 温	712 = 4		
	XXX	XXX		XX							XXX	評価差額金			
	XXX	XXX		XXX							XXX	第二章	i i		
	XXX	XXX		XXX							XXX	約権	_		
	XXX	XXX		XXX		XXX	xxx	- xxx	XXX		XXX		1 14		

記載上の注意)。
「記載上の注意)を、の機式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたと考は、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること
1. 法令等に基づき、工の機式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたと考は、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること
2. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね中間資情対概表における記載の順序によること。
3. 株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね中間資情対概表における記載の順序によること。
3. 株主資本以外の科目について、中間事業年度中の変動語を、変動事由といる記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね資情対照表における記載の順序によること。
4. その他知益最外金は、科目ことの記載に代えてその他対益製金の合計額を、直前事業年度未挟高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間未残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ことのそれぞ、予切金額を注記すること。
5. 評価・授算差額等は、科目ことの記載に代えて評価・投算差額等の合計額を、直前事業年度未挟高、中間会計期間中の変動額及び中間会計期間未残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ことのそれぞ、力の金額を注記すること。
れの金額を記ますること。
れの金額を記ますること。
ない金額を記ますること。
ない金額を記ますること。
ない金額を記ますること。
ない金額を記ますること。
ない金額を記ますること。
ない金額を記ますることの記載に代えて評価・投算差額等及び知資産の合き計機の記載は省略することができる。

改正後		現行	
<u>第5 第 期中</u> <u>年 月 日か</u> 年 月 日ま	<u>ら</u> <u>中間キャッシュ・フロー計算書</u> で	第4     第     期中       年月日から       年月日まで	_ 中間キャッシュ・フロー計算書
   <u>[直接</u> 法により表示する場合]	_(単位:百万円)_	(直接法により表示する場合)	ノ _(単位:百万円)_
科目	金 額	科目	金 額
	並(根		亚 饵
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		I営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入 預金払出による支出		貸付金回収による収入 預金払出による支出	
<u>頃</u>		<u>原並ね山による又山</u> 貸付金利息収入	
預金利息支出		預金利息支出	
営業経費支出		営業経費支出	
日未胜县人山		日本性身入山	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ投資活動によるキャッシュ・フロー		Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
<u></u>			
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー		Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
IV現金及び現金同等物に係る換算差額		IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
<u>V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</u>		V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高		VI現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高		Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高	
_(記載上の注意)_		(記載上の注意)	

改正後		
1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成して	いる場合には作成を要しない。	
2 現金及び現金同等物の範囲について記載するこ		
3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フロ	一の状態を明らかにするために必要	要があ
るときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設	け、その性質に応じて適切な名称を	<u>:付し、</u>
適切な場所に記載すること。		
[間接法により表示する場合]		<u>円)</u>   -
<u>科 目</u>	<u>金</u> 額	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前中間純利益(損失)		
減価償却費		
減損損失		
貸倒引当金の増加額		
資金運用収益		
資金調達費用		
有価証券関係損益		
貸出金の純増減		
預金の純増減		
資金運用による収入		
資金調達による支出		
<u>小</u> 計		
法人税等の支払額		
<u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u>		
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出		
有価証券の売却による収入		
有形固定資産の取得による支出		
有形固定資産の売却による収入		
投資活動によるキャッシュ・フロー		
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー		
株式の発行による収入		

自己株式の取得による支出

配当金の支払額

現行

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、 適切な場所に記載すること。

(間接法により表示する場合)

<u>科</u>	<u>金 額</u>
I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前中間純利益(損失)	
<u>減価償却費</u>	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
<u>資金調達費用</u>	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
<u>小</u> 計	
法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
動産不動産の売却による収入	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
<u></u>	

改正後	現行
財務活動によるキャッシュ・フロー	財務活動によるキャッシュ・フロー
IV現金及び現金同等物に係る換算差額	Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額
<u>V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</u>	V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)
VI現金及び現金同等物の期首残高	VI現金及び現金同等物の期首残高
Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高	Ⅶ現金及び現金同等物の中間期末残高
(記載上の注音)	(45 14 1 2 2 4 2

### \_(記載上の注意)\_

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、 適切な場所に記載すること。

- 1 中間連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第2号(中間業務報告書(タ	ト国銀行支店))パブリックコメント用
改正後	現行
(参考) 別紙様式第2号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)	(参考) 別紙様式第2号(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)
<u>中間業務報告書</u>	<u>中間業務報告書</u>
年 月 日から       年 月 日まで	年 月 日から       年 月 日まで
銀行 支店	銀行 支店
<u>年 月 日</u>	<u>年 月 日</u>
金融庁長官   殿	金融庁長官    殿
<u>住 所</u>   銀行 支店	<u>住 所</u> 銀行 支店
<u> </u>	代表者氏 名印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
<u></u> <u></u> <u> </u>	<u></u>
第1     中間事業概況書       1     営業の概要	第1     中間営業概況書       1     営業の概要
<u>1 音素の概要</u>   <u>2</u> 営業所等の増減	<u>1 音素の概要</u> <u>2</u> 営業所等の増減
3 役職員の増減	3 役職員の増減
第2 中間貸借対照表	第2 中間貸借対照表
第3 中間損益計算書	第3 中間損益計算書
<u>(記載上の注意)</u>	<u>(記載上の注意)</u>
1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、	1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、
2 <u>この保入中に記載りる金額、什么人の保入中で相足された。単位</u> と記載し、 当該単位未満は切り捨てること。	2 三の様式中に記載する並做、什么人の体数は、この様式中で指定された単位で記載し、 当該単位未満は切り捨てること。
3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て	3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て
小数点第2位までを記載すること。	小数点第2位までを記載すること。
年 月 日から       第1         中間事業概況書	年 月 日から       第1         中間営業概況書
年 月 日まで丿	年 月 日まで丿

改正後	現行
1 事業の概要 <u>(記載上の注意)</u> 主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。	1 営業の概要 (記載上の注意) 主要勘定の増減の事由その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。
2	2

# <u>2</u> <u>宮美所等の増減</u>

区		分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( ∠	2 )
支		店												
出	張	所												
	計													

# (記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区	分	前	期	末	<u>当</u>	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)	( )
銀行代理	業者												
銀行代理業を営	当む												
営業所又は事務	务所												

# 3 役職員の増減

区					分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(	△)_
本国	目か	5 O	派	遣月	職員												
<u>本</u>	邦	役	付	職	員												
本邦	事		務		<u>系</u>												
_	庶		務		系												
般職員			<u>計</u>														
合					計												

# 4 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	<u>割</u>
		<u>%</u>
その他の株主又は持分を		
保有する者 (名)		
計 ( 名)		<u>100</u>

# (記載上の注意)

所有する株式数(単位:千株)又は出資額(単位:百万円)の多い順序に従い10名を記載

-		1 14 H 1/2 1													
	区		分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( /	7 )
	支		店												
	出	張	所												
		計													

# (記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区分	前	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)
銀行代理業者										
銀行代理業を営む										
営業所又は事務所										

# 3 役職員の増減

区					分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	( \( \triangle \)
本国	目かり	らの	派	遣〕	職員											
<u>本</u>	邦	役	付	職	員											
本邦	事		務		系											
I —I	庶		務		系											
般職員			計													
合					計											

# 4 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	<u>割</u>
		<u>%</u>
その他の株主又は持分を		
保有する者 (名)		
計 ( 名)		100_

# (記載上の注意)

所有する株式数 (単位:千株) 又は出資額 (単位:百万円) の多い順序に従い10名を記載

年 月 日現在中間貸借対照表

科

目

金 額

第 2

Ħ

すること。

(単位:百万円)

金 額

(資産の部) 負 債 の部 現金預け金 コールローン 性 預 買 現 先 勘 ールマ 現 先 債券貸借取引支払保証金 勘 手 債券貸借取引受入担保金 買入金銭債権 渡 手 コマーシャル・ペーパー 商品有価証券 金銭の信 用 有 価 証 玉 替 貸 出 他 負 債 国 為 与. 引 当 その他資 職給付引当 有 形 固 定 資 産 特別法上の引当金 無形固定資産 延 税 金 負 繰延税 金資産 承 払 支払承諾見返 定 支 店 貸倒引当金 債 の 部 合 本 支 店 勘 純 資 産 の部 進

(記載上の注意)

資産の部合計

すること。

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が 明らかになるように記載すること。

 中間繰越利益剰余金

 その他有価証券評価差額金

 繰延へッジ損益

 土地再評価差額金

 純資産の部合計

負債及び純資産の部合計

- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

#### 第2 年 月 日現在中間貸借対照表

現行

(単位:百万円)

		<u></u>	<u> 位:自力円)</u>
<u>科 目</u>	金 額	<u>科 目</u>	<u>金 額</u>
現     金     預     け     金       コ     ー     ル     ロ     ー     ン       買     現     先     勘     定       債券貸借取引支払保証金     買     入     手     形       買     入     金     銭     債     権       商     品     有     価     証     券		預     金       譲渡     性     預     金       コールマネー     売     現     先     勘     定       債券貸借取引受入担保金売     渡     手     形       コマーシャル・ペーパー	
金     銭     の     信     託       有     価     証     券       貸     出     金       外     国     為     替       そ     の     他     資     産       動     産     不     動     産       操     延     税     金     資     産       支     払     承     財     当     金       本     支     店     勘     定	△	借     用     金       外     国     為     替       短     期     社     債       で     の     他     負     債       資     与     引     当     金       財     法     上     の     引     当     金       特別     法     上     の     引     当     金       特別     金     負     債     支       支     払     承     諾       本     支     店     勘     定       利     本     準     備     金	
合計		中間未処分利益       (又は中間未処理損失)       中間純利益       (又は中間純損失)       株式等評価差額金小計       合計	

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が 明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲 げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) リース取引の処理方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただ し、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が 軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び 預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限 りでない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (19) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項ま でに規定する有価証券に関する事項
- (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(単位:百万円)

経 収 益  $\times$   $\times$   $\times$  現行

- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 動産不動産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) ヘッジ会計の方法
- (8) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (9) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (10) その他採用した重要な会計方針
- (11) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただ し、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (12) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (13) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が 軽微であるときは、この限りでない。
- (14) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (15) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び 預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限 りでない。
- (16) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (17) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (18) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (19) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項ま でに規定する有価証券に関する事項
- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(単位・百万円)

				_\ <del>-</del> \+	111.	П /ч	/ 1 1/_
	科	且		<u>金 額</u>			
経	常	収	益		×	X	×

改正後	
<u>資 金 運 用 収 益 × × × </u>	
( う ち 貸 出 金 利 息 ) (× × ×)	
<u>(うち有価証券利息配当金)</u> <u>(× × ×)</u>	
<u>役務取引等収益</u> ×××	
<u>その他業務収益</u>   <u>×××</u>	
<u>その他経常収益 ×××</u>	
<u>経</u> 常 <u>費用</u>	$\times \times \times$
<u>資金調達費用</u> ×××	
( う ち 預 金 利 息 ) (× × ×)	
<u>役務取引等費用</u> ×××	
<u>その他業務費用</u> ×××	
<u>営業経費</u> ×××	
その他経常費用×××	
経 常 利 益	$\times \times \times$
(又は経常損失)	V V V
<u>特 別 利 益</u>   特 別 損 失	× × ×
<u>特 別 損 失</u>   税 引 前 中 間 純 利 益	$\frac{\times \times \times}{\times \times}$
	× × ×
法人税、住民税及び事業税	$\times$ $\times$ $\times$
法 人 税 等 調 整 額	$\frac{\times \times \times}{\times \times}$
中間純利益	$\frac{\times \times \times}{\times \times}$
(又は中間純損失)	<u> </u>
前期繰越利益剰余金	$\times$ $\times$ $\times$
利益準備金積立額	<u> </u>
本店への送金	$\times$ $\times$ $\times$
中間繰越利益剰余金	$\times \times \times$
(記載トの注意)	

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
- (1) 直接経費(派遣職員給与等)
- (2) 間接経費割当額
- <u>3</u> 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

<del>児</del> 们	
<u>資 金 運 用 収 益 × × × </u>	
(うち貸出金利息) (×××)	
(うち有価証券利息配当金) (× × ×)	
<u>役務取引等収益</u> ×××	
<u>その他業務収益</u> ×××	
<u>その他経常収益</u> ×××	
<u>経 常 費 用</u>	$\times$ $\times$ $\times$
<u>資 金 調 達 費 用</u> <u>× × ×</u>	
( う ち 預 金 利 息 ) (× × ×)	
<u>役務取引等費用</u> ×××	
<u>その他業務費用</u> ×××	
<u>営業経費</u> <u>×××</u>	
<u>その他経常費用</u> ×××	
経 常 利 益	$\times$ $\times$ $\times$
( 又 は 経 常 損 失 )	
特 別	$\times$ $\times$ $\times$
特 別 損 失	$\times$ $\times$ $\times$
税 引 前 中 間 純 利 益	$\times$ $\times$ $\times$
(又は税引前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	$\times$ $\times$ $\times$
法 人 税 等 調 整 額	$\times$ $\times$ $\times$
中 間 純 利 益	$\times$ $\times$ $\times$
<u>( 又 は 中 間 純 損 失 )</u>	
前期操越利益	$\times$ $\times$ $\times$
(又は前期繰越損失)	
利 益 準 備 金 積 立 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
本店への送金	$\times$ $\times$ $\times$
(本店からの補てん金)	
中間未処分利益	$\times$ $\times$ $\times$
<u>(又は中間未処理損失)</u>	

現行

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
- (1) 直接経費(派遣職員給与等)
- (2) 間接経費割当額
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

別紙様式第2号の2(中間業務報告書(特定取引	勘定届出外国銀行支店用))パブリックコメント用					
改正後	現行					
(参考) 別紙様式第2号の2(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)	(参考) 別紙様式第2号の2(第18条第1項関係) (日本工業規格A4)					
中間業務報告書	中間業務報告書					
年月日から	<u>年 月 日から</u>					
年月日まで	年月日まで					
銀行	銀行 支店					
年 月 日	<u>年 月 日</u>					
金融庁長官    殿	金融庁長官   殿					
<u>住</u> <u>所</u>	<u>住</u> 所					
銀行 支店   代 表 者 氏 名 印	<u>銀行</u> 支店 代表者氏 名印					
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。					
<u></u> <u> </u>	<u></u> <u> </u>					
第1 中間営業概況書	第1 中間営業概況書					
1 営業の概要 2 営業所等の増減	1 営業の概要 2 営業所等の増減					
3 役職員の増減	3 役職員の増減					
第2 中間貸借対照表	第2 中間貸借対照表					
第3 中間損益計算書	第3 中間損益計算書					
(記載上の注意)	(記載上の注意)					
1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、	1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該					
当該単位未満は切り捨てること。	単位未満は切り捨てること。					
3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て						
小数点第2位までを記載すること。	点第2位までを記載すること。					
<u>年 月 日から</u>	<u>年 月 日から</u>					
第1     中間事業概況書       年 月 日まで	第1   中間営業概況書     年 月 日まで					

#### 改正後 現行 1 事業の概要 1 営業の概要 (記載上の注意) (記載上の注意) 主要勘定の増減の事由その他事業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。 主要勘定の増減の事由その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。 2 営業所等の増減 2 営業所等の増減 末当中間期末増 <u>分</u>前 末当中間期末増 分前 減 (△) 減 (△) 店 支 店 出 張 所 出 張 所 計 計 (記載上の注意) (記載上の注意) 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 末当中間期末増 \_\_減 (△) 末 当 中 間 期 末 増 分前 期 分前 減 ( △ ) 銀行代理業者 銀行代理業者 銀行代理業を営む 銀行代理業を営む 営業所又は事務所 営業所又は事務所 3 役職員の増減 3 役職員の増減 分|前 期 末当中間期末増 減 ( △ ) 分前 期 末当中間期末増 減 ( △ ) 本国からの派遣職員 本国からの派遣職員 邦 役 付 職 員 邦 役 付 職 員 本邦 邦 系 務 般職 般職 員 計 員 計 計 計

# 4 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	<u>割</u> 合
		<u>%</u>
その他の株主又は持分を		
保有する者 (名)		
計 ( 名)		100

(記載上の注意)

所有する株式数 (単位:千株) 又は出資額 (単位:百万円) の多い順序に従い 10 名を記載すること。

# 4 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	<u>割</u> 合
		<u>%</u>
その他の株主又は持分を		
保有する者 (名)		
計 (名)		100

## (記載上の注意)

<u>所有する株式数(単位:千株)又は出資額(単位:百万円)の多い順序に従い10名を記載すること。</u>

# 第2 年 月 日現在中間貸借対照表

(単位:百万円)

	I	T 1	<u> </u>
<u>科 目</u>	<u>金 額</u>	<u>科 目</u>	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		<u>預</u> 金	
コールローン		譲渡性預金	
買現 先勘 定		コ ー ル マ ネ ー	
债券貸借取引支払保証金		<u>売 現 先 勘 定</u>	
買 入 手 形		<u>債券貸借取引受入担保金</u>	
買 入 金 銭 債 権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
金 銭 の 信 託		特定取引負債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		<u>外 国 為 替</u>	
外 国 為 替		その他負債	
その他資産		賞 与 引 当 金	
有 形 固 定 資 産		退職給付引当金	
無 形 固 定 資 産		特別法上の引当金	
繰 延 税 金 資 産		繰延税金負債	
支 払 承 諾 見 返		支 払 承 諾	
貸 倒 引 当 金	$\triangle$	本 支 店 勘 定	
本 支 店 勘 定		負債の部合計	
		(純資産の部)	
		利益準備金	
		中間繰越利益剰余金	
		その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金	
		純資産の部合計	
資 産 の 部		負債及び純資産の部合計	

## (記載上の注意)

- 1 <u>次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が</u>明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無

# 第2 年 月 日現在中間貸借対照表

現行

(単位:百万円)

			(単位:自力円
<u>科 目</u>	金額	<u>科 目</u>	<u>金 額</u>
現金預け金		預金	
コールローン		譲渡性預金	
買現先勘定		コールマネー	
債券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買入手形		<b></b>	
買入金銭債権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		外 国 為 替	
外 国 為 替		短期 社 債	
その他資産		その他負債	
動 産 不 動 産		賞 与 引 当 金	
繰 延 税 金 資 産		退職給付引当金	
支 払 承 諾 見 返		特別法上の引当金	
貸倒引当金	$\triangle$	操延税金負債	
本 支 店 勘 定		支 払 承 諾	
		本 支 店 勘 定	
		<u>小 計</u>	
		<u>利 益 準 備 金</u>	
		中間未処分利益	
		(又は中間未処理損失)	
		<u>中間純利益</u>	
		(又は中間純損失)	
		株式等評価差額金	
		<u>小</u> 計	
合 計		合 計	

## (記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる 事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響を中間財務諸表に反映しているか否か

- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) リース取引の処理方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が 軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び 預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限 りでない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (19) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 第3
 年 月 日から

 年 月 日から

 中間損益計算書

(単位:百万円)

 科
 目
 金
 額

 経
 常
 収
 益
 × × ×

 資金運用収益
 × × ×
 (× × ×)

 (うち貸出金利息)
 (× × ×)

 (うち有価証券利息配当金)
 (× × ×)

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- (3) 動産不動産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) ヘッジ会計の方法
- (8) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (9) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (10) その他採用した重要な会計方針
- (11) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。

現行

(12) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並 びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (13) <u>固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微</u>であるときは、この限りでない。
- (14) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (15) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金 を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (16) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (17) 重要な係争事件に係る損害賠償義務。
- (18) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (19) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに 規定する有価証券に関する事項
- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 第3
 年 月 日から

 年 月 日まで

							_ (+ 1-2	<u> </u>
		<u>科</u>		且			<u>金 額</u>	
経		常		収		益	<u> </u>	×
	<u>資</u>	金	運	用	収	益	× × ×	
	<u>( う</u>	ち	貸出	金	利 .	息 )	<u>(× × ×)</u>	
	<u>(う</u>	ち有化	西証 券	€ 利 息	配当	<u>金)</u>	<u>(× × ×)</u>	

改正後	
役 務 取 引 等 収 益 × ×	×
<u>特 定 取 引 収 益 × × </u>	X
<u>その他業務収益</u> ××	×
<u>その他経常収益</u> ××	×
経 常 費 用	$\times \times \times$
<u>資 金 調 達 費 用</u> <u>× ×</u>	×
<u>( う ち 預 金 利 息 )</u> <u>(× ×</u>	<u>( ×)</u>
<u>役務取引等費用</u> ××	X
<u>特 定 取 引 費 用 × × </u>	×
そ の 他 業 務 費 用 × ×	X
<u>営業経費</u> ××	×
そ の 他 経 常 費 用 × ×	×
経 常 利 益	$\times \times \times$
( 又 は 経 常 損 失 )	
特 別 利 益	$\times \times \times$
特 別 損 失	$\times \times \times$
税 引 前 中 間 純 利 益	$\times \times \times$
_(又は税引前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	$\times \times \times$
法 人 税 等 調 整 額	$\times \times \times$
中間純利益	$\times \times \times$
(又は中間純損失)	
前期繰越利益剰余金	$\times \times \times$
利益準備金積立額	,
本店への送金	$\times \times \times$
(本店からの補てん金)	
中 間 未 処 分 利 益   (記載上の注意)	× × ×

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
- (1) 直接経費(派遣職員給与等)
- (2) 間接経費割当額
- <u>3</u> 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行 現行	
<u>役務取引等収益×××</u>	
<u>特 定 取 引 収 益 × × × </u>	
<u>その他業務収益 ×××</u>	
<u>その他経常収益</u> ×××	
経 常 費 用	$\times$ $\times$ $\times$
<u>資 金 調 達 費 用 × × ×</u>	
<u>( う ち 預 金 利 息 )</u> <u>(× × ×)</u>	
<u>役務取引等費用</u> ×××	
<u>特 定 取 引 費 用 × × ×</u>	
<u>その他業務費用</u> ×××	
<u>営業経費</u> <u>×××</u>	
<u>その他経常費用</u> ×××	
経 常 利 益	$\times \times \times$
( 又 は 経 常 損 失 )	
特 別	$\times \times \times$
特 別 損 失	$\times \times \times$
税 引 前 中 間 純 利 益	$\times \times \times$
(又は税引前中間純損失)	
法人税、住民税及び事業税	$\times$ $\times$ $\times$
法 人 税 等 調 整 額	$\times$ $\times$ $\times$
中 間 純 利 益	$\times$ $\times$ $\times$
( 又 は 中 間 純 損 失 )	
前 期 繰 越 利 益	$\times$ $\times$ $\times$
( 又 は 前 期 繰 越 損 失 )	
利 益 準 備 金 積 立 額	
利 益 準 備 金 取 崩 額	
<u>本 店 へ の 送 金</u>	$\times$ $\times$ $\times$
(本店からの補てん金)	
中間未処分利益	$\times$ $\times$ $\times$
(又は中間未処理損失)	

現行

# (記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
- (1) 直接経費(派遣職員給与等)
- (2) 間接経費割当額
- <u>3</u> 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第3号(業務報告書)パブリックコメント用

改正後	現行
(参考)別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第3号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)
業     務     報     告     書       第     期     年     月     日まで       株式会社     銀行	業     務     報     告     書       第     期     年     月     日まで       株式会社     銀行
111-24 52 12 521 13	<u> </u>
<u>年 月 日</u>	年 月 日
金融庁長官     殿       住     所       株式会社     銀行       代表取締役     氏     名 印       年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	金融庁長官 殿 住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
<u>国</u>	<u>国</u>
第1       事業 M 表         1       事業の概要       8       有価証券の内訳         2       営業所等の増減       9       貸出金の担保内訳         3       会社役員及び職員の増減       10       貸倒引当金の状況         4       会社役員の略歴及び所有自社株式       11       有形固定資産の内訳         5       株主の状況       12       支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳         6       株主総会の状況       13       自己資本比率の状況         7       商品有価証券の内訳         第2       貸借対照表         第3       損益計算書         第4       株主資本等変動計算書         第5       キャッシュ・フロー計算書         (記載上の注意)       1         4       委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載	
すること。	1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載
2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。 3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、	すること。 2 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。

当該単位未満は切り捨てること。

- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て 小数点第2位までを記載すること。
- <u>5</u> 公開会社でない銀行は、事業報告(会社法施行規則別紙様式第9号)で記載を省略した 事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。

 第1
 第
 期

 年月日から
 事業概況書

 年月日まで

# 1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

## 2 営業所等の増減

X		分	前	期	末	当	期	末	増	減 (	
本	支	店									
出	張	所									
	註										

# (記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

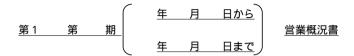
	-		分	<u>前</u>	期	<u></u> 末	当	期	<u>末</u>	増	減(	
<u>金</u>	艮 行 代 理	業	者									
	銀行代理業を	営む										
	営業所又は事	務所										

# 3 会社役員及び職員の増減

X			分	前	期	末	当	期	末	増	減 (	
	取	締	役	<u>うち非</u>	常勤 (		<u>うち</u> :	非常勤 (	)			
会	会	計 参	与									
<u>社</u> 役 員	監	查	役	<u>うち非</u>	常勤 (		<u>うち</u> :	非常勤 (				
旦	執	行	役									
		註										

現行

- <u>3</u> この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。



# 1 営業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

# 2 営業所等の増減

X		分	前	期	末	当	期	末	増	減 (	
本	支	店									
出	張	所									
	註										

# (記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

<u>X</u>			分	前	期	<u></u> 末	当	期	<u></u> 末	増	減 (	
釒	引行 代 理	業	者									
	銀行代理業を	<u>営む</u>										
	営業所又は事	務所										

# 3 役職員の増減

区分	前	期	末	当	期	末	増	減(	
役 員									
( う ち 執 行 役 員 )	(			_(			_(		)
(うち非常勤役員)							_(		
_( 定 数 )						)	_(		)
執 行 役									
事 務 系									

				改正後		
職	事	務	系			
	庶	務	<u>系</u>			
員		<u>計</u>				
	合	計				

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執 行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のと おり記載すること。

当期末における出向職員数 人

# 4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	<u>略 歴</u>	所有自社株式数	<u>備 考</u>
			<u>株</u>	
計	名			

## (記載上の注意)

- 1 本表における会社役員は、取締役、監査役及び執行役とする。
- 2 銀行法第7条第1項による取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可 を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

# 5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合
	<u>千株</u>	<u>%</u>
その他の株主(名)		
計 (名)		<u>100</u>

員	庶	務	系		
		<u>計</u>			
	合	計			

現行

## (記載上の注意)

- 1 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数(委員会等設置会社にあつては、取締役(執行役を兼務する者を含む。)の員数)を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。当期末における執行役を兼務する取締役
- 2 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。
- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

5 取締役又は職員と兼務していない執行役員については、欄外に次のとおり記載すること。 取締役又は職員と兼務していない執行役員 人

# 4 役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	<u>略 歴</u>	所有自社株式数	<u>備 考</u>
			<u>株</u>	
<u>計</u>	<u> </u>			

## (記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

# 5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	割 合
	<u>千株</u>	<u>%</u>
その他の株主( 名)		
計 (名)		<u>100</u>

# (記載上の注意)

持株数の多い順に30名を記載すること。

# 6 株主総会の状況

# (記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な 事項を記載すること。

# 7 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

					<u> </u>
<u>種</u>	類	額面金額	取得原価	<u>当期末残高</u>	<u>当期末手元現在高</u>
商 品	国 債				
長 期 利	付 国 債				
中期 利	付国債				
割引	国 債				
政府短	期証券				
そ	の 他				
商品均	也 方 債				
商品政府	牙保証債				
その他の商	品有価証券				
i	Ή.				
		•			

## (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除 した後の当期末残高を記載すること。

# 8 有価証券の内訳

(単位:百万円)

						<u>(+\u00e4\u1)</u>
	種		類	額面総額	<u>当期末残高</u>	<u>当期末手元現在高</u>
国			債			
地		方	債			
短	期	社				
社			債			
<u>公</u>	社	公	団 債			
<u>金</u>		融	債			
事		業	債			
(社債	しのうち	ち政府	保証債)	_()_	( )	
株			式			
金	融	幾関	株式			
そ		の	他			

## 現行

# (記載上の注意)

持株数の多い順序に従い30名を記載すること。

# 6 株主総会の状況

# (記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

# 7 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

種 類	額面金額	取得原価	<u>当期末残高</u>	<u>当期末手元現在高</u>
<u>商 品 国 債</u>				
長期利付国債				
中期利付国債				
割 引 国 債				
政府短期証券				
そ の 他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
註				

# (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除し た後の当期末残高を記載すること。

# 8 有価証券の内訳

						<u> </u>
	種		類	額面総額	<u>当期末残高</u>	<u>当期末手元現在高</u>
国			債			
地		方	債			
短	期	社	債			
社			債			
公	社	公	団 債			
<u>金</u>		融	債			
事		業	債			
(社債	しのうち	5政府(	呆証債)	( )	_()_	( )
株			式			
金	融機	<b>と関</b>	株式			
<u>そ</u>		の	他			

# 改正後 その他の証券 外国証券 その他 計

## (記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除し た後の当期末残高を記載すること。

# 9 貸出金の担保内訳

<u>(単位:百万円)</u>

	_			<u>(半世・日/Jロ )</u>	
受入担保の種類 受入担保の種類	貸 出 金	構成割合	<u>内</u>	<u>訳</u>	
文八四杯の推規	<u>当期末残高</u>	性况司口	<u>貸付金</u>	割引手形	
自 行 預 金		<u>%</u>			
有 価 証 券					
<u>債</u> 権					
商品					
不 動 産					
財団					
そ の 他					
<u>計</u>					
保 証					
信 用					
<u> </u>		<u>100</u>			

# (記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に 従つて、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 10 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

					· H/J J/
	繰入額	取崩額	<u>純繰入額</u> <u>( 純取崩額)</u>	<u>当期末残高</u>	<u>摘 要</u>
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					
<u>合</u> 計					

						>0113		
そ	の	他	の	証	券			
<u>外</u>		玉	Ē	ĪĒ.	券			
<u>₹</u>			の		他			
		盲	†					

現行

## (記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した 後の当期末残高を記載すること。

# 9 貸出金の担保内訳

<u>(単位:百万円)</u>

受	受入担保の種類		<u>貸 出 金</u> 当期末残高	構成割合	<u>内</u> 貸付金	割引手形	
自	行	預	金	<u> </u>	<u>%</u>	<u> </u>	<u> </u>
有	価	証	券				
債			権				
商			品				
不	重	b .	産				
財			4				
そ	σ	)	他				
	<u> </u>	<u>t</u>					
保			証				
信			用				
	合	計			100		

# (記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 10 貸倒引当金の状況

	繰入額	取崩額	<u>純繰入額</u> <u>(</u> 純取崩額)	<u>当期末残高</u>	<u>摘 要</u>
一般貸倒引当金					
う ち 有 税 分					
個別貸倒引当金					
う ち 有 税 分					
特定海外債権引当勘定					
う ち 有 税 分					
<u>合</u> 計					

# (記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取 崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

 無税
 百万円

 有税
 百万円

## 11 有形固定資産の内訳

(単位:百万円)

	種	類	<u>建</u>	物	土	地	建設仮勘定	その他の有形固 定資産
事	業	用						
所		有						
	註							

## (記載上の注意)

<u>1</u> 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

<u>土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額</u> <u>事業用土地 百万円</u> 所有土地 百万円

2 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、 当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

 事業用
 百万円

 所有
 百万円

## 12 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

# (1) 支払承諾の内訳

(単位:百万円)

	種	類	<u>当期末口数</u>	<u>当期末残高</u>
手	形	引 受		
信	用	状		
保		証		
	<u>計</u>			

## (2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位:百万円)

					<u> </u>
	受入担保	マスタ マスティス マスティス マスティス しょう マスティス しょう スティス しょう しょう スティス しょう		<u>支払承諾見返当期末残高</u>	<u>構成割合</u>
<u>自</u>	行	預	金		<u>%</u>
有	価	証	券		
<u>債</u>			権		

現行

(記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

 無税
 百万円

 有税
 百万円

# 11 動産不動産の内訳

(単位:百万円)

	種	類	<u>±</u>	地	建	物	動	<u>産</u>	<u>保証金・</u>	権利金
営	業	用								
所		有								
	<u>計</u>									

## (記載上の注意)

- 1 建設仮払金については、その金額を計の欄に括弧内書すること。
- <u>2</u> 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

<u>土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額</u> 営業用土地 <u>百万円</u> 所有土地 百万円

3 当期に「土地」、「建物」及び「動産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

土地、建物及び動産に係る減損損失の合計額

 営業用
 百万円

 所有
 百万円

## 12 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

## (1) 支払承諾の内訳

(単位:百万円)

	種	類		<u>当期末口数</u>	<u>当期末残高</u>
手	形	引	受		
信	用		状		
保			証		
	<u>計</u>				

## (2) 支払承諾見返の担保内訳

	受入担保	の種類		支払承諾見返当期末残高	構成割合
直	行	預	金		<u>%</u>
有	価	証	券		
債			権		

			改正後	
商		品		
<u>不</u>	動	産		
<u>財</u>		<u> </u>		
そ	の	他		
	<u>計</u>			
保		証		
<u>信</u>		用		
	合	計		100

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類 の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 13 自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

商		品	
不	動	産	
財		ব	
そ	の	他	
	<u>計</u>		
保		証	
信		用	
	合	計	100
	サーの注音:	`	

現行

# <u>(記載上の注意)</u>

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 13 自己資本比率の状況

(単位:百万円)

[国際統一基準に係る単体自己資本比率]

項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			短期 劣後債	務	
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入	額	_
新株式申込証拠金			準補完的項目(0	<u>:)</u>	
資本準備金					
その他資本剰余金					
利益準備金			自己資本総額(A+B+0	<u>:)</u>	
その他利益剰余金			<u>(D)</u>		
そ の 他			他の金融機関の資本調達	<u>手</u>	
<u>自 己 株 式</u>	_	_	段の意図的な保有相当額		
自己株式申込証拠金			│ │ 負債性資本調達手段	<b>73</b>	
その他有価証券の評価差	_	_	びこれに準ずるもの	~	
<u>損</u>					
新株多約権			期限付劣後債務及び期	.	
営業権相当額			<u>限付優先株並びにこ</u>   らに準ずるもの	<u> </u>	
のれん	_			<b>4</b> 0	
<u>繰延税金資産の控除前の</u>   〔基本的項目〕計(上記			短期劣後債務及びこ に準ずるもの	16	
<u>【基本的項目】前(工能</u>   <u>各項目の合計額)</u>				安百	
<u>日頃日の日町間</u>     繰延税金資産の控除金額			<u> </u>		_
基本的項目(A)			<u> </u>		
			HURTE(V L)(I		
<u>  [6巻 と行う                                   </u>					
海外特別目的会社の発行					

<u>項 目</u>	前期末	<u>当期末</u>	項 目	前期末	<u>当期末</u>
<u>資</u> 本 金			短期 劣後 債務		
非累積的永久優先株			<u>準補完的項目不算入額</u>		
新株式払込金			準 補 完 的 項 目(C)		
資本準備金					
その他資本剰余金					
利益準備金			<u>自己資本総額(A+B+C)</u>		
任 意 積 立 金			<u>(D)</u>		
次期繰越利益			他の金融機関の資本調達手		
そ の 他			段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	_	_	│		
自己株式払込金			<u>貝頃に貝本調達子段及び</u>   これに準ずるもの		
自 己 株 式	_	_	<u></u>		
営業権相当額		_			
企業結合により計上される	_	_			
無形固定資産相当額					
繰延税金資産の控除前の			期限付劣後債務及び期限		
[基本的項目]計(上記					
各項目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額		_			
<u>基本的項目(A)</u>			付優先株並びにこれらに		
償還を行う蓋然性を有			準ずるもの		
<u>する株式等</u> 			短期劣後債務及びこれに		
      海外特別目的会社の発			<u>準ずるもの</u>		

	改正後		
する優先出資証券			
その他有価証券の貸借対照			
表計上額の合計額から帳簿			
価額の合計額を控除した額			
<u>Ø 45%</u>	資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の	オフ・バランス取引項目		
直前の帳簿価額の差額の	マーケット・リスク相当額を		
45%相当額	8%で除して得た額		
一般貸倒引当金	<u>リスク・アセット等計(G)</u>		
負債性資本調達手段等	(参考)マーケット・リスク		
負債性資本調達手段	相当額		
期限付劣後債務及び期限			
付優先株			
補完的項目不算入額	Tier1比率(A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>補 完 的 項 目(B)</u>	自己資本比率(F/G)	<u>%</u>	<u>%</u>

[国内基準に係る単体自己資本比率]

# 

マーケット・リスク相当額

<u>リスク・アセット等計(G)</u>

(参考)マーケット・リス

<u>Tier1 比率(A/G)</u>

自 己 資 本 比 率(F/G)

を8%で除して得た額

ク相当額

現行

行する優先出資証券

その他有価証券の貸借対 照表計上額の合計額から帳

簿価額の合計額を控除した

土地の再評価額と再評価

の直前の帳簿価額の差

一般貸倒引当金

負債性資本調達手段等

負債性資本調達手段

期限付劣後債務及び期

補完的項目不算入額

補 完 的 項 目(B)

額の 45%

額の45%相当額

限付優先株

(単位・五万田)

(単位:百万円)

# [国内基準に係る単体自己資本比率]

								<u>(里位:</u>	<u>白力円)</u>
項	且		<u>前期末</u>	<u>当期末</u>		<u>項</u>	且	前期末	<u>当期末</u>
資	本	金			自i	己資本総額	(A + B)(C)		
非累利	責的永久優5	<u>も株</u>			他(	の金融機関	の資本調達手		
新株式	申込証拠	<u>l 金</u>			段(	の意図的な	<u>保有相当額</u>		
資 本	準備	<u>金</u>				白 信 州 咨	本調達手段及		
その他	資本剰余	: 金				l '-	<del>平胴建丁段及</del> 隼ずるもの		
<u>利 益</u>	準備	<u>金</u>				<u>0.57116-</u>	+9000		
その他	利益剰余	: 金				期限付劣	後債務及び期		
そ	の	他				限付優先	<u>株並びにこれ</u>		
直 直	3 株	式	_	_		らに準ずる	<u>るもの</u>		
自己株	式申込証拠	业金			控	除項目	不算入額	_	
その他有	価証券の評価	差損	_	_	控	除項	<u>目 計(D)</u>		
新 株	予 約	権			自	己資本額(	C - D)(E)		
営業	権相当	額	_	_					
<u></u>	れ	<u>h</u>	_	_					
<u>繰延税金</u>	資産の控除	前の							
〔基本的	]項目〕計(_	上記							
各項目の	<u>合計額)</u>								
繰延税金	資産の控除会	<u>全額</u>	_	_					
基本	的項目(	A )							

				<u> </u>	H////
<u>項 目</u>	前期末	<u>当期末</u>	<u>項 目</u>	前期末	<u>当期末</u>
<u>資 本 金</u>			自己資本総額(A + B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手		
新株式払込金			段の意図的な保有相当額		
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及び		
その他資本剰余金			<u>これに準ずるもの</u>		
利 益 準 備 金					
任 意 積 立 金			期限付劣後債務及び期限		
次 期 繰 越 利 益			付優先株並びにこれらに		
そ の 他			<u>準ずるもの</u>		
その他有価証券の評価差損			控除項目不算入額		
自己株式払込金			控 除 項 目 計(D)		
自 己 株 式			自己資本額(C - D)(E)		
営業権相当額	_	_			
企業結合により計上される					
無形固定資産相当額					
繰延税金資産の控除前の					
〔基本的項目〕計(上記					
各項目の合計額)					

改正後							
償還を行う蓋然性を有す			<u>資産(オン・バランス)項目</u>				
る株式等			<u>オフ・バランス取引項目</u>				
土地の再評価額と再評価の			<u>リスク・アセット等計(F</u> )				
直前の帳簿価額の差額の							
45%相当額							
一般貸倒引当金							
<u>負債性資本調達手段等</u>							
負債性資本調達手段							
期限付劣後債務及び期限							
付優先株							
補完的項目不算入額		_	<u> Tier1 比率 (A/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>		
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F)	<u>%</u>	<u>%</u>		

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の 充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき 算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕 海外営業拠点を 有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する 単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載 すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づ く銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除 前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所 定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の 算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20% (ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

繰延税金資産の控除金額	_	_			
基本的項目(A)					
			<u>資産(オン・バランス)項</u>		
る株式等			旦		
<u>の体が会</u>			<u>オフ・バランス取引項目</u>		
土地の再評価額と再評価			<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
の直前の帳簿価額の差額の					
45%相当額					
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限					
付優先株					
補完的項目不算入額	_	_	Tier1比率(A/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F)	<u>%</u>	<u>%</u>

現行

## (記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第 14 条の 2 に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の 充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき 算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を 有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口(10)に規定する 単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- <u>6</u> 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づ く銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所 定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算 入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

	改正後	現行				
第2 第 期末	(年月日現在)貸借対照表		第 2 第	期末(年月日現在)貸借対	<u> </u>	
	<u>(単</u> (	<u>立:百万円)</u>			<u>単位:百万円)</u>	
<u>科</u> <u></u> <u> </u> <u> </u>	<u> </u>	金額	<u>科 目</u>	<u>金額 科 目</u>	金 額	
(資産の部)	(負債の部)		(資産の部)	(負債の部	)	
現 金 預 け 金	<u>預</u> 金		現金預け金	預	金	
現金	<u>当 座 預 金</u>		現 金	<u>当 座 預</u>	<u>金</u>	
預 け 金	普通預金		預 け 金	普 通 預	金	
<u>コ ー ル ロ ー ン</u>	<u>貯 蓄 預 金</u>		<u>コールローン</u>	<u>貯 蓄 預</u>	<u>金</u>	
買現先勘定	通 知 預 金		買 現 先 勘 定	通 知 預	<u>金</u>	
<u>債券貸借取引支払保証金</u>	定期預金		债券貸借取引支払保証金	定期預	<u>金</u>	
買 入 手 形	定期積金		置 入 手 形	定 期 積	<u>金</u>	
買 入 金 銭 債 権	そ の 他 の 預 金		買入金銭債権	<u>その他の預</u>	<u>金</u>	
	譲 渡 性 預 金		商品有価証券	譲渡性預	<u>金</u>	
<u>商品</u> <u>一</u>	<u>コールマネー</u>		商 品 国 債	コールマネ	<del>-</del>	
商品地方債	売 現 先 勘 定		商品地方債	売 現 先 勘	定	
商品政府保証債	<u>債券貸借取引受入担保金</u>		商品政府保証債	債券貸借取引受入担保		
その他の商品有価証券	売 渡 手 形		その他の商品有価証券		<u>形</u>	
金銭の信託	コマーシャル・ペーパー		<u>金 銭 の 信 託</u>	コマーシャル・ペーパ		
有 価 証 券	一		有 価 証 券	<u>借 用</u>	<u>金</u>	
国 <u>債</u>	再割引手形		<u>国</u> <u>債</u>	再割引手	<u>形</u>	
地 方 債	<u>借</u> 入金		地方債	<u>借</u> 入	<u>金</u> ##	
短期社債	<u>外 国 為 替</u>     外 国 他 店 預 り		短期 社債	<u>外 国 為</u> 外 国 他 店 預	<u>替</u> l)	
<u>社 債</u>	<u>外国他店預り</u> 外国他店借		<u>社</u> <u>債</u> 株 式	<u>外国他店預</u> 外国他店	<u>リ</u> 借	
<u>株 式</u>			その他の証券		<u>旧</u> 替	
<u>その他の証券</u>   貸 出 金	<u>元 後                                  </u>		(1) (2) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	<u> </u>	<u>単</u>	
割引手形	<u>** * ** * * * * * * * * * * * * * * *</u>		割引手形	<u>水 払 パ 歯 渦</u>   <u>短 期 社</u>	<u>=</u> 債	
手形貸付	<del>                                    </del>		<u>新</u>	<del>                                    </del>	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
証書貸付	新株子約権付社債		証書貸付	新株予約権付社	<del></del>	
当座貸越	その他負債		<u></u> 当 座 貸 越	その他負	<b>貴</b> 債	
	未 決 済 為 替 借		<u>コーセース を</u> 外 国 為 替		<u>信</u> 借	
外国他店預け	末 払 法 人 税 等		<u>外国他店預け</u>	未 払 法 人 税		
外国他店貸	未 払 費 用		<u> </u>		<u></u> 用	
買入外国為替	前  受  収  益		買入外国為替		<del>····</del> 益	
取立外国為替	従業員預り金		取立外国為替	従業員預り		
			<u>その他資産</u>			
未 決 済 為 替 貸	先物取引受入証拠金		未 決 済 為 替 貸	先物取引受入証拠	I I	

改正後 現行 払 用 先物取引差金勘定 費 用 先物取引差金勘定 費 収 ЦΣ 益 借入商品债券 ЦΣ ЦΣ 借入商品债券 先物取引差入証拠金 借入有価証券 先物取引差入証拠金 借入有価証券 先物取引差金勘定 売 付 商 品 債 券 先 物 取 引 差 金 勘 定 売 付 商 品 債 保管有価証券等 付 保管有価証券等 付 金融派生商品 金融派生商品 金融派生商品 金融派生商品 繰延ヘッジ利益 社 債 発 行 差 金 その他の負債 繰延ヘッジ損失 発 行 느 리 社 債 発 行 差 金 その他の負債 債 発 行 費 その他の資 役員賞与引当金 느 리 의 有 形 固 定 資 退職給付引当金 役員賞与引当金 その他の資産 物 特別法上の引当金 退職給付引当金 産 不 動 地 土地建物動産 特別法上の引当金 金融先物取引責任準備金 設 仮 勘 定 証券取引責任準備金 建設仮払金 金融先物取引責任準備金 その他の有形固定資産 繰 延 税 金 負 債 保証金権利金 証券取引責任準備金 繰 延 税 金 資 繰 延 税 金 負 無 形 固 定 資 産 再評価に係る繰延税金負債 ソフトウェア の の れ 再評価に係る繰延税金資産 再評価に係る繰延税金負債 れ 支払承諾見返 払 承 承 貸 倒 引 当 保証金権利金 負債の部合計 負債の部合計 その他の無形固定資産 (純資産の 部 ) (資 本 Ø 部 ) 繰 延 税 金 資 産 本 本 金 新 株 式 払 込 再評価に係る繰延税金資産 新株式申込証拠金 支 払 承 諾 見 返 剰 余 本 剰 余 本 倒 引 当 金 資本準備 資本準備 その他資本剰余金 その他資本剰余金 利 益 剰 余 資本金及び資本準備金減少差益 利 益 準 備 金 自己株式処分差益 その他利益剰余金 利 益 剰 余 積 立 金 利 益 準 備 繰越利益剰余金 任 意 積 立 金 株 当期未処分利益 自己株式申込証拠金 (又は当期未処理損失) 株 主 資 本 合 計 当期 純利 益 その他有価証券評価差額金 (又は当期純損失) 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 土地再評価差額金 株式等評価差額金 評価・換算差額等合計 自己株式払込金 株 予 約 権 己 株 式 純 資 産 の 部 合 計 資本の部合計 資産の部合計 負債及び純資産の部合計 資産の部合計 負債及び資本の部合計 (記載上の注意) (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- \_\_ 有価証券の評価基準及び評価方法
- \_\_\_ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- 有形固定資産の減価償却の方法
- \_\_ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- \_\_ 退職給付引当金の計上方法
- リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- \_\_ <u>金銭の信託の評価基準及び評価方法</u>
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- \_ その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (5) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (6) 親会社株式の金額
- (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額
  - なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
- (8) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (10) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償

## 現行

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる 事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規 定する差額
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)
- (7) 退職給付引当金の計上方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並 びにその合計額
  - なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額
- (17) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座 貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、 この限りでない。
- (18) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (19) 子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の株式又は持分の 総額
- (20) 子会社に対する金銭債権総額
- (21) 子会社に対する金銭債務総額
- (22) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

- <u> 却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、</u>減価償却累計額に減損損失累計額 が含まれている旨
- (11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第 139 条の規定に 従い記載すること。)
- (13) 特定関係者(銀行法第 13 条の 2 に規定する特定関係者をいう。以下同じ。) に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務の当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は 2 以上の項目について一括した金額
- (14) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金 を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りで ない。
- (15) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (16) 子会社等(銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額
- (17) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
  - \_\_ 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合にお ける当該金額を含む。)
- 繰延税金負債
- (18) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保 に係る債務の金額
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- 申込期日経過後における新株式申込証拠金
- 評価・換算差額等
- 新株予約権
- (21) 1 株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (22) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額 (同条第 1 号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)
- (23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該 事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及 び会社計算規則第186条第4号に規定する額
- (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

現行

- (24) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに 規定する有価証券に関する事項
- (26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、 消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (27) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の 合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、 その差額
- (28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- <u>5</u> 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- <u>3</u> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 第3
 第
 期

 年月日から
 損益計算書

(単位:百万円)

収 常 x x x \_\_\_益 | x x x x 息 × × × x x x 息 x x x 債券貸借取引受入利息 x x x x x x 息 × × × 金 利 ス ワ ッ プ 受 入 <u>利 息</u> x x x その他の受入利息××× \_\_益 | x x x 受入為替手数料 ××× その他の役務収益××× 益 x x x x x x 商品有価証券売買益 ××× 等 倩 券 償 還 益 x x x 金融派生商品収益 x x x そ の 他 の 業 務 収 益 x x x その他経常収益××× 株式等売却益××× 金 銭 の 信 託 運 用 益 × × ×

 第3
 第
 期

 年月日から
 損益計算書

 年月日まで

現行

<u>(単位:百万円)</u>

		1	<u> </u>		且_						<u>金</u>		額			
経		ŕ	常		ЦΣ		益							×	x	<u>×</u>
嫤	Ę	金	運	F	Ħ	ЦΣ	益	<u>×</u>	×	×						
	貸		出	金	₹	iJ	息	<u>×</u>	×	×						
	有	価	証券	<b>利</b>	息	己当	金	_x_	×	×						
	コ	_	ル	П -	- ン		息	×	×	×						
	買		現	先	Ŧ		息	×	×	×						
	債		う 借	取引		入 利	息	×	×	×						
	買	入			形	利	息	×	×	×						
	預		け	金	<b>7</b>		息	×	×	×						
	金		、ワ	ッフ		- 入 利	息	×	×	×						
	そ		他	の §	受 入	利	息	×	×	×						
衫		務	取	引	等	ЧΖ	益	×	×	×						
	受		為	 替	手	数	<u>料</u>	×	×	×						
	そ		他		 殳 務		益	×	×	×						
7		の	他	<del>"</del>	<del>~                                    </del>	収	益	×	×	×						
`	<u>外</u>		為	替		買	益	×	×	×						
	商		<u>///3</u> 有 個		券。		益	×	×	×						
	国	<del></del>	等		5 売		益	×	×							
	国		等		· · · · · · ·		益		×	<u>×</u>						
	金金		_ <del>寸</del> _ 派				益	<u>×</u>		<u>×</u>						
					新品 ※ 教			<u>×</u>	X	<u>×</u>						
_	<u>そ</u>		他		<u>業務</u>		益	<u>×</u>	×	<u>×</u>						
1	-	の	他	_経_	<u>常</u>	<u> Ч</u> Х	_益	<u>×</u>	×	<u>×</u>						
	株		, {		売	却	益	<u>×</u>	×	×						
	金	銭	の	信言	<b>毛</b> 運	用	益	<u>×</u>	×	<u>×</u>						

改正後	現行
<u>その他の経常収益</u> × × ×	<u>その他の経常収益</u> ×××
<u>経 常 費 用</u>   <u>x x x x</u>	<u>経 常 費 用</u>   <u>x x x x</u>
<u>資金調達費用</u> xxxx	<u>資金調達費用</u>   x x x x   x   x x x   x   x x x   x
<u>預 金 利 息</u> <u>x x x</u>	<u>預 金 利 息</u> <u>x x x</u>
<u>讓 渡 性 預 金 利 息</u>   x x x	譲 渡 性 預 金 利 息 x x x
<u>コールマネー利息</u> ×××	<u>コールマネー利息</u> xxx
<u>売 現 先 利 息</u> <u>x x x</u>	<u>売 現 先 利 息 × × ×</u>
<u>債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息</u> × × ×	<u>債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息</u> <u>× × ×</u>
<u>売渡手形利息</u> ×××	<u>売渡手形利息</u> ×××
<u>コマーシャル・ペーパー利息</u> × × ×	<u>コマーシャル・ペーパー利息</u> × × ×
<u>借用金利息</u> ×××	<u>借用金利息</u> <u>×××</u>
<u>短期 社債 利息</u> ××××	<u>短期社債利息</u> <u>×××</u>
<u>社 債 利 息</u> <u>x x x</u>	<u>社 債 利 息</u> <u>x x x</u>
新 株 予 約 権 付 社 債 利 息 x x x	<u>新 株 予 約 権 付 社 債 利 息 × × ×</u>
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 x x x	金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 x x x
<u>その他の支払利息</u> x x x	<u>その他の支払利息</u> ×××
<u>役務 取 引 等 費 用</u> <u>x x x</u>	<u>役務取引等費用</u> <u>×××</u>
<u>支 払 為 替 手 数 料</u> x x x	<u>支 払 為 替 手 数 料 × × ×</u>
<u>その他の役務費用</u> x x x	<u>その他の役務費用</u> x x x
<u>その他業務費用</u> xxx	<u>その他業務費用</u> xxxx
<u>外 国 為 替 売 買 損</u> <u>× × ×</u>	<u>外 国 為 替 売 買 損</u> <u>× × ×</u>
<u>商品有価証券売買損</u> × × ×	<u>商品有価証券売買損</u> ××××
国 債 等 債 券 売 却 損 x x x	国 <u>債 等 債 券 売 却 損</u> <u>× × ×</u>
国 債 等 債 券 償 還 損 x x x	国 債 等 債 券 償 還 損 x x x
<u>国 債 等 債 券 償 却</u> × × ×	国 <u>債 等 債 券 償 却</u> <u>× × ×</u>
<u>社 債 発 行 費 償 却</u> x x x	<u>社 債 発 行 費 償 却 x x x</u>
<u>金融 派生 商品費用</u> ×××	<u>金融 派生 商品費用</u> <u>×××</u>
<u>その他の業務費用</u> x x x	<u>その他の業務費用</u> <u>×××</u>
<u> </u>	<u>営業経費</u> xxx
<u>その他経常費用</u> xxx	<u>その他経常費用</u> xxxx
<u>貸 倒 引 当 金 繰 入 額</u> × × ×	<u>貸 倒 引 当 金 繰 入 額</u> × × ×
<u>貸 出 金 償 却 x x x</u>	<u>貸 出 金 償 却 x x x</u>
<u>株 式 等 売 却 損 x x x</u>	<u>株 式 等 売 却 損 × × ×</u>
<u>株 式 等 償 却 x x x</u>	<u>株 式 等 償 却 × × ×</u>
<u>金 銭 の 信 託 運 用 損 x x x</u>	<u>金 銭 の 信 託 運 用 損 × × ×</u>
<u>その他の経常費用</u> x x x	<u>その他の経常費用</u> x x x
<u>x x x x</u>	<u>x x x</u>
( 又 は 経 常 損 失 )	(又は経常損失)
<u> </u>	特 別 <u>X X X</u>
固 定 資 産 処 分 益 × × ×	<u>動産不動産処分益 ×××</u>

	改正後
貸倒引当金戻入益	<u>x x x</u>
償却債権取立益	<u>x x x</u>
金融先物取引責任準備金取崩額	<u>x x x</u>
証券取引責任準備金取崩額	<u>x x x</u>
その他の特別利益	<u>x x x</u>
特別損失	<u>x x x</u>
固定資産処分損	<u>x x x</u>
<u>減 損 損 失</u>	<u>x x x</u>
金融先物取引責任準備金繰入額	<u>x x x</u>
証券取引責任準備金繰入額	<u>x x x</u>
その他の特別損失	<u>x x x</u>
税 引 前 当 期 純 利 益	<u>x x x</u>
(又は税引前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	<u>x x x</u>
法 人 税 等 調 整 額	<u>x x x</u>
当期 純利 益	<u>x x x</u>
( 又 は 当 期 純 損 失 )	

- <u>1</u> 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- <u>3</u> 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- <u>5</u> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘 定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸 倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を 「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。
- 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。
- 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

償却債権取立益	<u>x x x</u>
金融先物取引責任準備金取崩額	<u>x x x</u>
証券取引責任準備金取崩額	<u>x x x</u>
その他の特別利益	<u> </u>
特別 損失	<u>x x x</u>
動 産 不 動 産 処 分 損	x x x
減 損 損 失	
金融先物取引責任準備金繰入額	× × ×
証券取引責任準備金繰入額	
その他の特別損失	<u> </u>
税 引 前 当 期 純 利 益	x x x
(又は税引前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	x x x
法 人 税 等 調 整 額	
当期 純利益	× × ×
( 又 は 当 期 純 損 失 )	<u></u>
前期繰越利益	x x x
(又は前期繰越損失)	<u> </u>
· · · 積 立 金 取 崩 額	× × ×
利益準備金取崩額	
中間配当額	
T	
当期未処分利益	
	<u>x x x</u>
<u>( X ld II 别 木 处 珪 損 大 )</u>	

現行

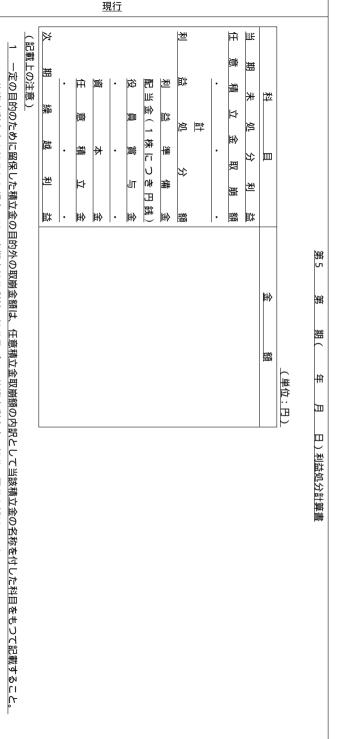
## (記載上の注意)

- 1 銀行法第2条第8項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- <u>5</u> 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期 繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- <u>6</u> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定 の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引 当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その 他の特別利益」に記載すること。

改正後	現行
	8 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。 9 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。



- その他資本剰余金を処分した場合には、 当期未処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- て記載すること その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金 その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、 当期未処分利益の処分に準じ

					 •													_
当事業年度末残高	当事業年度変動額合計	(紅寶)	の当事業年度変動額	株主資本以外の項目	自己株式の処分	当期純利益	剰余金の配当	新株の発行	当事業年度変励額	前事業年度未残高							第4 第	
XXX	XXX							xxx		xxx			資本金				期	
XXX	XXX							XXX		XXX	1		₩ <del> </del>					_
XXX	ŀ									XXX	剰余金	資本	その街	資本剰余金		年		
XXX	xxx							xxx		XXX	合計	剰余金	資本	lini		Я		
XXX	XXX						xxx			XXX	日	# 13 # 14	<u>#</u>		135	Ш		
XXX	ŀ									XXX	積立金	×	その他利	利益	株主資本	<u>日まで</u>		
xxx	XXX					XX	- xxx			xxx	剰余金	編越利益	その他利益剰余金	利益剰余金			株主資	
XXX	XXX					XXX	- xxx			XXX	合計	剰余金	型談				株主資本等変動計算書	
- xxx	XXX				XXX					- xxx			□ □ ¥ ‡				計算書	
xxx	XXX				XXX	XXX	- xxx	XXX		xx		合計	株主資本					
xxx	xxx			xxx						xx	差額金	評価	有価証券	その街				
xxx	xxx			XXX						xxx		前	>	证品	評価・換算差額等			
xxx	xxx			XXX						xxx	A	# 日 館 車		+	算差額等			
xxx	xxx			xxx						XX	歐	差額等	換算	評価・				
xxx	XXX			XXX						XXX		-	<b>光</b> 经摊	幣		<u>(</u>		
xxx	XXX			XXX	XXX	XXX	- xxx	XXX		xxx		Ī	10 5	<b>谷</b> 峪 神		(単位:円)		

1 法令等に基うき、この核式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
2 株主資本の変動事相及び金額の記載は、概名資質が観表における記載の順序によること。
3 株主資本の変動事相及び金額の記載は、概名資質が観表における記載の順序によること。
3 株主資本の外科目について、事業年度変動解を、変動事相ととに記載することができる。この場合には、変動事相及び金額の記載は、概名資質が照表における記載の順序によること。
4 その他利益第余金は、科目ごとの記載に代えてその他利益期余金の合計額を、前事業年度未残高、当事業年度変動額及び当事業年度未残高に区分して記載することができる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を注記すること。
5 全国の主義を開きは、科目ごとの記載に代えて評価、投資差額等のと始額を、の場合には、対理にといてきる。この場合には、科目ごとのそれぞれの金額を主記すること。
6 資本制金金、利益制金金、料理にどの記載に代えて評価、投資差額等のと独議を指摘らいまは省略することができる。
7 以下の事項につき注記すること。ただし、連結財務諸表を作成する銀行は、以外の事項は省略することができる。
「2 本制金の大田における発行済株式の数、種類株式発行銀行に刺発金の配当での他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する銀行をいう。以下同じ。)当該事業年度の大田における報行るの数(種類株式発行銀行にあつては、種類ごとの自己株式の数)
「にあつては、種類ことの発行済株式の数」(種類株式発行銀行にあつては、種類ごとの自己株式の数)
「記述事業年度の大田における銀行の発行している新株予約権(会社法第208条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)に関する事項
「当該事業年度の大田における銀行の発行している新株予約権(会社法第208条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)に関する事項
「当該事業年度の大田における銀行の発行している新株予約権(会社法第208条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)に関する事項
「当該事業年度の大田における銀行の発行している新株予約権(会社法第208条第1項第4号の期間の初日が到来していないものを除く。)に関する事項

は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
当日

改正後		現行	
第5 第 期 年 月 日か	<u>ら</u> <u>キャッシュ・フロー計算書</u> で	第4 第 期 年 月 日から 年 月 日まで	ら (で) キャッシュ・フロー計算書
   <u>〔</u> 直接法により表示する場合〕	<u>(単位:百万円)</u>	   <u>〔直接法により表示する場合〕</u>	<u>(単位:百万円)</u>
科目	金額	科 且	<u>金 額</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入		貸付金回収による収入	
預金払出による支出		預金払出による支出	
貸付金利息収入		貸付金利息収入	
預金利息支出		預金利息支出	
<u>営業経費支出</u>		営業経費支出	
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
<u></u>		<u></u>	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
<u>財務活動によるキャッシュ・フロー</u>		<u>財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	
<u></u>		<u></u>	
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)_		現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)_	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高		現金及び現金同等物の期末残高	
(記載上の注意)		(記載上の注意)	

改正後		現行	
1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している	場合には作成を要しない <u>。</u>	1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成してい	る場合には作成を要しない。
2 現金及び現金同等物の範囲について記載するこ	<u>と。</u>	2 現金及び現金同等物の範囲について記載する	<u>こと。</u>
3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フロ	<u>ーの状態を明らかにするために必要があ</u>	3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フロ	コーの状態を明らかにするために必要がある
るときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設	<u>ナ、その性質に応じて適切な名称を付し、</u>	ときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設	け、その性質に応じて適切な名称を付し、i
適切な場所に記載すること。		切な場所に記載すること。	
【間接法により表示する場合】	<u>(単位:百万円)</u>	[間接法により表示する場合]	<u>(単位:百万円)</u>
<u>料 目</u>	金 額	科    目	金額
<u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u>		<u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
税引前当期純利益(損失)		税引前当期純利益(損失)	
<u>減価償却費</u>		<u>減価償却費</u>	
<u>減損損失</u>		<u>減損損失</u>	
貸倒引当金の増加額		貸倒引当金の増加額	
資金運用収益		資金運用収益	
資金調達費用		資金調達費用	
有価証券関係損益		有価証券関係損益	
貸出金の純増減		貸出金の純増減	
預金の純増減		預金の純増減	
資金運用による収入		資金運用による収入	
資金調達による支出		資金調達による支出	
<u></u>		<u></u>	
<u>小</u> 計		<u>小</u> 計	
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
<u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u>		営業活動によるキャッシュ・フロー	
<u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u>		<u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
<u></u>		<u></u>	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー		<u>財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	

<u>.....</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー

<u>.....</u>

財務活動によるキャッシュ・フロー

改正後	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

1-1-	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

現行

# (記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要がある ときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適 切な場所に記載すること。

# 別紙様式第3号の2(業務報告書(特定取引勘定設置行用))パブリックコメント用

改正後	現行
(参考)別紙様式第3号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第3号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)
<u>業務報告書</u> 第 <u>期</u> (年月日から) 第 <u>期</u> (年月日から) 年月日まで 株式会社 銀行	業     務     報     告     書       第     期     年     月     日まで       株式会社     銀行
年 月 日	年 月 日
金融庁長官     殿       住     所       株式会社     銀行       代表取締役     氏     名	金融庁長官     殿       住     所       株式会社     銀行       代表取締役     氏     名     印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
<u>国</u> 次	<u>国</u>
第1       事業を開送       8       特定取引有価証券の内訳         2       営業所等の増減       9       有価証券の内訳         3       会社役員及び職員の増減       10       貸出金の担保内訳         4       会社役員の略歴及び所有自社株式       11       貸倒引当金の状況         5       株主の状況       12       有形固定資産の内訳         6       株主総会の状況       13       支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳         7       商品有価証券の内訳       14       自己資本比率の状況         第2       貸借対照表       第3       損益計算書         第4       株主資本等変動計算書       第5       キャッシュ・フロー計算書         (記載上の注意)       1       委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載	第1       営業概況書         1       営業の概要       8       特定取引有価証券の内訳         2       営業所等の増減       9       有価証券の内訳         3       役職員の増減       10       貸出金の担保内訳         4       役員の略歴及び所有自社株式       11       貸倒引当金の状況         5       株主の状況       12       動産不動産の内訳         6       株主総会の状況       13       支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳         7       商品有価証券の内訳       14       自己資本比率の状況         第2       貸借対照表         第3       損益計算書         第4       キャッシュ・フロー計算書         第5       利益処分計算書         第6       損失処理計算書         (記載上の注意)
すること。 2 この様式中財務諸表に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。	1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載 すること。
W 1 12724H MILE (1 - WHANE) 1 VIHENCE (1 W THO 1 - W THOUSE (1 W THOUS	<u> </u>

- 3 <u>この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、</u> 当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て 小数点第2位までを記載すること。
- 5 公開会社でない銀行は、事業報告(会社法施行規則別紙様式第9号の2)で記載を省略した事項について、以下に同一内容の記載がある事項を除き、追加して記載すること。

 第1
 第
 期

 年月日から
 事業概況書

 年月日まで

# 1 事業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他事業の状況の推移に関する重要な事項を 記載すること。

## 2 営業所等の増減

X		分	前	期	末	当	期	末	増	減(	
本	支	店									
出	張	所									
	註										

## (記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	前	<u>期 末</u>	<u>当 期</u>	<u></u> 末	<u>増 減</u>	()_
銀行代理業者						
銀行代理業を営む						
営業所又は事務所						

# 3 会社役員及び職員の増減

X				分	<u>前</u>	期	末	当	期	末	増	減 (	
会	取	綺	ř	役	<u>うち</u> ‡	<b></b>   上常勤(	)	<u>うち</u>	非常勤 (	)			
<u>社</u>	会	計	参	与									
<u>役</u> 員	監	查	ì	役	うち	上常勤 (	)	うち	非常勤(	)			

## 現行

- 2 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
- 3 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。
- 4 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。

 第1
 第
 期

 年月日から
 営業概況書

 年月日まで

# 1 営業の概要

(記載上の注意)

主要勘定の増減の事由、償却及び引当の方針その他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

# 2 営業所等の増減

X	分	前	期	末	当	期	末	増	減 (	
本 5	5 店									
出引	長 所									
<u> </u>	1									

## (記載上の注意)

銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

区 分	<u>前 期</u>	末	<u>当期</u>	末	<u>増</u> 源	或 ()_
銀行代理業者						
銀行代理業を営む						
営業所又は事務所						

## 3 役職員の増減

区分	前	期	末	当	期	末	増	減 (	
役 員									
(うち執行役員)	_(_			_(			_(		
(うち非常勤役員)									
(定数)	_(_			_(		)	_(		
執 行 役									

	改正後								
	<u>執</u>	行	役						
		<u>計</u>							
職	事	務	系						
	庶	務	系						
員		<u>計</u>							
	<u>合</u>	計							

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執 行役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のと おり記載すること。

当期末における出向職員数 人

# 4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職	<u>氏</u> 名 (生年月日及び住所)	<u>略 歴</u>	<u>所有自社株式数</u>	<u>備 考</u>
			<u>株</u>	
註	名			

### (記載上の注意)

- 1 本表における会社役員は、取締役、監査役及び執行役とする。
- 2 銀行法第7条第1項による取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可 を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

# 5 株主の状況

氏名又は名称	<u>所 有 株 式 数</u>	<u>割 合</u>
	<u>千株</u>	<u>%</u>
その他の株主(名)		

				-7013			
Har	事	務	系				
<u>職</u>	<u>(</u> うち	執行後	} 員 )	 )	_(	)	 )
員	庶	務	系				
县		<u>計</u>					
	合	計					

钼行

## (記載上の注意)

- 1 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数(委員会等設置会社にあつては、取締役(執行役を兼務する者を含む。)の員数)を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。 当期末における執行役を兼務する取締役
- 2 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。
- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。

当期末における出向職員数 人

5 取締役又は職員と兼務していない執行役員については、欄外に次のとおり記載すること。 取締役又は職員と兼務していない執行役員

## 4 役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 名 (生年月日及び住所)	<u>略 歴</u>	所有自社株式数	備考
			<u>株</u>	
<u>計</u>	<u>名</u>			

### (記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

# 5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	<u>割 合</u>
	<u> </u>	<u>%</u>
その他の株主(名)		

100

<u>計</u> (記載上の注意)

持株数の多い順に30名を記載すること。

名)

# 6 株主総会の状況

(記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

# 7 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

種類	額面金額	取得原価	<u>当期末残高</u>	当期末手元現在高
商 品 国 債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割 引 国 債				
政府短期証券				
そ の 他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
<u>計</u>				

# (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除 した後の当期末残高を記載すること。

# 8.特定取引有価証券の内訳

(単位:百万円)

	<u>種</u>	類		額面金額	取得原価	<u>当期末残高</u>	<u>当期末手元現在高</u>
国			債				
地	Ť	<u></u>	債				
政	府 伐	え 証	債				
外	国	証	券				
		註					

# (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

現行

計 (名)

100\_

(記載上の注意)

持株数の多い順序に従い30名を記載すること。

## 6 株主総会の状況

(記載上の注意)

総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

# 7 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

種 類	額面金額	取得原価	<u>当期末残高</u>	当期末手元現在高
<u>商 品 国 債</u>				
長期利付国債				
中期利付国債				
割 引 国 債				
政府短期証券				
そ の 他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
<u>計</u>				

# (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

# 8 特定取引有価証券の内訳

(単位:百万円)

	<u>種</u>	類		額面金額	取得原価	当期末残高	<u>当期末手元</u> 現在高
国			債				
地	方		債				
政	府 保	証	債				
外	国	証	券				
	<u>計</u>						

## (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

# 9 有価証券の内訳

(単位:百万円)

						<u>(羊瓜:白/川」)</u>
	種		<u>類</u>	額面総額	<u>当期末残高</u>	<u>当期末手元現在高</u>
国			債			
地	7	<u></u>	債			
短	期	社	債			
社			債			
公	社	公	団 債			
金		融	債			
事		業	債			
(社	債のうち	政府任	呆証債)	( )	( )	( )
株			式			
金	融機	関	株式			
そ		の	他			
そ	の他	の	証券			
外	国	証	· 券			
<u>₹</u>		の	他			
	į	it .				

# (記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除し た後の当期末残高を記載すること。

# 10 貸出金の担保内訳

(単位:百万円)

				<u>(单位:日万円)</u>
受入担保の種類	貸出金	構成割合	内	
文八担体の推規	<u>当期末残高</u>	性况司口	貸付金	割引手形
自 行 預 金		<u>%</u>		
有 価 証 券				
<u>債</u> 権				
商品				
<u>不 動 産</u>				
財団				
そ の 他				
註				
保 証				
信 用				
<u>合 計</u>		<u>100</u>		
(司書 Lの注音)		•	·	·

<u>(記載上の注意)</u>

# 9 有価証券の内訳

(単位:百万円)

	<u>種</u>		<u>類</u>		額面総額	<u>当期末残高</u>	<u>当期末手元現在高</u>
国				債			
地	ヺ	ī		債			
短	期	社		債			
社				債			
公	社	公	寸	債			
<u>金</u>		融		債			
事		業		債			
<u>(社信</u>	<u> 責のうち</u>	政府任	呆証債	<u> </u>	( )	( )	(
株				式			
<u>金</u>	融機	関	株	式			
そ		の		他			
そ (	の 他	の	証	<u>券</u>			
<u>外</u>	国	訕	E	券			
<u>そ</u>		の		他			
	直	t					

現行

# (記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した 後の当期末残高を記載すること。

# 10 貸出金の担保内訳

(単位:百万円)

	<u>( 丰田・ロ/ハリ)</u>							
四	λ tp /5	切保の番粕		貸出金	<u>構成割合</u>	<u>内</u>	<u>訳</u>	
<u> </u>	受入担保の種類		<u> </u>	<u>当期末残高</u>	<u>伸ルむ口</u>	<u>貸付金</u>	割引手形	
自	行	預	<u>金</u>		<u>%</u>			
有	価	証	券					
債			権					
商			品					
不	重	<u>b</u>	産					
<u>財</u>			寸					
そ	σ.	)	他					
	直	t						
<u>保</u>			証					
信			用					
1	合	計			<u>100</u>			

(記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に 従つて、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 11 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

					· · 🗀 / J   J /
	繰入額	取崩額	<u>純繰入額</u> ( 純取崩額)	<u>当期末残高</u>	<u>摘 要</u>
一般貸倒引当金					
うち有税分					
個別貸倒引当金					
うち有税分					
特定海外債権引当勘定					
うち有税分					
<u>合</u> 計				·	

## (記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取 崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

 無税
 百万円

 有税
 百万円

## 12 有形固定資産の内訳

(単位:百万円)

	<u>種</u>	類	建物	土地	建設仮勘定	その他の有形固 定資産
事	業	用				
所		有				
	註					

## (記載上の注意)

<u>1</u> 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載すること。

 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額
 事業用土地
 百万円

 所有土地
 百万円

2 当期に「建物」、「土地」及び「その他の有形固定資産」の減損損失を計上した場合には、 当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

建物、土地及びその他の有形固定資産に係る減損損失の合計額

 事業用
 百万円

 所有
 百万円

## 13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

現行

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げている受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 11 貸倒引当金の状況

(単位:百万円)

	<u>繰入額</u>	取崩額	<u>純繰入額</u> <u>(</u> 純取崩額)	<u>当期末残高</u>	<u>摘 要</u>
一般貸倒引当金					
う ち 有 税 分					
個別貸倒引当金					
う ち 有 税 分					
特定海外債権引当勘定					
う ち 有 税 分					
<u>合 計</u>					

## (記載上の注意)

個別貸倒引当金の「取崩額」欄には、目的外の取崩額を計上することとし、目的に従う取崩額は、欄外に次のとおり記載すること。

個別貸倒引当金の目的に従う取崩額

 無税
 百万円

 有税
 百万円

### 12 動産不動産の内訳

(単位:百万円)

<u>種 類</u>	<u>土 地</u>	建物	動 産	<u>保証金・権利金</u>
営業用				
<u>所 有</u>				
<u>計</u>	-			

## (記載上の注意)

- 1 建設仮払金については、その金額を計の欄に括弧内書すること。
- 2 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額については、欄外に次のとおり記載する こと。

土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額 営業用土地 百万円 所有土地 百万円

3 当期に「土地」、「建物」及び「動産」の減損損失を計上した場合には、当該減損損失の合計額について、欄外に次のとおり記載すること。

土地、建物及び動産に係る減損損失の合計額

 営業用
 百万円

 所有
 百万円

13 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

# (1) 支払承諾の内訳

(単位:百万円)

	種	類		当期末口数	<u>当期末残高</u>
手	形	引	受		
信	用		状		
保			証		
	註				

# (2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位:百万円)

	T 1 10 /0 4	ヘイエルエ	***********	<u> </u>
	受入担保(	り種類	<u>支払承諾見返当期末残高</u>	<u>構成割合</u>
自	行	預 金		<u>%</u>
有	価	証 券		
債				
商		品		
丕	動	産		
財		<u>4</u>		
そ	<u></u>	他		
	<u>計</u>			
保		証		
信		用		
	合	<u>計</u>		<u>100</u>

# (記載上の注意)

2 種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類 の配列順に従つて、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 14 自己資本比率の状況

# [国際統一基準に係る単体自己資本比率]

(単位:百万円)

				<del></del>	<u> </u>
項目	前期末	<u>当期末</u>	<u>項 目</u>	前期末	<u>当期末</u>
資 本 金			短期 劣後 債務		
非累積的永久優先株			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	_	_
新株式申込証拠金			<u>準 補 完 的 項 目(C)</u>		
資本準備金					
その他資本剰余金					
利 益 準 備 金			自己資本総額(A + B + C)		
その他利益剰余金			(D)		
そ の 他			他の金融機関の資本調達手		

# 現行

# (1) 支払承諾の内訳

(単位:百万円)

	種	類		<u>当期末口数</u>	<u>当期末残高</u>
手	形	引	受		
信	用		状		
保			証		
	註				

# (2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位:百万円)

	受入担保の	の種類	支払承諾見返当期末残高	構成割合
自	行	預 金		<u>%</u>
<u>有</u>	価	証 券		
債		権		
商		品		
丕	動	産		
財		<u>4</u>		
<u>₹</u>	の	他		
	<u>計</u>			
<u>保</u>		証		
信		用		
	合	計		<u>100</u>

# (記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げている受入担保の種類の 配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 14 自己資本比率の状況

# [国際統一基準に係る単体自己資本比率]

	<u>項</u>		前期末	<u>当期末</u>	<u>項 目</u>	前期末	<u>当期末</u>
資	本	<u>金</u>			短期 劣後 債務		
	非累積的永久	又優先株			準補完的項目不算入額	_	_
<u>新</u>	株式払	<u>込 金</u>			<u>準 補 完 的 項 目(C)</u>		
資	本 準	備 金					
そ	の他資本	剰余金					
利	益 準	備 金			自己資本総額(A + B + C)		
任	意 積	立 金			<u>(D)</u>		
<u>次</u>	期繰越	利益			他の金融機関の資本調達手		

		改	正後			
自 己 株 式		_	段の意図的	りな保有相当額		
自己株式申込証拠金			負	負債性資本調達手		
2 0 小大压工光 0 证 压 <del>***</del> ***			E	<u>段及びこれに準ず</u>		
<u>その他有価証券の評価差損</u>	_	_	<u> </u>	<u>るもの</u>		
新 株 予 約 権				期限付劣後債務及		
営業権相当額	_	_		び期限付優先株並		
<u>o</u> h h	_	_		<u>びにこれらに準ず</u> るもの		
繰延税金資産の控除前の			知	 短期劣後債務及び		
[基本的項目〕計(上記			<u> </u>	<u>これに準ずるもの</u>		
各項目の合計額)			控除項	目不算入額	_	_
繰延税金資産の控除金額		_	控除工	項 目 計(E)		
基本的項目(A)			自己資本	額(D - E)(F)		
償還を行う蓋然性を有す						
る株式等						
海外特別目的会社の発行						
する優先出資証券						
その他有価証券の貸借対照						
表計上額の合計額から帳簿						
価額の合計額を控除した額						
<u>Ø 45%</u>			<u>資産(オン</u>	<u>′・バランス)項目</u>		
土地の再評価額と再評価の				ランス取引項目		
直前の帳簿価額の差額の				・・リスク相当額を		
45%相当額			8%で除し			
<u>一般貸倒引当金</u>				<u>アセット等計(G)</u>		
負債性資本調達手段等				<u> </u>		
負債性資本調達手段			相当額			
期限付劣後債務及び期限						
付優先株						
補完的項目不算入額	_			比率 (A / G)	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>補 完 的 項 目(B)</u>			自己資本	<u> </u>	<u>%</u>	<u>%</u>

現行

そ の 他			段の意図的な保有相当額
その他有価証券の評価差損	_	_	負債性資本調達手段及び
自己株式払込金			<u>これに準ずるもの</u>
自 己 株 式	_	_	
営業権相当額	_	_	
企業結合により計上される	_		
無形固定資産相当額			
繰延税金資産の控除前の			期限付劣後債務及び期限
〔基本的項目〕計(上記			
各項目の合計額)			
繰延税金資産の控除金額	_	_	
基本的項目(A)			付優先株並びにこれらに
償還を行う蓋然性を有す			準ずるもの
<u>る株式等</u>			短期劣後債務及びこれに
海外特別目的会社の発行			準ずるもの
する優先出資証券			控除項目不算入額
その他有価証券の貸借対照			<u>控除項目計(E)</u>
表計上額の合計額から帳簿			自己資本額(D - E)(F)
価額の合計額を控除した額			
<u>O 45%</u>			資産(オン・バランス)項目
土地の再評価額と再評価の			オフ・バランス取引項目
直前の帳簿価額の差額の			マーケット・リスク相当額を
45%相当額			8%で除して得た額
一般貸倒引当金			<u>リスク・アセット等計(G)</u>
負債性資本調達手段等			<u>(参考)マーケット・リスク</u>
負債性資本調達手段			相当額
期限付劣後債務及び期限			
付優先株			
補完的項目不算入額			<u>Tier1比率(A/G) % %</u>
補 完 的 項 目(B)			<u>自己資本比率(F/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>

# [国内基準に係る単体自己資本比率]

<u>(単位:百万円)</u>

項	且	前期末	<u>当期末</u>	<u>項 目</u>	前期末	<u>当期末</u>
資	金			自己資本総額(A + B)(C)		
非累積的	永久優先株			他の金融機関の資本調達手		
新株式申	込 証 拠 金			段の意図的な保有相当額		
資 本 2	集 備 金			負債性資本調達手段及		
				<u> </u>		

# [国内基準に係る単体自己資本比率]

	項		<u>前期末</u>	<u>当期末</u>	<u>項</u>	且	<u>前期末</u>	<u>当期末</u>
Ě	本	金			自己資本総額	(A + B)(C)		
	非累積的永久	ス優先株			他の金融機関の	の資本調達手		
主	所株 式 払	込 金			段の意図的な例	<u>呆有相当額</u>		
Ì	資本準	備 金			負債性資本	調達手段及び		

		改	正後		
その他資本剰余金			びこれに準ずるもの		
利益準備金					
その他利益剰余金			期限付劣後債務及び期		
そ の 他			限付優先株並びにこれ		
自己株式	_	_	<u>らに準ずるもの</u>		
自己株式申込証拠金			控除項目不算入額	_	
その他有価証券の評価差損	_	_	控 除 項 目 計(D)		
新株 予約権			<u>自己資本額(C - D)(E)</u>		
営業権相当額					
<u>σ                                    </u>					
繰延税金資産の控除前の					
<u>[基本的項目]計(上記各</u>					
<u>項目の合計額)</u>					
繰延税金資産の控除金額	_	_			
<u>基本的項目(A)</u>					
償還を行う蓋然性を有す			<u>資産(オン・バランス)項目</u>		
			オフ・バランス取引項目		
土地の再評価額と再評価の			<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
直前の帳簿価額の差額の					
<u>45%相当額</u>					
<u>- 般貸倒引当金</u>					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限					
<u>  付優先株</u> 					
補完的項目不算入額			<u>Tier1比率(A/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			<u>自己資本比率(E/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>

- 1 本表には、銀行法第14条の2に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の 充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき 算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る単体自己資本比率〕、海外営業拠点を 有しない銀行は〔国内基準に係る単体自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する 単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

	· · · ·
その他資本剰余金	これに準ずるもの
利益準備金	
任 意 積 立 金	期限付劣後債務及び期限
次 期 繰 越 利 益	付優先株並びにこれらに
そ の 他	準ずるもの
その他有価証券の評価差損	控除項目不算入額
自己株式払込金	控 除 項 目 計(D)
自 己 株 式	自己資本額(C - D)(E)
営業権相当額	
企業結合により計上される	
無形固定資産相当額	
繰延税金資産の控除前の	
〔基本的項目〕計(上記	
各項目の合計額)	
繰延税金資産の控除金額	
基本的項目(A)	
償還を行う蓋然性を有す	資産(オン・バランス)項目
る株式等	オフ・バランス取引項目
土地の再評価額と再評価の	リスク・アセット等計(F)
直前の帳簿価額の差額の	
45%相当額	
一般貸倒引当金	
負債性資本調達手段等	
負債性資本調達手段	
期限付劣後債務及び期限	
付優先株	
補完的項目不算入額	<u>Tier1比率(A/F)</u> <u>%</u> <u>%</u>
補 完 的 項 目(B)	<u>自己資本比率(E/F)</u> <u>%</u> <u>%</u>

現行

# (記載上の注意)

- 1 本表には、銀行法第 14 条の 2 に規定する銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の 充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき 算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は[国際統一基準に係る単体自己資本比率]、海外営業拠点を 有しない銀行は[国内基準に係る単体自己資本比率]を記載すること。
- 3 「単体自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 19 条の2第1項第3号口(10)に規定する 単体自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の

- <u>6</u> 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づ く銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除 前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所 定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の 算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第2 第 期末( 年 月 日現在)貸借対照表

(単位・百万円)

		<u>. (                                   </u>	<u> 単位:百万円)</u>
<u>科 目</u>	金 額	<u>科 目</u>	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金		<u>預</u> 金	
現 金		<u>当 座 預 金</u>	
預 け 金		<u>普 通 預 金</u>	
<u>コ - ル ロ - ン</u>		貯 蓄 預 金	
買 現 先 勘 定		通 知 預 金	
<u>債券貸借取引支払保証金</u>		定期預金	
買 入 手 形		定期積金	
買入 金銭 債 権		<u>その他の預金</u>	
特 定 取 引 資 産		<u>譲 渡 性 預 金</u>	
商品有価証券		<u>コ ー ル マ ネ ー</u>	
商品有価証券派生商品		<u>売 現 先 勘 定</u>	
特 定 取 引 有 価 証 券		<u>債券貸借取引受入担保金</u>	
特定取引有価証券派生商品		<u>売 渡 手 形</u>	
特定金融派生商品		<u>コマーシャル・ペーパー</u>	
その他の特定取引資産		特定取引負債	
金銭の信託		売付商品債券	
有 価 証 券		商品有価証券派生商品	
国 債		特 定 取 引 売 付 債 券	
地 方 債		<u>特定取引有価証券派生商品</u>	

現行

45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

- 6 単体自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づ く銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除 前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所 定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産に相当する額及び繰延税金資産の算 入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の(基本的項目)の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

第2 第 期末( 年 月 日現在)貸借対照表

			<u> - 1 1 1 1</u>
<u>科 目</u>	金 額	<u>科 目</u>	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		<u>預</u> 金	
現 金		<u>当 座 預 金</u>	
預 け 金		<u>普 通 預 金</u>	
<u>コ - ル ロ - ン</u>		<u>貯 蓄 預 金</u>	
買現先勘定		通 知 預 金	
<u>債 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金</u>		定期預金	
買 入 手 形		定期積金	
買入金銭債権		そ の 他 の 預 金	
<u>特 定 取 引 資 産</u>		譲渡性預金	
商品有価証券		<u>コ - ル マ ネ -</u>	
<u>商品有価証券派生商品</u>		<u>売 現 先 勘 定</u>	
特 定 取 引 有 価 証 券		<u>債券貸借取引受入担保金</u>	
特定取引有価証券派生商品		<u>売 渡 手 形</u>	
特定金融派生商品		<u>コマーシャル・ペーパー</u>	
その他の特定取引資産		特定取引負債	
金銭の信託		売 付 商 品 債 券	
<u>有 価 証 券</u>		商品有価証券派生商品	
国 債		特 定 取 引 売 付 債 券	
地 方 債		<u>特定取引有価証券派生商品</u>	
<u>短期 社 債</u>		特定金融派生商品	

改正後 現行 衦 債 特定金融派生商品 債 その他の特定取引負債 債 その他の特定取引負債 株 式 金 社 用 式 その他の証 用 出 <u>金</u> 金 その他の証券 再 割 引 手 手 形 替 出 金 金 付 外 国 他 店 預 手 形 為 替 付 他 形 貸 付 国 他 店 預 り 貸 越 渡 外 国 為 付 国 他 店 替 払 外 国 為 貸 座 越 売 渡 外 国 為 替 外国他店預け 未 払 外 国 為 替 店 外 国 他 店 預 他 短 買入外国為替 新株予約権付社債 店 社 玉 他 取立外国為替 の 他 負 新株予約権付社債 外 国 為 未決済為替借 取立外国為 の 負 未決済為替貸 未 払 法 人 税 等 未決済為替借 未決済為替貸 未払法人税等 先物取引差入証拠金 従業員預り金 ЦΣ 益 受 ЦΣ 益 給付補てん備金 従業員預り金 先物取引差金勘定 先物取引差入証拠金 保管有価証券等 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 給付補てん備金 金融派生商 先 物 取 引 差 金 勘 定 先物取引受入証拠金 保管有価証券等 繰延ヘッジ損失 入 商 品 債 券 融派生商品 先物取引差金勘定 社 債 発 行 差 金 借入特定取引有価証券 社 債 発 行 差 金 借入商品债券 発 行 入 有 価 証 券 債 発 行 借入特定取引有価証券 その他の資産 付 その他の資産 借入有価証券 金融派生商品 産 不 動 有 形 固 定 資 土地建物動産 繰延ヘッジ利益 物 融派生商品 設 仮 払 の他の負債 地 その他の負債 保証金権利金 리 与 設 仮 리 与 役員賞与引当金 延 税 金 役員賞与引当金 その他の有形固定資産 退職給付引当金 再評価に係る繰延税金資産 無 形 固 定 資 退職給付引当金 払 承 諾 見 特別法上の引当金 ソフトウェア 特別法上の引当金 倒 引 当 金融先物取引責任準備金 れ ь 金融先物取引責任準備金 証券取引責任準備金 保証金権利金 証券取引責任準備金 繰 延 税 金 負 その他の無形固定資産 繰 延 税 金 負 再評価に係る繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 税 金 承 諾 再評価に係る繰延税金資産 の れ 負債の部合計 諾 支 払 承 諾 見 返 払 承 (資本 の 部 ) 貸 倒 引 当 負 債 の 部 合 計 金 本 金 (純資産の部)

<b>강</b>	正後
	<ul> <li>選本金</li> <li>新株式申込証拠金</li> <li>資本準備金</li> <li>その他利益 乗</li> <li>村金金</li> <li>利益 乗</li> <li>村金金</li> <li>村金の</li> <li>サンデンを</li> /ul>
資産の部合計	負債及び純資産の部合計

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が 明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要 な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
    - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- 有価証券の評価基準及び評価方法
- 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- 有形固定資産の減価償却の方法
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定 基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況につい ても、できるだけ詳細に記載すること。)
- 退職給付引当金の計上方法
- リース取引の処理方法

	新 株 式 払 込 金
	資本剰余金
	<u>資 本 準 備 金</u>
	その他資本剰余金
	資本金及び資本準備
	金減少差益
	自 己 株 式 処 分 差 益
	利益剰余金
	<u>利 益 準 備 金</u>
	任 意 積 立 金
	当期未処分利益
	(又は当期未処理損失)
	当期 純利益
	<u>(又は当期純損失)</u>
	土 地 再 評 価 差 額 金
	株式等評価差額金
	自己株式払込金
	自 己 株 式
	資本の部合計
資産の部合計	負債及び資本の部合計
(記載上の注意)	

現行

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明 らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる 事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に規 定する差額
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準 の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、で きるだけ詳細に記載すること。)
- (7) 退職給付引当金の計上方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法

- ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (5) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (6) 親会社株式の金額
- (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (8) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (10) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 139 条の規定に 従い記載すること。)
- (13) 特定関係者(銀行法第 13 条の 2 に規定する特定関係者をいう。以下同じ。) に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務の当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (14) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を 担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (15) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (16) 子会社等(銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額
- (17) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳

現行

- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並 びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 商法施行規則第 124 条第 1 号に規定する超過額及び同条第 3 号に規定する純資産額
- (17) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座 貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、 この限りでない。
- (18) 取締役、執行役及び監査役に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (19) 子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。以下同じ。)の株式又は持分の 総額
- (20) 子会社に対する金銭債権総額
- (21) 子会社に対する金銭債務総額
- (22) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (23) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (24) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (25) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに 規定する有価証券に関する事項
- (26) 有価証券の貸付けを行っている場合には、その旨及び金額(金額は貸借対照表価額とし、 消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (27) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の 合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、 その差額
- (28) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正後 現行 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合にお ける当該金額を含む。) 繰延税金負債 (18) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保 に係る債務の金額 (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額 (20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資 本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額 申込期日経過後における新株式申込証拠金 **\_\_ 評価・換算差額等** 新株予約権 (21) 1株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。) (22) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額(同条第 1 号中「繰延資産の部に計上し た額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。) (23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該 事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び 会社計算規則第186条第4号に規定する額 (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発 生した場合における当該事象 (25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その

- 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

(単位:百万円)

	科		目						<u>金</u>	額			
経	常		ЦΣ		益						×	×	×
資	金	運	用	ЦΣ	益	×	×	×					
貸	出		金	利	息	×	×	×					

										_	<u> </u>	<u> </u>	
	<u>科</u>		目						金	ž	<u>湏</u>		
経	常		ЦΣ		益						×	×	×
資	金	運	用	ЦΣ	益	×	×	×					
貸	出		金	利	息	<u>×</u>	×	<u> </u>					

改正征	後		現行
有 価 証 券 利 息 配 当 金 × ×	( ×	有 価 証 券 利 息 配 当 金	x x x
<u>コールローン利息 × ×</u>		<u>コールローン利息</u>	
		<u> </u>	
債券貸借取引受入利息 × ×		债券貸借取引受入利息	
買入手形利息 ××	×	<u> </u>	
預 け 金 利 息 x x		預け金利息	
金利スワップ受入利息××		金利スワップ受入利息	
<u>その他の受入利息 x x</u>		その他の受入利息	<u>x x x</u>
<u>役務取引等収益</u> ××	<u> </u>	役務 取引等 収益	<u>x x x</u>
<u>受入為替手数料</u> ××	<u>c x</u>	受入為替手数料	<u>x x x</u>
そ の 他 の 役 務 収 益 x x	<u>x x</u>	その他の役務収益	<u>x x x</u>
特 定 取 引 収 益 x x	<u> </u>	特定取引収益	<u>x x x</u>
商 品 有 価 証 券 収 益 x x	<u>( x</u>	商品有価証券収益	<u>x x x</u>
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益 x x	<u> </u>	特定取引有価証券収益	<u>x x x</u>
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益 x x	<u>c x</u>	特定金融派生商品収益	<u>x x x</u>
その他の特定取引収益 x x	<u>x x</u>	その他の特定取引収益	<u>x x x</u>
<u>その他業務収益</u> xx	<u>c x</u>	その他業務収益	<u>x x x</u>
<u>外国為替売買益</u> ××	<u>( x</u>	<u>外 国 為 替 売 買 益</u>	<u>x x x</u>
国 債 等 債 券 売 却 益 х х	<u>c x</u>	国 債 等 債 券 売 却 益	<u>x x x</u>
国 債 等 債 券 償 還 益 🗴 🗴	<u>x x</u>	国 債等 債券 償還益	<u>x x x</u>
金融派生商品収益 ××	<u>c x</u>	金融派生商品収益	<u>x x x</u>
そ の 他 の 業 務 収 益 x x	<u>x x</u>	その他の業務収益	<u>x x x</u>
<u>その他経常収益</u> xx	<u>x x</u>	その他経常収益	
株 式 等 売 却 益 x x	<u>x x</u>	<u>株 式 等 売 却 益</u>	<u>x x x</u>
金 銭 の 信 託 運 用 益 x x	<u>x x</u>	金銭の信託運用益	<u>x x x</u>
そ の 他 の 経 常 収 益 x x	<u>« ×</u>	その他の経常収益	<u>x x x</u>
経 常 費 用	<u>x x x</u>	経常費用	<u>x x x</u>
<u>資 金 調 達 費 用</u> x x		<u>資 金 調 達 費 用</u>	
<u>預 金 利 息</u> x x	<u>« x</u>	<u>預 金 利 息</u>	
<u>譲渡性預金利息</u> ××	<u>« x</u>	譲渡性預金利息	
<u>コールマネー利息</u> xx	<u>« x</u>	コ - ル マ ネ - 利 息	
<u>売 現 先 利 息</u> <u>× ×</u>	<u>« x</u>	<u>売 現 先 利 息</u>	
债券貸借取引支払利息 x x		债券貸借取引支払利息	
<u>売渡手形利息</u> ××		<u>売 渡 手 形 利 息</u>	
コマーシャル・ペーパー利息 x x		コマーシャル・ペーパー利息	
<u>借用金利息</u> x x		<u>借用金利息</u>	
<u>短期 社債利息</u> ××		<u>短期 社債利息</u>	
<u>社 債 利 息</u> x x		社 債 利 息	
新株予約権付社債利息 x x		新株予約権付社債利息	
金利スワップ支払利息 × ×	<u>x x</u>	金利スワップ支払利息	<u>x x x</u>

	改正後	現行	
その他の支払利息	x x x	そ の 他 の 支 払 利 息 × × ×	
2 務 取 引 等 費 用	·		
支払為替手数料			
その他の役務費用		そ の 他 の 役 務 費 用 × × ×	
特 定 取 引 費 用			
商品有価証券費用		商品有価証券費用×××	
特定取引有価証券費用		特 定 取 引 有 価 証 券 費 用 × × ×	
特定金融派生商品費用		特定金融派生商品費用×××	
その他の特定取引費用			
その他業務費用			
	$\overline{\times \times \times}$		
国債等債券売却損	× × ×	国 債 等 債 券 売 却 損 × × ×	
国債等債券償還損		国債等債券償還損×××	
国债等债券償却		国債等债券償却×××	
社 債 発 行 費 償 却	× × ×	社 債 発 行 費 償 却 × × ×	
金融派生商品費用		金 融 派 生 商 品 費 用 × × ×	
その他の業務費用		<u>その他の業務費用×××</u>	
営業経費	<u>x x x</u>	<u>営業経費</u> ×××	
その他経常費用	<u>x x x</u>	<u>その他経常費用×××</u>	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	<u>x x x</u>	貸 倒 引 当 金 繰 入 額 × × ×	
貸 出 金 償 却	<u>x x x</u>	<u>貸 出 金 償 却 x x x</u>	
株式等売却損	<u>x x x</u>	<u>株 式 等 売 却 損 x x x</u>	
株式等償却	<u>x x x</u>	<u>株 式 等 償 却 × × ×</u>	
金銭の信託運用損	<u>x x x</u>	金 銭 の 信 託 運 用 損 x x x	
その他の経常費用	<u>x x x</u>	<u>その他の経常費用</u> ×××	
経 常 利 益	<u>x x x</u>	経常利益	<u>x x x</u>
(又は経常損失)		( 又 は 経 常 損 失 )	
特別利益	<u>x x x</u>	特別利益	<u>x x x</u>
固定資産処分益	<u>x x x</u>	<u>動 産 不 動 産 処 分 益</u> × × ×	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益	<u>x x x</u>	<u>償却債権取立益</u> <u>×××</u>	
償却債権取立益	<u>x x x</u>	<u>金融先物取引責任準備金取崩額</u>	
金融先物取引責任準備金取崩額	<u>x x x</u>	<u>証 券 取 引 責 任 準 備 金 取 崩 額</u> × × ×	
証券取引責任準備金取崩額	<u>x x x</u>	<u>そ の 他 の 特 別 利 益 × × ×</u>	
その他の特別利益	<u> </u>	特別損失	<u>x x x</u>
特別 損失	<u> </u>	<u>動 産 不 動 産 処 分 損 × × ×</u>	
固定資産処分損		<u>減 損 失 x x x</u>	
減 損 損 失	<u>x x x</u>	金融先物取引責任準備金繰入額 × × ×	
金融先物取引責任準備金繰入額	<u>x x x</u>	証券取引責任準備金繰入額 × × ×	
証券取引責任準備金繰入額		<u>その他の特別損失</u> ×××	
その他の特別損失	<u>x x x</u>	税 引 前 当 期 純 利 益	<u>x x x</u>

									XXII X
税	引	前	j :	当	期	純	利	益	<u>x x x</u>
_(	又は	‡ 税	引	前	当 期	純	損	<u> </u>	
<u>法</u>	人材	ź 、	住	民	锐 及	び	事	業 税	<u>x x x</u>
<u>法</u>	人		税	等	訓	割	整	額	<u>x x x</u>
当		期		純		利		益	<u>x x x</u>
_(_	又	は	当	期	純	損	. 失		

#### (記載上の注意)

- 1 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額 を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。
- 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。
- 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

(	又	は税	. 引	前当	期	純 :	損り	<b>E</b> )
<u>}</u>	人	税、	住	民 税	及	び	事業	€ 税
12	<u> </u>	人	税	等	調		整	額
빌	<u> </u>	期		純		利		益
_(	( 又	は	当	期	純	損	失	
自	Í	期	緽	}	越	Ŧ	iJ	益
_(	( 又	は	前	期繰	越	損	失	
_ ا	•	•	積	立	金	取	崩	額
禾	<b>山</b> 註	点 淖	<u> </u>	備 金	Ž	取	崩	額
크	<b>-</b>	間		配		当		額
禾	<b>川</b> 註	点 淖	<u> </u>	備 金	Ž	積	立	額
븰	á :	期	未	処	分	•	利	益
_(	又	は 1	当 期	1 未	処 Đ	里拉	員 失	( )

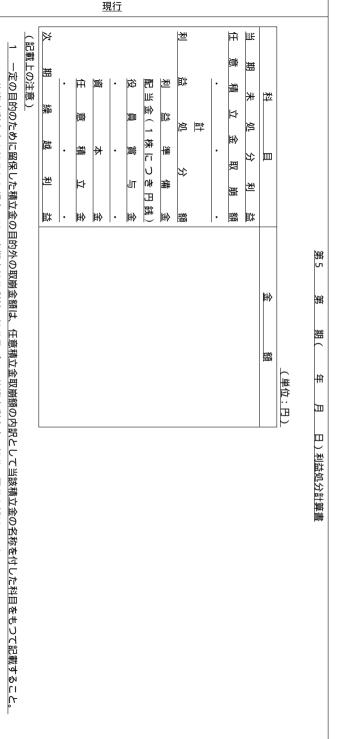
現行

#### (記載上の注意)

- 1 銀行法第2条第8項に規定する子会社との取引による取引高の総額を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は前期 繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 6 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 7 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定 の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引 当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その 他の特別利益」に記載すること。
- 8 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載 すること。
- 9 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。
- 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。



- その他資本剰余金を処分した場合には、 当期未処分利益の処分及びその他資本剰余金の処分の区分を設けること。
- て記載すること その他資本剰余金の処分の区分には、その他資本剰余金 その他資本剰余金処分額及びその他資本剰余金次期繰越額について、 当期未処分利益の処分に準じ

					 •													_
当事業年度末残高	当事業年度変動額合計	(紅寶)	の当事業年度変動額	株主資本以外の項目	自己株式の処分	当期純利益	剰余金の配当	新株の発行	当事業年度変励額	前事業年度未残高							第4 第	
XXX	XXX							xxx		xxx			資本金				期	
XXX	XXX							XXX		XXX	1		₩ <del> </del>					_
XXX	ŀ									XXX	剰余金	資本	その街	資本剰余金		年		
XXX	xxx							xxx		XXX	合計	剰余金	資本	lini		Я		
XXX	XXX						xxx			XXX	日	# 13 # 14	<u>#</u>		135	Ш		
XXX	ŀ									XXX	積立金	×	その他利	利益	株主資本	<u>日まで</u>		
xxx	XXX					XX	- xxx			xxx	剰余金	編越利益	その他利益剰余金	利益剰余金			株主資	
XXX	XXX					XXX	- xxx			XXX	合計	剰余金	型談				株主資本等変動計算書	
- xxx	XXX				XXX					- xxx			ID 11 ## #4				計算書	
xxx	XXX				XXX	XXX	- xxx	xxx		xx		合計	株主資本					
xxx	xxx			xxx						xx	差額金	評価	有価証券	その街				
xxx	xxx			XXX						xxx		前	>	证品	評価・換算差額等			
xxx	xxx			XXX						xxx	A	# 日 館 車		+	算差額等			
xxx	xxx			xxx						XX	歐	差額等	換算	評価・				
XXX	XXX			XXX						XXX		-	<b>光</b> 約権	幣		<u>(</u>		
xxx	XXX			XXX	XXX	XXX	- xxx	XXX		XXX		Ī	10 5	<b>谷</b> 峪 神		(単位:円)		

は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、
当日

改正後		現行						
<u>第5 第 期</u> <u>年 月 日から</u> <u>年 月 日ま</u>	<u>キャッシュ・フロー計算書</u>	第4 第 期 年 月 日まで 年 月 日まで	キャッシュ・フロー計算書					
(直接法により表示する場合)	<u>(単位:百万円)</u>	[直接法により表示する場合]	<u>(単位:百万円)</u>					
<u>科 目</u>	金額	<u>科 目</u>	<u>金 額</u>					
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー						
貸付金回収による収入								
預金払出による支出		預金払出による支出						
貸付金利息収入		貸付金利息収入						
預金利息支出		預金利息支出						
<u>営業経費支出</u>		営業経費支出						
<u></u>								
法人税等の支払額		法人税等の支払額						
<u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u>		営業活動によるキャッシュ・フロー						
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー						
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出						
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入						
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出						
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入						
<u></u>								
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー						
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー						
株式の発行による収入		株式の発行による収入						
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出						
配当金の支払額		配当金の支払額						
		<u></u>						
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー						
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額						
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)						
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高						
現金及び現金同等物の期末残高		現金及び現金同等物の期末残高						
(記載上の注意)		_(記載上の注意)_						
<u>1</u> 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している	る場合には作成を要しない <u>。</u>	1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している	る場合には作成を要しない。_					

改正後		現行						
2 現金及び現金同等物の範囲について記載するこ 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フロるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設	 コーの状態を明らかにするために必要があ	2 現金及び現金同等物の範囲について記載する 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フ ときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設	ローの状態を明らかにするために必要がある					
適切な場所に記載すること。		切な場所に記載すること。						
[間接法により表示する場合]	<u>(単位:百万円)</u>	[間接法により表示する場合]	<u>(単位:百万円)</u>					
<u>科 目</u>	<u>金 額</u>	<u>科 目</u>	<u>金 額</u>					
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー						
税引前当期純利益(損失)		税引前当期純利益(損失)						
減価償却費		減価償却費						
減損損失		減損損失						
貸倒引当金の増加額		貸倒引当金の増加額						
資金運用収益		資金運用収益						
<u>資金調達費用</u>		資金調達費用						
<u>有価証券関係損益</u>								
貸出金の純増減								
預金の純増減								
資金運用による収入		<u> </u>						
資金調達による支出								
<u></u>								
小計								
法人税等の支払額		 法人税等の支払額						
営業活動によるキャッシュ・フロー								
投資活動によるキャッシュ・フロー								
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー								
有価証券の売却による収入								
有形固定資産の取得による支出		 動産不動産の取得による支出						
有形固定資産の売却による収入								
投資活動によるキャッシュ・フロー								
財務活動によるキャッシュ・フロー								
株式の発行による収入		#式の発行による収入						
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出						
		配当金の支払額						
財務活動によるキャッシュ・フロー								

改正後	現行		
現金及び現金同等物に係る換算差額	現金及び現金同等物に係る換算差額		
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		
現金及び現金同等物の期首残高	現金及び現金同等物の期首残高		
現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期末残高		
(記書しの注意)	/ 智書 Lの注意 /		

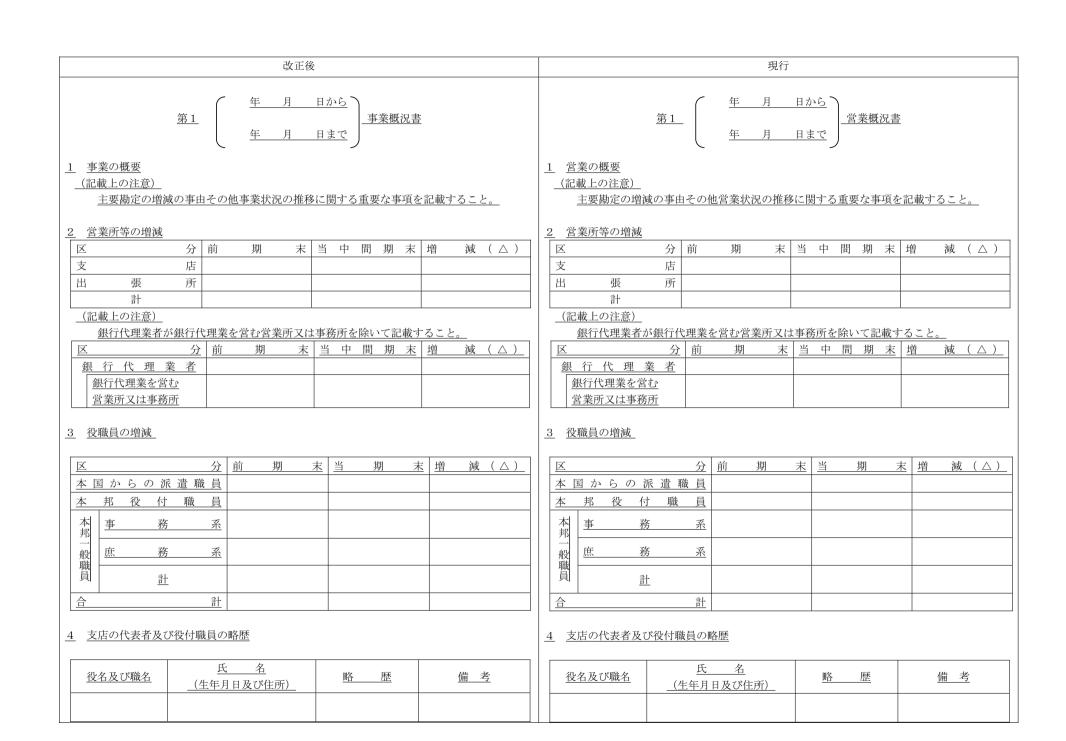
- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

#### (記載上の注意)

- 1 連結キャッシュ・フロー計算書を作成している場合には作成を要しない。
- 2 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 

	銀行支店用)) パブリックコメント用
改正後	現行
(参考)別紙様式第4号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)	(参考) 別紙様式第4号(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)
業     務     報     告     書       年     月     日から       年     月     日まで       銀行     支店	業     務     報     告     書       年     月     日から       年     月     日まで       銀行     支店
年 月 日	<u>年 月 日</u>
金融庁長官     殿       住 所     銀行 支店       代表者氏     名印    F 月日から年月日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	金融庁長官     殿       住 所     銀行 支店       代表者氏     名印          年月日から年月日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。       目 次
<u></u>	17. 24
第1       事業概況書         1       営業の概要       5       株主又は持分を保有する者の状況         2       営業所等の増減       6       商品有価証券の内訳         3       役職員の増減       7       有価証券の内訳         8       貸出金の担保内訳	第1     営業概況書       1     営業の概要     5     株主又は持分を保有する者の状況       2     営業所等の増減     6     商品有価証券の内訳       3     役職員の増減     7     有価証券の内訳       8     貸出金の担保内訳       4     本店の供表者及びは仕職員の取り
4     支店の代表者及び役付職員の略     9     動産不動産の内訳       歴     10     支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳	4       支店の代表者及び役付職員の略       9       動産不動産の内訳         歴       10       支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳
## 10 文本本語の内証及の担保内証 第2 貸借対照表 第3 損益計算書 (記載上の注意)	<u>第2</u> 貸借対照表 第3 損益計算書 _(記載上の注意)
1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、 当該単位未満は切り捨てること。	1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、 当該単位未満は切り捨てること。
3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て	
小数点第2位までを記載すること。	



# 改正後 計 名

(記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

#### 5 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	<u>割</u> 合
		<u>%</u>
その他の株主又は持分を		
保有する者 (名)		
計 (名)		<u>100</u>

(記載上の注意)

所有する株式数 (単位:千株) 又は出資額 (単位:百万円) の多い順序に従い 20 名を記載すること。

#### 6 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

						(十四・日/317/
<u>種</u>	類		額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商品	玉	債				
長 期	利 付 国	債				
中 期	利 付 国	債				
割豆	国	債				
政府	短 期 証	券				
<u></u>	0)	他				
商品	地 方	債				
商品政	府 保 証	債				
その他の	商品有価証	: 券				
	<u>計</u>					

(記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除 した後の当期末残高を記載すること。

## 7 有価証券の内訳

(単位:百万円)

	種	類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国		債			
地	方	債			

名

<u>計</u> (記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

#### 5 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	割	合
			<u>%</u>
その他の株主又は持分を			
保有する者 (名)			
計 (名)			100

(記載上の注意)

所有する株式数 (単位:千株) 又は出資額 (単位:百万円) の多い順序に従い 20 名を記載すること。

#### 6 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

						(TE: 17711)
種	類		額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商	品 国	債				
長 期	利 付 国	債				
中 期	1 利 付 国	債				
割	引 国	債				
政府	短期証	<u> 券</u>				
<u>そ</u>	の	他				
商品	地 方	債				
商品	政 府 保 訂	E 債				
その他	の商品有価	証券				
	<u>計</u>					

#### (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除 した後の当期末残高を記載すること。

# 7 有価証券の内訳

種	類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
玉	債			
地	方 債			

改正後												
短	期	礻	生	債								Τ
社				債								
公	社	公	寸	債								
<u>金</u>		融										
事		業		債								
_(社債	〔のう〕	ち政府	牙保証	責)_	(		)_	_(	)	_(	)	1
株				式								
そ 0	) 他	の	証	券								
<u>外</u>	国		証	<u>券</u>								
そ		の		他								
		<u>計</u>										7

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除し た後の当期末残高を記載すること。

## 8 貸出金の担保内訳

(単位:百万円)

				<u> (中区・ログロ)</u>
受入担保の種類	貸出金	構成割合	内	訳
文八旦床の程規	当期末残高	1件以引口	貸付金	割引手形
自 行 預 金	<u>.</u>	<u>%</u>		
有 価 証 券				
<u>債</u> 格				
商品	1			
不 動 産				
財				
そ の 他	4			
<u>計</u>				
保直				
信用				
<u>合</u> 計		100_		

#### (記載上の注意)

<u>2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に</u> 従つて、担保の評価額を限度として充当計上すること。

#### 9 有形固定資産の内訳

(単位:百万円)

<u>種 類</u>	建物	土 地	建物仮勘定	<u>その他の有形固</u> <u>定資産</u>

					2011				
短	期	社	債						
社			債						
公	社 2	公団	債						
<u>金</u>	Ę	独	債						
事	3	<b></b>	債						
(社債のうち政府保証債)				_(	)	_(	)	_(	)
株			式						
<u>その</u>	他	の証	券						
<u>外</u>	国	証	券						
そ	0	り	他					·	_
	<u>計</u>								

現行

#### (記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

#### 8 貸出金の担保内訳

(単位:百万円)

				_(単位・日の口)
受入担保の種類	貸出金	構成割合	<u>内</u>	訳
文八世体り怪規	当期末残高	1件/人司 口	貸付金	割引手形
自 行 預 金		<u>%</u>		
有 価 証 券				
<u>債</u> 権				
商品				
不 動 産				
財団				
そ の 他				
<u>計</u>				
保 証				
信用			_	
<u>合</u> 計		<u>100</u>		

## (記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に 従つて、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 9 動産不動産の内訳

<u>(単位:百万円)</u>

<u>種</u>	類	土	地	建	物	動	<u>産</u>	保証金・権利金	-
営 業	用								

改正後								
事	業	用						
所		有						
	<u>計</u>							

#### 10 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

## (1) 支払承諾の内訳

(単位:百万円)

	種	類	当期末口数	当期末残高
手	形	引 受		
信	用			
保		証		
	<u>計</u>			

# (2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位:百万円)

	受入担保の	の種粨		支払承諾見返当期末残高	構成割合
	又八旦木	//生規		<u> </u>	
自	行	預	<u>金</u>		<u>%</u>
有	価	証	券		
債			権		
商			品		
不	動		産		
財			団		
そ	の		他		
	<u>計</u>				
保			証		
信			用		
	<u>合</u>	計			100

## (記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

#### 第2 年 月 日現在 貸借対照表

(単位:百万円)

科 目	全 額	科 目	全 貊
<u>171</u>	业 1日	<u> </u>	业 1只

	現行	
所 有		
計		

# (記載上の注意)

\_建設仮払金については、その金額を計の欄に括弧内書すること。\_

## 10 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

# (1) 支払承諾の内訳

(単位:百万円)

	種	類	<u>当期末口数</u>	<u>当期末残高</u>
手	形	引 受		
<u>信</u>	用	状		
保		証		
	<u>計</u>			

# (2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位:百万円)

					<u> (単位・自刀口)</u>
	受入担保	の種類		支払承諾見返当期末残高	構成割合
自	行	預	金		<u>%</u>
有	価	証	券		
債			権		
商			品		
不	動		産		
財			寸		
そ	の		他		
	<u>計</u>				
保			証		
信			用		
	<u>合</u>	計			100

#### (記載上の注意)

2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。

<u>科</u> 目	金 額	<u>科 目</u>	<u>金 額</u>
------------	-----	------------	------------

改正後 現行 資産の部 負 債 の部 金 預け 金 預 金 現 金 け 金 金 金 座 預 金 預 預 け 金 金 座 預 金 通 預 け 金 诵 預 金 コールロー 預 金 普 コールロー 蓄 金 先 知 預 金 預 金 債券貸借取引支払保証金 期 預 現 通 知 預 金 債券貸借取引支払保証金 定 期 預 金 期 積 定 期 穑 金 入 金 銭 その他の預 金 商品有価 その他 入 金 銭 債 の預 金 渡 件 預 ー ル マ ネ 商品有価 証 渡 性 預 金 商 品 玉 品 地 方 品 玉 ル マ ネ 現 商品地方 先 定 商品政府保証債 債券貸借取引受入担保金 商品政府保証債 債券貸借取引受入担保金 その他の商品有価証券 コマーシャル・ペーパー その他の商品有価証券 手. 銭の信 価 金 銭 の信 コマーシャル・ペーパー 有 金 玉 債 方 引 形 玉 社 方 入 金 玉 店 預 社 債 玉 替 外 国 他 国 他 店 預 式 国 他 式 その他の証券 売 渡 外 国 出 金 未 払 外 国 為 その他の証 渡 外 国 為 未 払 外 引 手 形 社 貸 出 金 玉 為 割 引 手 形 他 負 手 形 貸 付  $\mathcal{O}$ 他 負 付 貸 付 貸 未決済為替 手 形 未決済為替 証 書 貸 越 付 座 未払法人税等 書 貸 未 払 法 人 税 等 座 貸 越 払 用 玉 為 払 用 玉 受 収 益 国 他 店 預 け 受 IJΖ 従 業 員 預 り 国 他 店 外 国 他 店 預 け 業 員 預 り 他 店 買入外国為替 給付補てん備金 外 国 取立外国為 先物取引受入証拠金 買入外国為 先物取引受入証拠金 取立外国為 先物取引差金勘定 他 先物取引差金勘定  $\mathcal{O}$ 未決済為替 借入商品債 そ の 他 入 商 品 未決済為替貸 有 価 証 収 費 用 付 商 品 債 収 売 付 商 品 債 払 先物取引差入証拠金 付 収 収 付 債 先物取引差金勘定 融派生商 先物取引差入証拠金 融派生商品 繰延ヘッジ利益 保管有価証券等 先物取引差金勘定 延ヘッジ利益 保管有価証券等 その他の負債 融派生商品 その他の負債 繰延ヘッジ損失 与 引 当

改正後							
金融派生商	1 <u>II</u>	賞 与 引 当 金					
繰延ヘッジ損	=	退職給付引当金					
そ の 他 の 資	<u> </u>	特別法上の引当金					
有 形 固 定 資	<u>E</u>	金融先物取引責任準備金					
建	<u>0</u>	証券取引責任準備金					
<u>±</u>	<u>a</u>	繰延税金負債					
建物仮勘	=	<u>負 の の れ ん</u>					
その他の有形固定資	<u> </u>	<u>支 払 承 諾</u>					
無 形 固 定 資	<u> </u>	<u>本 支 店 勘 定</u>					
<u>ソフトウェ</u>	-	<u>本 店</u>					
<u>o</u> h	<u>_</u>	在 日 支 店					
保証金権利	<u> </u>	<u>在 外 支 店</u>					
その他の無形固定資	<u>E</u>	負債の部合計					
繰延税金資	<u>É</u>	(純資産の部)					
支払 承 諾 見	<u>z</u>	利 益 準 備 金					
	<u> </u>	繰越利益剰余金					
<u>本 支 店 勘</u>	$\equiv   \triangle  $	その他有価証券評価差額金					
<u>本</u>	<u> </u>	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益					
在 日 支	i	土 地 再 評 価 差 額 金					
在 外 支	<u> </u>	純 資 産 の 部 合 計					
資 産 の	ß	負債及び純資産の部合計					

#### <u>(記載上の注意)</u>

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が 明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響をの計算書類への反映の有無
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) リース取引の処理方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針

その他の資産		退職給付引当金
動 産 不 動 産		特別法上の引当金
土 地 建 物 動 産		金融先物取引責任準備金
建設仮払金		証券取引責任準備金
保証金権利金		
		支 払 承 諾
支 払 承 諾 見 返		<u>本 支 店 勘 定</u>
AD- 17:1 -11 AI	$\triangle$	本 店
<u>本</u> 支 店 勘 定	_	
本店		在 外 支 店
		<u></u> 小 計
在 外 支 店		利 益 準 備 金
		当期未処分利益
		(又は当期未処理損失)
		当期純利益
		(又は当期純損失)
		評 価 差 額 金
		小計
合 計		<u></u> 合 計

現行

#### (記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 動産不動産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) ヘッジ会計の方法
- (8) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (9) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (10) その他採用した重要な会計方針

- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽 微であるときは、この限りでない。
- (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) リース契約により使用する重要な有形固定資産
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (20) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- <u>3</u> 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 第3
 年 月 日から

 毎 月 日まで

(単位:百万円)

 科
 目
 金
 額

 経
 常
 収
 益
 × × ×

 資金運用収益
 × × ×

 貸出金利息
 × × ×

 有価証券利息配当金
 × × ×

 コールローン利息
 × × ×

 買現先利息
 × × ×

- (11) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (12) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (13) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽 微であるときは、この限りでない。
- (14) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (15) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (16) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (17) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (19) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- <u>3</u> 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 第3
 年 月 日から

 年 月 日まで

損益計算書

									_ ( -	1.7.	<u> </u>	1 1/
	科	且						金	額			
経	常	収	ā	益						×	X	×
<u>資</u>	金 運	用	収	益	×	X	X					
貸	出	金	利	息	×	X	×					
<u>有</u>	価 証 券	: 利 息	配当	金	×	X	X					
	ール	ロー	ン利し	<u>息</u>	×	X	X					
買	現	先	利 ,	息	×	×	×					

	改正後	現行
債券貸借取引受入利息	× × ×	债券貸借取引受入利息×××
買入手形利息	$\overline{\times \times \times}$	
 預 け 金 利 息		<u>預</u> け 金 利 息 ×××
金利スワップ受入利息		
外 国 為 替 受 入 利 息		<u> </u>
本支店為替尻受入利息		本 支 店 為 替 尻 受 入 利 息 × × ×
その他の受入利息		
後務取引等収益		
外国為替受入手数料	$\times \times \times$	<u>外国為替受入手数料×××</u>
内国為替受入手数料	<u> </u>	<u>内 国 為 替 受 入 手 数 料 × × ×</u>
その他の役務収益	<u> </u>	<u>その他の役務収益</u> ×××
その他業務収益	<u> </u>	<u>その他業務収益</u> ×××
外 国 為 替 売 買 益	<u> </u>	<u>外 国 為 替 売 買 益</u> × × ×
商品有価証券売買益	$\times \times \times$	<u>商品有価証券売買益</u> ×××
国 債 等 債 券 売 却 益	$\times \times \times$	<u>国 債 等 債 券 売 却 益</u> × × ×
国 債 等 債 券 償 還 益	$\times \times \times$	国 債 等 債 券 償 還 益 × × ×
金融派生商品収益	$\times \times \times$	<u>金融派生商品収益</u> ×××
その他の業務収益	$\times \times \times$	<u>その他の業務収益</u> ×××
その他経常収益	$\times \times \times$	<u>その他経常収益</u> ×××
株式等売却益	$\times \times \times$	<u>株式等売却益</u>   <u>×××</u>
金銭の信託運用益	$\times \times \times$	<u>金 銭 の 信 託 運 用 益 × × ×</u>
その他の経常収益	<u>x x x</u>	<u>その他の経常収益</u> ×××
<u>経</u> 常費用	<u>× × ×</u>	<u>経 常 費 用</u>   <u>× × ×</u>
<u>資 金 調 達 費 用</u>		<u>資 金 調 達 費 用</u>   <u>× × ×</u>
預 金 利 息		<u>預</u> 金 利 息 × × ×
譲渡性預金利息		<u>譲 渡 性 預 金 利 息 × × × </u>
コールマネー利息		<u>コールマネー利息</u> ×××
売 現 先 利 息		<u>売 現 先 利 息 × × ×</u>
債券貸借取引支払利息		債券貸借取引支払利息 ×××
コマーシャル・ペーパー利息		コマーシャル・ペーパー利息 X X X
売 渡 手 形 利 息		売 渡 手 形 利 息 × × ×
借用金利息		<u>借用金利息</u> ×××
短期社債利息		短期社債利息×××
金利スワップ支払利息		<u>金利スワップ支払利息</u> × × ×
外国為替支払利息		<u>外国為替支払利息</u> ×××
本支店為替尻支払利息		<u>本 支 店 為 替 尻 支 払 利 息</u> × × ×
その他の支払利息		その他の支払利息×××
後 務 取 引 等 費 用		<u>役務取引等費用</u> ×××
外国為替支払手数料		<u>外国為替支払手数料</u> × × ×
内国為替支払手数料	<u> </u>	<u>内国為替支払手数料</u> ×××

	改正後		現行	
その他の役務費用	× × ×		その他の役務費用×××	
その他業務費用	<del></del>			
外国為替売買損			<u> </u>	
商品有価証券売買損			商品有価証券売買損×××	
国债等债券売却損			国債等债券売却損×××	
国債等債券償還損			国債等債券償還損×××	
国債等債券償却			国債等債券償却×××	
金融派生商品費用			金融派生商品費用×××	
その他の業務費用			その他の業務費用×××	
	$\frac{\times \times \times}{\times}$		営業経費×××	
その他経常費用			その他経常費用       ×××	
貸倒引当金繰入額			貸倒引当金繰入額×××	
	$\times \times \times$			
株式等売却損			株式 等 売 却 損 × × ×	
	$\times \times \times$		株式等償却×××	
金銭の信託運用損			金 銭 の 信 託 運 用 損 × × ×	
その他の経常費用			<u>その他の経常費用×××</u>	
<u>                                    </u>		$\times$ $\times$ $\times$		< × ×
(又は経常損失)		<del>// // //</del>	(又は経常損失)	<u> </u>
特別利益		$\times$ $\times$ $\times$		< × ×
固定資産処分益	× × ×		動産不動産処分益×××	<u> </u>
貸倒引当金戻入益			賞却債権取立益※※※	
賞 却 債 権 取 立 益			金融先物取引責任準備金取崩額 × × ×	
金融先物取引責任準備金取崩額			証券取引責任準備金取崩額 × × ×	
証券取引責任準備金取崩額			<u>その他の特別利益×××</u>	
その他の特別利益				$\times \times \times  $
特別損失		$\times$ $\times$ $\times$	動 産 不 動 産 処 分 損 × × ×	
固定資産処分損	$\times$ $\times$ $\times$		減損損失×××	
	$\times \times \times$		金融先物取引責任準備金繰入額 × × ×	
金融先物取引責任準備金繰入額			証券取引責任準備金繰入額 × × ×	
証券取引責任準備金繰入額	$\overline{\times \times \times}$			
その他の特別損失				$\langle \times \times    $
税 引 前 当 期 純 利 益		$\times$ $\times$ $\times$	(又は税引前当期純損失)	
(又は税引前当期純損失)				$\langle \times \times    $
法人税、住民税及び事業税		$\times$ $\times$ $\times$	法人税等調整額	< × ×
法 人 税 等 調 整 額		$\times$ $\times$ $\times$	1	< × ×
当 期 純 利 益		$\times$ $\times$ $\times$		
(又は当期純損失)				<u> </u>
前期繰越利益剰余金		$\times$ $\times$ $\times$		
利 益 準 備 金 積 立 額		$\times$ $\times$ $\times$	<u>利 益 準 備 金 積 立 額</u>	<u> </u>

							改止後			
本	店	~		の	送	金		X	×	X
(	本 店	から	0)	補て	ん金	)				
繰	越	利	益	剰	余	金		×	X	×
							l .			

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
- (1) 直接経費(派遣職員給与等)
- (2) 間接経費割当額
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な 影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

本	店	~		の	送	金
(	本 店	から	0)	補て	ん金	)
当	期	未	処	分	利	益
1	マル	当 期	未	如 理	損失	)

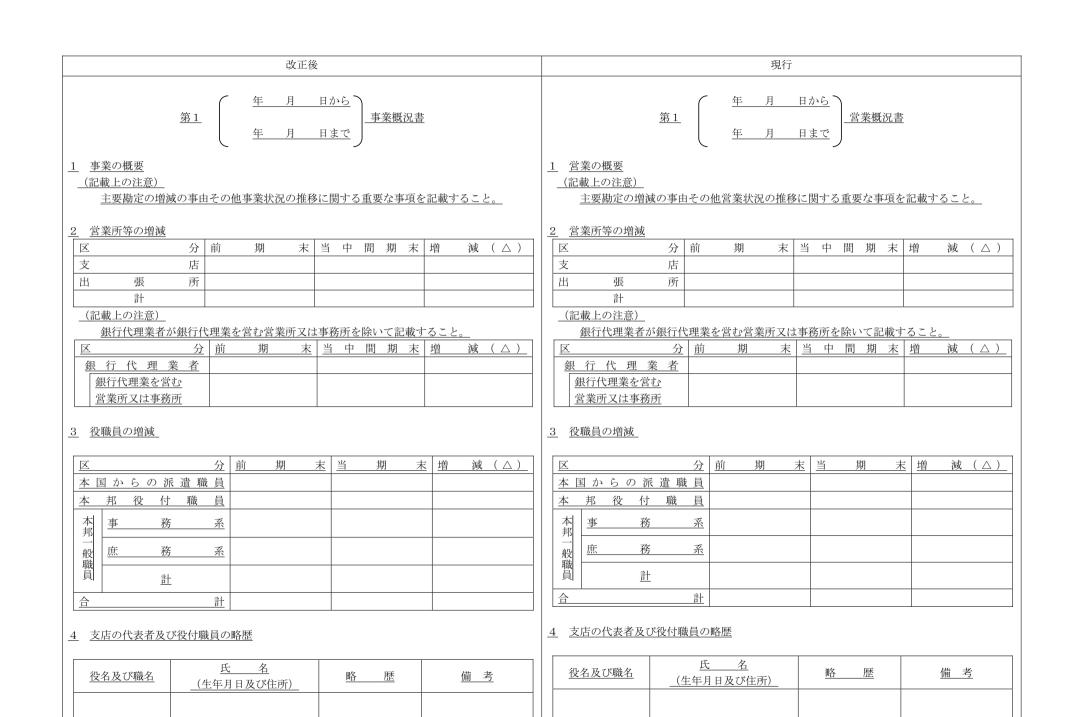
現行

#### (記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
- (1) 直接経費(派遣職員給与等)
- (2) 間接経費割当額
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な 影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その他の特別利益」に記載すること。
- 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

# 別紙様式第4号の2 (業務報告書(特定取引勘定届出外国銀行支店用)) パブリックコメント用

	に伸口外国蠍行文店用川 ハノリックコメント用 
改正後	現行
(参考) 別紙様式第4号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第4号の2(第18条第2項関係) (日本工業規格A4)
<u>業務報告書</u>	業務報告書
年 月 日から       年 月 日まで	年 月 日から       年 月 日まで
銀行支店	<u>銀行</u> <u>支店</u>
<u>年 月 日</u>	年 月 日
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
<u>住 所</u>	<u>住 所</u>
銀行 支店	<u></u> 銀行 支店
代表者 氏 名印	代表者氏 名印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 目 次	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。 <u>目 次</u>
第1 事業概況書	第1 営業概況書
1   営業の概要	<u>1 営業の概要 7 特定取引有価証券の内訳</u>
<u></u>	
<u> </u>	
4 支店の代表者及び役付職員の略歴 10 動産不動産の内訳	4 支店の代表者及び役付職員の略歴 10 動産不動産の内訳
5 株主又は持分を保有する者の状況 11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳	5 株主又は持分を保有する者の状況 11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳
	6 商品有価証券の内訳
第2 貸借対照表	第2 貸借対照表
<u> </u>	第3 損益計算書
 (記載上の注意)	
1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。	1 この様式中計算書類に係る金額は、本支店勘定決済終了後の計数を記載すること。
2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、	2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、
当該単位未満は切り捨てること。	当該単位未満は切り捨てること。
3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て	3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て
小数点第2位までを記載すること。	小数点第2位までを記載すること。



計

計

名

名

#### (記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

#### 5 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	<u>割</u> 合
		<u>%</u>
その他の株主又は持分を		
保有する者 (名)		
計 (名)		<u>100</u>

## (記載上の注意)

所有する株式数 (単位:千株) 又は出資額 (単位:百万円) の多い順序に従い 20 名を記載すること。

#### 6 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商 品 国 債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
計				

#### (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除 した後の当期末残高を記載すること。

#### 7 特定取引有価証券の内訳

(単位:百万円)

	<u>種</u>		類		額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
玉				債				
地		方		債				
政	府	保	証	債				

#### 現行

# (記載上の注意)

銀行法第7条第1項による取締役の兼職の認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日 及び兼職関係を記載すること。

#### 5 株主又は持分を保有する者の状況

氏名又は名称	所有する株式数又は出資額	<u>割</u> 合
		<u>%</u>
その他の株主又は持分を		
保有する者 (名)		
計 (名)		<u>100</u>

# (記載上の注意)

所有する株式数(単位:千株)又は出資額(単位:百万円)の多い順序に従い 20 名を記載すること。

#### 6 商品有価証券の内訳

(単位:百万円)

種 類	額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
商 品 国 債				
長期利付国債				
中期利付国債				
割 引 国 債				
政 府 短 期 証 券				
そ の 他				
商品地方債				
商品政府保証債				
その他の商品有価証券				
<u>計</u>				

#### (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている商品有価証券を控除 した後の当期末残高を記載すること。

#### 7 特定取引有価証券の内訳

	種		<u>類</u>		額面金額	取得原価	当期末残高	当期末手元現在高
国				債				
地		方		債				
政	府	保	証	債				

						改正後		
		<u>外</u>	国	証	券			
		<u>計</u>						
-	(シュナバー の アナウ)						•	

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を控除した後の当期末残高を記載すること。

#### 8 有価証券の内訳

(単位:百万円)

					<u> (単位・日ガロ)</u>
<u>種</u>	類		額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国		債			
地	方	債			
短 期	社	債			
社		債			
公 社	公 団	債			
<u>金</u>	融	債			
<u>事</u>	業	債			
(社債のう	ち政府保証	債)_	_( )_	_( )_	
株		式			
その作	也の証	<u>券</u>			
<u>外</u>	直 証	券			
<u></u>	の	他			
	<u>計</u>				

#### (記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除し た後の当期末残高を記載すること。

# 9 貸出金の担保内訳

(単位:百万円)

							<u>(中区・ログロ)</u>
巫	入扣在	この種	粨	貸出金	構成割合	内	訳
受入担保の種類		<u> </u>	当期末残高	<u>1147/2017 CT</u>	貸付金	割引手形	
自	行	預	金		<u>%</u>		
<u>有</u>	価	証	券				
債			権				
商			品				
丕	重	<del>ј</del>	産				
財			寸				
そ	0	)	他				
	<u> </u>	<u>+</u>					

				3-11	
外	玉	証	券		
	Ē	<u>†</u>			

現行

## (記載上の注意)

「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている特定取引有価証券を 控除した後の当期末残高を記載すること。

#### 8 有価証券の内訳

(単位:百万円)

	種	類	額面総額	当期末残高	当期末手元現在高
国		債			
地	方	債			
短	期 社	上 債			
社		債			
公	社 公	団 債			
金	融	債			
事	業	債			
_(社債	[のうち政府	保証債)	_(	_(	_()_
株		式			
そ 0	)他の	証 券			
外	玉	券			
<u>そ</u>	の	他			
	<u>計</u>				

#### (記載上の注意)

- 1 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 2 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除し た後の当期末残高を記載すること。

## 9 貸出金の担保内訳

受	受入担保の種類			<u>貸</u> 出金 当期末残高	構成割合	<u>内</u> 貸付金	割引手形
自	行	預	金		<u>%</u>		
<u>有</u>	価	証	券				
債			権				
商			品				
丕	重	<del>ከ</del>	産				
財			寸				
そ	Ø,	)	他				
	<u> </u>	<u>+</u>		·			

改正後								
保 証								
信   用								
<u>合</u> 計		<u>100</u>						

<u>2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に</u> 従つて、担保の評価額を限度として充当計上すること。

## 10 有形固定資産の内訳

(単位:百万円)

	種	類	建	物	<u>±</u>	地	建物仮勘定	<u>その他の有形固</u> <u>定資産</u>
事	業	用						
所		<u>有</u>						
	<u>計</u>							

# 11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

# (1) 支払承諾の内訳

(単位:百万円)

<u>種</u>	類	当期末口数	当期末残高
手 形	引 受		
信月	用		
保	証		
1	<u>+</u>		

# (2) 支払承諾見返の担保内訳

(単位:百万円)

					<u> </u>
	受入担保	その種類		支払承諾見返当期末残高	構成割合
自	行	預	<u>金</u>		<u>%</u>
<u>有</u>	価	証	券		
債			権		
商			品		
不	動	j	産		
財			団		
そ	T)	)	他		
	<u>計</u>	_			
保			証		
信			用		

100	
+H	7

保	証		
信	用		
<u>合</u>	計	100	

# (記載上の注意)

2種類以上の担保がある貸出金については、この様式に掲げる受入担保の種類の配列順に 従つて、担保の評価額を限度として充当計上すること。

# 10 動産不動産の内訳

(単位:百万円)

種 類	土 地	建物	動産	保証金・権利金
営 業 用				
所 有				
<u>計</u>				

#### (記載上の注意)

建設仮払金については、その金額を計の欄に括弧内書すること。

## 11 支払承諾の内訳及び支払承諾見返の担保内訳

# (1) 支払承諾の内訳

(単位:百万円)

2	種	<u>類</u>	当期末口数	当期末残高
手	形	引 受		
信	用	状		
保		証		
	<u>計</u>			

# (2) 支払承諾見返の担保内訳

_					
	受入担保の種類		支払承諾見返当期末残高	構成割合	
自	行	預	金		<u>%</u>
有	価	証	券		
債			権		
商			品		
不	j	助	産		
財			寸		
そ	0	り	他		
	Ē	<u> </u>			
保			証		
信			用		

改正後 現行 合 計 合 計 100 100 (記載上の注意) (記載上の注意) 2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配 2種類以上の担保がある支払承諾見返については、この様式に掲げる受入担保の種類の配 列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。 列順に従って、担保の評価額を限度として充当計上すること。 日現在 貸借対照表 日現在 貸借対照表 第 2 年 月 第2 年 月 (単位:百万円) (単位:百万円) 科 科 目 金 額 科 目 金 額 目 金 額 科 目 金 額 資 産 の部 負 債 部 現 金 預 け 金 預 金 0) 金 金 座 預 金 現 預 け 金 預 金 金 当 座 預 金 け 通 預 金 け 涌 預 金 コールロー 蓄 預 金 普 金 蓄 預 金 知 預 現 先 知 預 金 債券貸借取引支払保証金 期 預 金 先 金 金 期 預 期 積 債券貸借取引支払保証金 その他の預 期 穑 金 買 入 金 銭 債 の預 金 特定取引資 の他 渡 袹 性 金 商品有価証券 特定取引資 マ 商品有価証券派生商品 現 商品有価証 商品有価証券派生商品 特定取引有価証券 債券貸借取引受入担保金 債券貸借取引受入担保金 特定取引有価証券派生商品 特定取引有価証券 手 形 特定金融派生商品 コマーシャル・ペーパー 特定取引有価証券派生商品 コマーシャル・ペーパー その他の特定取引資産 特定取引負 特定金融派生商品 定 取 引 負 銭 の信 売 付 商 品 債 その他特定取引商品 売 付 商 品 債 券 有 商品有価証券派生商品 商品有価証券派生商品 債 特定取引売付債券 証 玉 方 特定取引有価証券派生商品 債 特定取引売付債券 玉 債 特定取引有価証券派生商品 期 社 債 方 特定金融派生商品 その他の特定取引負債 債 特定金融派生商品 その他の特定取引負債 式 金 債 金 その他の証 再 割 引 手 形 金 その他の証券 出 貸 為 金 入 金 引 手 形 玉 貸 替 貸 付 外 国 他 店 預 手 形 手 割 引 玉 為 書 貸 付 国 他 店 貸 手 形 付 国 他 店 預 り 貸 越 売 渡 外 国 為 替 貸 付 当 巫 書 国 他 店 玉 為 替 未 払 外 国 為

外 国 他 店 預 け

期

社

	改正後	現行	
当 座 貸 越	売 渡 外 国 為 替	外 国 他 店 貸 を	の他負債
外 国 為 替	未 払 外 国 為 替		未決済為替借
外国他店預け	その他負債		未 払 法 人 税 等
外 国 他 店 貸	未決済為替借		未 払 費 用
買入外国為替	未払法人税等		前 受 収 益
取立外国為替	未 払 費 用		従業員預り金
その他資産	前受収益		給付補てん備金
未決済為替貸	従業員預り金		先物取引受入証拠金
前払費用	給付補てん備金		先物取引差金勘定
未 収 収 益	先物取引受入証拠金		借入商品債券
先物取引差入証拠金	先 物 取 引 差 金 勘 定		借入特定取引有価証券
先物 取 引 差 金 勘 定	世 人 商 品 債 券		借入有価証券
保管有価証券等	借入有価証券		売 付 債 券
金融派生商品	売 付 商 品 債 券		金融派生商品
その他の資産	売 付 債 券		繰延ヘッジ利益
有 形 固 定 資 産	金融派生商品		その他の負債
建物	その他の負債		与 引 当 金
土地	賞 与 引 当 金		職給付引当金
<del></del> 建 物 仮 勘 定	退職給付引当金		別法上の引当金
その他の有形固定資産	特別法上の引当金		金融先物取引責任準備金
無形固定資産	金融先物取引責任準備金	本支店勘定	証券取引責任準備金
ソフトウェア	証券取引責任準備金	本 店 繰	延税金負債
のれん	繰延税金負債	<u>在</u> 目 支 店 <u>支</u>	払 承 諾
保証 金権 利金	負 の の れ ん	在 外 支 店 本	支 店 勘 定
その他の無形固定資産	支 払 承 諾		本
繰 延 税 金 資 産	本 支 店 勘 定		在 月 支 店
支 払 承 諾 見 返	<u>本 店</u>		在 外 支 店
貸 倒 引 当 金	在 日 支 店		<u>小 計</u>
本 支 店 勘 定	在 外 支 店	<u>利</u>	益 準 備 金
<u>本</u> 店	負債の部合計	<u>当</u>	期 未 処 分 利 益
<u>在 日 支 店</u>	_( 純 資 産 の 部 )		スは当期未処理損失)
在 外 支 店	利 益 準 備 金		当期純利益
	繰 越 利 益 剰 余 金		(又は当期純損失)
	その他有価証券評価差額金	<u>評</u>	<u> </u>
	<u>繰 延 ヘ ッ ジ 損 益</u>		<u>小 計</u>
	土 地 再 評 価 差 額 金	<u>台</u> 計	計
	純資産の部合計	(記載上の注意)	ı
資 産 の 部	負債及び純資産の部合計	1 次の事項を注記すること。ただし、特定の利	 
(記載上の注意)	П		

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げ

明らかになるように記載すること。

- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響をの計算書類への反映の有無
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) リース取引の処理方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽 微であるときは、この限りでない。
- (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) リース契約により使用する重要な有形固定資産
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (20) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名

現行

#### る事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 銀行法第 17 条の 2 第 2 項により時価を付したときは、その旨。同条第 3 項の方法によりみなし決済をしたときには、その旨
- (4) 動産不動産の減価償却の方法
- (5) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (6) 貸倒引当金の計上方法
- (7) 退職給付引当金の計上方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽 微であるときは、この限りでない。
- (15) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (20) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。

改正後 現行 称を付した科目を設けて記載すること。 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。 損益計算書 損益計算書 (単位:百万円) (単位:百万円) 額 目 収 収 経 益 益  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ 用 収  $\times$   $\times$   $\times$ 用 収  $\times$   $\times$   $\times$  券貸借取引受入利息  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ 息 × × × 息 × × × 金 金利スワップ受入利息 × × 金利スワップ受入利息  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ 為替受  $\times$   $\times$   $\times$ 本支店為替尻受入利息  $\times$   $\times$   $\times$ 本支店為替尻受入利息  $\times$   $\times$   $\times$ その他の受 入利息  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ その他の役務収益  $\times$   $\times$   $\times$ の他の役務収益  $\times$   $\times$   $\times$  の他の特定取引収益 |××× その他の特定取引収益 ××× 収 益 × × × 収 益 | × × × 為 替 売 買 益 × × × 為 替 売 買 益 × × × 国债等债券売却益 国债等债券売却益  $\times$   $\times$   $\times$  $\times \times \times$ 

国债等债券償還益×××

金融派生商品収益×××

国債等債券償還益 ×××

金融派生商品収益×××

	改正後	現行
その他の業務収益	× × ×	そ の 他 の 業 務 収 益 × × ×
その他経常収益	$\overline{\times \times \times}$	
株 式 等 売 却 益		
金銭の信託運用益		金 銭 の 信 託 運 用 益 × × ×
その他の経常収益		
経常費用	× × ×	A
資 金 調 達 費 用	${\times \times \times}$	<u></u> 資 金 調 達 費 用 × × ×
預 金 利 息	$\times \times \times$	<u>預</u> 金 利 息 × × ×
譲 渡 性 預 金 利 息	$\times \times \times$	譲 渡 性 預 金 利 息 <u>× × ×</u>
コールマネー利息		<u>コールマネー利息×××</u>
売 現 先 利 息	$\times \times \times$	<u>売 現 先 利 息 × × × </u>
债券貸借取引支払利息		債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息 × × ×
コマーシャル・ペーパー利息	$\overline{\times \times \times}$	コマーシャル・ペーパー利息 ×××
売渡手形利息		<u>売 渡 手 形 利 息 × × × </u>
借用金利息		
短期 社債 利息		短 期 社 債 利 息 <u>× × ×</u>
金利スワップ支払利息		<u>金利スワップ支払利息 ×××</u>
外 国 為 替 支 払 利 息	$\times \times \times$	外 国 為 替 支 払 利 息 <u>× × ×</u>
本支店為替尻支払利息	$\times \times \times$	本 支 店 為 替 尻 支 払 利 息 ×××
その他の支払利息	<u>× × ×</u>	<u>その他の支払利息</u> ×××
<u>役務取引等費用</u>	<u>x x x</u>	<u>役務取引等費用</u> ××××
外 国 為 替 支 払 手 数 料	<u>× × ×</u>	<u>外国為替支払手数料 ×××</u>
内 国 為 替 支 払 手 数 料	<u>× × ×</u>	内 国 為 替 支 払 手 数 料 × × ×
その他の役務費用	<u>× × ×</u>	そ の 他 の 役 務 費 用 × × ×
特 定 取 引 費 用	<u>x x x</u>	<u>特 定 取 引 費 用 × × × × </u>
商品有価証券費用	<u>× × ×</u>	<u>商品有価証券費用</u> ×××
特定取引有価証券費用	<u>× × ×</u>	特 定 取 引 有 価 証 券 費 用 × × ×
特定金融派生商品費用	$\times \times \times$	<u>特 定 金 融 派 生 商 品 費 用</u> × × ×
その他の特定取引費用	$\times \times \times$	<u>その他の特定取引費用</u> × × ×
その他業務費用	<u>× × ×</u>	<u>その他の業務費用</u> <u>×××</u>
外 国 為 替 売 買 損	<u>× × ×</u>	<u>外 国 為 替 売 買 損</u> <u>× × ×</u>
国 債 等 債 券 売 却 損	<u>x x x</u>	国債等債券売却損 ×××
国 債 等 債 券 償 還 損	<u>x x x</u>	国 債 等 債 券 償 還 損 × × ×
国 債 等 債 券 償 却	<u>x x x</u>	国 債 等 債 券 償 却 × × ×
金融派生商品費用	$\times \times \times$	<u>金 融 派 生 商 品 費 用</u> × × ×
その他の業務費用	$\times \times \times$	<u>その他の業務費用</u> ×××
<u>営業経費</u>		<u>営業経費</u> <u>×××</u>
その他経常費用		<u>その他経常費用</u> <u>×××</u>
貸倒引当金繰入額	$\times \times \times$	<u>貸 倒 引 当 金 繰 入 額</u> × × ×
貸 出 金 償 却	<u> </u>	<u>貸 出 金 償 却</u> <u>× × ×</u>

	改正後
株 式 等 売 却 損	× × ×
株式等質却	$\times$ $\times$ $\times$
金銭の信託運用損	$\times$ $\times$ $\times$
その他の経常費用	× × ×
経 常 利 益	$\times \times \times$
( 又 は 経 常 損 失 )	
特別利益   日本では、1000円	$\times \times \times$
固定資産処分益	<u>× × ×</u>
貸倒引当金戻入益	× × ×
<u>償却債権取立益</u>	×××
金融先物取引責任準備金取崩額	× × ×
証券取引責任準備金取崩額	× × ×
<u>その他の特別利益</u>   特別 損 失	× × ×
特     別     損     失       固定資産処分損	<u>× × ×</u>
<u>自 足 貫                                 </u>	$\frac{\times \times \times}{\times \times}$
金融先物取引責任準備金繰入額	$\stackrel{\wedge}{\times}\stackrel{\wedge}{\times}\stackrel{\wedge}{\times}$
証券取引責任準備金繰入額	$\times$ $\times$ $\times$
その他の特別損失	$\times$ $\times$ $\times$
税引前当期純利益	× × ×
(又は税引前当期純損失)	<u></u>
法人税、住民税及び事業税	$\times$ $\times$ $\times$
法人税等調整額	${\times \times \times}$
当期純利益	$\overline{\times \times \times}$
前期繰越利益剰余金	$\times \times \times$
利益準備金積立額	$\times \times \times$
本店への送金	$\times \times \times$
(本店からの補てん金)	
繰越利益剰余金	$\times \times \times$

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

- (1) 直接経費(派遣職員給与等)
- (2) 間接経費割当額
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な 影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

現行	
<u>株 式 等 売 却 損 × × ×</u>	
<u>株 式 等 償 却 × × ×</u>	
金 銭 の 信 託 運 用 損 × × ×	
<u>その他の経常費用</u> ×××	
経 常 利 益	$\times$ $\times$ $\times$
( 又 は 経 常 損 失 )	
<u>特</u> <u>別</u> <u> </u>	$\times$ $\times$ $\times$
動産不動産処分益 ×××	
<u>價 却 債 権 取 立 益 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×</u>	
金融先物取引責任準備金取崩額 × × ×	
<u>証券取引責任準備金取崩額</u> × × × × そ の 他 の 特 別 利 益 × × ×	
特別     損       動産不動産処分損	$\times \times \times$
減損損失×××	
金融先物取引責任準備金繰入額 × × ×	
証券取引責任準備金繰入額 × × ×	
そ の 他 の 特 別 損 失 × × ×	
	$\times$ $\times$ $\times$
(又は税引前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	$\times$ $\times$ $\times$
法 人 税 等 調 整 額	$\times$ $\times$ $\times$
当 期 純 利 益	$\times$ $\times$ $\times$
( 又 は 当 期 純 損 失 )	
前期繰越利益	$\times$ $\times$ $\times$
( 又 は 前 期 繰 越 損 失 )	
利益準備金積立額	$\times$ $\times$ $\times$
本店への送金	$\times$ $\times$ $\times$
(本店からの補てん金)	
当期 未 処 分 利 益	$\times$ $\times$ $\times$
_(又は当期未処理損失)	

#### (記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。

なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。

- (1) 直接経費(派遣職員給与等)
- (2) 間接経費割当額
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な 影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

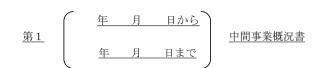
#### 現行

- <u>4</u> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その他の特別利益」に記載すること。
- 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

別紙様式第5号(中間連結業務報告書)パブリックコメント用			
改正後	現行		
(参考)別紙様式第5号(第18条第3項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第5号(第18条第3項関係) (日本工業規格A4)		
中間連結業務報告書       年月日から       年月日まで       株式会社	中間連結業務報告書       年月日から 年月日まで       株式会社		
年 月 日	年 月 日		
金融庁長官     殿       住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印       年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。       目 次	金融庁長官     股       住 所 株式会社 銀行 代表取締役 氏 名 印       年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。       目 次		
第1 中間事業概況書  1 事業の概要 2 子会社等の状況 3 連結自己資本比率の状況 第2 中間連結財務諸表  1 中間連結財務諸表  2 中間連結貸借対照表 3 中間連結貸借対照表 3 中間連結損益計算書 4 中間連結株主資本等変動計算書 5 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (記載上の注意) 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。	第1 中間営業概況書  1 営業の概要  2 子会社等の状況  3 連結自己資本比率の状況  第2 中間連結財務諸表  1 中間連結財務諸表の作成方針  2 中間連結貸借対照表  3 中間連結損益計算書  4 中間連結利余金計算書  5 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (記載上の注意)  1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。  2 この様式中に記載する金額は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は、切り捨てること。		
ること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当			

数点第2位までを記載すること。

数点第2位までを記載すること。



### 1 事業の概要

(記載上の注意)

銀行及びその子会社等(銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。) について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

### 2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
<u>子 会 社</u>			
子 法 人 等			
関連法人等			
合 計			

### (記載上の注意)

- 1 「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令 第4条第2項に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたも のを、「関連法人等」とは銀行法施行令第4条第3項に規定する関連法人等をいう(以下同 じ。)。
- <u>2</u> 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

## 3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

(単位:百万円)

					_	( I I I I I I I I I I I I I I I I I I I	. / •   • /
<u>項</u>	<u> </u>	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項	<u> </u>	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>
資 2	金 金			短 期 劣 ?	後 債 務		
非累積的	永久優先株			準補完的項目	不算入額	$\triangle$	$\triangle$
新株式申	込 証 拠 金			準補完的	項 目(C)		
資 本 乗	泉 金			自己資本総額(	A + B + C)		

 第1
 年 月 日から

 中間営業概況書

 年 月 日まで

現行

### 1 営業の概要

(記載上の注意)

銀行及びその子会社等(銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。) について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

### 2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 中 間 期 末	増 減 (△)
子 会 社			
子 法 人 等			
関連法人等			
<u>合</u> 計			

### (記載上の注意)

- 1 「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行規 則第14条の12第1号に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除 いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第2号に規定する関連法人等 をいう。
- <u>2</u> 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。

# 3 連結自己資本比率の状況

〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕

				-	(牛)丛。	D // 1/
	項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>
資	本金			短 期 劣 後 債 務		
	非累積的永久優先株			<u>準補完的項目不算入額</u>	$\triangle$	$\triangle$
新	株式払込金			<u>準 補 完 的 項 目(C)</u>		
<u>資</u>	本 剰 余 金					

		改	 E後					現			
利 益 剰 余 金			(D)			$\top$	利益剰余金		自己資本総額(A+B+C)		
自己株式		$\triangle$	他の金融機関の資本調達手				連結子会社の少数株主持分		(D)		
自己株式申込証拠金			段の意図的な保有相当額				海外特別目的会社の発		他の金融機関の資本調達		
その他有価証券の評価差損	Δ		負債性資本調達手段及び				行する優先出資証券		手段の意図的な保有相当額		
為替換算調整勘定			これに準ずるもの				その他有価証券の評価差損 △	$\triangle$	負債性資本調達手段及		
新 株 予 約 権			期限付劣後債務及び期限				自己株式払込金		びこれに準ずるもの		
連結子会社の少数株主持分			付優先株並びにこれらに				自 己 株 式 △	$\triangle$	期限付劣後債務及び期		
うち海外特別目的会社の			準ずるもの				為替換算調整勘定		限付優先株並びにこれら		
発行する優先出資証券			短期劣後債務及びこれに				営業権相当額△	$\triangle$	に準ずるもの		
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	準ずるもの				企業結合により計上される		短期劣後債務及びこれ		
<u>o</u> h h	$\triangle$	$\triangle$					無形固定資産相当額 △	$\triangle$	に準ずるもの		
繰延税金資産の控除前の[基							連結調整勘定相当額 🛆	$\triangle$			
本的項目〕計(上記各項目の							繰延税金資産の控除前の〔				
<u>合計額)</u>							基本的項目〕計(上記各項				
繰延税金資産の控除金額	$\triangle$	$\triangle$					目の合計額)				
<u>基本的項目(A)</u>						— I I I	繰延税金資産の控除金額 △	$\triangle$			
償還を行う蓋然性を有す			連結の範囲に含まれない金				基本的項目(A)		連結の範囲に含まれない		
			融子会社及び金融業務を営				償還を行う蓋然性を有		金融子会社及び金融業務を		
			む子法人等、保険子法人等、				する株式等		営む子法人等、保険子法人		
その他有価証券の連結貸借			金融業務を営む関連法人等				その他有価証券の連結貸		等、金融業務を営む関連法人 等の資本調達手段		
対照表計上額の合計額から			の資本調達手段				借対照表計上額の合計額か				
<u>帳簿価額の合計額を控除し</u>			控除項目不算入額	Δ			ら帳簿価額の合計額を控除		控除項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$
<u>た額の 45%</u>			<u>控 除 項 目(E)</u>			+	した額の 45%		<u>控 除 項 目(E)</u>		
土地の再評価額と再評価の			自己資本額(D-E)(F)			+	土地の再評価額と再評価		自己資本額(D-E)(F)		
直前の帳簿価額の差額の			<u>資産 (オン・バランス) 項目</u> オフ・バランス取引項目			$+ \ $	の直前の帳簿価額の差額の		資産 (オン・バランス) 項		
<u>45%に相当する額</u>   一般貸倒引当金			マーケット・リスク相当額を			+	45%に相当する額		<u>目</u>  オフ・バランス取引項目		
負債性資本調達手段等			8%で除して得た額				一般貸倒引当金		マーケット・リスク相当額		
負債性資本調達手段			リスク・アセット等計(G)			$\dashv \mid \mid \mid$	<u>一 版 頁 倒 引 ヨ 筮</u> 負債性資本調達手段等		を8%で除して得た額		
月			(参考) マーケット・リスク			+	負債性資本調達手段		リスク・アセット等計(G)		
			- <u>(                                   </u>				期限付劣後債務及び期		(参考) マーケット・リスク		
付優先株			<u>18-3 18</u>			+	別限付多佐頃務及の期間は付優先株		<u>(参考)マークッド・サスク</u>   相当額		
			Tier1 比率 (A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>	$\exists     \cdot  $	補完的項目不算入額 △	Δ	Tier1 比率 (A/G)	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)		<del>  =</del>	自己資本比率(F/G)	<del>/0</del> %			補 完 的 項 目(B)	<u></u>	自己資本比率(F/G)	<u>//</u>	<u> </u>
	1				1 70				1 2 - 7 - 7 - 7 - 7	75	
_ [国内基準に係る連結自己資本	比率〕	_					[国内基準に係る連結自己資本比率	<u>:]</u>			
			_	(単位: 1	百万円)_			-	_	(単位: 百	<u> </u>
		平山間			平山間	ПП		业市胆			业市朋

<u>当中間</u> <u>期末</u>

前期末

<u>当中間</u> <u>期末</u>

前期末

且

項

<u>当中間</u> <u>期末</u>

前期末

且

項

<u>当中間</u> 期末

項

且

前期末

且

項

		改正	E後		
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手		
新株式申込証拠金			段の意図的な保有相当額		
資 本 剰 余 金			負債性資本調達手段及び		
利 益 剰 余 金			これに準ずるもの		
自 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	期限付劣後債務及び期限		
自己株式申込証拠金			付優先株並びにこれらに		
その他有価証券の評価差損	$\triangle$	$\triangle$	準ずるもの		
新 株 予 約 権					
為 替 換 算 調 整 勘 定			連結の範囲に含まれない金		
連結子会社の少数株主持分			融子会社及び金融業務を営		
うち海外特別目的会社の			む子法人等、保険子法人等、		
発行する優先出資証券			金融業務を営む関連法人等		
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	の資本調達手段		
<u>の</u> れ ん	$\triangle$	$\triangle$			
繰延税金資産の控除前の[基					
本的項目〕計(上記各項目の					
<u>合計額)</u>					
繰延税金資産の控除金額	$\triangle$	$\triangle$			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$
償還を行う蓋然性を有す			<u>控 除 項 目(D)</u>		
る株式等			<u>自己資本額(C-D)(E)</u>		
土地の再評価額と再評価の					
直前の帳簿価額の差額の			<u>資産(オン・バランス)項目</u>		
45%に相当する額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限					
付優先株					
補完的項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$	<u>Tier1 比率(A/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
(記載上の注意)					

### \_(記載上の注意)\_

- 1 本表には、銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る連結自己資本比率]、海外営業拠点を 有しない銀行は [国内基準に係る連結自己資本比率] を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結

		玛	1行		
資 本 金			自己資本総額(A+B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手		
新株式払込金			段の意図的な保有相当額		
資 本 剰 余 金			負債性資本調達手段及		
利 益 剰 余 金			びこれに準ずるもの		
連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期		
海外特別目的会社の発			限付優先株並びにこれ		
行する優先出資証券			<u>らに準ずるもの</u>		
その他有価証券の評価差損	$\triangle$	$\triangle$			
自己株式払込金			連結の範囲に含まれない		
自 己 株 式	$\triangle$	$\triangle$	金融子会社及び金融業務を		
為替換算調整勘定			営む子法人等、保険子法人		
営業権相当額	$\triangle$	$\triangle$	等、金融業務を営む関連法人		
企業結合により計上される	^	_	等の資本調達手段		
無形固定資産相当額	$\triangle$				
連結調整勘定相当額	$\triangle$	$\triangle$	控除項目不算入額	$\triangle$	$\triangle$
繰延税金資産の控除前の〔					
基本的項目〕計(上記各項					
目の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	$\triangle$	$\triangle$			
基本的項目(A)			<u>控 除 項 目(D)</u>		
償還を行う蓋然性を有			<u>自己資本額(C-D)(E)</u>		
する株式等					
土地の再評価額と再評価			資産 (オン・バランス) 項		
の直前の帳簿価額の差額の			<u> </u>		
<u>45</u> %に相当する額			オフ・バランス取引項目		
			<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
一般貸倒引当金					
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期					
限付優先株					
補完的項目不算入額	Δ	Δ	Tier1 比率 (A/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			<u>自己資本比率(E/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>

- 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は [国際統一基準に係る連結自己資本比率]、海外営業拠点を

自己資本比率をいう。

- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- <u>6</u> 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づ く銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除 前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所 定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資 産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

### 第2 中間連結財務諸表

1 中間連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

#### 2 ( 年 月 日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

<u>科 目</u>	金 額	<u>科 目</u>	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		<u>預</u> 金	
<u>コールローン及び買入手形</u>		譲渡性預金	
買現 先勘定		<u>コールマネー及び売渡手形</u>	
债券貸借取引支払保証金		<u>売 現 先 勘 定</u>	
買 入 金 銭 債 権		债券貸借取引受入担保金	

現行

有しない銀行は〔国内基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。

- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結 自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第14条の2の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づ く銀行持株会社を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資 産の控除前の[基本的項目]計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」 欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰 延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

### 第2 中間連結財務諸表

#### 1 中間連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

#### 2 ( 年 月 日現在)中間連結貸借対照表

<u>科 目</u>	金額	<u>科 目</u>	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		<u>預</u> 金	
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金	
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形	
债券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金	

	改正後
特定     取引資産       商品有価証券       金銭の信託	コマーシャル・ペーパー       特定取引負債       借用金
有     価     証     券       貸     出     金       外     国     為     替       そ     の     他     資     産       有     形     固     定     資     産       無     形     固     定     資     産       の     れ     人	外     国     為     替       短     期     社     債       社     債       新株予約権付社債       その他負債       賞与引当金       役員賞与引当金
その他の無形固定資産         繰 延 税 金 資 産         再評価に係る繰延税金資産         支 払 承 諾 見 返         貸 倒 引 当 金	<ul> <li>退職給付引当金特別法上の引当金繰延税金負債再評価に係る繰延税金負債再評価に係る繰延税金負債負ののれん支払承諾負債の部合計(純資産の部)資本金新株式申込証拠金</li> </ul>
	資本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 自 己 株 式 申 込 証 拠 金 性 主 資本 合 計 その他有価証券評価差額金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定 評価・換算差額等合計
<u>資産の部合計</u> (記載上の注意)	計価・換昇左領寺 日前       新株 予 約 権       少数株 主 持 分       純資産の部合計       負債及び純資産の部合計

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明 らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な 疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

	現行	
特 定 取 引 資 産	<u>コマーシャル・ペーパー</u>	
商品有価証券	特 定 取 引 負 債	
金 銭 の 信 託	借 用 金	
有 価 証 券	外 国 為 替	
貸 出 金	短 期 社 債	
<u>外</u> 国 為 替	<u> </u>	
その他資産	新株子約権付社債	
動 産 不 動 産	その他負債	
繰延税金資産	賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産	役員賞与引当金	
連結調整勘定	退職給付引当金	
支払承諾見返	特別法上の引当金	
貸 倒 引 当 金	△ 繰 延 税 金 負 債	
	再評価に係る繰延税金負債	
	<u>連結調整勘定</u>	
	支     払     承     諾       負     債     の     部     合     計	
	<u>負債の部合計</u> (少数株主持分)	
	資 本 金	
	新株式払込金	
	資本剰余金	
	利益剰余金	
	土地再評価差額金	
	株式等評価差額金	
	為替換算調整勘定	
	自己株式払込金	
	- J III I	$\triangle$
	資本の部合計	
次 立 の 如 へ ⇒1	負債、少数株主持分及び	
資産の部合計	資本の部合計	

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明 らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げ る事項
    - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
    - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
    - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計

- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
  - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
  - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - ⑤ 貸倒引当金の計上方法
  - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
  - ⑦ リース取引の処理方法
  - ⑧ ヘッジ会計の方法
  - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
  - ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
  - ⑪ その他採用した重要な会計方針
  - ② 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
  - ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間連結会計期間の直前の事業年度 に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、 当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会 計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由 及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
  - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (5) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1号及び第2号 に規定する有価証券に関する事項
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却 累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含 まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対

現行

- ④ 当該重要な疑義の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否か
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
  - ③ 動産不動産の減価償却の方法
  - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - ⑤ 貸倒引当金の計上方法

画

- ⑥ 退職給付引当金の計上方法
- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ① その他採用した重要な会計方針
- ② 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差 異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
- (3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽 徹であるときは、この限りでない。
- (6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 1株当たりの純資産額
- (8) 銀行の取締役、執行役及び監査役に対する銀行及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 銀行の取締役、執行役及び監査役に対する銀行及びその子会社等の金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (11) 重要な後発事象
- (12) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (13) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (14) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6 の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載するこ

- する金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関 との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預 金の額を超えないものに限る。)は、この限りではない。
- (12) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (13) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (14) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保 に係る債務の金額
- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (16) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び 関連会社の翌中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。) 以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただ し、当該持株会社の中間会計期間の末日と異なる日をその中間連結決算日とする子会社 及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した場合にお ける当該事象とする。)
- (17) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

 3
 年 月 日から

 中間連結損益計算書

 年 月 日まで

(単位・百万円)

								1/2 1 1/
	<u></u>	斗	目			<u>金</u>	額	
経	肾	<b>芳</b>	収		益		×	× ×
<u>資</u>	金	運	用	収	益	$\times$ $\times$ $\times$		
(	うち	貸占	出金	利息	<u>, )</u>	$(\times \times \times)$		
(	うち有	価 証 🦠	券 利 息	配当	金)	$(\times \times \times)$		
役	務	取	引 等	収	益	$\times$ $\times$ $\times$		

現行

- 3 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- 4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 3
 年 月 日から

 中間連結損益計算書

 年 月 日まで

(単位・百万円)

				<u>(</u> 身	<u> 1位:日刀片</u>	<u> 1)                                    </u>
	<u>科</u>	且		<u>金</u> 額		
糸	文 常	収	益		$\times$ $\times$ $\rangle$	$\times$
	資 金	運用	収 益	$\times \times \times$		
	<u>(うち</u>	貸出金	利 息 )	<u>(× × ×)</u>		
	(うち有価	西証券利息	配当金)	<u>(× × ×)</u>		
	<u>役 務</u> 耳	取 引 等	収 益	$\times \times \times$		

						改	工後			
特	定	取	Ē	;	収	益	×	×	×	
<u>そ</u>	の	他	業	務	収	益	<u>×</u>	X	X	
そ	の	他	経	常	収	益	×	X	X	
経	•	常		費		用				$\times$ $\times$ $\times$
<u>資</u>	金	調	į	幸	費	用	<u>×</u>	X	X	
(	<u>5</u> †	ち預	金	: 利	息	)	_(×	( )	< ×)_	
役	務	取	引	等	費	用	×	X	X	
特	定	取	Ę	7	費	用	<u>×</u>	X	×	
そ	の	他	業	務	費	用	<u>×</u>	X	X	
営		業		経		費	<u>×</u>	X	X	
そ	の	他	経	常	費	用	$\times$	X	×	
経	4	常		利		益				$\times \times \times$
	又は	経	常	損	失	)				
特	į	別		利		益				$\times$ $\times$ $\times$
特	5	別		損		失				$\times \times \times$
税金	等 調	整	前 中	間	純 利	益				$\times$ $\times$ $\times$
_(又	は税金	等調	整前	中間	純損失	: )				
法人	税、	住 民	税	及び	事業	税				$\times \times \times$
<u>法</u>	人	税	等	調	整	額				$\times$ $\times$ $\times$
<u>少</u>	数	株	主		利	益				$\times \times \times$
<u> </u>	(は !	少数	株	主:	損失	)				
中	間	Á	純	利	J	益				$\times$ $\times$ $\times$
_(	ス は	中上	間 糸	屯 揰	失	)				
(記書	ナの注音	<del>芋</del> )								

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。
- <u>2</u> 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注 記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又 は損失を記載すること。

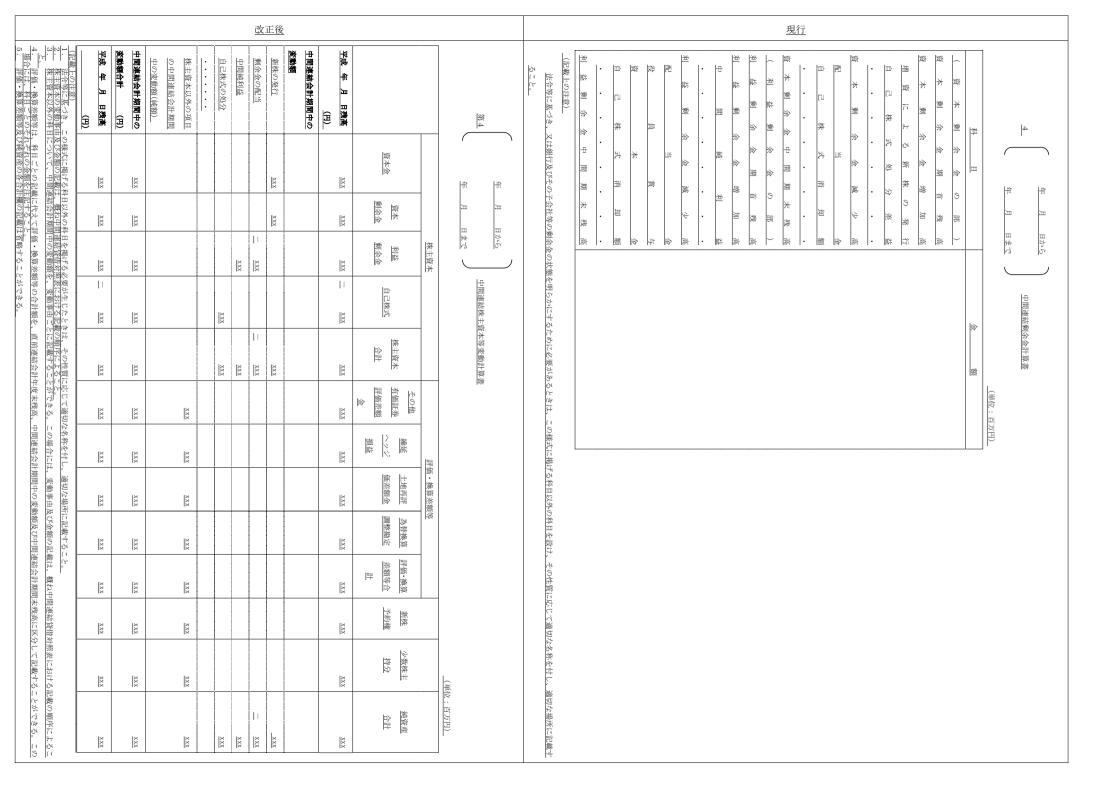
ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

									5元	.1丁						
		特	定	取		引	収	益	×	×	X					
		そ	Ø	他	業	務	収	益	×	×	×					
		そ	の	他	経	常	収	益	×	×	×					
1	経		į	常		費		用					×	X	$\times$	
		資	金	調		達	費	用	×	×	×					
		(	5	ち預	<b>i</b> 3	金 禾	1 息	)	(×	; ;	×	×)				
		役	務	取	引	等	費	用	×	×	×					
		特	定	取		引	費	用	×	×	×					
İ		そ	Ø	他	業	務	費	用	×	×	×					
		営		業		経		費	×	×	×					
		そ	Ø	他	経	常	費	用	×	×	×					
į	経		į	常		利		益					×	X	$\times$	
١.	(	7	又は	経	常	損	失	)_								
	特		ŗ	引		利		益					×	X	$\times$	
	特		,	引		損		失					$\times$	X	$\times$	
1	税	金	等 調	整	前中	中間	純 利	益					×	X	$\times$	
١.	(	又(	は税金	等調!	整前	中間	純損失	<del>:</del> )_								
	法	人	税、	住 民	税	及び	事業	税					×	X	$\times$	
	法		人	锐 :	等	調	整	額					$\times$	X	$\times$	
	少		数	株	Ė	È.	利	益					×	×	$\times$	
١.	(	又	は	少数	株	主	損失	)_								
.	中		間	j	純	禾	·[]	益					×	×	$\times$	
L.	(	又	(は	中	間	純 推	美 失	)								

現行

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利 益金額を注記すること。
- <u>2</u> 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注 記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行及びその子会社等が銀行法施行規則第13条の6 の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。



改正後		現行	
5     年 月 日から       年 月 日まで	_ 中間連結キャッシュ・フロー計算書	5     年 月 日から       年 月 日まで     中間:	連結キャッシュ・フロー計算書
[直接法により表示する場合]	(単位:百万円)	(直接法により表示する場合)	_(単位:百万円)
<u>科 且</u>	<u>金 額</u>	<u>科 目</u>	<u>金 額</u>
I 営業活動によるキャッシュ・フロー		I 営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入		貸付金回収による収入	
預金払出による支出		預金払出による支出	
貸付金利息収入		貸付金利息収入	
預金利息支出		預金利息支出	
<u>営業経費支出</u>		営業経費支出	
<u></u>		<u></u>	
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー		Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
<u></u>		<u></u>	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー		Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額	
<u></u>			
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額		IV現金及び現金同等物に係る換算差額	
<u>V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</u>		V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高		VI現金及び現金同等物の期首残高	

71.77W			TD 4-	
改正後		1	現行	
Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高			Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高	
_(記載上の注意)			(記載上の注意)	
1 現金及び現金同等物の範囲について記載するこ		- 1046 & BE > 2 - 2	1 現金及び現金同等物の範囲について記載するこ	
2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の ために必要があるときは、この様式に掲げる科目				
ために必要があるとさは、この様式に掲りる件目 な名称を付し、適切な場所に記載すること。	<u> 以外の件目を設け、</u>	ての性質に応して過	型 ために必要があるときは、この様式に掲げる科目な名称を付し、適切な場所に記載すること。	1以外の科目を設け、その性質に応じて適切
な石がで刊し、週別は勿川に比較すること。			な名外を刊し、適切な場別に記載すること。	
_[間接法により表示する場合]		_(単位:百万円)_	(間接法により表示する場合)	_(単位:百万円)_
<u>科 目</u>	<u>金</u>	額	<u>科</u>	<u>金 額</u>
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			I営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益(損失)			税金等調整前中間純利益(損失)	
減価償却費			減価償却費	
減損損失			減損損失	
貸倒引当金の増加額			貸倒引当金の増加額	
<u>資金運用収益</u>			資金運用収益	
資金調達費用			資金調達費用	
有価証券関係損益			有価証券関係損益	
貸出金の純増減			貸出金の純増減	
<u>預</u> 金の純増減			預金の純増減	
資金運用による収入			資金運用による収入	
資金調達による支出			資金調達による支出	
			<u></u>	
<u>小</u> 計			<u>小</u> 計	
法人税等の支払額			法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー			営業活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー			Ⅱ投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出			有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入			有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出			動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入			動産不動産の売却による収入	
<u></u>				
投資活動によるキャッシュ・フロー			投資活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー			Ⅲ財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入			株式の発行による収入	

自己株式の取得による支出

自己株式の取得による支出

改正後	T	
配当金の支払額	T	配当金の支払額
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッジ
IV現金及び現金同等物に係る換算差額		IV現金及び現金同等物に依
<u>V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)</u>		V現金及び現金同等物のは
Ⅵ現金及び現金同等物の期首残高		VI現金及び現金同等物の基
Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高		Ⅵ現金及び現金同等物の□

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにする ために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切 な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
<u></u>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
Ⅳ現金及び現金同等物に係る換算差額	
V現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
VI現金及び現金同等物の期首残高	
Ⅷ現金及び現金同等物の中間期末残高	

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにする ために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切 な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第5号の2(連結業務報告書)パプリックコメント用

改正後	現行 現行
	1717
(参考)別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第5号の2(第18条第4項関係) (日本工業規格A4) 
連結業務報告書	連結業務報告書
年月日から	年月日から
年 月 日まで	年 月 日まで
株式会社 銀行	株式会社 銀行
年 月 日	年 月 日
金融庁長官 殿	金融庁長官 殿
住 所	<u>住</u> <u>所</u>
株式会社銀行	株式会社銀行
<u>代表取締役 氏 名 印</u>	人 一 大表取締役 氏 名 印
年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。	年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。
<u></u> <u>次</u>	<u>目 次</u>
第 1 事業概況書	   第 1   営業概況書
3 連結自己資本比率の状況	3 連結自己資本比率の状況
第2 連結財務諸表	第2 連結財務諸表
1 連結財務諸表の作成方針	1 連結財務諸表の作成方針
2 連結貸借対照表	<u>2</u> 連結貸借対照表
3 連結損益計算書	3 連結損益計算書
<u>4</u> 連結株主資本等変動計算書	<u>4</u> 連結剰余金計算書
<u>5</u> 連結キャッシュ・フロー計算書	<u>5</u> 連結キャッシュ・フロー計算書
(記載上の注意)	<u>(記載上の注意)</u>
1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載す	1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記
<u>ること。</u>	<u>載すること。</u>
2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当	2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、
該単位未満は切り捨てること。	当該単位未満は切り捨てること。
3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小	3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て
数点第2位までを記載すること。	<u>小数点第2位までを記載すること。</u>

*** .	年	月	<u>日から</u>	
<u>第1</u>	<u>年</u>	月	日まで	事業概況書

### 1 事業の概要

(記載上の注意)

銀行及びその子会社等(銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。) について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期	末当	期	末	増	減 ( )
子 会 社						
子 法 人 等						
関連法人等						
<u>合</u> 計						

### (記載上の注意)

- 1 「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令 第4条第2項に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたも のを、「関連法人等」とは銀行法施行令第4条第3項に規定する関連法人等をいう(以下同 じ。)。
- <u>2</u> 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。
- 3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

<u>(単位:百万円)</u>

 項
 目
 前期末
 当期末
 項
 目
 前期末
 当期末

現行

4 この様式中の注記事項のうち、営業報告書(銀行法施行規則別紙様式第9号及び第9号の2)に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該注記の記載を省略できるものとする。

## 1 営業の概要

(記載上の注意)

銀行及びその子会社等(銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。) について、主要な事業の内容のほか、主要勘定の増減の事由及びその他営業状況の推移に関する重要な事項を記載すること。

2 子会社等の状況

子会社等数の増減

	前 期 末	当 期 末	増 減()
子 会 社			
子 法 人 等			
関連法人等			
<u>合</u> 計			

### (記載上の注意)

- 1 「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第2号に規定する関連法人等をいう。
- <u>2</u> 子会社等に該当するものは全て記載することとし、重要性の原則は適用しないものとする。
- 3 連結自己資本比率の状況

[国際統一基準に係る連結自己資本比率]

項 目 前期末 当期	末 項 目	前期末 当期末
------------	-------	---------

	改正後		現行
資 本 金	短期 劣後 債 務	資 本 金	短 期 劣 後 債 務
非累積的永久優先株	準補完的項目不算入額	非累積的永久優先株	準補完的項目不算入額
新株式申込証拠金	準 補 完 的 項 目(C)	新株式払込金	準 補 完 的 項 目(C)
資本剰余金	自己資本総額(A + B + C)	資本剰余金	
利 益 剰 余 金	<u>(D)</u>	利 益 剰 余 金	自己資本総額(A + B + C)
自 己 株 式	他の金融機関の資本調達手	連結子会社の少数株主持分	<u>(D)</u>
自己株式申込証拠金	段の意図的な保有相当額	うち海外特別目的会社の	他の金融機関の資本調達手
その他有価証券の評価差損	負債性資本調達手段及び	発行する優先出資証券	段の意図的な保有相当額
為替換算調整勘定	これに準ずるもの	その他有価証券の評価差損	負債性資本調達手段及び
新 株 予 約 権	期限付劣後債務及び期限	自己株式払込金	<u>これに準ずるもの</u>
連結子会社の少数株主持分	付優先株並びにこれらに	自 己 株 式	期限付劣後債務及び期限
うち海外特別目的会社の	準ずるもの	為替換算調整勘定	付優先株並びにこれらに
発行する優先出資証券	短期劣後債務及びこれに	<u>営業権相当額</u>	<u>準ずるもの</u>
営業権相当額	<u>準ずるもの</u>	<u>連結調整勘定相当額</u>	短期劣後債務及びこれに
<u>の れ ん</u> _		企業結合により計上される	<u>準ずるもの</u>
繰延税金資産の控除前の(基		無形固定資産相当額	
本的項目]計(上記各項目の		繰延税金資産の控除前の〔	
<u>合計額)</u>		基本的項目〕計(上記各項	
繰延税金資産の控除金額		目の合計額)	
<u>基本的項目(A)</u>		繰延税金資産の控除金額	連結の範囲に含まれない金
償還を行う蓋然性を有す	連結の範囲に含まれない金	基 本 的 項 目(A)	融子会社及び金融業務を営
	融子会社及び金融業務を営	償還を行う蓋然性を有す	む子法人等、保険子法人等、
	む子法人等、保険子法人等、		金融業務を営む関連法人等
その他有価証券の連結貸借	金融業務を営む関連法人等	その他有価証券の連結貸借	の資本調達手段
対照表計上額の合計額から	の資本調達手段	│││対照表計上額の合計額から	<u>控除項目不算入額</u>
<u>帳簿価額の合計額を控除し</u>	<u>控除項目不算入額</u>	帳簿価額の合計額を控除し	<u>控除項目(E)</u>
<u>た額の 45%</u>	<u>控除項目(E)</u>	<u>た額の 45%</u>	自己資本額(D - E)(F)
土地の再評価額と再評価の	<u>自己資本額(D - E)(F)</u>	_ ││ 土地の再評価額と再評価の	<u>資産(オン・バランス)項</u>
直前の帳簿価額の差額の	資産(オン・バランス)項目	∐直前の帳簿価額の差額の	且
45%に相当する額	オフ・バランス取引項目	<u>45%に相当する額</u>	オフ・バランス取引項目
一般貸倒引当金	<u>マーケット・リスク相当額を</u>	一般貸倒引当金	
負債性資本調達手段等	8%で除して得た額	負債性資本調達手段等	を8%で除して得た額
負債性資本調達手段	<u>リスク・アセット等計(G)</u>	負債性資本調達手段	<u>リスク・アセット等計(G)</u>
	<u>(参考)マーケット・リスク</u>	期限付劣後債務及び期限	(参考)マーケット・リス
期限付劣後債務及び期限	相当額		ク相当額
付優先株			<u>Tier1比率(A/G)</u> % %
補完的項目不算入額			<u>自己資本比率(F/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>
補 完 的 項 目(B)	<u>自己資本比率(F/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>	]	

# [国内基準に係る連結自己資本比率]

<u>(単位:百万円)</u>

				( <u> </u>	1/1/1/
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
資 本 金			自己資本総額(A + B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手		
新株式申込証拠金			段の意図的な保有相当額		
資 本 剰 余 金			負債性資本調達手段及び		
利 益 剰 余 金			<u>これに準ずるもの</u>		
自 己 株 式	_	_	期限付劣後債務及び期限		
自己株式申込証拠金			付優先株並びにこれらに		
その他有価証券の評価差損	_	_	<u>準ずるもの</u>		
新 株 予 約 権			連結の範囲に含まれない金		
為替換算調整勘定			融子会社及び金融業務を営		
連結子会社の少数株主持分			む子法人等、保険子法人等、		
うち海外特別目的会社の			金融業務を営む関連法人等		
発行する優先出資証券			の資本調達手段		
営業権相当額	_	_			
<u>o</u> h h	_	_			
繰延税金資産の控除前の(基					
本的項目]計(上記各項目の					
<u>合計額)</u>					
繰延税金資産の控除金額	_	_			
基本的項目(A)			控除項目不算入額	_	_
償還を行う蓋然性を有す			<u>控除項目(D)</u>		
<u>る株式等</u>			<u>自己資本額(C - D)(E)</u>		
土地の再評価額と再評価の					
直前の帳簿価額の差額の			<u>資産(オン・バランス)項目</u>		
<u>45%に相当する額</u>			<u>オフ・バランス取引項目</u>		
一般貸倒引当金			<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限					
付優先株					
補完的項目不算入額			<u> Tier1 比率(A/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			<u>自己資本比率(E/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>

# (記載上の注意)

1 本表には、銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資

現行

# [国内基準に係る連結自己資本比率]

<u>(単位:百万円)</u>

				(単位・)	<u> </u>
項 目	前期末	<u>当期末</u>	項 目	<u>前期</u> <u>末</u>	当期末
資 本 金			自己資本総額(A + B)(C)		
非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手		
新 株 式 払 込 金			段の意図的な保有相当額		
資 本 剰 余 金			負債性資本調達手段及び		
利 益 剰 余 金			<u>これに準ずるもの</u>		
連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限		
うち海外特別目的会社の			付優先株並びにこれらに		
発行する優先出資証券			<u>準ずるもの</u>		
その他有価証券の評価差損	_		連結の範囲に含まれない金		
自己株式払込金			融子会社及び金融業務を営		
自 己 株 式	_	_	む子法人等、保険子法人等、		
為替換算調整勘定			金融業務を営む関連法人等		
営業権相当額	_		の資本調達手段		
連結調整勘定相当額	_				
企業結合により計上される	_	_			
無形固定資産相当額					
繰延税金資産の控除前の〔					
基本的項目〕計(上記各項					
且の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	_				
基 <u>本的項目(A)</u>			控除項目不算入額	_	_
償還を行う蓋然性を有す			控 除 項 目(D)		
<u>る株式等</u>			<u>自己資本額(C - D)(E)</u>		
土地の再評価額と再評価の			資産 (オン・バランス)項		
直前の帳簿価額の差額の			且		
<u>45%に相当する額</u>			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
負 債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限					
付優先株					
補完的項目不算入額			<u>Tier1比率(A/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			<u>自己資本比率(E/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
(記載上の注意)					

<u>産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が</u> 定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。

- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕、海外営業拠点を 有しない銀行は〔国内基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第 17 条の5 第 1 項第 3 号口に規定する連結 自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき自己資本比率の基準を定める件第 4 条等の規定に基づ く銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除 前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所 定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資 産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

#### 第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、事業報告(銀行法施行規則別紙様式第9号及び第9号の2)に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) のれんの償却に関する事項

2 ( 年 月 日現在)連結貸借対照表

現行

- 1 本表には、銀行法第14条の2第2号に規定する銀行及びその子会社等がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行は〔国際統一基準に係る連結自己資本比率〕 海外営業拠点を 有しない銀行は〔国内基準に係る連結自己資本比率〕を記載すること。
- 3 「連結自己資本比率」とは、銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結 自己資本比率をいう。
- 4 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。
- 5 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 6 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 7 銀行法第52条の9の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行持株会社を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の(基本的項目)の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

#### 第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

銀行及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、営業報告書(銀行法施行規則別紙様式第9号及び第9号の2)に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
- (6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

2 ( 年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

	改正後			Ŧ	見行			
科 目 金額	科且	金 額	<u>科</u> 且	<u>金額</u>	科且	<u>金</u>	額	
科       目         (資産の当)       3         現金預け金       3         3       3         日       1         日       1         日       1         日       1         日       1         日       2         日       1         日       2         日       2         日       2         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       3         日       4         日       4         日       4         日       4         日       4         日       4         日       4         日       4	(預議 ) 金金金の (資新資利自自株 で ( ) 会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会会	金額	<ul> <li>(資産のの)</li> <li>現 金 預 け 金</li> <li>頭 金 預 け 金</li> <li>頭 分 5</li> <li></li></ul>	金 額	科	金	額	
	純 資 産 の 部 合 計		(記載上の注意)					

資産の部合計

| 負債及び純資産の部合計

#### (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な 疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - \_\_ 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
  - \_\_\_ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
  - 有形固定資産の減価償却の方法
  - 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - 貸倒引当金の計上方法
  - 退職給付引当金の計上方法
  - リース取引の処理方法
  - \_\_ <u>ヘッジ会計の方法</u>
  - 金銭の信託の評価基準及び評価方法
  - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
  - \_ その他採用した重要な会計方針
  - \_\_\_ 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
  - 会計処理の原則又は手続を変更した場合ときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
  - 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (5) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 15 条の 6 第 1 項から第 4 項 までに規定する有価証券に関する事項
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却 累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含

現行

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
  - \_\_\_ <u>土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条</u> に規定する差額
  - 動産不動産の減価償却の方法
  - \_\_ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - 貸倒引当金の計上方法
  - 退職給付引当金の計上方法
  - リース取引の処理方法
  - ヘッジ会計の方法
  - 金銭の信託の評価基準及び評価方法
  - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
  - \_\_ <u>その他採用した重</u>要な会計方針
  - \_\_ 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (5) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽 微であるときは、この限りでない。
- (6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 1株当たりの純資産額
- (8) 銀行の取締役、執行役及び監査役に対する銀行及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りではない。
- (9) 銀行の取締役、執行役及び監査役に対する銀行及びその子会社等の金銭債務総額。た だし、預金はこの限りではない。
- (10) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (11) リース契約により使用する重要な動産不動産

現行

まれている旨

- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一 括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。)
- (12) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りではない。
- (13) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (14) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保 に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 1株当たりの純資産額
- (18) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の 翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該 事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする 子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生し た場合における当該事象とする。)
- (19) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

(12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務

- (13) 重要な後発事象
- (14) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (16) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6 の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要が あるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を 設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産 総額の 100 分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を 付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産 総額の 100 分の1を超える場合は独立科目として記載する。

 年
 月
 日から

 3
 連結損益計算

 年
 月
 日まで

<u>年月日か</u> 3

連結損益計算書

(単位:百万円)

2:	文正後		現	1行	
科且	金	額	科且	<u>金額</u>	
経 常 収 益		<u> </u>	経 常 収 益	<u>x x</u>	×
資 金 運 用 収 益	x x x		資金運用収益	<u>x x x</u>	
貸 出 金 利 息	<u> </u>		貸 出 金 利 息	x x x	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	<u> </u>		有 価 証 券 利 息 配 当 金	<u>x x x</u>	
コールローン利息及び買入手形利息	<u> </u>		<u>コールローン利息及び買入手形利息</u>	<u>x x x</u>	
買 現 先 利 息	<u> </u>			<u>x x x</u>	
債券貸借取引受入利息	<u> </u>		债券貸借取引受入利息	<u>x x x</u>	
預け金利息	<u> </u>			<u>x x x</u>	
その他の受入利息				<u>x x x</u>	
2 務 取 引 等 収 益				<u>x x x</u>	
特定 取引収益	<u>x x x</u>			<u>x x x</u>	
その他業務収益	x x x			<u>x x x</u>	
その他経常収益	x x x			<u>x x x</u>	
経 常 費 用		<u> </u>	経 常 費 用	x x	×
	x x x			x x x	
	<u>x x x</u>			x x x	
譲渡性預金利息			譲渡性預金利息		
コールマネー利息及び売渡手形利息			コールマネー利息及び売渡手形利息		
売 <u>現 先 利 息</u>				<u>x x x</u>	
債券貸借取引支払利息 コスト・リーペールの利息				<u>x x x</u>	
コ <u>マーシャル・ペーパー 利息</u>   借 用 金 利 息	x x x		<u>コマーシャル・ペーパー利息</u> 借 用 金 利 息	<u>x x x</u>	
	<u> </u>			<u>x x x</u> <u>x x x</u>	
	<u> </u>			<u>x x x</u> <u>x</u>	
新株予約権付社債利息	$\frac{\times \times \times}{\times \times}$			× × ×	
その他の支払利息				<u>x x x</u>	
日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日本 日	$\frac{2}{x}$ $\frac{2}{x}$ $\frac{2}{x}$			<u>x x x</u>	
	$\frac{x}{x}$ $\frac{x}{x}$			<u>x x x</u>	
その他業務費用				<u>x x x</u>	
営業経費	x x x			<u> </u>	
その他経常費用	<u> </u>			<u> </u>	
	× × ×			<u> </u>	
その他の経常費用	× × ×		その他の経常費用	<u> </u>	
経 常 利 益		<u> </u>	経 常 利 益	x x	×
(又は経常損失)			<u>( 又 は 経 常 損 失 )</u>		
特別利益		<u> </u>	<u>特 別 利 益</u>	<u>x x</u>	x
	<u>x x x</u>		動 産 不 動 産 処 分 益		
貸倒引当金戻入益	x x x		償却債権取立益		
賞 却 債 権 取 立 益	<u>x x x</u>		その他の特別利益	<u>x x x</u>	

								呇	正後					
	そ	の	他	の	特	別	利	益	<u>x</u>	×	×			
<u>特</u>			別		損			失				×	× ×	<u>.</u>
	固	定	資	7	主 :	几	分	損	<u>×</u>	×	×			
	<u>減</u>		損			溳		失	×	×	×			
	そ	の	他	の	特	別	損	失	×	×	×			_
税	金	等:	調整	前	当其	钥 糹	屯 利	益				×	× ×	د
	又は	税金	注 等 訴	製整 [	前当	期糾	損失							
<u>法</u>	人	税、	住	民 移	1 及	び	事業	税				×	× ×	<u>.</u>
<u>法</u>	)	ι	税	等	調		整	額				×	× ×	<u>.</u>
少		数	株		主	Ŧ	i]	益				×	× ×	د
_(_	又	は	少量	数 杉	朱 主	損	失	)						
当		期		純		利		益				×	× ×	<u>.</u>
_(_	又	は	当	期	純	損	失	)						

- 1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。
- 2 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

特	別損	失		<u>x x x</u>
	動産不動産処	分 損	x x x	
	減 損 損	<u>失</u>	<u>x x x</u>	
	そ の 他 の 特 別	<u>損 失</u>	<u>x x x</u>	
税	金等調整前当期純	利益		<u>x x x</u>
	又は税金等調整前当期純	損失)		
法	人税、住民税及び事	<u> 業税</u>		<u>x x x</u>
<u>法</u>	人 税 等 調 🧃	整額		<u> </u>
少	数株主利	益		<u> </u>
	又 は 少 数 株 主 損	失 )		
当	期 純 利	益		<u>x x x</u>
	又 は 当 期 純 損	失 )		

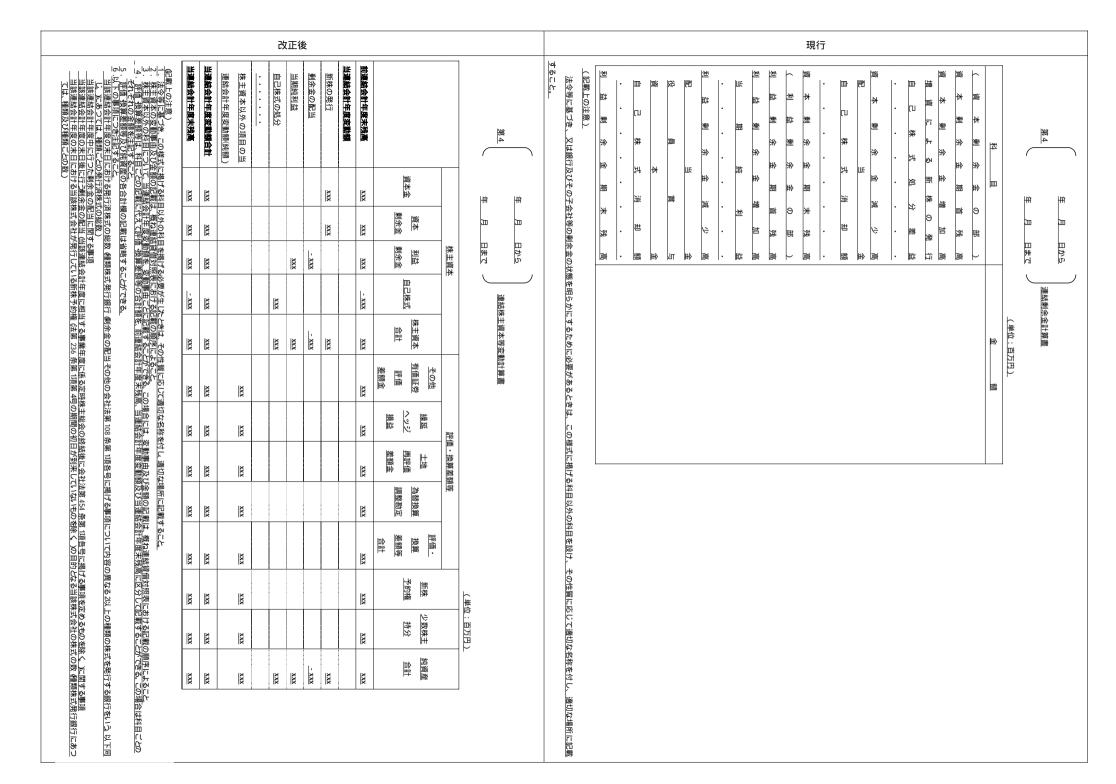
現行

### (記載上の注意)

- <u>1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利</u> 益金額を注記すること。
- <u>2</u> 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を 注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6 の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。



改正後		現行	
5 第 期     年 月 日から       年 月 日まで	連結キャッシュ・フロー計算書	5 第 期     年 月 日から つ       年 月 日まで	_連結キャッシュ・フロー計算書
[直接法により表示する場合]	<u>(単位:百万円)</u>	<u>〔直接法により表示する場合〕</u>	<u>(単位:百万円)</u>
<u>科 目</u>	<u>金 額</u>	<u>料 目</u>	<u>金 額</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入		貸付金回収による収入	
預金払出による支出		預金払出による支出	
貸付金利息収入		貸付金利息収入	
預金利息支出		預金利息支出	
<u>営業経費支出</u>		営業経費支出	
<u></u>			
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
<u></u>		<u></u>	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー		<u>財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額	
<u></u>			
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高		現金及び現金同等物の期末残高	

#### 改正後 現行 (記載上の注意) (記載上の注意) 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにする 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにす ために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切 るために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて な名称を付し、適切な場所に記載すること。 適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 [間接法により表示する場合] ( 単<u>位: 百万円)</u> [間接法により表示する場合] 科 目 金 額 科 目 営業活動によるキャッシュ・フロー 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純利益(損失) 税金等調整前当期純利益(損失) 減価償却費 減価償却費 減損損失 減損損失 貸倒引当金の増加額 貸倒引当金の増加額 資金運用収益 資金運用収益 資金調達費用 資金調達費用 有価証券関係損益 有価証券関係損益 貸出金の純増減 貸出金の純増減 預金の純増減 預金の純増減 資金運用による収入 資金運用による収入 資金調達による支出 資金調達による支出 計 計 法人税等の支払額 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー 営業活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 動産不動産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 動産不動産の売却による収入 <u>.....</u> ..... 投資活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー 株式の発行による収入 株式の発行による収入

自己株式の取得による支出

少数株主への配当金の支払額

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払額

自己株式の取得による支出

少数株主への配当金の支払額

財務活動によるキャッシュ・フロー

配当金の支払額

(単位:百万円)

金 額

改正後	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにする ために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切 な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

## 別紙様式第6号(中間公告用貸借対照表等)パブリックコメント用

改正後現行	
<u>(参考)別紙様式第6号(第19条第1項関係)</u> <u>(参考)別紙様式第6号(第19条第1項関係)</u>	-
<u>第1 第 期 中 間 決 算 公 告</u>	
年 月 日	
<u>年 月 日</u>	
住 所	
<u>+ · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	
代表取締役又は代表執行役 氏 名	
中間貸借対照表( 年 月 日現在)	
<u>(単位:百万円)</u>	
<u>科 目 金額 料 目 金額 </u>	
(資産の部) (負債の部)	
現 金 預 け 金   <u>預</u> 金 金   <u>7                               </u>	
<u>買 現 先 勘 定</u>	
<u>债券貸借取引支払保証金</u>   <u>売 現 先 勘 定</u>	
<u>買 入 手 形</u> <u>債券貸借取引受入担保金</u> <u>売 渡 手 形</u>	
<u>買 入 金 銭 債 権</u>   <u>売 渡 手 形</u>	
金 銭 の 信 託	
<u> </u>	
<u> </u>	
<u>外 国 為 替                                 </u>	
<u>そ の 他 資 産</u>   <u>新 株 予 約 権 付 社 債</u>	
<u>有 形 固 定 資 産</u>	
再評価に係る繰延税金資産   退職給付引当金     支払承諾見返   特別法上の引当金	
<u>                                  </u>	
支払承諾	
<u>負債の部合計</u>	
<u>(純資産の部)</u>	

	改:	正後
		資本準備金       その他資本剰余金       利益業備金       その他利益剰余金       種立金       繰越利益剰余金
		繰越利益剰余金 自
		新株 予約権  純資産の部合計
資産の部	合 計	負債及び純資産の部合計

現行

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- \_ 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- \_\_ 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- \_\_ 有価証券の評価基準及び評価方法
- \_\_ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- \_\_ 有形固定資産の減価償却の方法
- \_ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- \_\_ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基 <u>準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況について</u>
- も、できるだけ詳細に記載すること。)
- \_\_\_ 退職給付引当金の計上方法
- \_\_ リース取引の処理方法
- \_ ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

 改正後
 現行

 \_ その他採用した重要な会計方針

 (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)

- \_\_ 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項 までに規定する有価証券に関する事項
- (5) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額
  - なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償 却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が 含まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金 を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りで ない。
- (12) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (13) 子会社等(銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等をいう。)の株式又は出資金の総額
- (14) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
- \_\_ 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合にお ける当該金額を含む。)
- \_ 繰延税金負債
- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保 に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額 (同条第 1 号中「繰延資産の部に計上し

改正後 現行

た額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)

- (18) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該 事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及 び会社計算規則第186条第4号に規定する額
- (19) 当中間会計期間の末日後、翌中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (20) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 中間損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

科 目	<u>金 額</u>
経 常 収 益	<u>x x x</u>
資 金 運 用 収 益	<u> </u>
(うち貸出金利息)	<u>(x x x)</u>
(うち有価証券利息配当金)	<u>(x x x)</u>
役 務 取 引 等 収 益	<u>x x x</u>
その他業務収益	<u>x x x</u>
その他経常収益	<u>x x x</u>
経 常 費 用	<u>x x x</u>
資 金 調 達 費 用	<u>x x x</u>
(うち預金利息)	<u>(x x x)</u>
役務 取引等費用	<u>x x x</u>
その他業務費用	<u>x x x</u>
営業経費	<u>x x x</u>
その他経常費用	<u>x x x</u>
経 常 利 益	<u> </u>
(又は経常損失)	

				改正後
特	別	利	益	<u>x x x</u>
特	別	損	失	<u>x x x</u>
税	引前	中間純	利 益	<u>x x x</u>
	又は税引	前中間純	損失)	
<u>法</u>	人税、住	民税及び	事業税	<u>x x x</u>
法	人 税	等 調	整 額	<u>x x x</u>
中	間	純利	益	<u>x x x</u>
	又は中	間 純 損	失 )	

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- <u>3</u> 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第2 第 期中間決算公告(要旨)

年 月 日

 住
 所

 株式会社
 銀行

 代表取締役又は代表執行役
 氏

中間貸借対照表(年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

科 且	金 額	科  目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金		<u>預</u> 金	
<u>コ ー ル ロ ー ン</u>		譲渡性預金	
買現先勘定		<u>コ - ル マ ネ -</u>	
<u>債券貸借取引支払保証金</u>		<u>売 現 先 勘 定</u>	
買 入 手 形		<u>債券貸借取引受入担保金</u>	
買入 金銭 債 権		<u>売 渡 手 形</u>	
商品有価証券		<u>コマーシャル・ペーパー</u>	
金銭の信託		借用金	

第 期中間決算公告

現行

年 月 日

<u>住 所</u> 株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

		<u>( 単位:白力</u>	円又は億円)
<u>科 目</u>	金額	<u>科 目</u>	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金		<u>預</u> 金	
<u>コ ー ル ロ ー ン</u>		譲渡性預金	
買 現 先 勘 定		<u>コ - ル マ ネ -</u>	
<u>債券貸借取引支払保証金</u>		<u>売 現 先 勘 定</u>	
買 入 手 形		<u>債券貸借取引受入担保金</u>	
買入 金銭 債 権		売 渡 手 形	
商品有価証券		<u>コマーシャル・ペーパー</u>	
金銭の信託		借 用 金	
有 価 証 券		<u>外 国 為 替</u>	

					改正後
有	価	訂	E	券	外 国 為 替
貸	l	出		金	短期 社 債
外	玉	*	3	替	<u>社</u>
そ	<u>の</u> 1	也	資	産	新株予約権付社債
有	形 固	定	資	産	その他負債
無	形 固	定	資	産	賞 与 引 当 金
繰	延 税	金	資	産	役員賞与引当金
再評	呼価に係る	繰延	税金	資産	退職給付引当金
支	払 承	諾	見	返	特別法上の引当金
貸	倒	31	当	<u>金</u>	<u>金融先物取引責任準備金</u>
					証券取引責任準備金
					操 延 税 金 負 債
					再評価に係る繰延税金負債
					支 払 承 諾
					負債の部合計
					( 純 資 産 の 部 )
					資 本 金
					新株式申込証拠金
					資本剰余金
					資本準備金
					その他資本剰余金
					利 益 剰 余 金
					利 益 準 備 金
					その他利益剰余金
					自 己 株 式
					自己株式申込証拠金
					株 主 資 本 合 計
					その他有価証券評価差額金
					繰延へッジ損益
					土地再評価差額金
					評価・換算差額等合計
					新株予約権
					純資産の部合計
資	産の	部	合	計	負債及び純資産の部合計

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項

当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

	現行
貸 出 金	短期 社 債
<u>外 国 為 替</u>	社 債
そ の 他 資 産	新株予約権付社債
動産不動産	その他負債
繰延税金資産	賞 与 引 当 金
再評価に係る繰延税金資産	役員賞与引当金
支 払 承 諾 見 返	退職給付引当金
貸 倒 引 当 金	特別法上の引当金
	金融先物取引責任準備金
	証券取引責任準備金
	繰 延 税 金 負 債
	再評価に係る繰延税金負債
	<u>支 払 承 諾</u>
	<u>負債の部合計</u>
	(資本の部)
	資 本 金
	新株式払込金
	<u>資本剰余金</u>
	<u>資本準備金</u>
	利益剰余金
	<u>利 益 準 備 金</u>     中 間 純 利 益
	<u>中                                   </u>
	<u>土 地 再 評 価 差 額 金</u>     株 式 等 評 価 差 額 金
	<u>日                                   </u>
資産の部合計	負債及び資本の部合計

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
    - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- \_\_ 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口(10) に規定する単体自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
- (5) 有形固定資産の減価償却累計額
- (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (8) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (9) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生 した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 中間損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円又は億円)

 科
 目

 経
 常
 収

 資金運用収益

 (うち貸出金利息)

 (うち有価証券利息配当金)

 役務取引等収益

 その他業務収益

 その他経常収益

 その他経常収益

 経常期産期

 資金調産費用

 (うち預金利息)

現行

- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条 に規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口(10) に規定する単体自己資本比率 (海 外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を 有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
- (5) 動産不動産の減価償却累計額
- (6) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額
- (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (8) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額 金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る 場合には、その差額
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 中間損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円又は億円

		呑	1		且		
経		Ļ	常		収		益
] ;	資	金	運	F	Ħ	ЦΣ	益
_	(う	ち	貸	出	金禾	<b>息</b>	
	(う	5 有	価証	券利	息雨	3 当金	<u>:</u> )
:	役	務	取	引	等	ЦΣ	益
	そ (	カ	他	業	務	ЦΣ	益
	そ (	カ	他	経	常	ЦΣ	益
経		ŗ	常		費		用
]	資	金	調	ì	菫	費	用
	( =	) 1	5 預	金	利	息	)

 改正後

 役 務 取 引 等 費 用

 その他業務費用

 当業経費

 その他経常費用

 経常費用

 経常費用

 経常費用

 経常費用

 経常費用

 日本月益

 日期損失

 税引前中間純損失)

 法人税、住民税及び事業税

 法人税等調整額中間純月失

 中間純月失

 (又は税引前中間純損失)

 法人税等調整額中間純月失

 日本月益

 (又は中間純損失)

# (記載上の注意)

- 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

役 務 取 引 等 費 用 その他業務費 その他経常費 経 常 利 ( 又 は 経 常 損 失 税引前中間純利 (又は税引前中間純損失) 法人税、住民税及び事業税 法 人 税 等 調 整 額 中 間 純 利 (又は中間純損失) 前 期 繰 越 利 (又は前期繰越損失) ・・・積 立 金 取 崩 額 利益準備金取崩額 中 間 配 当 利益準備金積立額 中間未処分利益 (又は中間未処理損失)

### (記載上の注意)

<u>1</u> 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は 前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。

現行

- 2 1株当たりの中間純利益又は中間純損失の額を銭単位で記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第6号の2(中間公告用貸借対照表等(特定取引勘定設置行用))パブリックコメント用

別 別 根 成 式 第 6 号 の 2 ( 中間 公告 用 負	<b>資借対照表等(特定取引勘定設置行用))パブリックコメント用</b>
改正後	現行
(参考)別紙様式第6号の2(第19条第1項関係)	_(参考) 別紙様式第6号の2 (第19条第1項関係)_
the the time to the time to the	
<u>第1</u> 第 期 中 間 決 算 公 告	
年 月 旦	
<u> </u>	
住	
株式会社	銀行
代表取締役又は代表執行役	氏名
中間代件製品主 / ケーローロロか)	
中間貸借対照表 (年 月 日現在)	
(単位	立:百万円 <u>)</u>
<u>科</u> <u>目</u> 金額 科 <u>目</u>	<del></del>
(資産の部) (負債の部)	
現金預け金     預金	
<u>コールローン</u>   <u>譲渡性預金</u>	
買 現 先 勘 定 コールマネー	
債券貸借取引支払保証金     売 現 先 勘 定       買 入 手 形     債券貸借取引受入担保金	
買     入     手     形       買     入     金     銭     債       売     渡     手     形	
特 定 取 引 資 産 コマーシャル・ペーパー	
<u>金 銭 の 信 託</u> <u>特 定 取 引 負 債</u>	
<u>有</u>	
<u>貸</u> 出 <u>金</u> <u>外 国 為 替</u>	
外     国     為     替       その他資産     位	
<u> </u>	
無 形 固 定 資 産     そ の 他 負 債	
<u>繰 延 税 金 資 産</u> <u>賞 与 引 当 金</u>	
再評価に係る繰延税金資産 役員賞与引当金	
支払承諾見返 は、だけ、引当金	
<u>貸 倒 引 当 金</u> <u>△ 特別法上の引当金</u>   繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾	
負債の部合計	

	正後
資産の部合計	(純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 資本準備金 その他資本剰余金 利益剰余金 利益準備金 その他利益剰余金 人の他利益剰余金 は利益剰余金 は利益剰余金 は利益剰余金 は一世の世別を対します。 はままままままままままままままままままままままままままままままままままま
(記載上の注意)	

現行

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- ③ 有形固定資産の減価償却の方法
- ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- ⑤ 貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基 準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況について も、できるだけ詳細に記載すること。)
- ⑥ 退職給付引当金の計上方法

改正後 現行

- ⑦ リース取引の処理方法
- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ① その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間会計期間の直前の事業年度に係る 財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間 会計期間の直前の中間会計期間に係る中間財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続 との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸 表に与えている影響の内容
- ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第5条の4第1項から第3項 までに規定する有価証券に関する事項
- (5) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額
  - なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金 を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りで ない。
- (12) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (13) 子会社等 (銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等をいう。) の株式又は出資金の総額
- (14) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
- ① 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合における当該金額を含む。)
- ② 繰延税金負債

改正後 現行

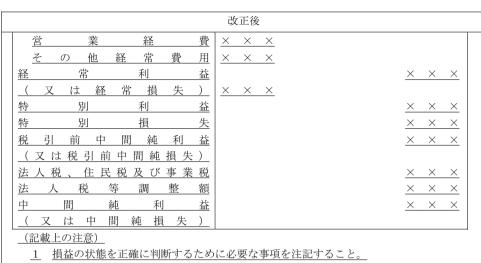
- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保 に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額 (同条第 1 号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)
- (18) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該 事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及 び会社計算規則第186条第4号に規定する額
- (19) 当中間会計期間の末日後、翌中間会計期間が属する事業年度(当該中間会計期間を除く。)以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(20)以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 中間損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円)

<u>科</u> 目	<u>金</u> 額
経 常 収 益	$\times \times \times$
資 金 運 用 収 益	$\times \times \times$
( う ち 貸 出 金 利 息 )	<u>(x x x)</u>
(うち有価証券利息配当金)	<u>(x x x)</u>
役務 取引等 収益	<u> </u>
特 定 取 引 収 益	<u> </u>
その他業務収益	<u> </u>
その他経常収益	$\times \times \times$
経 常 費 用	<u> </u>
資 金 調 達 費 用	$\times \times \times$
(うち預金利息)	<u>(× × ×)</u>
役務取引等費用	<u> </u>
特 定 取 引 費 用	<u> </u>
その他業務費用	<u> </u>



- <u>2</u> 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

<u>第2</u> 第 期 中 間 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

<u>住</u> 所

株式会社 銀行

代表取締役又は代表執行役氏

中間貸借対照表( 年 月 日現在)

(単位:百万円又は億円)

<u>科</u> 目	金 額	<u>科 目</u> <u>金 </u>	額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金		<u>預</u> 金	
<u>コールローン</u>		譲渡性預金	
買 現 先 勘 定		コ ー ル マ ネ ー	

第 期 中 間 決 算 公 告

現行

年 月 日

<u>住</u> 所

株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

中間貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

<u>科 目</u>	金 額	<u>科</u> <u>B</u> <u>金額</u>
(資産の部)       現金預け金		<u>(負債の部)</u> 預 <u>金</u>
コ ー ル ロ ー ン       買 現 先 勘 定		譲 渡 性 預 金
買     現     先     勘     定       債券貸借取引支払保証金		<u> </u>

改:	正後	現行			
(債券貸借取引支払保証金 買 入 手 形 買 入 金 銭 債 権 特 定 取 引 資 産 金 銭 の 信 託 有 価 証 券 貸 出 金 外 国 為 替 そ の 他 資 産 無 形 固 定 資 産 無 形 固 定 資 産 乗 延 税 金 資 産 更 再評価に係る繰延税金 資 産 支 払 承 諾 見 返 貸 倒 引 当 金	正後  売 現 先 勘 定	関	情		
資産の部合計	<u>純 資 産 の 部 合 計</u> 負債及び純資産の部合計				

改正後

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
  - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
  - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口 (10) に規定する単体自己資本比率 (海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
- (5) 有形固定資産の減価償却累計額
- (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (8) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (9) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生 した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

年 月 日から

年 月 日まで

(畄位・百万円マは倍円)

								_	(単位:日万円又は限)
		<u>£</u>	¥	目			<u>金</u>		額
糸	Ě	営	計	収		益			
	<u>資</u>	金	運	用	収	益			
_	(	うち	貸	出 金	利	息 )_			
_	(	うち有	価 証	券利息	、配当	金)			

現行

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (4) 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
- (5) 動産不動産の減価償却累計額
- (6) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額
- (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (8) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- <u>2</u> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位:百万円又は億円)

	科		且		
<u>経</u>	常	i	収		益
	金	運	用	収	益
	(うち	貸出	出 金	利 息	)_
l	(うち有)	価証券	学利 息	配当金	<u> </u>

役 務 取 引 等 収 益 定 取 引 収 その他業務収 その他経常収 常 費 経 資 金 調 達 費 (うち預金利息 役 務 取 引 等 費 取 引 費 その他業務費 その他経常費 常 利 ( 又 は 経 常 損 失 ) 別 税引前当期純利 (又は税引前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法 人 税 等 調 整 中 間 純 利

( 又 は 中 間 純 損 失 )

務取引等収益 定 取 引 収 その他業務収 その他経常収 常 費 金 調 達 費 ( う ち 預 金 利 息 ) 役 務 取 引 等 費 定 取 引 その他業務費 営 経 その他経常費 利 ( 又 は 経 常 損 失 ) 別 失 税引前中間純利 (又は税引前中間純損失) 法人税、住民税及び事業税 法 人 税 等 調 整 純 (又は中間純損失) 中 間 繰 越 利 (又は中間繰越損失) · · · 積 立 金 取 崩 額 利益準備金取崩額 中 間 配 当 利 益 準 備 金 積 立 中間未処分利益 (又は中間未処理損失)

# (記載上の注意)

- 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

改正後

# (記載上の注意)

1 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は 前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。

現行

- 2 1株当たりの中間純利益又は中間純損失の額を銭単位で記載すること。
- <u>3</u> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第6号の3(公告用貸借対照表等)パプリックコメント用

加級依式第0号の3(公司用員間対照収号)バブッツコブノド用						
改正後		現行				
(参考)別紙様式第6号の3(第19条第1項関係)		(参考)別紙様式第6号の3(第19条第1項関係)				
<u>第1 第 期 決 算 公</u> 年 月 <u>日</u>	告					
<u>住 所</u> 株式会社 代表取締役又は代表 貸借対照表( 年 月 日現在)	銀行 <u>報刊 氏 名</u>					
	/ 兴 位 . 玉玉田 \					
	<u>(単位:百万円)</u>					
<u>科</u> <u></u> <u>金額</u> <u>科</u>						
<u>(資産の部)</u> <u>(負債の</u>						
<u>現 金 預 け 金</u> <u>預</u>	<u>金</u>					
	蛋金					
	<u>東</u>					
	<b>資</b> 金					
	<b>强金</b>					
	項 <u>金</u> ★ ^					
	<u>黄</u> 金					
買入金銭債権     その他の       商品有価証券     譲渡性						
	<u>ネーー</u> 勘 定					
商品政府保証債 债券貸借取引受						
	形					
金 銭 の 信 託 コマーシャル・/						
	<u>金</u>					
国 債 再割引						
地 方 債 借 入	金					
<u>短期 社債</u> <u>外 国 為</u>						
<u>社</u> <u>債</u> <u>外 国 他 店</u>						
<u>株 式</u> <u>外 国 他</u>	1					
その他の証券 売渡外国						
<u>貸</u> 出金 <u>未払外国</u>	為替					

改正後 現行 形 手 短 社 貸 付 社 手 付 新株予約権付社債 貸 越 の 未決済為替 給付補てん備金 の 未決済為替 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 品 先物取引差入証拠金 入 有 価 証 券 先物取引差金勘定 付 商 品 債 保管有価証券等 の負 その他の資 員 賞 与 引 当 有 形 固 物 特別法上の引当金 地 金融先物取引責任準備金 設 仮 証券取引責任準備金 その他の有形固定資産 繰 延 税 金 負 無 形 固 定 再評価に係る繰延税金負債 ソフトウェア の れ 債 の<u>部 合計</u> 保証金権利金 (純資産 の <u>部 )</u> その他の無形固定資産 金 繰延税金 資 再評価に係る繰延税金資産 新株式申込証拠金 支 払 承 諾 倒 引 本 その他資本剰余金 益 その他利益剰余金 積 立 金 繰越利益剰余金

	改正後							
	自 己 株 式 日 記 拠 金 株 主 資 本 合 計 その他有価証券評価差額金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評価・換算差額等合計 新 株 予 約 権 絶 資 産 の 部 合 計							
資産の部合計	負債及び純資産の部合計							

現行

## (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
- \_\_ 有価証券の評価基準及び評価方法
- \_\_ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- \_\_ 有形固定資産の減価償却の方法
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 退職給付引当金の計上方法
- \_\_ リース取引の処理方法
- \_\_ <u>ヘッ</u>ジ会計の方法
- \_\_ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
  - \_\_\_ 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財 務諸表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項

改正後 現行 (5) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価 額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載す ること。) (6) 親会社株式の金額 (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。 (8) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。 (9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 (10) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償 却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が 含まれている旨 (11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額) (12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第 139 条の規定に 従い記載すること。) (13) 特定関係者(銀行法第 13 条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)に対す る金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債 権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該特定関係者に対する金銭債権又 は金銭債務の当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又 は2以上の項目について一括した金額 (14) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を 担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。 (15) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。 (16) 子会社等(銀行法第 14 条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の株 式又は出資金の総額 (17) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合にお ける当該金額を含む。) 繰延税金負債 (18) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保

に係る債務の金額

評価・換算差額等

(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額

本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額

申込期日経過後における新株式申込証拠金

(20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資

改正後

現行

- \_\_\_ 新株予約権
- (21) 1株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (22) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額 (同条第 1 号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)
- (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

損益計算書

年 月 日から

<u>年 月 日まで</u>

(単位:百万円)

						- 124 .	<u> </u>	JIJ
<u>科 目</u>				<u>金</u>	額			
経 常 収 益						×	×	×
資金運用収益	<u>×</u>	×	×					
貸 出 金 利 息	<u>×</u>	×	×					
有 価 証 券 利 息 配 当 金	<u>x</u>	×	×					
<u>コ - ル ロ - ン 利 息</u>	<u>×</u>	×	×					
買現先利息	<u>x</u>	×	×					
债券貸借取引受入利息	<u>×</u>	×	×					
買入手形利息	<u>×</u>	×	×					
預け金利息	<u>×</u>	×	×					
金利スワップ受入利息	<u>×</u>	×	×					
その他の受入利息	<u>×</u>	×	×					
<u>役務取引等収益</u>	<u>x</u>	×	<u>×</u>					
受入為替手数料	<u>x</u>	×	×					
その他の役務収益	×	×	×					

7L //	TD/-
改正後	現行
その他業務収益         x x x	
<u>外国為替売買益</u> xxxx	
<u>商品有価証券売買益</u> x x x	
国 債 等 債 券 売 却 益 x x x	
国 債 等 債 券 償 還 益 x x x	
金 融 派 生 商 品 収 益 x x x	
<u>その他の業務収益</u> xxx	
<u>その他経常収益</u>   <u>×××</u>	
<u>株式等売却益</u> xxx	
金 銭 の 信 託 運 用 益 x x x	
<u>その他の経常収益</u> xxx	
<u>経 常 費 用</u> <u>x x x x</u>	
<u>資金調達費用</u> <u>xxx</u>	
<u>預 金 利 息</u> <u>x x x</u>	
譲 渡 性 預 金 利 息 × × ×	
<u>コールマネー利息</u> ×××	
<u>売 現 先 利 息</u> <u>× × ×</u>	
債券貸借取引支払利息 ××××	
<u>売渡手形利息</u> ×××	
コマーシャル・ペーパー利息 × × ×	
<u>借用金利息</u> ×××	
<u>短期社債利息</u> ×××	
<u>社 債 利 息</u> × × ×	
新株予約権付社債利息 ××××	
<u>金利スワップ支払利息</u> × × ×	
<u>その他の支払利息</u> × × ×	
<u>役務 取 引 等 費 用</u> × × ×	
支払為替手数料	
<u>その他の役務費用</u> × × ×	
<u>その他業務費用</u> ×××	
外 国 為 替 売 買 損 × × × × × × × × × × × × × × × × × ×	
商品有価証券売買損 × × ×	
国债等债券売却損 × × ×	
国债等债券偿据以	
国 債 等 債 券 償 却 × × ×	
<u>社債発行費償却</u> xxxx	
金融派生商品費用×××	
<u>その他の業務費用</u> × × ×	
<u>営業経費</u> ×××	
<u>その他経常費用</u>   <u>x x x</u>	

		改正後	
貸 倒 引 当 金 繰 入	額	x x x	
貸 出 金 償	却	x x x	
株 式 等 売 却	<u>損</u>	<u>x x x</u>	
株 式 等 償	却	<u>x x x</u>	
金銭の信託運用	<u>損</u>	x x x	
その他の経常費	用	<u>x x x</u>	
経 常 利	益	<u>x x</u>	×
(又は経常損失	)		
特 別 利	益	× ×	×
固定資産処分	益	<u> </u>	
貸 倒 引 当 金 戻 入	益	<u>x x x</u>	
I	益	<u> </u>	
金融先物取引責任準備金取崩	額	<u>x x x</u>	
証券取引責任準備金取崩	額	<u>x x x</u>	
その他の特別利	益	x x x	
特 別 損	<u>失</u>	<u>x x</u>	×
固 定 資 産 処 分	<u>損</u>	x x x	
減 損 損	失	x x x	
金融先物取引責任準備金繰入	額	<u>x x x</u>	
証券取引責任準備金繰入	額	<u> </u>	
その他の特別損	<u>失</u>	x x x	
税 引 前 当 期 純 利	益	<u>x x</u>	×
(又は税引前当期純損失	)		
法人税、住民税及び事業	税	<u>x x</u>	×
法 人 税 等 調 整	額	<u>x x</u>	×
当 期 純 利	益	<u>x x</u>	×
( 又 は 当 期 純 損 失	)		
(記載上の注音)			

現行

## (記載上の注意)

- 1 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額 を注記すること。
- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- <u>5</u> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘

改正後

定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。

- 7 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。
- 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第140条の規定に従い注記すること。
- 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第2 第 期 決 算 公 告 (要旨)

年 月 日

科 目

繰 延 税 金 資

再評価に係る繰延税金資産

住 所

科

目

役員賞与引当金

退職給付引当金

株式会社銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 行

貸借対照表(年月日現在)

金 額

(単位:百万円又は億円)

金 額

(資産の部) (負債の部) 金 預 け - ル ロ - ン 譲 渡 性 預 コールマネ 債券貸借取引支払保証金 現 先 勘 債券貸借取引受入担保金 渡 手 入 金 銭 債 商品有価証券 コマーシャル・ペーパー 銭の信託 証 替 出 金 汁 国 為 の 他 資 新株予約権付社債 有 形 固 定 資 その他負 無 形 固

第 期決算公告

現行

<u>年 月 日</u>

住 所

株式会社

銀行

代表取締役又は代表執行役 氏 名

貸借対照表 (年月日現在)

(単位:百万円又は億円)

		<u>\ + \mu \ \ \ 1/3</u>	132 (10.10.13)
<u>科 目</u>	金額	<u>科 目</u>	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金		<u>預</u> 金	
<u> コ ー ル ロ ー ン</u>		譲渡性預金	
買 現 先 勘 定		<u>コ - ル マ ネ -</u>	
债券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定	
買 入 手 形		<u>債券貸借取引受入担保金</u>	
買入 金銭 債 権		売 渡 手 形	
商品有価証券		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		借 用 金	
有 価 証 券		外 国 為 替	
貸 出 金		短期 社 債	
<u>外 国 為 替</u>		社 債	
<u>その他資産</u>		新株予約権付社債	
動産不動産		そ の 他 負 債	
繰延税金資産		賞 与 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産		役員賞与引当金	
支 払 承 諾 見 返		退職給付引当金	

	改正後
支払承諾見返貸 倒 引 当 金	特別法上の引当金金融先物取引責任準備金証券取引責任準備金証券取引責任準備金経の一般のでは、金額のでは、をは、金額のでは、金額のでは、金額のでは、金額のでは、金額のでは、金額のでは、金額のでは、金額ので
	( 純 資 産 の 部 )       資 本 金       新 株 式 申 込 証 拠 金       資 本 剰 余 金       資 本 準 備 金       そ の 他 資 本 剰 余 金       利 益 剰 余 金       利 益 準 備 金       そ の 他 利 益 剰 余 金       自 己 株 式 申 込 証 拠 金       株 主 資 本 合 計
資産の部合計	株 主 資 本 合 計 その他有価証券評価差額金 繰 延 ヘ ッ ジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 評価・換算差額等合計 新 株 予 約 権 純 資 産 の 部 合 計 負債及び純資産の部合計

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
    - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
  - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
  - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

貸 倒	引 当	_金	特別法上の引当金
			金融先物取引責任準備金
			証券取引責任準備金
			繰延税金負債
			再評価に係る繰延税金負債
			支 払 承 諾
			負 債 の 部 合 計
			(資本の部)
			資 本 金
			新株式払込金
			資本剰余金
			資本準備金
			利 益 剰 余 金
			当期純利益
			(又は当期純損失)
			土地再評価差額金
			株式等評価差額金
			自 己 株 式 払 込 金
			<u></u>
			資本の部合計
資 産 0	) 部合	<u>計</u>	負債及び資本の部合計
<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>

現行

## (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - \_\_ 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条 に規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

改正後

- (4) 銀行法施行規則第 19 条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(海外 営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有し ない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
- (5) 有形固定資産の減価償却累計額
- (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (8) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)

目

うち預金利息

又 は 経 常 損 失 )

利

の 他 経 常

別

特

- (9) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生 した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円又は億円)

 経
 常
 収

 資金
 運用
 収益

 (うち貸出金利息)

 (うち有価証券利息配当金)

 役務取引等収益

 その他業務収益

 その他経常収益

 その他経常収益

 経常
 用

益

金

現行

- (4) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口(10) に規定する単体自己資本比率 (海 外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を 有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
- (5) 動産不動産の減価償却累計額
- (6) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額
- (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (8) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額 金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る 場合には、その差額
- <u>2</u> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円又は億円)

		<u>科</u>			且		
経		常			ЦΣ		益
遵	1	È	運		用	ЦΣ	益
(	う	ち :	貸	出	金	利息	)
(	うち	有価	i 証:	券和	间息	配当金	
<u> </u>	と 務	取	ξ .	引	等	ЧΣ	益
<u> </u>	<u>.</u>	他	]	業	務	ЦΣ	益
<u> </u>	<del>:</del>	他	1	経	常	収	益
経		常			費		用
資	ī	註	調	- :	達	費	用
(	う	ち	預	£	<b>主</b> 禾	<b>息</b>	)
<b></b>	と 務	取	ι .	引	等	費	用
7	<u>:</u>	他	1	業	務	費	用
崖	f	業	<b>É</b>		経		費
<u>-</u>	<u>:</u>	他	]	経	常	費	用
経		常			利		益
	又	は	経	常	損	失	)
<u>特</u>		別			利		益
特		別			損		失

改正後 現行 税 引 前 当 期 純 利 益 税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失) (又は税引前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法人税、住民税及び事業税 法 人 税 等 調 整 額 法 人 税 等 調 整 額 当 期 純 利 益 当 期 純 利 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 ) (又は当期純損失) 前期繰越利益 (又は前期繰越損失) ・・・積 立 金 取 崩 額 利益準備金取崩額 中 間 配 当 利益準備金積立額 当期未処分利益 (又は当期未処理損失)

## (記載上の注意)

- 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# (記載上の注意)

- 1 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は 前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 2 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第6号の4(公告用貸借対照表等(特定取引勘定設置行用))パブリックコメント用

	アンギスロスロログントシアの大人と登場に	
改	正後	現行
(参考)別紙様式第6号の4(第19条第1項関	<b>]係)</b>	(参考)別紙様式第6号の4(第19条第1項関係)
<u>第1</u> 第 <u>期</u> 年月日	<u>用 決 算 公 告</u>	
貸借対照表(	住       所         株式会社       銀行         (大表現路役又は大表報)役 氏 名         年 月 日現在)	
	<u>(単位:百万円</u>	
<u>科 目</u> <u>金額</u>	<u>科 目</u> <u>金額</u>	
(資産の部)         現	(負債の) 部)金金 音 通 預 金金 音 通 預 金金 音 通 預 金金 音 預 金金 音 預 金金 音 預 金金 宝 期 預 金金 宝 期 預 金金 宝 期 積 金金 金金 宝 期 積 金金 金金 ま アール マース 恵 日本 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央 中央	
社	その他の特定取引負債	

改正後 現行 借 式 用 割引手形 その他の証券 出 金 貸 金 替 形 付 外 国 他 店 預 付 越 替 店 預 短 社 新株予約権付社債 決 済 為 替 借 の <u>未 決</u> 済 為 替 未 払 法 人 税 等 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定 給付補てん備金 先物取引受入証拠金 先物取引差金勘定 商 発 借入特定取引有価証券 その他の資 入 有 価 有 形 固 物 地 の その他の有形固定資産 給 付 引 無 形 固 ソフトウェア 特別法上の引当金 れ 金融先物取引責任準備金 保証金権利 証券取引責任準備金 その他の無形固定資産 延 税 金 再評価に係る繰延税金負債 再評価に係る繰延税金資産 の 払 承 諾 金 債 の 部 合 ( 純 資 産 の 部 ) 本 新株式申込証拠金

<u> </u>	改正後							
	資本乗金資本準備金その他資本乗金利益準備金その他利益乗金経越利益乗2株自己株自己株主資本合計その他有価証券評価差額経延工型基額金金							
<u>資産の部合計</u>	負債及び純資産の部合計							

現行

## (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
    - \_\_ 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - \_\_ 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - \_\_ 有価証券の評価基準及び評価方法
- \_\_ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- \_\_ 有形固定資産の減価償却の方法
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- \_\_\_\_\_\_<u>貸倒引当金の計上方法(当期における償却及び引当の方針のほか、資産の自己査定基準の整備の状況、償却及び引当に関する規程の整備の状況等内部統制の状況についても、できるだけ詳細に記載すること。)</u>
- \_\_ 退職給付引当金の計上方法
- \_\_ リース取引の処理方法
- \_\_ <u>ヘッジ会計の</u>方法
- \_\_ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

現行

- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- その他採用した重要な会計方針
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
- 会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務 諸表に与えている影響の内容
- 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (5) 有価証券の貸付けを行つている場合には、その旨及びその金額(金額は貸借対照表価額とし、消費貸借契約によるもの、使用貸借又は賃貸借契約によるものに分けて記載すること。)
- (6) 親会社株式の金額
- (7) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (8) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (9) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (10) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償 却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が 含まれている旨
- (11) 資産に係る引当金を直接控除した場合における各資産の資産項目別の引当金の金額 (一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (12) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 139 条の規定に 従い記載すること。)
- (13) 特定関係者(銀行法第 13 条の2に規定する特定関係者をいう。以下同じ。)に対する金銭債権又は金銭債務をその金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとに、他の金銭債権又は金銭債務と区分して表示していないときは、当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務の当該特定関係者に対する金銭債権又は金銭債務が属する項目ごとの金額又は2以上の項目について一括した金額
- (14) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債権があるときは、その総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を 担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (15) 取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する 金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (16) 子会社等(銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の株式又は出資金の総額
- (17) 次に掲げるもの(重要でないものを除く。)の発生の主な原因別の内訳
  - \_\_ 繰延税金資産(その算定に当たり繰延税金資産から控除された金額がある場合にお ける当該金額を含む。)

改正後	現行
繰延税金負債	
(18) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額並びに担保	
に係る債務の金額	
(19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額	

- (20) 純資産の部に計上した額の合計額から次に掲げる科目の合計額を控除した額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る場合には、その差額
- 申込期日経過後における新株式申込証拠金
- 評価・換算差額等
- 新株予約権
- (21) 1株あたりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (22) 会社計算規則第 186 条第 1 号に規定する額 (同条第 1 号中「繰延資産の部に計上した額」とあるのは、「繰延資産の額」と読み替えるものとする。)
- (23) 会社計算規則第2条第3項第72号で定める連結配当規制適用会社については、当該 事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となる旨及び 会社計算規則第186条第4号に規定する額
- (24) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- (25) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円)

															<del>- 12</del>	<u></u>	1//1
		科			且							金		額			
経		常			収			益							×	×	×
<u>資</u>	金		運	F	Ħ	ЦΣ		益	<u>×</u>	×	×						
貸		出		金		利		息	<u>×</u>	×	×						
<u>有</u>	価	証	券	利	息	配	当	<u>金</u>	<u>×</u>	×	×						
ュ	_	ル	, [	1 -	_	ン	利	息	<u>×</u>	×	×						
買		現		先		利		息	<u>×</u>	×	<u>×</u>						

改	女正後	現行
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息 ×	x x	
買入手形利息x	<u>x x</u>	
	x x	
金利スワップ受入利息 ×	x x	
<u>その他の受入利息</u> x	x x	
<u>役務取引等収益</u> ×	x x	
<u>受入為替手数料</u> x	x x	
そ の 他 の 役 務 収 益 x	<u> </u>	
<u>特定取引収益</u>   <u>×</u>	x x	
商品有価証券収益 ×	x x	
特 定 取 引 有 価 証 券 収 益 x		
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益 x		
その他の特定取引収益 x		
その他業務収益 x	<u> </u>	
<u>  外 国 為 替 売 買 益</u>   <u>×</u>	<u> </u>	
国 <u>債 等 債 券 売 却 益</u>   <u>×</u>		
国 債 等 債 券 償 還 益 x		
金融派生商品収益 ×		
<u>その他の業務収益</u> ×		
<u>その他経常収益</u> ×		
<u>株式等売却益</u> ×	l l	
金 銭 の 信 託 運 用 益 ×		
<u>その他の経常収益</u> x		
経 常 費 用	<u>x x x</u>	
	x x x x	
<u>譲 渡 性 預 金 利 息</u>  ×   コ ー ル マ ネ ー 利 息  ×		
売渡手形利息×		
コマーシャル・ペーパー利息 ×		
	<u> </u>	
短期社債利息 ×		
	× ×	
新株予約権付社債利息 ×		
金利スワップ支払利息		
その他の支払利息×		
役 務 取 引 等 費 用 x	x x	
支払為替手数料 🗴	x x	

	改正後	現行
		L1 ያላ
その他の役務費用		
<u>特定取引費用</u>		
商品有価証券費用		
特定取引有価証券費用		
特定金融派生商品費用		
その他の特定取引費用		
その他業務費用		
外国為替売買損		
国債等债券売却損		
国債等债券償還損		
	x x x	
	<u>x x x</u>	
金融派生商品費用	<u> </u>	
その他の業務費用		
堂 業 経 費		
	<u>x x x</u>	
貸倒引当金繰入額	<u>x x x</u>	
貸 出 金 償 却	<u>x x x</u>	
株式等売却損		
	<u>x x x</u>	
	<u>x x x</u>	
その他の経常費用	x x x	
経 常 利 益	<u>x x</u>	<u>x</u>
<u>( 又 は 経 常 損 失 )</u>		
特別利益		<u>x</u>
固定資産処分益		
貸倒引当金戻入益	<u>x x x</u>	
	<u>x x x</u>	
金融先物取引責任準備金取崩額	<u> </u>	
証券取引責任準備金取崩額		
その他の特別利益		
特別損失		<u>x</u>
固定資産処分損		
演 損 失	x x x	
金融先物取引責任準備金繰入額		
証券取引責任準備金繰入額	<u>x x x</u>	
その他の特別損失	× × ×	_
税 引 前 当 期 純 利 益	<u>x x</u>	<u>x</u>
(又は税引前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税	<u>x x</u>	<u>x</u>

									改正後
<u>法</u>	人		税	等	調		整	額	<u>x x x</u>
当		期		純		利		益	<u>x x x</u>
	又	は	当	期	純	損	失		

# (記載上の注意)

1 子会社等との営業取引による取引高の総額及び営業取引以外の取引による取引高の総額 を注記すること。 現行

- 2 上記のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- <u>3</u> 本店と各支店との間及び各支店相互間の利息その他の内部損益は除去して記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- <u>5</u> 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引当金戻入益」に記載すること。
- <u>7</u> 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 8 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で注記すること。
- 9 関連当事者との取引に関する事項を会社計算規則第 140 条の規定に従い注記すること。
- 10 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等認識しやすい方法により記載すること。

第 2 第		<u> </u>	1			·····································	
73 L 73	<del>,,,, ,,, ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,</del>		<u>_</u>	<u>**</u>	<del>,,</del> ,,,,,,	<u>,                                    </u>	
年 月 日				年 月 日			
		<u>住 所</u>				<u>住 所</u>	
		株式会社	銀行			株式会社	銀名
		代表取締役又は代表執行行	<u> </u>			代表取締役又は代表執行役	民 :
425-444				42 /44 2 1	nn+ / 5		
<u>員備</u>	対照表 ( 年	<u> 月 日現在)</u>		<u> </u>	照表( 年	<u>月 日現在)</u>	
		( 単位・古王	5円又は億円)			( 単位・五	5円又は億円
- EU				£4 🗆	△ 姑		
<u>科</u> <u>目</u>	金額	<u>科</u> <u>目</u>	金額	<u>科</u> 	金額	<u>科</u> <u>目</u>	金額
<u>(資産の部)</u>		<u>(負債の部)</u>		<u>(資産の部)</u>		<u>(負債の部)</u>	
現金預け金		預 金		現金預け金		強 強 性 亞 全	
<u>コ ー ル ロ ー ン</u>   買 現 先 勘 定		譲 <u>渡性預金</u>    コールマネー		<u>コ ー ル ロ ー ン</u>   買 現 先 勘 定		<u>譲 渡 性 預 金</u>   コ ー ル マ ネ ー	
<del>以                                 </del>		<del>コ                                   </del>		<del>頁                                 </del>		<u>コールマポー</u>  売現	
買 入 手 形		│		買 入 手 形		■ <u>元 元 元 </u>	
買入金銭債権		売 渡 手 形		買入金銭債権		売 渡 手 形	
特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー		特 定 取 引 資 産		コマーシャル・ペーパー	
金銭の信託		特 定 取 引 負 債		金銭の信託		特 定 取 引 負 債	
有 価 証 券		借 用 金		有 価 証 券		借 用 金	
貸 出 金		<u>外 国 為 替</u>		賞 出 金		<u>外 国 為 替</u>	
外 国 為 替		短期 社 債		外 国 為 替		短期 社 債	
<u>そ の 他 資 産</u>		<u>社</u> <u>債</u>		<u>その他資産</u>		社 債	
有 形 固 定 資 産		新株予約権付社債		動産不動産		新株予約権付社債	
無形固定資産		その他負債       賞与引当金		操 <u>延 税 金 資 産</u>   再評価に係る繰延税金資産		その他負債       賞与引当金	
<u>繰 延 税 金 資 産</u>   再評価に係る繰延税金資産		賞     与     引     当     金       役     員     賞     与     引     当     金		西部価に係る繰延税並員座     支 払 承 諾 見 返		賞     与     引     当     金       役     員     賞     与     引     当     金	
支払承諾見返		退職給付引当金				退職給付引当金	
貸倒引当金		特別法上の引当金		<u> </u>	_	特別法上の引当金	
	_	金融先物取引責任準備金				金融先物取引責任準備金	
		証券取引責任準備金				証券取引責任準備金	
		繰延税金負債				繰延税金負債	
		再評価に係る繰延税金負債				再評価に係る繰延税金負債	
		支 払 承 諾				支 払 承 諾	
		負債の部合計				負債の部合計	
		( 純 資 産 の 部 )				(資本の部)	
		<u>資</u> 本 金	1			<u>資</u> 本 金	
		新株式申込証拠金				新 株 式 払 込 金	

	7b.T.W
	改正後
	資本乗金資本準備利益乗金利益準備その他利益剰余金
	自     己     株     式       自     己     株     式     申       株     主     資     本     合     計
	その他有価証券評価差額金繰 延 へ ッ ジ 損 益土 地 再 評 価 差 額 金
	評価・換算差額等合計新 株 予 約 権純 資 産 の 部 合 計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計
(記載上の注音)	

#### (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
    - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
  - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
  - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号口 (10) に規定する単体自己資本比率 (海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
- (5) 有形固定資産の減価償却累計額
- (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (8) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (9) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生 した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その

						<u>資</u>	本	剰	余	金	
						<u>資</u>	本	準	備	金	
						利	益	剰	余	金	
						利	益	準	備	金	
						当	期	純	利	益	
						(	又は	当期	吨 損 5	ŧ	
						土地	! 再 :	評 価	差額	金	
						株式	; 等 ;	評 価	差額		
						自己	己 株	式:	払 込	金	
						自	2		<del></del>		
							 本 σ			計	_
資	産	の	部	合	計	<u>負債</u>	及び	資本	の部台	<u>計</u>	

現行

## (記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲 げる事項
- 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号口(10)に規定する単体自己資本比率(海外 営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る単体自己資本比率を、海外営業拠点を有 しない銀行は国内基準に係る単体自己資本比率を記載すること。)
- (5) 動産不動産の減価償却累計額
- (6) 商法施行規則第124条第1号に規定する超過額及び同条第3号に規定する純資産額
- (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (8) 貸借対照表上の純資産額から新株式払込金、土地再評価差額金及び株式等評価差額 金の合計額を控除した金額が、資本金、資本準備金及び利益準備金の合計額を下回る 場合には、その差額
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

改正後 現行 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 年 月 日から 日まで (単位:百万円又は億円) (単位:百万円又は億円) 目 目 額 額 ЦZ ЦΣ 益 益 ( 又 は 当 期 純 損 失 ) (又は前期繰越損失)

改正後	現行
	・・・積 立 金 取 崩 額       利 益 準 備 金 取 崩 額       中 間 配 当 額       利 益 準 備 金 積 立 額       当 期 未 処 分 利 益       (又は当期未処理損失)
(記載上の注意)	(記載上の注意)

- 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性 質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 1 一定の目的のために留保した積立金のその目的に従う取崩金額は、前期繰越利益又は 前期繰越損失の次に当該積立金の名称を付した科目をもつて記載すること。
- 2 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、そ の性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第7号(公告用貸借対照表等(外国銀行支店用))パプリックコメント用

	改正後		現行	
(参考)別紙様式第7号(第19条第1項関係	(日本工	業規格A4)	(参考)別紙樣式第7号(第19条第1項関係)	<u>(日本工業規格A4)</u>
<u>第1</u> 第 年月日	期中間決算公告			
中間貸借対照表(		<u>支店</u> 名 : 百万円)		
科旦金額	科 目	金額		
( 資産 の 部 ) 金	<ul> <li>( 負 債 の 部 )</li> <li>( 負 債 の 部 )</li> <li>金金</li></ul>			

改正後										
							土 地 再 評 価 差 額 金	T		
							純 資 産 の 部 合 計			
<u>資</u>	産	の	部	合	計		負債及び純資産の部合計	1		

## (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - \_\_ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) リース取引の処理方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が 軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び 預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限 りでない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (19) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、

現行

改正後     現行       その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。       中間損益計算書	
中間損益計算書	
中間損益計算書          年 月 日まで	
中間損益計算書       (単位:百万円)       科 目 金 額       経 常 収 益     × × ×       (うち貸出金利息)     (× × ×)       (うち何価証券利息配当金)     (× × ×)       役務 取 引 等 収 益     × × ×       そ の 他 業 務 収 益     × × ×       そ の 他 経 常 収 益     × × ×       経 常 費 用     × × ×	
中間損益計算書       (単位:百万円)       科 目 金 額       経 常 収 益     × × ×       資金運用収益(×××)     (×××)       (うち貸出金利息)     (×××)       (うち何証券利息配当金)     (×××)       役務取引等収益(×××)     ××××       その他業務収益(×××     ××××       その他経常収益(×××     ××××       経常費用     ××××	
(単位:百万円)       科     目     金     額       経     常     収     益       資金運用収益     ×××       (うち貸出金利息)     (×××)       (うち何証券利息配当金)     (×××)       役務取引等収益     ×××       その他業務収益     ×××       その他経常収益     ×××       経常収益     ×××       経常収益     ×××       ※×××       ※×××	
科     目     金     額       経     常     収     益       資金運用収益     ×××       (うち貸出金利息)     (×××)       (うち有価証券利息配当金)     (×××)       役務取引等収益     ×××       その他業務収益     ×××       その他経常収益     ×××       経常収益     ×××       経常収益     ×××       経常収益     ×××	
科     目     金     額       経     常     収     益       資金運用収益     ×     ×     ×       (うち貸出金利息)     (×     ×     ×       (方ち有価証券利息配当金)     (×     ×     ×       役務取引等収益     ×     ×     ×       その他業務収益     ×     ×     ×       その他経常収益     ×     ×     ×       経常費用      ×     ×	
科目     金額       経 常 収 益     x x x       資金運用収益     x x x       (うち貸出金利息)     (x x x)       (うち有価証券利息配当金)     (x x x)       役務取引等収益     x x x       その他業務収益     x x x       その他経常収益     x x x       経常費用     x x x	
経     常     収     益       資金運用収益     ×××       (うち貸出金利息)     (×××)       (うち有価証券利息配当金)     (×××)       役務取引等収益     ×××       その他業務収益     ×××       その他経常収益     ×××       経常期     ×××       ※××     ×××       ※××     ×××       ※××     ×××	
資金運用収益     ×××       (うち貸出金利息)     (×××)       (うち有価証券利息配当金)     (×××)       役務取引等収益     ×××       その他業務収益     ×××       その他経常収益     ×××       経常期     ×××       ※×××       ※×××       ×××       ×××       ×××       ×××       ×××	
(うち貸出金利息)     (×××)       (うち有価証券利息配当金)     (×××)       役務取引等収益     ×××       その他業務収益     ×××       その他経常収益     ×××       経常期     ×××       ※××     ×××       ※××     ×××	
(うち有価証券利息配当金)     (× × ×)       役務取引等収益     × × ×       その他業務収益     × × ×       その他経常収益     × × ×       経常費用     x × ×	
役務取引等収益     x x x       その他業務収益     x x x       その他経常収益     x x x       経常期     x x x       x x x     x x x       x x x     x x x       x x x     x x x       x x x     x x x       x x x     x x x       x x x     x x x       x x x     x x x       x x x     x x x	
その他業務収益     ×××       その他経常収益     ×××       経常期     ×××	
その他経常収益     ×××       経常費用     ×××	
<u>x x x x</u>	
( う ち 預 金 利 息 ) (x x x)	
<u>役務取引等費用</u> <u>×××</u>	
その他業務費用     ×××       営業経費     ×××	
経 <u>常</u>   A   A   A   A   A   A   A   A   A	
<u> </u>	
<del>                                    </del>	
<del>                                    </del>	
<u>ベース は 税 引 前 中 間 純 損 失 )</u>	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	
<u> </u>	
<u>— · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</u>	
<u>前期繰越利益剰余金</u> <u>×××</u>	
<u>本 店 へ の 送 金</u> <u>× × ×</u>	
<u>( 本 店 か ら の 補 て ん 金 )</u>	
<u>中間繰越利益剰余金</u> <u>×××</u>	
(記載上の注意)	
1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。	

改正後

- 2 本部経費負担額を注記すること。
  - なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
- (1) 直接経費(派遣職員給与等)
- (2) 間接経費割当額
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

第2 第 期 中間決算公告(要旨)

年 月 日

 住
 所

 銀行
 支店

 代表者氏
 名

中間貸借対照表(年月日現在)

(単位:百万円)

科 目 金 額 科 目 金 額 (資産の部) (負債の部) 現 金 預 け 金 <u>コ - ル ロ</u> - ン 渡 性 預 コールマネー 買 現 先 勘 债券貸借取引支払保証金 現 先 勘 \_\_\_入\_\_ 手 債券貸借取引受入担保金 入 金 銭 債 渡 手 商品有価証 コマーシャル・ペーパー 銭 の 信 価 証 国 為 替 貸 #1 の 他 負 替 国 為 与 引 当 そ の 他 資 退職給付引当金 有 形 固 定 資 特 別 法 上 の 引 当 金 無形固定資 金融先物取引責任準備金 繰 延 税 金 資 証券取引責任準備金 支 払 承 諾 見 返 繰 延 税 金 負 債 貸 倒 引 当 金 <u>支\_\_\_\_\_払\_\_</u>\_\_\_ 承 本 支 店 勘 本 支 店 勘 定

第期中間決算公告

現行

年 月 日

<u>住 所</u> <u>銀行 支店</u> 代表者氏 名

中間貸借対照表(年月日現在)

(単位:百万円)

科 目	金 額	<u>科 目</u>	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金		<u>預</u> 金	
<u>コ - ル ロ - ン</u>		譲渡性預金	
買 現 先 勘 定		<u>コ - ル マ ネ -</u>	
债券貸借取引支払保証金		<u>売 現 先 勘 定</u>	
買 入 手 形		债券貸借取引受入担保金	
買入金銭債権		<u>売 渡 手 形</u>	
商品有価証券		<u>コマーシャル・ペーパー</u>	
金銭の信託		<u>借用金</u>	
有 価 証 券		<u>外 国 為 替</u>	
貸 出 金		短期 社 債	
<u>外 国 為 替</u>		そ の 他 負 債	
<u>その他資産</u>		賞 与 引 当 金	
動産 不動産		退職給付引当金	
繰延税金資産		特別法上の引当金	
支 払 承 諾 見 返		金融先物取引責任準備金	
貸 倒 引 当 金	_	証券取引責任準備金	
本 支 店 勘 定		<u>繰延税金負債</u>	
		支 払 承 諾	
		<u>本 支 店 勘 定</u>	

改正後											
	負債の部合計(純資産の部)利益準備金中間繰越利益剰余金その他有価証券評価差額金繰延へッジ損益土地再評価差額金純資産の部合計										
資産の部合計	負債及び純資産の部合計										

## (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額
- (4) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額がふくまれている旨
- (5) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (6) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生 した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

1561 J												
			中間を	卡処理:	損失)							
		評 位	西 多	<u> </u>	<u> </u>							
<u></u>		合			計							

印行

## (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額
- (4) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

中間損益計算書

(単位:百万円)

金 目 ЦΣ 益 経 常 x x x 益 × × × 用 うち貸出金利  $(x \times x)$  $(x \times x)$ <u>x x x</u> x x x  $\times$   $\times$   $\times$ x x x  $(x \times x)$ 用 × × × x x x x x x 用 x x x 利  $\times$   $\times$   $\times$ 又 は 経 常 損 利  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$ 引 前 中 間純 x x x (又は税引前中間純損失) 法人税、住民税及び事業税  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ x x x ( 又 は 中 間 純 損 失

改正後

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 中間損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

現行

(単位:百万円)

			<u> </u>	4		且			
経			Ė	ř		収			益
	資	Š	金	運		用	L	ĮΣ	益
		う	5	貸	出	金	利	息	_)_
	_(_	うち	有	価 証	券	利息	配	当 金	)
	役	務	i	取	引	等		ЦΣ	益
	そ	の		他	業	務		収	益
	そ	の	)	他	経	常		収	益
経			Ä			費			用
<u></u>	資		· 金	調		<u>/</u> _ 達	Ē	費	用
	<u> </u>	う		5 預	i		利	息	)
	役	務		<u>,,,</u> 取	引	等		費	 _用
		1 <del>22</del> の			業				
	そ。	U	'	他	耒	<u>務</u>		費	<u>用</u>
	堂			業	/ <del></del>	経			<u>費</u>
	そ	の		他	経	常		費	<u>用</u>
<u>経</u>				<b>*</b>		利			益
		又	は	経	Ē	-	Į	失	_)_
特			5	ij		利			益
<u>特</u>			5	ij		損			<u>失</u>
税		引	前	中	<b></b> [	<b>引</b>	ŧ	利	益
_(	又	は	税	引前	中	間約	电扫	損失	)
法	人	税		住 民	税	及 7	<b>ゞ</b> ゙゙゙	事業	税
<u>法</u>		人	Ŧ.		等	調		整	額
中		- I	 引		純		利		益
(	,		t_		間		損	失	)
_		- 10				W U	177		

# (記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第7号の2(公告用貸借対照表等(特定取引勘定届出外国銀行支店用))パブリックコメント用

		正後	月 <b>柳</b> 足畑山外国戦日又沿州 バングラクコスマド州 現行		
(参考) 別紙様式第7号の2 (第			工業規格A4)	(参考) 別紙様式第7号の2(第19条第1項関係)	(日本工業規格A4)
	第	期中間決算公告			
		<u>住</u> 所 <u>銀行</u> <u>代表者氏</u>	<u>支店</u> 名		
		10			
中間貸付	昔対照表(	年 月 日現在)			
		_ <u>(</u> 単位	: 百万円)		
<u>科</u> 目	金 額	<u>科 目</u>	金 額		
(資産の部)		(負債の部)			
現 金 預 け 金		<u>預</u> 金			
		譲渡性預金			
<u>買</u> 現 <u>先</u> <u>債券貸借取引支払保証金</u>		コ ー ル マ ネ ー       売 現 先 勘 定			
買 入 手 形		売         現         先         勘         定           債券貸借取引受入担保金			
買入金銭債権		売 渡 手 形			
特定取引資産		コマーシャル・ペーパー			
金銭の信託		特 定 取 引 負 債			
有 価 証 券		借 用 金			
貸 出 金		外 国 為 替			
<u>外</u> 国 為 替		その他負債			
その他資産		賞 与 引 当 金			
<u>有 形 固 定 資 産</u> 無 形 固 定 資 産		退職給付引当金       特別法上の引当金			
操延税金資産		<del>M                                   </del>			
支払承諾見返		<u>支</u> 払 承 諾			
貸 倒 引 当 金	$\triangle$	本 支 店 勘 定			
本 支 店 勘 定		負債の部合計			
		(純資産の部)			
		利 益 準 備 金			
		中間繰越利益剰余金			
		その他有価証券評価差額金			

	改正後
	繰延ヘッジ損益
	株式等評価差額金
	純 資 産 の 部 合 計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計

#### (記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が 明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響の計算書類への反映の有無
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) リース取引の処理方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が 軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び 預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限 りでない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (19) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (20) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項

改正後 現行 2 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 年 月 目から 中間損益計算書 (単位:百万円) 目 収 益  $\times$   $\times$   $\times$ 資 金 運 用 収  $\times$   $\times$   $\times$ (うち貸出金利息)  $(\times \times \times)$ (うち有価証券利息配当金)  $(\times \times \times)$ 収 益  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ 務 収  $\times$   $\times$   $\times$ の 他 経 常 収 益  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ 用|××× うち預金利息)  $(\times \times \times)$  $\times$   $\times$   $\times$ 用|××××  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ その他経常  $\times$   $\times$   $\times$ 常  $\times$   $\times$   $\times$ 又 は 経 常 損 失 ) 別  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ 税引前中間純利  $\times$   $\times$   $\times$ (又は税引前中間純損失) 法人税、住民税及び事業税  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$  $\times$   $\times$   $\times$ ( 又 は 中 間 純 損 失 ) 前期繰越利益剰余金  $\times$   $\times$   $\times$ 利益準備金積立額  $\times$   $\times$   $\times$ 本 店 へ の 送  $\times$   $\times$   $\times$ 

改正後 現行 (本店からの補てん金)  $\times$  × × 中間繰越利益剰余金 (記載上の注意) 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。 2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。 (1) 直接経費(派遣職員給与等) (2) 間接経費割当額 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 第2 第 期 中間決算公告(要旨) 第 期 中間決算公告 <u>年 月</u>日 年 月 日 住 所 住 所 支店 銀行 銀行 代 表 者 氏 代 表 者 氏 中間貸借対照表 (年月日現在) 中間貸借対照表 (年月日現在) (単位:百万円) (単位:百万円) 金 額 目 金 額 金 額 目 金 額 目 (資産の部) (負債 の 部) (資産の部) (負債 の 部) 現金預け 現金預け金 コールロー 渡 性 預 コールローン 渡 性 預 買 現 先 勘 コールマネ 現 先 勘 コールマネー 債券貸借取引支払保証金 現 先 勘 債券貸借取引支払保証金 現 先 勘 債券貸借取引受入担保金 入 手 債券貸借取引受入担保金 入 手 買入金銭債 渡 手 買入金銭債 渡手 コマーシャル・ペーパー 特 定 取 引 資 コマーシャル・ペーパー 特定取引資産 定取引負債 銭の信 特定取引負債 金銭の信 用 用 価 証 価 証 出 国 為 金 出 の 他 負 期 債 国 為 国 為 その他資 与 引 当 の 他 負 の 他 資 退職給付引当金 与 引 当 金 形 固 定 資 産 不 動

繰延税金資産

特別法上の引当金

無形固定資産

退職給付引当金

						改正	後
繰	延	税	金	資	産		金融先物取引責任準備金
<u>支</u>	払	承	諾	見	返		証券取引責任準備金
貸	倒	弓	-	当	金	$\triangle$	繰延税金負債
<u>本</u>	支	J.	Ē.	勘	定		支 払 承 諾
							本 支 店 勘 定
							負債の部合計
							( 純 資 産 の 部 )
							利 益 準 備 金
							中間繰越利益剰余金
							その他有価証券評価差額金
							繰延ヘッジ損益
							土 地 再 評 価 差 額 金
							純 資 産 の 部 合 計
資	産	の	部	合	計		負債及び純資産の部合計
/⇒¬	# 1.0	)4- ±					

(記載上の注意)

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が 明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額
- (4) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額がふくまれている旨
- (5) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (6) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生 した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

支	払	承 諾	見	返		特別法上の引当金
貸	倒	引	当	金	$\triangle$	金融先物取引責任準備金
本	支	店	勘	定		証券取引責任準備金
						<u>繰 延 税 金 負 債</u>
						支 払 承 諾
						<u>本 支 店 勘 定</u>
						<u>小 計</u>
						利益準備金及び中間未処分利益
						(又は中間未処理損失)
						評 価 差 額 金
合				計		<u>合</u> 計

現行

(記載上の注意)

- <u>1</u> <u>次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が</u>明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額
- (4) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 中間損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円)

目 金 常 収 益 経 運 用 収 うち貸出金利息) (うち有価証券利息配当金) うち預金利 取 引 等 取 引 又 は 経 常 損 引 前 中 間 又は税引前中間純損 法人税、住民税及び事業税 間 利 ( 又 は 中 間 純 損 失 )

改正後

(記載上の注意)

<u>法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性</u>質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 中間損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日から

 年 月 日まで

現行

(単位:百万円)

				科		且			
経			, 1	常		収			益
	資		金	運		用		収	益
	_(	う	ち	貸	出	金	利	息	)
	(	うせ	う有	価証	券	利息	、配	当金	)
	役	蒼	务	取	引	等	Ē	収	益
	特		定	取		引		収	益
	そ	0	り	他	業	彩	Ç	収	益
	そ	0	り	他	経	烊	ŕ	収	益
経			į	常		費			用
	<u>資</u>		金	調		達		費	用
	(	う	,	ち預	Į.	金	利	息	)
	役	蒼	务	取	引	<b>等</b>	Š.	費	用
	特		定	取		引		費	用
	そ	0	り	他	業	彩	Ç	費	用
	営			業		絕	Z.		費
	そ	0	り	他	経	烊	j.	費	用
経			į	常		利			益
(		又	は		烊	ŕ	損	失	)
特				引		利			益
特			5	引		損			失
税		引	前	中	間		純	利	益
(	又		税	引前				損失	)
法	人	. 税	,	住民				事業	税
法		人	. 1		等	調		整	額
中			間		純純	10.3	利		益
	-		は		間	純	損	失	)
_			, , ,		11.7	71-4	127		

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第7号の3(公告用貸借対照表等外国銀行支店用))パブリックコメント用

	Ī	<b>改正後</b>		現行	
(参考)別紙様式第7号の3(第1	19 条第 1 項	関係) (日本工	業規格A4)	(参考)別紙様式第7号の3(第19条第1項関係)	(日本工業規格A4)
<u>第1</u> 年 月 日	第	期決算公告			
貸借文	が照表(	<u>住</u> <u>所</u> <u>銀行</u> 代表者氏 年月日現在)	<u>支店</u> 名		
			<u>:百万円)</u>		
<u>科 目</u>	金額	科	金額		
( 資産の部)		( 負 債 の 部 合 計 )			
現金預け金		<u>預</u> 金			
現 金		<u>当 座 預 金</u>			
預 け 金		<u>普通預金</u>			
<u>コ ー ル ロ ー ン</u> 買 現 先 勘 定		貯     蓄     預     金       通     知     預     金			
<u>人</u> 債券貸借取引支払保証金		<u> </u>			
買 入 手 形		定期積金			
買入 金銭 債 権		その他の預金			
商品有価証券		譲渡性預金			
商 品 国 債		<u>コ - ル マ ネ -</u>			
商 品 地 方 債		売 現 先 勘 定			
商品政府保証債		<u>債券貸借取引受入担保金</u>			
その他の商品有価証券		売 渡 手 形			
金     銭     の     信     託       有     価     証     券		<u>コマーシャル・ペーパー</u>  借 用 金			
<u>有 価 証 券</u> 国 <u>債</u>		借     用     金       再     割     引     手     形			
<u></u> 地 方 債		<u>特                                   </u>			
短期 社 債		<u> </u>			
<u>社</u> 債		外国他店預り			
株式		外 国 他 店 借			
そ の 他 の 証 券		売 渡 外 国 為 替			
貸 出 仝		* 4 从 国 为 麸			

改正後 現行 未 払 外 貸 金 玉 引 手 形 割 の 付 付 越 先物取引差入証拠金 先物取引差金勘定  $\sigma$ 融派生商品 その他の資 有形 固定資 地 仮 の れ 払 承 その他の有形固定資産 れ 証 金 権 利 その他の無形固定資産 稅 産 の 部 支 払 承 諾 見 定 その他有価証券評価差額金 支 店 ヘッジ  $\Box$ 支 店 評 価 差 額 金 外 支 産の部合計 資産の部合計 負債及び純資産の部合計 (記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が

明らかになるように記載すること。

改正後 現行 (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要 な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画 当該重要な疑義の影響をの計算書類への反映の有無 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 (3) 有形固定資産の減価償却の方法 (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準 (5) 貸倒引当金の計上方法 (6) 退職給付引当金の計上方法 (7) リース取引の処理方法 (8) ヘッジ会計の方法 (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法 (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 (11) その他採用した重要な会計方針 (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。 (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額 なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。 (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽 微であるときは、この限りでない。 (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額 (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預 金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限り

- でない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) リース契約により使用する重要な有形固定資産
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (20) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、 その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が 資産総額の100分の1を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名 称を付した科目を設けて記載すること。

	改正後	現行
5 総括科目及びその金額は、ゴシック	ウ式活字等識別しやすい方法により記載する。	<u> </u>
<u>年 月</u>	<u>日から</u>	
損益計算書	<u>日まで</u>	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
	<u>(単位:</u>	写万円)
<u>科 目</u>	<u>金</u> 額	
経 常 収 益	<u>x</u>	<u>x x</u>
	<u>x x x</u>	
	x x x	
有価証券利息配当金		
コールローン利息       買現先列息		
	× × ×	
	<u>x x x</u>	
金利スワップ受入利息		
外国為替受入利息		
	<u>x x x</u>	
内国為替受入手数料		
その他の役務収益		
	<u> </u>	
	<u>x x x</u>	
商品有価証券売買益		
	x x x	
金融派生商品収益 その他の業務収益		
	<u>x x x</u>	
	<u>x x x</u>	
金銭の信託運用益		
その他の経常収益	<u>x x x</u>	
経 常 費 用		<u>x x                                   </u>
	x x x	
預 金 利 息	<u>x x x</u>	

75-7	-14	TD/-
改正		現行
<u>譲 渡 性 預 金 利 息</u> <u>×</u>	x x	
<u>コールマネー利息</u> ×	<u>x x</u>	
<u>売 現 先 利 息</u> <u>×</u>	<u>x x</u>	
债券貸借取引支払利息 x	<u>x x</u>	
<u>コマーシャル・ペーパー利息</u> x	x x	
<u>売渡手形利息</u> <u>×</u>	<u>x x</u>	
<u>借用金利息</u> <u>x</u>	x x	
<u>短期 社債利息</u> x	<u>x x</u>	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息 x	<u>x x</u>	
<u>外国為替支払利息</u> x	<u>x x</u>	
<u>本 支 店 為 替 尻 支 払 利 息</u> x	<u>x x</u>	
そ の 他 の 支 払 利 息 x	<u>x x</u>	
<u>役務取引等費用</u> x	x x	
<u>外国為替支払手数料</u> x	<u>x x</u>	
内 国 為 替 支 払 手 数 料 x	x x	
<u>その他の役務費用</u> x	x x	
<u>その他業務費用</u> x	<u>x x</u>	
<u>外国為替売買損</u> <u>×</u>	<u>x x</u>	
商品有価証券売買損 🗴	x x	
国 債 等 債 券 売 却 損 🗴	x x	
国債等債券償還損火	x x	
国 債 等 債 券 償 却 х	<u>x x</u>	
金融派生商品費用	x x	
<u>その他の業務費用</u> x		
<u>営業経費</u> x		
<u>その他経常費用</u>   <u>×</u>		
<u>貸倒引当金繰入額</u>		
<u>貸</u> 出金價却 <u>×</u>		
株 式 等 売 却 損 <u>×</u>		
<u>株 式 等 償 却</u>   <u>×</u>	x x	
	x x	
	x x	
	<u>x x x</u>	
( 又 は 経 常 損 失 )		
特別利益	<u>x x x</u>	
<u>固定資産処分益</u>   <u>×</u>		
貸 倒 引 当 金 戻 入 益 ×		
<u>償却債権取立益</u> x		
金融先物取引責任準備金取崩額 ×		
証券取引責任準備金取崩額   x	x x	

改正後	
<u>その他の特別利益</u> ×××	
<u>特 別 損 失</u>	× × ×
<u>固定資産処分損</u> xxxx	
<u>減 損 失 x x x</u>	
金融先物取引責任準備金繰入額 × × ×	
<u>証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入 額 × × ×</u>	
<u>その他の特別損失</u> │ <u>×××</u>	
税引前当期純利益	<u>x x x</u>
(又は税引前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	<u> </u>
法 人 税 等 調 整 額	<u> </u>
<u>当期 純 利 益</u>	<u>x x x</u>
( 又 は 当 期 純 損 失 )	
前期繰越利益剰余金	<u>x x x</u>
利益準備金積立額	<u> </u>
本店への送金	<u> </u>
( 本 店 か ら の 補 て ん 金 )	
繰越利益剰余金	<u> </u>

#### (記載上の注意)

- 1 損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。
  - (1) 直接経費(派遣職員給与等)
  - (2) 間接経費割当額
- 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益 又は損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な 影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。
- 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「その他の特別利益」に記載すること。
- 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

現行 改正後 期 決算公告 期 決算公告(要旨) 第 第2 <u>年 月</u> 日 年 月 日 住 所 住 所 支店 銀行 支店 銀行 代表者氏 代表者 氏 名 貸借対照表(年月日現在) 貸借対照表(年月日現在) (単位:百万円) (単位:百万円) 金 額 科 目 金額 目 科 目 金 額 科 目 金 額 (資産の 部 ) 資 産 の 部 部 ) (\_\_負 負 債 の 部 債 の 金 預 け 預 金 金 預 け ールロー ールロー マネ マネ 倩 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 倩 券 貸 借 取 引 支 払 保 証 金 債券貸借取引受入担保金 債券貸借取引受入担保金 手 コマーシャル・ペーパー 品有 コマーシャル・ペーパー 品有 価 の信 <u>金</u> の 券 替 替 金 の 出 金 替 替 他 与 の 職給付引当 引 職給付引当金 不 形 固 定 金融先物取引責任準備金 延 税 金 資 特別法上の引当金 払 承 諾 見 延税 金資 証券取引責任準備金 金融先物取引責任準備金 承 諾 見 当 金 倒 引 証券取引責任準備金 倒 引 当 金 支 店 繰 延 税 金 負 本 支 店 定 店 支 店 勘 定 の 部 合 計 利益準備金及び当期未処分利益 越 利 益 剰 (又は当期未処理損失) その他有価証券評価差額金 価 差 額 金 繰延ヘッジ損益 計 計 合 合

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が

土地再評価差額金

 改正後

 純資産の部合計

 資産の部合計

 負債及び純資産の部合計

(記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規程するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
    - \_\_ 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
    - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
    - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
    - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映の有無
  - (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額
- (4) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (5) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (6) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生 した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

<u>年 月 日から</u>

<u>年 月 日まで</u>

(単位:百万円)

													(手)四	• н	///	
			科	1		目						金	額			
<u>経</u>			常	;		収		益						×	×	×
	資	金	<u>&gt;</u>	運		用	ЧΣ	益	_ <b>x</b> _	×	×					
		う	5	貸	出	金	利息									
	(	うち	有	価 証	券	利 息	配当金	)	<u>×</u>	×	×					
	役	務		取	引	等	ЧΣ	益	<u>×</u>	×	×					
	そ	の		他	業	務	収	益	<u>×</u>	×	×					
	そ	の		他	経	常	ЧΣ	益	<u>×</u>	×	×					
経	<u> </u>		常	i		費		用						×	×	×
	<u>資</u>	金	ž	調		達	費	用	<u>×</u>	×	×					

現行

明らかになるように記載すること。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

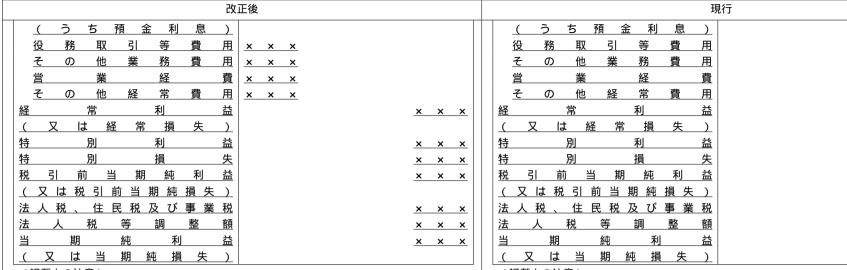
- (3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額
- (4) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円)

		-	科		且		
縚	Z E	7	常		ЦΣ		益
	資	金	運		用	ЦΣ	益
		うち	貸	出	金	利息	
	_(_	うち有	i 価 証	券	利息	配当金	<u> </u>
	役	務	取	引	等	ЧΣ	益
	そ	の	他	業	務	収	益
	そ	の	他	経	常	ЧΣ	益
<u>紹</u>	Z E	1	常		費		用
	<u>資</u>	金	調		達	費	用



#### (記載上の注意)

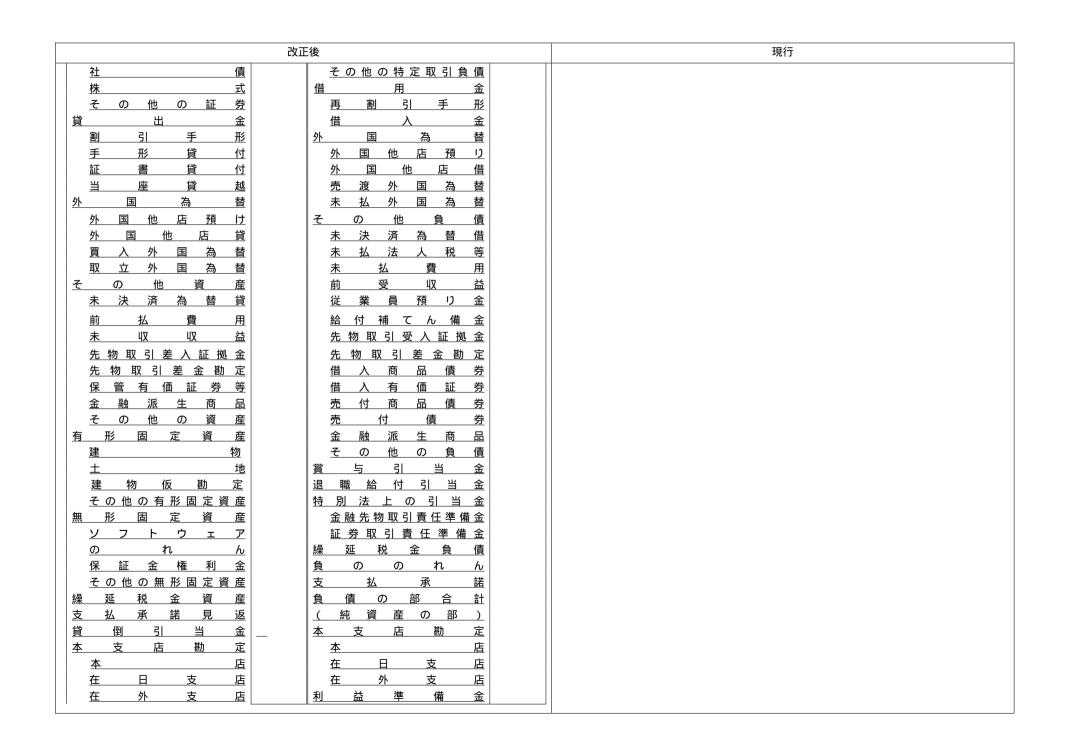
法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

### (記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第7号の4(公告用貸借対照表等(特定取引勘定届出外国銀行支店用))パブリックコメント用

(参考)別紙様式第7号の4(第19条第1項関係)	(日本工業規格 A 4 ) 期 決算公告	(参考)別紙様式第7号の4(第19条第1項関係)	(日本工業規格 A 4 )
	期決算公告		
<u>第1</u> <u>第</u> <u>第</u> <u>第</u> <u>年</u> 月 日_	<u>住 所</u> 銀行 支店		
	<u></u>		
貸借対照表( 年 月	月 日現在)		
	( * C - T - T - T - T - T - T - T - T - T -		
	(単位:百万円)		
科目金額	<u>科</u> <u>目</u> <u>金額</u>		
現金預け金 現	当     座     預     金       普     通     預     金       時     蓄     預     金       通     知     預     金       定     期     積     金       定     期     積     金       定     期     積     金       定     期     積     金       度     性     預     金       要     中     マ     本       本     一     ル     マ       要     手     形       マ     シャル・ペーパー       用     金		



						改正	後
							繰     越     利     益     乗     金       その他有価証券評価差額金       繰     越     へ     ッ     ジ     損     益       土     地     再     評     価     差     額     金       純     資     産     の     部     合     計
資	産	の	部	合	計		負債及び純資産の部合計

## (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響をの計算書類への反映の有無
- (2) 有価証券の評価基準及び評価方法
- (3) 有形固定資産の減価償却の方法
- (4) 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- (5) 貸倒引当金の計上方法
- (6) 退職給付引当金の計上方法
- (7) リース取引の処理方法
- (8) ヘッジ会計の方法
- (9) 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- (10) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- (11) その他採用した重要な会計方針
- (12) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (13) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並 びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (14) 固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (15) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (16) 支店の代表者に対する金銭債権総額。ただし、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (17) 支店の代表者に対する金銭債務総額。ただし、預金はこの限りでない。
- (18) リース契約により使用する重要な有形固定資産
- (19) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (20) 資産が担保に供されているときは、その内容

改正後 現行

- (21) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに 規定する有価証券に関する事項
- (22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 3 法令等に基づき、この様式に掲げてある科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その 性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 「その他の資産」及び「その他の負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産 総額の 100 分の 1 を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付 した科目を設けて記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

 損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円)

<u>科 且</u>		<u>金</u>	額		
経常収 益	i		×	×	×
<u>資 金 運 用 収 益</u>	<u> </u>				
貸 出 金 利 息	<u> </u>				
有 価 証 券 利 息 配 当 金	<u> </u>				
<u>コ ー ル ロ ー ン 利 息</u>	<u> </u>				
買 現 先 利 息					
债券貸借取引受入利息					
買入 手 形 利 息					
預け金利息					
金利スワップ受入利息					
外国為替受入利息					
本支店為替尻受入利息					
その他の受入利息					
<u>後 務 取 引 等 収 益</u>	1				
外国為替受入手数料					
内国為替受入手数料					
その他の役務収益           特定収益					
商品有価証券収益特定取引有価証券収益	1				
特定金融派生商品収益	.				
1寸 左 並 微 工 回 吅 以 並	<u> </u>				

71	TO /-
改正後	現行
<u>その他の特定取引収益</u> × × ×	
<u>その他業務収益</u>   <u>×××</u>	
<u>外国為替売買益</u> ××××	
国 債 等 債 券 売 却 益 x x x	
国 債 等 債 券 償 還 益 x x x	
金融派生商品収益 xxx	
<u>その他の業務収益</u>  xxxx	
<u>その他経常収益</u>  xxxx	
<u>株式等売却益</u> xxxx	
金 銭 の 信 託 運 用 益 x x x	
<u>その他の経常収益</u> xxx	
<u>経 常 費 用</u> <u>x x x</u>	
<u>資 金 調 達 費 用</u> x x x	
<u>預 金 利 息</u> × × ×	
<u>譲渡性預金利息</u> ×××	
<u>コールマネー 利息</u> × × ×	
<u>売 現 先 利 息</u> × × ×	
債券貸借取引支払利息 	
コマーシャル・ペーパー利息 エー・エー・エー・コーロー	
<u>売 渡 手 形 利 息</u> × × ×	
<u>借用金利息</u> ×××	
<u>短期 社債 利息</u> ××× 金利スワップ支払利息 ×××	
<u>C                                   </u>	
N	
17	
<u>その他の特定取引費用 × × ×</u>	
<u>その他業務費用</u> ××××	
<u>・                                    </u>	
国債等债券売却損×××	
国債等債券償還損×××	
	l .

改正後		現行
国 債 等 債 券 償 却 × × ×		
金融派生商品費用×××		
その他の業務費用       ×××		
<u>C                                   </u>		
<u>その他の経常費用</u> ×××		
	<u> </u>	
(又は経常損失)		
	<u> </u>	
固定資産処分益××× 貸倒引当金戻入益×××		
<del>                                    </del>		
賞却債権取立益 ARM TRANSPORTED X X X X		
金融先物取引責任準備金取崩額 × × ×		
証券取引責任準備金取崩額 × × ×		
<u>その他の特別利益</u> ×××		
	<u> </u>	
固定資産処分損 ×××		
<u>減</u> 損失		
金融先物取引責任準備金繰入額 × × ×		
証券取引責任準備金繰入額 x x x		
<u>その他の特別損失</u> ×××		
	<u> </u>	
1 1 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		
	<u> </u>	
	x x x	
当 期 純 利 益	× × ×	
	, ,	
	<u> </u>	
	<u> </u>	
	x x x	
(本店からの補てん金)		
	<u> </u>	
(記載上の注意)		
<u>1</u> <u>損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。</u>		

改正後 現行 2 本部経費負担額を注記すること。 なお、当該負担額の内訳を次の区分により併記すること。 (1) 直接経費(派遣職員給与等) (2) 間接経費割当額 3 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は 損失を記載すること。ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を 及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。 4 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質 に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 5 「貸倒引当金繰入額」には、一般貸倒引当金、個別貸倒引当金及び特定海外債権引当勘定の 繰入額と取崩額を相殺した後の金額を記載すること。また、一般貸倒引当金、個別貸倒引当 金及び特定海外債権引当勘定の取崩額が繰入額を上回る場合には、当該上回る額を「貸倒引 当金戻入益」に記載すること。 6 「貸出金償却」には、個別貸倒引当金の目的使用による取崩額を控除した後の金額を記載す ること。 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。 第2 第 期 決 算 公 告(要旨) 第 期決算公告 年 月 日 年 月 日 住 所 住 所 銀行 銀行 支店 名 代表者 氏 代表者 氏 貸借対照表(年月日現在) 貸借対照表(年月日現在) (単位:百万円) 科 目 科 目 金 額 金額 (資産の部) (負債の部 現 金 預 け 金

譲 渡 性 預

<u>コ ー ル マ ネ ー</u> 売 現 先 勘 定

債券貸借取引受入担保金

売 渡 手 形

コマーシャル・ペーパー

コールローン

買 現 先 勘 定

债券貸借取引支払保証金 買 入 手 形

買入金銭債権

特 定 取 引 資 産

		<u>(単位</u>	: 百万円)
科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)       現金預け金       コールローン       買規先勘定       債券貸借取引支払保証金       買入金銭債権       特定取引資産		(負債の部)       預金       譲渡性預金       コールマネー       売現先勘定       債券貸借取引受入担保金       売渡手形	

支店

改正後														
金	銭	C	D	信	託			特	定	E	X	引	負	債
<u>有</u>	1	西	Ē	E	券			借			用			<u>金</u>
<u>貸</u>		Ŀ	<u>t</u>		<u>金</u>			<u>外</u>		玉		為		替
外		玉	Ż.	3				そ	(	カ	他		負	債
そ	の	ſ	也	資	産			賞		=	引		当	<u>金</u>
有	形	古	定	資	<u>産</u>			退	職	給	付	引	当	<u>金</u>
無	形	固	定	資	産			<u>特</u>	別	法	上(	D 引	当	<u>金</u>
繰	延	税	金	資	<u>産</u>				金融	先物	双取引	責	王 準 偉	金
支	払	承	諾	見	返				証 羑	<b>東</b>	引責	<b>任</b>	準備	金
<u>貸</u>	倒	-	31	当	<u>金</u>			<u>繰</u>	延	Ŧ	兌	金	負	債
<u>本</u>	支	Л	<u> </u>	勘	定			支		払		承		諾
								負	債	(	D	部	合	註
									純	資	産	の	部	
								_	3	支	店	j	勘	定
								<u>利</u>	i	益	準		備	<u>金</u>
								繰	越	利	益	剰	余	金
								そ	の他	有価	証券	評値	西差 額	金
								繰	越	^	ッ	ジ	損	益
								<u> </u>	地	再	評(	西 差	善額	金
								純	資	産	の	部	合	計
資産	の部台	116						負	債及	び∦	屯資	産の	部合	計
1	次の	事項	を注	記する	らこと。	。ただし、	特员	官の₹	斗目に	関連	する	注記!	こつい	ては

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規程するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映の有無
- (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額並 びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (3) 有形固定資産の減価償却累計額
- (4) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもって表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (5) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (6) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質

Ι	4 19							-			/ <del></del>	
金_	銭	の	信	託		<u>特</u>	定	<b>又</b>	引	負	債	
有			証	<u>券</u>		借		用			金	
貸		出		金		<u>外</u>	玉		為		替	
外	玉		為	替		短	期		社		債	
そ	の	他	資	産		そ	の	他		負	債	
動	産	不	動	産		賞	与	引		当	金	
繰		<del></del> 税 金		_ <del>/</del> _ 産		退	職給	付	引	当	金	
支		承諾		返		特	別法	上。	の <u>5</u>	引 当	金	
貸	倒	<u>示</u> 引	当	金			金融先物	取引	責	任 準 備	<u> </u>	
本		 店	— <del>]</del> — 勘	定	_	j	証券取	引責	<b>賃</b> 任	準 備	金	
4		/ഥ	12/1	<u> </u>		繰	延	锐	金	負	債	
						支	払		承		諾	
						本	支	店		勘	定	
							<b>/</b> \			計		
						利記	立 益準備金及	ひび当	 á期未		引益	
						(				∄損失		
						評	価	差		額	金	
合				計		合					計	
				<u> </u>		I					HI.	

現行

## (記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に 掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を財務諸表に反映しているか否か
- (2) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権 の額並びにその合計額
  - なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。
- (3) 動産不動産の減価償却累計額及び減損損失累計額
- (4) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、そ の性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

改正後

に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円)

科 目 金 額 ЦΣ 益 法人税、住民税及び事業税 ( 又 は 当 期 純 損 失

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に 応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 
 損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

現行

(単位:百万円)

(記載上の注意)

法令等に基づき、この様式に掲げる科目以外の科目を設ける必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第8号(中間公告用連結貸借対照表等)パブリックコメント用

	<b>川瓜依以先 0 ち ( 中間公古川建始員</b>	旧対派仪子ノバングランコグントル
i	改正後	現行
(参考)別紙様式第8号(第19条第4項関係	)	(参考)別紙様式第8号(第19条第4項関係)
<u>第 1 第 期</u> 年 月 日	中間決算公告	
	<u>住 所</u>	
	株式会社 銀行	
	代表取締役又は代表執行役 氏 名	
中間連結貸借対照表(	年 月 日現在)	
	<u>(単位:百万円)</u>	
科 且 金額	<u>科 目 金 額</u>	
(資産の部)	(負債の部)	
現 金 預 け 金	<u>預</u> 金	
コールローン及び買入手形	譲渡性預金	
買 現 先 勘 定	コールマネー及び売渡手形	
债券貸借取引支払保証金	<u>売 現 先 勘 定</u>	
買 入 金 銭 債 権	债券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産	<u>コマーシャル・ペーパー</u>	
商品有価証券	特 定 取 引 負 債	
金銭の信託	借 用 金	
有	外 国 為 替	
<u>貸</u> 出金	短 期 社 債	
	<u>社</u> <u>債</u>	
その他資産	新株予約権付社債	
有 形 固 定 資 産	その他負債	
無形固定資産	賞 与 引 当 金	
$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	役員賞与引当金	
その他の無形固定資産	退職給付引当金	
<u>繰延税金資産</u>	特別法上の引当金	
再評価に係る繰延税金資産	<u>繰 延 税 金 負 債</u> 再評価に係る繰延税金負債	
<u>支 払 承 諾 見 返</u>		
	<u>負 の の れ ん</u>     支 払 承 諾	
	負債の部合計	
	女 関 ツ 部 ロ 前	

	改正後
資産の部合計	資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式申込証拠金 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 土地再評価差額金 土地再評価整勘合計 新機算差額等合計 新株子約 数株主持分 純資産の部合計
( 記載 トの注音 )	

## (記載上の注意)

- 1 銀行及びその子会社等について中間連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
  - \_ 連結の範囲に関する事項
- \_\_ 持分法の適用に関する事項
- 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
- <u>2</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な 疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - \_\_ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - \_\_ 有価証券の評価基準及び評価方法
  - \_\_\_ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条 に規定する差額
  - 有形固定資産の減価償却の方法
  - \_\_ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - \_\_ 貸倒引当金の計上方法
  - \_\_ 退職給付引当金の計上方法
  - リース取引の処理方法
  - \_ ヘッジ会計の方法
  - \_\_ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

- \_\_ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- その他採用した重要な会計方針
- \_\_\_ 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
  - 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間連結会計期間の直前の事業年度 に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、 当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会 計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由 及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
  - 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (5) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 16 条第 1 号及び第 2 号 に規定する有価証券に関する事項
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却 累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含 まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一 括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等(銀行法第 14 条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りではない。
- (12) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (13) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (14) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保 に係る債務の金額
- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (16) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び 関連会社の翌中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。) 以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただ し、当該持株会社の中間会計期間の末日と異なる日をその中間連結決算日とする子会社

改正後 現行

<u>及び</u>関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。)

- (17) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第 13 条の 6 の 3 その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

 中間連結損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円)

		į	科		且			金額
経			常		収		益	<u>x x x</u>
	<u>資</u>	金	運		用	ЦΣ	益	<u>x x x</u>
	(	うち	貸	出	金	利息		<u>(x x x)</u>
	(=	うち有	価 証	券	利息	配当	金)	<u>(x x x)</u>
	<u>役</u>	務	取	引	等	ЦΣ	益	<u> </u>
	特	定	取		引	ЦΣ	<u>益</u>	<u>x x x</u>
	そ	の	他	業	務	ЦΣ	益	<u>x x x</u>
	そ	の	他	経	常	ЦΣ	益	x x x
経		1	常		費		用	<u> </u>
	<u>資</u>	金	調		達	費	用	x x x
	(	う!	5 預	į :	金	利 息		<u>(x x x)</u>
	役	務	取	引	等	費	用	<u> </u>
	<u>特</u>	定	取		引	費	用	x x x
	そ	の	他	業	務	費	<u>用</u>	<u> </u>
	営		業		経		費	<u>x x x</u>
	そ	の	他	経	常	費	用	x x x

	改正後
経 常 利 🔝	<u>x x x</u>
<u>( 又 は 経 常 損 失</u>	_
特別 利 🔝	$\frac{x}{x}$
特別損 第	<u>x x x</u>
税 金 等 調 整 前 中 間 純 利 益	$\frac{x}{x}$
(又は税金等調整前中間純損失)	_
法人税、住民税及び事業系	$\frac{1}{2}$
法 人 税 等 調 整 智	<u>x x x</u>
少数株主利 🔝	$\frac{\mathbf{x}}{\mathbf{x}}$
( 又 は 少 数 株 主 損 失	_
中 間 純 利 🔝	$\frac{\mathbf{x}}{\mathbf{x}}$
( 又 は 中 間 純 損 失 )	_
( 臼栽 Lの注意 )	

## <u>(記載上の注意)</u>

- 1 1 株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利 益金額を注記すること。
- 2 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注 記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6 の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載するこ
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又 は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があ るときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設 け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第2	2	第	期	中	間	決	算	公	告(要旨)
年	月	且							

<u>任                                    </u>		
株式会社		銀行
代表取締役又は代表執行役	氏	名

第	期	中	間	決	算	公	告

現行

年 月 日

<u>住 所</u>		
株式会社		銀行
代表取締役又は代表執行役	氏	名

	改正	E後				玥	<b>!</b> 行				
中間連結算	貸借対照表 (	年 月 日現在)		中間連結貸借対照表(年月日現在)							
		<u>(単位:百万</u>	円又は億円)	(単位:百万							
<u>科 目</u>	<u>金額</u>	科 目	金 額		<u>科 目</u>	金額	<u>科 目</u>	<u>金</u>	額		
(資産の部)		(負債の部)			(資産の部)		(負債の部)				
現 金 預 け 金		<u>預</u> 金			現 金 預 け 金		<u>預</u> 金				
コールローン及び買入手形		譲渡性預金			コールローン及び買入手形		譲渡性預金				
買現先勘定		コールマネー及び売渡手形			買現先勘定		コールマネー及び売渡手形				
<u>債券貸借取引支払保証金</u>		<u>売 現 先 勘 定</u>			债券貸借取引支払保証金		売 現 先 勘 定				
買入金銭債権		<u>債券貸借取引受入担保金</u>			買入金銭債権		<u>債券貸借取引受入担保金</u>				
<u>特 定 取 引 資 産</u>		コマーシャル・ペーパー			<u>特 定 取 引 資 産</u>		コマーシャル・ペーパー				
商品有価証券		特定取引負債			商品有価証券		<u>特 定 取 引 負 債</u>				
金銭の信託		借 用 金			金銭の信託		借 用 金				
有 価 証 券		<u>外 国 為 替</u>			有 価 証 券		<u>外 国 為 替</u>				
貸 出 金		短期 社 債			貸 出 金		短期 社 債				
<u>外 国 為 替</u>		<u>社</u>			<u>外 国 為 替</u>		<u>社</u> 債				
<u>その他資産</u>		新株子約権付社債			<u>その他資産</u>		新株予約権付社債				
有形固定資産		その他負債			<u>動 産 不 動 産</u>		そ の 他 負 債				
無形固定資産		賞 与 引 当 金			<u>繰延税金資産</u>		賞 与 引 当 金				
操延税金資産		<u>役員賞与引当金</u>			再評価に係る繰延税金資産		役員賞与引当金				
再評価に係る繰延税金資産		退職給付引当金			<u>連結調整勘定</u>		退職給付引当金				
支払承諾見返		特別法上の引当金			支払 承 諾 見 返		特別法上の引当金				
賞 倒 引 当 金	_	<u>繰 延 税 金 負 債</u>     東部毎月後では近日の名様			貸倒引当金	_	<u>繰延税金負債</u>				
		再評価に係る繰延税金負債					再評価に係る繰延税金負債				
		<u>支 払 承 諾</u>     負 債 の 部 合 計					<u>連 結 調 整 勘 定</u>   支 払 承 諾				
		<u>貝 頃 の 部 豆 副</u>     ( 純 資 産 の 部 )					<del>文 払 承 商</del>   負 債 の 部 合 計				
		<u>( 親 貝 度 の 部 )</u>    資 本 金					日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日				
		<del>  <u>                                 </u></del>					<del>(                                   </del>				
		<u>  M                                 </u>									
		<u>利 益 剰 余 金</u>									
		自己株式					新株式払込金				
		自己株式申込証拠金	_				資本剰余金				
		<u>株 主 資 本 合 計</u>					<u>利 益</u> 剰 余 金				
		その他有価証券評価差額金					<u> </u>				
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益					<del>                                   </del>				
		土地再評価差額金					為替換算調整勘定 「				
		為替換算調整勘定					自 己 株 式 払 込 金				
		   <u>評価・換算差額等合計</u>					<u> </u>	_			
		新株 予約権		$\perp$			資本の部合計				

						ГХП	_1女							
							純	資	産	の	部	合	計	
資	産	の	部	合	計		負任	責及	び糾	資	産の	部合	計	1

北正仏

## (記載上の注意)

- 1 銀行及びその子会社等について中間連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
- 連結の範囲に関する事項
- 持分法の適用に関する事項
- 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率 (海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。)
- (5) 有形固定資産の減価償却累計額
- (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (8) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (9) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び 関連会社の翌中間連結会計期間が属する連結会計年度(当該中間連結会計期間を除く。) 以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、当該持株会社の中間会計期間の末日と異なる日をその中間連結決算日とする子会社 及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の中間決算日後に発生した場合にお ける当該事象とする。)
- 3 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

資産の部合計

<u>負債、少数株主持分及び</u> 資本の部合計

(記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
- \_\_ <u>当該事象又は状況が存在する旨及び</u>その内容
- 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
- 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。)
- (5) 動産不動産の減価償却累計額
- (6) 1株当たりの純資産額
- (7) 資産が担保に供されているときは、その内容

2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

<u>中間連結損益計算書</u> <u>中間連結損益計算書</u> 年月日まで

改正後

(単位:百万円又は億円)

 中間連結損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

現行

(単位:百万円又は億円)

		<u>(単位:百万円又は億円</u>
<u>科 目</u>		金額
経 常 収	益	
資 金 運 用	収 益	
(うち貸出金利	息 )	
(うち有価証券利息配	当金)	
役務取引等	収 益	
特定取引	収 益	
その他業務	収 益	
その他経常	収 益	
<u>経 常 費</u>	用	
資金調達	費 用	
_ ( う ち 預 金 利	息 )	
役務取引等	費用	
特定取引	費 用	
その他業務	費用	
<u>営業</u> 経	費	
その他経常	費用	
<u>経 常 利</u>	益	
( 又 は 経 常 損	失 )	
特別利	益	
<u>特 別 損</u>	失	
	純 利 益	
(又は税金等調整前中間約		
法人税、住民税及び		
法 人 税 等 調	整 額	
	<u> </u>	
( 又 は 少 数 株 主 損	美 )	
<u>中 間 純 利</u>	<u>益</u>	
( 又 は 中 間 純 損	失 )	

<u>(記載上の注意)</u>

1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。

且 金 額 ЦΣ 益 益 用 うち貸出金利 (うち有価証券利息配当金) 又 は 経 常 損 益 税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失) 法人税、住民税及び事業税 (又は少数株主損失) 間 純 利 益 (又は中間純損失)

## (記載上の注意)

1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純 利益金額を注記すること。

改正後	現行
2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があ	2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要
るときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、そ	<u>があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を</u>
の性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。	設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第8号の2 (公告用連結貸借対照表等) パブリックコメント用

別無様式第8号の2(公告用連結資金	首対照表等) ハノリヅクコメント用 ローニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニーニ
改正後	現行
(参考)別紙様式第8号の2(第19条第4項関係)	(参考)別紙様式第8号の2(第 19 条第4項関係)
第1 第	
年 月 日	
n	
生	
株式会社銀行代表取締役又は代表執行役氏名	
1(衣収神仪又は八衣物(1)仪 以 名	
連結貸借対照表(年月日現在)	
AE/用以旧/2/m2A(	
_(単位:百万円)	
科     且     金額     科     且     金額	
(資産の部) (負債の部)	
現金預け金     預金	
コールローン及び買入手形	
買 現 先 勘 定 コールマネー及び売渡手形	
<u>债券貸借取引支払保証金</u> <u>売 現 先 勘 定</u>	
買 入 金 銭 債 権 債券貸借取引受入担保金	
特 定 取 引 資 産   コマーシャル・ペーパー	
<u>商品有価証券</u> <u>特定取引負債</u>	
<u>金 銭 の 信 託</u> <u>借 用 金</u>	
<u>有 価 証 券</u> <u>外 国 為 替</u>	
貸     出     金       外     国     為       替     社	
外     国     為     替       その他資産     新株予約権付社債	
有形固定資産 その他負債	
無 形 固 定 資 産	
<u>の れ ん</u>   <u>役 員 賞 与 引 当 金</u>	
その他の無形固定資産 退職給付引当金	
繰 延 税 金 資 産 特 別 法 上 の 引 当 金	
再評価に係る繰延税金資産 繰 延 税 金 負 債	
支 払 承 諾 見 返 再評価に係る繰延税金負債	
<u>貸 倒 引 当 金</u> <u>△</u> <u>負 の の れ ん</u>	
支払承諾	
<u>負債の部合計</u>	
(純資産の部)	

改	正後
	<ul> <li>資本</li> <li>新株式申込証拠金</li> <li>資本</li> <li>利金</li> <li>金利金</li> <li>利益利余金</li> <li>自己株式申込証拠金</li> <li>株主資本合計</li> <li>その他有価証券評価差額金</li> <li>繰延ヘッジ損益</li> <li>土地再評価差額金</li> <li>機延へッジ損益</li> <li>土地再評価差額金</li> <li>機が算差額等合計</li> <li>新株予約権</li> <li>少数株主持分</li> <li>・数株主持分</li> <li>・資産の部合計</li> </ul>
資産の部合計	負債及び純資産の部合計
(知典しの注答)	

\_(記載上の注意)

- 1 銀行及び子会社等について連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
- ① 連結の範囲に関する事項
- ② 持分法の適用に関する事項
- ③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- ④ 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- ⑤ のれんの償却に関する事項
- <u>2</u> <u>次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。</u>
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な 疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条 に規定する差額
  - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
  - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - ⑤ 貸倒引当金の計上方法
  - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
  - ⑦ リース取引の処理方法

改正後 現行

- ⑧ ヘッジ会計の方法
- ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ① その他採用した重要な会計方針
- ② 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
  - ① 会計処理の原則又は手続を変更した場合ときは、その旨、変更の理由及び当該変更 が財務諸表に与えている影響の内容
  - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (5) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項 までに規定する有価証券に関する事項
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却 累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含 まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項 (会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。)
- (12) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、銀行及びその子会社等(銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りではない。
- (13) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (13) 銀行の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (14) 子法人等の株式又は出資金の総額
- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保 に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 1株当たりの純資産額
- (18) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の

改正後 現行

翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生した場合における当該事象とする。)

- (19) 以上のほか、銀行及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6 の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

# 連結損益計算書 年 月 日から 年 月 日まで

(単位:百万円)

	<u> </u>	ļ-	且						<u>金</u>	額			
経	常	1	収		益						X	×	×
<u>資</u>	金	運	用	収	益	<u>×</u>	×	×					
1	ž ±	金	È	利	息	×	×	X					
1 1	了 価 訂	E券利	」息	配当	金	×	X	X					
=	コールロー	ーン利息	及び買	入手形和	1息	×	×	×					
置	3 現	1	5	利	息	×	×	X					
鱼	<b>新</b> 貸	借取	引 受	入 利	息	<u>×</u>	×	X					
<u></u>	i け	t 金	Ì	利	息	×	×	×					
1 3	· 0	他の	受	入利	息	×	×	×					
役	務	取 引	等	収	益	×	×	×					
特	定	取	引	収	益	$\times$	×	×					
そ	の	他 業	務	収	益	×	×	×					
そ	0)	他 経	常	収	益	×	×	X					
経	常		費		用						×	×	X

改正後		現行
	× ×	
	××	
	××	
	××	
	××	
	××	
	××	
	× ×	
	X X	
	××	
	××	
	××	
	××	
	× ×	
	××	
	× ×	
	××	
	××	
	××	
( 又 は 経 常 損 失 )		
特 別 利 益	$\times \times \times$	
固 定 資 産 処 分 益 ×	× ×	
貸 倒 引 当 金 戻 入 益 ×	× ×	
償 却 債 権 取 立 益 ×	<u>× ×</u>	
その他の特別利益×	× ×	
特 別 損 失	$\times \times \times$	
固定資産処分損×	<u> </u>	
<u>減</u> 損 損 失   ×		
そ の 他 の 特 別 損 失 ×	× ×	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	$\times \times \times$	
(又は税金等調整前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税	$\times \times \times$	
法 人 税 等 調 整 額	$\times \times \times$	
少数株主利益	$\times \times \times$	
(又は少数株主損失)		
当 期 純 利 益	$\times \times \times$	
<u>( 又 は 当 期 純 損 失 )</u>		
(記載上の注意)_		
1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失	大金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利	

改正後 現行 益金額を注記すること。 2 上記のほか、銀行及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注 記すること。 3 特定取引収益及び特定取引費用は、銀行又はその子会社等が銀行法施行規則第13条の6 の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載するこ 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又 は損失を記載すること。 ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。 5 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があ るときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設 け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 6 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。 第 期 決 算 公 告 第2 第 期 決 算 公 告(要旨) 年 月 日 年 月 日 住 所 住 所 株式会社 銀行 株式会社 銀行 代表取締役又は代表執行役 E: 代表取締役又は代表執行役 連結貸借対照表 (年月日現在) 連結貸借対照表 (年月日現在) (単位:百万円又は億円) (単位:百万円又は億円) 科 目 金 額 科目 金 額 科 目 金 額 科 金 額 (資産の部) (負債の部) (資産の部) (負債 の 部) 現 金 預 け 金 預 け 金 譲 渡 性 預 コールローン及び買入手形 コールローン及び買入手形 譲 渡 性 預 買 現 先 勘 定 コールマネー及び売渡手形 買 現 先 勘 コールマネー及び売渡手形 債券貸借取引支払保証金 売 現 先 勘 定 債券貸借取引支払保証金 売 現 先 勘 買入金銭債権 倩 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 買入金銭債権 倩券貸借取引受入担保金 コマーシャル・ペーパー 商品有価証券 特定取引資 コマーシャル・ペーパー 金銭の信 特定取引負 商品有価証 定取引負 債 用 用 有 価 証 銭の信 金 金 替 替 出 玉 為 玉

金

出

期

債

債

玉

の 他 資

為

外

替

社

期

債

債

有 形 固 定 資 産       無 形 固 定 資 産       繰 延 税 金 資 産       再評価に係る繰延税金資産       支 払 承 諾 見 返       貸 倒 引 当 金       特 別 法 上 の 引 当 金       操 延 税 金 負 債       再評価に係る繰延税金負債       支 払 承 諾       負 債 の 部 合 計
(純資産の部) 資本金 新株式申込証拠金 資本剰余金 利益剰余金 自己株式申込証拠金 株主資本合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新、株予約権 少数株主持分 純資産の部合計
<u>資産の部合計</u>   <u>負債及び純資産の部合計</u>   (記載上の注意)

- 1 銀行及び子会社等について連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
- ① 連結の範囲に関する事項
- ② 持分法の適用に関する事項
- ③ 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- ④ 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- ⑤ のれんの償却に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明 らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要 な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無

					現	.行
<u></u>	の	他	資	産		新株 予約権 付社債
動	産	不	動	産		その他負債
繰	延	税 金	資	産		賞 与 引 当 金
再割	F価 に	係る繰延	税金資	産		役 員 賞 与 引 当 金
連	結	調整	勘	定		退職給付引当金
	払	承 諾	見	返		特別法上の引当金
<u>貸</u>	倒	引	当	金	$\triangle$	繰延税金負債
						再評価に係る繰延税金負債
						連結調整勘定
						支 払 承 諾
						負債の部合計
						(少数株主持分)
						少数株主持分
						(資本の部)
						<u>資 本 金</u>
						新 株 式 払 込 金
						資 本 剰 余 金
						利 益 剰 余 金
						土 地 再 評 価 差 額 金
						株式等評価差額金
						為 替 換 算 調 整 勘 定
						自己株式払込金
						<u>自 己 株 式</u>   <u>△</u>
						資本の部合計
資	産	の部	合	計		負債、少数株主持分及び
	/土.	v> цр	Н	н1		資本の部合計

現行

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連 が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲 げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在

- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (4) 銀行法施行規則第 17 条の 5 第 1 項第 3 号口に規定する連結自己資本比率 (海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。)
- (5) 有形固定資産の減価償却累計額
- (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (8) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (9) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の 翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当 該事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とす る子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生 した場合における当該事象とする。)
- 3 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 連結損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円又は億円)

 科
 目

 経
 常
 収

 資金運用収益
 (うち貸出金利息)

 (うち有価証券利息配当金)

 役務取引等収益

 特定取引収益

 その他業務収益

現行

- ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
- ④ 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行は国際統一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行は国内基準に係る連結自己資本比率を記載すること。)
- (5) 動産不動産の減価償却累計額
- (6) 1株当たりの純資産額
- (7) 資産が担保に供されているときは、その内容

2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

 連結損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

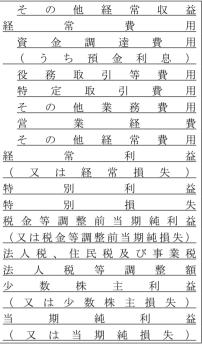
(単位:百万円又は億円)

		科	ŀ	目		
経		肾	育	収		益
1	資	金	運	用	収	益
l	( -	5 5	貸占	出 金	利 息	)
	(う	ち有	価証	券 利 息	配当金	<u>È)</u>
1 2	役	務	取	引等	収	益
1	特	定	取	引	収	益
_	そ	の	他	業務	収	益

改正後 その他経常収益 費 経 資 金 調 達 費 (うち預金利息 役 務 取 引 等 費 その他業務費 業 その他経常費 利 又 は 経 常 捐 別 税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法 人 税 等 調 整 少 数 株 主 利 (又は少数株主損失) 当 期 純 利 ( 又 は 当 期 純 損 失 )

# (記載上の注意)

- 1 1株当たりの当期純利益又は当期純損失の額を銭単位で記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。



#### (記載上の注意)

1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。

現行

2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

(参考)別紙様式第9号(第20条第1項関係)

(参考)別紙様式第9号(第20条第1項関係)

#### (記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、 当該単位未満は切り捨てること。
- 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨 て小数点第2位までを記載すること。
- 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
  - 子会社 銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。
  - 子会社等 銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。
- 子法人等 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。
- 関連法人等 銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう。
- 4 銀行が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結財務諸表の作成会社である 場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事 業の経過及び成果等」「(2)財産及び損益の状況」「(3)使用人の状況」「(4)営業所 の状況」及び「(5)設備投資の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行 及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記 載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び 損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。
- 5 公開会社でない銀行は、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関す る事項」「2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項」「4 当 行の株式に関する事項」「5 当行の新株予約権等に関する事項」については、記載を省 略できるものとする。ただし、当該銀行は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告 で記載を省略した事項については、業務報告書(銀行法施行規則別紙様式第3号。以下同 じ。) に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。

#### 1 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

#### (記載上の注意)

- 1 銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその事業年度における事業の経過 及び成果(主要な業務区分別)を記載すること。
- 2 銀行が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び 成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事 業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有

現行

#### (記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、 当該単位未満は切り捨てること。
- 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て 小数点第2位までを記載すること。
- 3 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合、 この様式中に定める記載事項のうち「1 営業の概況」、「2 当行の現況」中「(3)従業 員の状況」及び「(4)営業所の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及 び銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載 することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 営業の概況」 中「(2)営業成績の推移」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

#### 1 営業の概況

#### (1) 営業の経過及び成果等

#### (記載上の注意)

- 1 銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその営業年度における営業の経過及 び成果(主要な業務区分別)を記載すること。
- 2 銀行が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の営業の経過及び 成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその営業 年度における営業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有して いる場合には事業セグメント別)対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内 容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載 し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載す ること。

#### (2) 営業成績の推移

[銀行の状況について記載する場合]

(単位:億円)

	_					<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
預					金				
	定	期	性	預	金				
	そ		の		他				

している場合には事業セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な 事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその 旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその 旨を記載すること。

#### (2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位:億円)

	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
預 金				
定 期 性 預 金				
そ の 他				
貸 出 金				
個人向け				
中小企業向け				
そ の 他				
商品有価証券				
<u>有 価 証 券</u>				
国 債				
そ の 他				
<u>総 資 産</u>				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>
経 常 利 益	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
(又は経常損失)				
当期 純利益	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
(又は当期純損失)				
1株当たりの当期純利益(又	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>
は1株当たりの当期純損失)				

#### (記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度未残高を記載すること。 なお、債券又は社債を発行する銀行は、債券と社債を区分して欄を設け、年度未残高 を記載すること。
- 2 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。

	現	!行		
貸 出 金	<u>:</u>			
個人向は	-			
中小企業向け	-			
<u>そ</u> の 他	1			
商品有価証券				
有 価 証 差	:			
国 債				
<u>その他</u>	<u>.</u>			
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高	<u>!</u>			
外 国 為 替 取 扱 高	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>
経 常 利 🕹	百万円	百万円	百万円	百万円
(又は経常損失)	-			
当期 純 利 🕹	百万円	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
(又は当期純損失)				
1株当たりの当期純利益(又	. 円 銭	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>
は1株当たりの当期純損失)				

## (記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。 なお、債券を発行する銀行は、債券についても欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向 けを除く貸出しを記載すること。
- 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中 小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 4 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

## 〔企業集団の状況について記載する場合〕

#### イ 連結業績の推移

(単位:億円)

	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
連結経常収益				
連結経常利益				
連結 当期 純利益				
連結 純 資 産 額				
連結総資産				

- 1 表題を「(2)企業集団及び当行の営業成績の推移」とすること。
- 2 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。

7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたも のと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

#### 〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
連 結 経 常 収 益				
連 結 経 常 利 益				
連結 当期純利益				
連結 純 資 産 額				
連 結 総 資 産				

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び当行の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該連結会計年度における過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

#### ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位:億円)

_						<u>( 丰田・岡コノ</u>
			<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
預		<u>金</u>				
	定期性預	金				
	そ の	他				
貸	出	金				
	個 人 向	ゖ				
	中 小 企 業 向	<u></u> け				
	そ の	他				
商	品 有 価 証	券				
有	価 証	券				
	国	債				
	そ の	他				
	·					

#### 現行

3 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

#### ロ 単体業績の推移

(単位:億円)

						<u> </u>
			<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
預		金				
	定期性預	金				
	そ の	他				
貸	出	金				
	個 人 向	<del>け</del>				
	中小企業向	け				
	<u>そ</u> の	他				
商品	有 価 証	券				
<u>有</u>	価 証	券				
	国	債				
	<u>そ</u> の	他				
総	資	産				
内 国	為 替 取 扱	高				
外 国	為替取扱	高	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>
経	常利	益	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
<u>(又</u>	は経常損失					
当其	期 純 利	益	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
<u>(又</u> )	ま当期純損失					
1株当#	とりの当期純利益(	又	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>
は1株計	当たりの当期純損失	:)_				
	1 ~ 12 77 1					

#### (記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。 なお、債券を発行する銀行は、債券についても欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向 けを除く貸出しを記載すること。
- 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 4 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 5 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

#### (3) 決算期後に生じた当行の状況に関する重要な事実

#### (記載上の注意)

企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「(3)決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。

改正後							
総 資 産							
内 国 為 替 取 扱 高							
外 国 為 替 取 扱 高	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>			
経 常 利 益	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>			
(又は経常損失)							
当期 純利益	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>			
(又は当期純損失)							
1株当たりの当期純利益(又	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	円 銭			
は1株当たりの当期純損失)							

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。 なお、債券又は社債を発行する銀行は、債券と社債を区分して欄を設け、年度末残高 を記載すること。
- 2 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向けを除く貸出しを記載すること。
- 3 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 4 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 5 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 7 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたも のと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

## (3) 使用人の状況

「銀行の状況について記載する場合〕

						当	年	度	末	前	年	度	末
使		用	人		数				人				人
平		均	年		龄			<u>年</u>	月			<u>年</u>	月
平	均	勤	続	年	数			年	月			<u>年</u>	月
平	均	給	与	月	額				千円				千円

			当 年	度末	前 年	度末
			<u>○○部門</u>	部門	<u>○○部門</u>	部門
使	1 用	人数	人	人	人	人

#### (記載上の注意)

- 1 使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
- 2 適宜欄を設け、使用人数(就業者数で可)を主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

2 当行の現況

(1) 資本金の推移

(単位:百万円)

<u>当年度末</u> <u>前年度末</u> <u>資本金</u>

現行

## (記載上の注意)

増資又は減資があつた場合は、その概要を欄外に注記すること。

## (2) 株式の状況

イ 株 式 数

発行する株式の総数 千株

発行済株式の総数 千株

名

口 当年度末株主数

<u>八 大 株 主</u>

# + 4	<u>当行への</u>	出資状況	当行の大株主	への出資状況
<u>株 主 名</u>	<u>持株数</u>	持株比率	<u>持 株 数</u>	持株比率
	<u> </u>	<u>%</u>	<u> 千株</u>	<u>%</u>

#### (記載上の注意)

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

ニ 自己株式の取得、処分及び保有

#### (記載上の注意)

次の事項を記載すること。

- 1 営業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額
- 2 営業年度中に特定の者から買い受けた自己株式(商法第 204 条 / 3 第 1 項(同法第 204 条 / 5 第 1 項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第 210 条第 1 項の決議に基づき買い受けたものに限る。)についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号
- 3 営業年度中に商法第211条ノ3第1項の決議により買い受けた自己株式(同法第211条ノ3第1項第1号の子会社から買い受けたものを除く。)については同法第211条ノ3第4項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
- 4 営業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額
- 5 営業年度中に株式失効の手続をした自己株式についてはその種類及び数
- 6 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

## [企業集団の状況について記載する場合]

	当 年	度末	前 年	度末
	<u>銀 行 業</u>	・・・事業	<u>銀 行 業</u>	<u>・・・事業</u>
使 用 人 数	人	人	人	人

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(3)企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の 使用人数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない 場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

## (4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

## イ 営業所数の推移

		- 12								
			当	年	度	末	前	年	度	末
					店 うち	出張所			店 うち	出張所
						)			_(	
					_(	)			_(	
					_(	)			_(	
国	内	計				)_			_(	
					_(	)			_(	
						)			_(	
					_(				_(	
海	外	計			_(				_(	
合		計			(				(	

#### 口 当年度新設営業所

営業 所名	<u>所 在 地</u>

#### (記載上の注意)

- 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2 「営業所数の推移」については、適宜地区別に区分して記載すること。
- 3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。

### 現行

## (3) 従業員の状況

[銀行の状況について記載する場合]

						当	年	度	末	前	年	度	末
従		業	員		数				人				人
平	:	均	年		龄			<u>年</u>	月			<u>年</u>	月
平	均	勤	続	年	数			年	月			<u>年</u>	月
平	均	給	与	月	額				<u>千円</u>				<u>千円</u>

#### (記載上の注意)

従業員は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。

## [企業集団の状況について記載する場合]

				当		年	度		末	前		年	J	隻		末
				銀	行	業		・事業		銀	行	業			・事業	4
従	業	員	数			人			人			人				人

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(3)企業集団の従業員の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従 業員数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合 には主要な業務区分別)に記載すること。
- 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

## (4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

## イ 営業所数の推移

<u> </u>	来が致いけた	2								
			当	年	度	末	前	年	度	末
					店 うち	出張所			店 うち	出張所
									_(	
						)				
						)_				)_
国	内	計								
									_(	)
						)				
海		<u>外</u>								
<u>合</u>		計							_(	)

## (記載上の注意)

1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。

#### 改正後 現行 4 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。 2 適宜地区別に区分して記載すること。 3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。 ハ 銀行代理業者数の推移 当年度末 前年度末 口 当年度新設営業所 営 業 所 名 所 在 地 二 当年度新規銀行代理業者 氏名又は名称 主たる営業所又は事務所の所在地 銀行業以外の主要業務 (記載上の注意) (記載上の注意) 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。 当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。 ホ 銀行代理業者の営む営業所数又は事務所数の推移 2 駐在員事務所については、欄外に注記すること。 年 度 末 前 八 銀行代理業者数の推移 度 当年度末 前年度末 二 当年度新規銀行代理業者 主たる営業所又は事務所の所在地 氏名又は名称 銀行業以外の主要業務 合 計 (記載上の注意) 適宜地区別に区分して記載すること。 (記載上の注意) [企業集団の状況について記載する場合] 当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。 イ 銀行業 ホ 銀行代理業者の営む営業所数又は事務所数の推移 口 ・・・事業 末|前 年 度 末 (記載上の注意) 1 表題を「(4)企業集団の主要な営業所の状況」とすること。 2 銀行業の記載にあたっては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代 理業者の営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。 なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。 計 3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたつては、適宜項目(ロ、ハ、二等)を設け、 (記載上の注意) 子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主 適宜地区別に区分して記載すること。 要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な 業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、 [企業集団の状況について記載する場合] 記載を要しない。 イ 銀行業 口・・・事業 (5) 設備投資の状況

(単位 百万円)

[銀行の状況について記載する場合]

イ 設備投資の総額

(記載上の注意)

1 表題を「(4)企業集団の主要な営業所の状況」とすること。

2 銀行業の記載にあたつては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代理

業者の営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。

# 設備投資の総額

## (記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。

## ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金額

# (記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び 金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却につ いてはその内容を記載すること。
- 2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。

# [企業集団の状況について記載する場合]

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(5)企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 3 <u>当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却</u>についてはその内容を記載すること。
- 4 事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別) に記載すること。

## (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### イ 親会社の状況

会社名	所在地	<u>主要業務</u> <u>内容</u>	<u>設立年月</u> 旦	資本金	親会社が有 する当行の 議決権比率	<u>その他</u>
				<u>百万円</u>	<u>%</u>	

#### ロ 子会社等の状況

会社名	<u>所在地</u>	<u>主要業務</u> <u>内容</u>	<u>設立年月</u> 旦	<u>資本金</u>	当行が 有する 子会社等の 議決権比率	<u>その他</u>
				百万円	<u>%</u>	

#### 現行

なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。

3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目(ロ、ハ、二等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名とその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること。

## (5) 重要な子会社等

<del></del>						
<u>会社名</u>	<u>所在地</u>	<u>主要業務</u> <u>内容</u>	設立年月日	<u>資本金</u>	<u>当行議決権</u> <u>比率</u>	<u>その他</u>
				<u>百万円</u>	<u>%</u>	

## (記載上の注意)

- 1 銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

3 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役) (年度末現在)

<u>地 位</u>	<u>氏 名</u>	<u>担当又は主な職業</u>

#### (記載上の注意)

当年度中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位:百万円)

区分	報酬その他の職務遂行の対価であ る財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬 限度額
取 締 役		
監査役		
計		

#### (記載上の注意)

<u>1</u> 本表は、商法第 266 条第 12 項 (同条第 18 項の規定を読み替えて適用するこの規定を同法 第 280 条第 1 項において準用する場合を含む。) 又は同法第 266 条第 19 項の定款の定めをし

	改正後						
l							
l							

- <u>1</u> 親会社及び銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な業務提携の概況を付記すること。

#### (7) 事業譲渡等の状況

(1)	
事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

#### (記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

- 1 重要な事業譲渡
- 2 他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該銀行が存続するものに限る。)を 含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なも の

## (8) その他銀行の現況に関する重要な事項

#### (記載上の注意)

- 1 その他銀行の現況に関する重要な事項を記載すること。
- 2 当行の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。

#### 2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項

#### (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

<u>氏名</u>	地位及び担当	重要な兼職	<u>その他</u>
(記載上の注意)	)	,	

現行

た銀行が記載する。

- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を 兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載す ること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)
- 4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役)とを区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

#### 5 新株予約権の状況

[現に発行している新株予約権]

新株予約権の数	
<u>新株予約権の目的となる株式の種類</u>	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行す	
る場合の株式の発行価額	<u>(円)</u>

## 〔営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

割当てを受けた者の氏名又は名称、	_()
( )は割当てを受けた新株予約権の	( )
<u>数</u>	(
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行す	
る場合の株式の発行価額	(円)
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	

- 1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第1号に規定する新 株予約権をいうものとし、株主総会又は取締役会における発行決議ごとに記載すること。
- 2 「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施 行規則第103条第2項第2号に規定する新株予約権をいう。
- 3 商法施行規則第 103 条第 2 項第 3 号に規定する新株予約権については、「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載すること。

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度 の末日までに退任した会社役員、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても 記載し、その旨を「その他」に記載すること。
- 2 当事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議 によって解任されたものを除く。) についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、 会社法第345条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の意見があったとき は、その意見の内容、及び同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の理 由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに 類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)及び兼職の状況(重要でな 17 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針 いものを除く。)を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに 類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載する こと。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査委員に就いている取締 役又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、 その事実を「その他」に記載すること。

#### (2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区分	報酬等	定款又は株主総会で定められた報 酬限度額
<u>取締役</u>		
会計参与		
監査役		
執 行 役		
<u>計</u>		

#### (記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 2 会社役員の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあつて は、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員の報 酬等の総額を記載すること。
- 3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 4 「報酬等」には、会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を 兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を 欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)。
- 5 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又 は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 6 当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方

現行

- 4 商法施行規則第 103 条第 2 項第 4 号に規定する新株予約権については、「現に発行してい る新株予約権」の表を準用し、同表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式 の発行価額」とあるのは「付与した者の総数」(単位については「名」)に改めて記載するこ と。
- 6 監査委員会の職務遂行のために必要な事項

#### (記載上の注意)

委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第104条第1号に規定する取締役会の決議の概 要を記載すること。

- (記載上の注意)

委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第104条第2号に規定する方針を記載すること。

8 会計監査人に対する報酬等

(単位:百万円)

	当行	「、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する
	报酬	等の合計額
うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計		
	室	
		うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

# (記載上の注意)

- 1 本表は、商法施行規則第2条第1項第 16 号に規定する連結特例規定適用会社である銀行 が記載すること。
- 2 非連結の子会社及び子法人等については除いて記載すること。

#### 9 その他

#### (記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

		改正後		現行
			ひびその方針の概要を記載すること。	
7 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要				
<u>しない。</u>	_			
3 社外役員に	関する事項			
	員の兼任その他	の状況		
氏 名		兼任その	)他の状況	
<u>(記載上の注</u>		. H = A + 1 + A + 1   H = 5		
		•	引じ。) の業務執行取締役、執行役、業務 D職務を行うべき者(他の会社が外国会	
			が服務を行うべき有(他の云社がが国会) おいて同じ。) 又は使用人であるときは、	
-		-	要でないものを除く。)を記載すること。	
			ているときは、その事実(重要でないも	
	(。) を記載する			
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			5第 13 条の 2 に規定する特定関係者をい スカーギー くけっかけ 第 700 条第 1 項の	
			<u>る社員若しくは会社法第 598 条第1項の</u> 等以内の親族その他これに準ずる者であ	
		\るときは、その事実を記		
	員の主な活動状			
<u>氏名</u>	<u>在任期間</u>	·	取締役会における発言その他の活動	
		<u>況</u>	<u>状況</u>	
/ 記載しる3	} <b>∸</b> `			
<u>(記載上の注</u>	<u>t 忌 丿</u>			

改正後 現行

- 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。
- 1 当該社外役員の意見により銀行の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更 されたときは、その内容(重要でないものを除く。)
- 2 銀行において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行(当該社外役員が 社外監査役である場合にあつては、不正な業務の執行)が行われた事実(重要でないも のを除く。)があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行つた行為及び 当該事実の発生後の対応として行つた行為の概要

## (3) 責任限定契約

<u>氏名</u>	責任限定契約の有無とその内容の概要

## (記載上の注意)

社外役員と銀行との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。) を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性 が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の 概要を記載すること。

## (4) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	銀行から受けている報酬等	銀行の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計		

- 1 銀行が、社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあつては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額を記載すること。
- 2 銀行の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「銀行からの報酬等」 の欄に括弧内書すること。
- 3 「銀行からの報酬等」には、社外役員が当該銀行の執行役又は支配人その他の使用人 を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人としての報酬等を含 み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書 すること。)
- 4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 「銀行の親会社等から受けている報酬等」については、銀行の親会社又は当該親会社 の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等その他の財産

改正後	現行

上の利益を受けているときは、当該財産上の利益の総額を記載すること。

(5) 社外役員の意見

氏 名	<u>社外役員の意見の内容</u>

# (記載上の注意)

「3.社外役員に関する事項」の (1) から (4) に掲げる内容に対して社外役員の意見があるときは、その意見の内容を記載すること。

## 4 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行する株式の総数千株発行済株式の総数千株

(2) 当年度末株主数

名

(3) 大 株 主

(0) /\ /\ /\ \					
株主の氏名又は	当行への出資状況				
<u>名称</u>	持株数等	<u>持株比率</u>			
	<u>千株</u>	9/	6		

- 1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数の 10 分の 1 以上の数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。
- 2 種類株式発行銀行(剰余金の配当その他の会社法第 108 条第1項各号に掲げる事項に ついて内容の異なる2以上の種類の株式を発行する銀行をいう。)にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 3 その他株式に関する重要な事項を記載すること。
- 5 当行の新株予約権等に関する事項
- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	改止後	
	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役		
(社外役員を除		
<u>&lt;.)</u>		
<u>社外取締役</u>		
会計参与及び監査		
<u>役</u>		

新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等		
の役員及び使用人		

## (記載上の注意)

- 1 使用人とは、当該銀行の役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該銀行の役員又は使用人を兼ねている 子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとす る。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

## 6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

現行

<u>当該事業年度に係る</u>	<u>そ の 他</u>
<u>報酬等</u>	
	<u>当該事業年度に係る</u> 報酬等

- <u>1</u> 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行の監査の職務 を行った指定社員(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の10の4に規定す る指定社員をいう。)の氏名を記載すること。
- 2 以下の事項を「その他」に記載すること。
  - 会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の

#### 業務をいう。) の内容

- 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項(銀行が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。)
- 会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項
- 3 <u>当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によって解任されたものを除く。)があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名または名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。</u>
  - 会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由
  - \_\_ 会社法第 345 条第 5 項において準用する同条第 1 項の意見があったときは、その意 見の内容
  - 会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由
- 4 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人である公認会計士又は監査法人に、当該銀行、子会社及び子法人等が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

#### (2) 責任限定契約

7-7 JC12100CJC	-
氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要

#### (記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

- (3) 会計監査人に関するその他の事項
  - イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
  - <u>口 会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより</u>
     <u>取締役会に与えられた権限の行使に関する方針</u>
  - 八 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

改正後	現行
7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針 (記載上の注意) 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合に は、会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。	
8 業務の適正を確保する体制	
(記載上の注意)	
以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容を記載	
すること。	
1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法	
施行規則第 98 条及び第 100 条に規定する体制 2 会社法施行規則第 112 条第 1 項に規定する体制	
2 <u>云代/広旭17 規則第 112 赤第 1 頃に規定する体制</u> 3 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社法施行規則第 112	
条第2項に規定する体制	
AND A MICHAEL OF THE	
9 会計参与に関する事項	
氏名又は名称 責任限定契約の有無とその内容の概要	
(記載上の注意)	
<u>へい戦工の注意                                    </u>	
によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場	
合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。	
10 その他	

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

## 別紙様式第9号の2(事業報告(特定取引勘定設置行用))パブリックコメント用

改正後 (参考)別紙様式第9号の2(第20条第1項関係)

 第 期
 年 月 日から

 年 月 日まで

#### (記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、 当該単位未満は切り捨てること。
- 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て 小数点第2位までを記載すること。
- 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
  - 子会社 銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。
  - 子会社等 銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。
- 子法人等 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。
- 関連法人等 銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう。
- 4 銀行が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結財務諸表の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」、「(2)財産及び損益の状況」「(3)使用人の状況」「(4)営業所の状況」及び「(5)設備投資の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当行の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。
- 5 公開会社でない銀行は、この様式中に定める記載事項のうち「1 当行の現況に関する事項」「2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項」「4 当行の株式に関する事項」「5 当行の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該銀行は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、業務報告書(銀行法施行規則別紙様式第3号の2。以下同じ。)に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。
- 1 当行の現況に関する事項
- (1) 事業の経過及び成果等

#### (記載上の注意)

- 1 銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその事業年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別)を記載すること。
- 2 銀行が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び 成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業 年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有して

(参考)別紙様式第9号の2(第20条第1項関係)

 第 期
 年 月 日から

 宣業報告書

現行

## (記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当 該単位未満は切り捨てること。
- 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 3 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 営業の概況」、「2 当行の現況」中「(3)従業員の状況」及び「(4)営業所の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行及び銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 営業の概況」中「(2)営業成績の推移」については、当該銀行に関する事項をも記載すること。

#### 1 営業の概況

#### (1) 営業の経過及び成果等

#### (記載上の注意)

- 1 銀行の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその営業年度における営業の経過及び 成果(主要な業務区分別)を記載すること。
- 2 銀行が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の営業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその営業年度における営業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別)対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

#### (2) 営業成績の推移

[銀行の状況について記載する場合]

(単位:億円)

			_			<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
預					金				
	定	期	性	預	金				
	そ		の		他				
貸		i	出		金				

いる場合には事業セグメント別) 対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

#### (2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位:億円)

_					<del></del>
		<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
預	金				
	定 期 性 預 金				
	そ の 他				
貸	出 金				
	個 人 向 け				
	中 小 企 業 向 け				
	そ の 他				
特	定取引資産				
	トレーディング資産)				
特	定取引負債				
	トレーディング負債 <u>)</u>				
有	価 証 券				
	国 債				
	そ の 他				
総	<u>資</u> 産				
内	国 為 替 取 扱 高				
外	国為替取扱高	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>
経	常 利 益	百万円	百万円	百万円	<u>百万円</u>
	又は経常損失)				
当	期純利益	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
	又は当期純損失)				
	<u>株当たりの当期純利益(又</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>
<u>は</u>	1株当たりの当期純損失)				
,	11世 Lの注音 /				

#### (記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。 なお、債券又は社債を発行する銀行は、債券と社債を区分して欄を設け、年度末残高を 記載すること。
- 2 特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産をいう。

特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特

	- 現	1 J		
個人向け				
中 小 企 業 向 け				
そ の 他				
特 定 取 引 資 産				
(トレーディング資産)				
特 定 取 引 負 債				
<u>(トレーディング負債)</u>				
有 価 証 券				
国 債				
<u>その他</u>				
総 資 産				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>
経 常 利 益	百万円	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
(又は経常損失)				
当期 純利益	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
(又は当期純損失)				
1株当たりの当期純利益(又は	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>
1株当たりの当期純損失)				
( AT +0 1 - 33 ++ 3				

租行

#### (記載上の注意)

- 1 預金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。 なお、債券を発行する銀行は、債券についても欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定 取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産をい う。

特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債をいう。

- 3 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向け を除く貸出しを記載すること。
- 4 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 5 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

## 〔企業集団の状況について記載する場合〕

#### イ 連結業績の推移

(単位:億円)

						<u>年度</u>	年度	<u>年度</u>	<u>年度</u>
連	結	経	常	収	益				

定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債をいう。

- 3 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向 けを除く貸出しを記載すること。
- 4 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 5 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 6 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 7 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 8 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたも のと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

## [企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:億円)

			_		<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
連	結 経	常	収	益				
連	結 経	常	利	益				
連	結 当	期純	,利	益				
連	結 純	資	産	額				
連	結	総	資	産				

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び当行の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該連結会計年度における過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方 針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度に係る定時株主総会において承認 又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

#### ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位:億円)

			_			<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
<u>預</u>					<u>金</u>				
	定	期	性	預	金				
	そ		の		他				

現行

連	結 経 常 利	益		
連	結 当 期 純 利	益		
連	結 純 資 産	額		
連	結 総 資	産		

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び当行の営業成績の推移」とすること。
- 2 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

#### ロ 単体業績の推移

(単位:億円)

		年度	年度	年度	年度
預	金	-			
	定期性預金				
	そ の 他				
貸	出 金				
	個 人 向 け				
	中 小 企 業 向 け				
	そ の 他				
特	定取引資産				
<u>(</u>	<u> レーディング資産)</u>				
特	定取引負債				
<u>(</u>	· レーディング負債)				
有					
	国 債				
	そ の 他				
総	<u>資</u> 産				
<u>内</u>	国 為 替 取 扱 高				
外	国為替取扱高	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>
経	常利益	百万円	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	百万円
	又 は 経 常 損 失 )				
当	期純利益	百万円	百万円	百万円	百万円
	又は当期純損失)				
	当たりの当期純利益(又は	円 銭	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	円 銭
1株	当たりの当期純損失)				

- 1 預金、貸出金、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。 なお、債券を発行する銀行は、債券についても欄を設け、年度末残高を記載すること。
- 2 特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特定

	改立	E後		
貸 出 金				
個人向け				
中 小 企 業 向 け				
そ の 他				
特 定 取 引 資 産				
<u>(トレーディング資産)</u>				
特 定 取 引 負 債				
<u>(トレーディング負債)</u>				
有				
国 債				
そ の 他				
<u>総</u>				
内 国 為 替 取 扱 高				
外 国 為 替 取 扱 高	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>	<u>百万ドル</u>
経 常 利 益	百万円	百万円	<u>百万円</u>	百万円
(又は経常損失)				
当期 純利益	百万円	百万円	<u>百万円</u>	百万円
(又は当期純損失)				
1株当たりの当期純利益(又	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	円 銭
は1株当たりの当期純損失)				

- 1 預金、貸出金、商品有価証券、有価証券及び総資産は、年度末残高を記載すること。 なお、債券又は社債を発行する銀行は、債券と社債を区分して欄を設け、年度末残高を 記載すること。
- 2 特定取引資産(トレーディング資産)とは、商品有価証券、商品有価証券派生商品、特 定取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産 をいう。

特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特 定取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債 をいう。

- 3 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向 けを除く貸出しを記載すること。
- 4 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 5 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 6 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 7 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 8 <u>当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表</u> <u>損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その</u> 他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたも

現行

取引有価証券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引資産をいう。

特定取引負債(トレーディング負債)とは、売付商品債券、商品有価証券派生商品、特定 取引売付債券、特定取引有価証券派生商品、特定金融派生商品、その他の特定取引負債をい う。

- 3 貸出金のうち個人向けは、海外支店貸出、特別国際金融取引勘定貸出及び個人事業主向け を除く貸出しを記載すること。
- 4 貸出金のうち中小企業向けは、海外支店貸出及び特別国際金融取引勘定貸出を除き、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に対する貸出しを記載すること。
- 5 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 6 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- (3) 決算期後に生じた当行の状況に関する重要な事実

#### (記載上の注意)

企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「(3)決算期後に生じた当企業 集団の状況に関する重要な事実」とすること。

# 2 当行の現況

(1) 資本金の推移

(単位:百万円)

	<u>当 年 度 末</u>	前 年 度 末
<u>資 本 金</u>		

#### (記載上の注意)

増資又は減資があつた場合は、その概要を欄外に注記すること。

# (2) 株式の状況

イ株式数

発行する株式の総数千株発行済株式の総数千株

口 当年度末株主数

名

# 八大株主

株主名	<u>当行への</u>	出資状況	当行の大株主への出資状況		
<u> </u>	<u>持 株 数</u>	持株比率	<u>持 株 数</u>	持株比率	
	<u>千株</u>	<u>%</u>	<u>千株</u>	<u>%</u>	

のと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

## (3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

						当	年	度	末	前	年	度	末
使		用	人		数				人				人
平		均	年		齢			年	月			年	月
平	均	勤	続	年	数			年	月			年	月
平	均	給	与	月	額				<u>千円</u>				千円

		当	年	度	末	前	年	度	末
			<u>〇〇部門</u>		部門		○○部門		部門
使 用	人数		人		人		人		人

#### (記載上の注意)

- 1 使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。
- 2 適宜欄を設け、使用人数(就業者数で可)を主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

# [企業集団の状況について記載する場合]

	当 年	度末	前 年	度末
	<u>銀 行 業</u>	・・・事業	<u>銀 行 業</u>	<u>・・・事業</u>
使 用 人 数	人	人	人	人

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(3)企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- 3 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。

#### (4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

## イ 営業所数の推移

<u>当</u>	ŧ	度	末	前	年		度	末
	店	うちと	出張所			店	うち	出張所
	_(					_(		
	_(		)			_(		
	_(		)			_(		)_
	_(					_(		)_

#### 現行

#### (記載上の注意)

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

ニ 自己株式の取得、処分及び保有

#### (記載上の注意)

次の事項を記載すること。

- 1 営業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額
- 2 営業年度中に特定の者から買い受けた自己株式(商法第204条/3第1項(同法第204条/5第1項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第210条第1項の決議に基づき買い受けたものに限る。)についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号
- 3 営業年度中に商法第 211 条 / 3 第 1 項の決議により買い受けた自己株式(同法第 211 条 / 3 第 1 項第 1 号の子会社から買い受けたものを除く。) については同法第 211 条 / 3 第 4 項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
- 4 営業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額
- 5 営業年度中に株式失効の手続をした自己株式についてはその種類及び数
- 6 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

#### (3) 従業員の状況

「銀行の状況について記載する場合)

						当	年	度	<u>末</u>	前	年	度	末
従		業	員		数				人				人
平		均	年		龄			<u>年</u>	月			年	月
平	均	勤	続	年	数			<u>年</u>	月			<u>年</u>	月
平	均	給	与	月	額				<u>千円</u>				<u>千円</u>

# <u>(記載上</u>の注意)

従業員は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。

#### [企業集団の状況について記載する場合]

			当	年	度	未	前	年	度	末
		/	銀	行 業	<u>•</u>	・・事業	銀	行 業		・事業
従 業	員	数			人	人		人		人

#### (記載上の注意)

- <u>1</u> 表題を「(3)企業集団の従業員の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、銀行、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の従業 員数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には 主要な業務区分別)に記載すること。
- <u>3</u> 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載する <u>こと。</u>

# (4) 営業所の状況

# 改正後 国内計 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) 海外計 ( ) ( ) 合計 ( ) ( ) 旦当年度新設営業所 所在地

## (記載上の注意)

- 1 銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。
- 2 「営業所数の推移」については、適宜地区別に区分して記載すること。
- 3 駐在員事務所については、欄外に注記すること。
- 4 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に記載すること。

## ハ 銀行代理業者数の推移

<u>当年度末</u>	<u>前年度末</u>

## 二 当年度新規銀行代理業者

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行業以外の主要業務

#### (記載上の注意)

当年度に新規に許可を受けた銀行代理業者について記載すること。

#### ホ 銀行代理業者の営む営業所数又は事務所数の推移

	当	年	度	末	前	年	度	末
<u>合</u> 計								

#### (記載上の注意)

適宜地区別に区分して記載すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

## イ 営業所数の推移

	_								
		当	年	度	末	前	年	度	末
				店 う?	5出張所			店 うち	出張所
				_(				_(	
				_(				_(	
国内	計								
				_(				_(	
海	外								
<u>合</u>	計								

現行

#### (記載上の注意)

- 1 適宜地区別に区分して記載すること。
- 2 駐在員事務所及び代理店については、欄外に注記すること。

## 口 当年度新設営業所

営業所名	<u>所 在 地</u>

#### (記載上の注意)

駐在員事務所及び代理店については、欄外に注記すること。

[企業集団の状況について記載する場合]

## イ 銀行業

# 口 ・・・事業

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(4)企業集団の主要な営業所の状況」とすること。
- 2 銀行業の記載にあたっては、主要な営業所及び営業所数を適宜地区別に区分して記載する。

なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。

3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたっては、適宜項目(ロ、ハ、二等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名とその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること。

## イ 銀行業

# 口 ・・・事業

## (記載上の注意)

- 1 表題を「(4)企業集団の主要な営業所の状況」とすること。
- 2 銀行業の記載にあたっては、当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数並びに銀行代 理業者の営む主要な営業所又は事務所及び営業所数又は事務所数を記載する。

なお、前年度末の営業所数又は事務所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。

- 3 銀行業以外のその他の事業の記載にあたつては、適宜項目(ロ、ハ、二等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。
- (5) 設備投資の状況

[銀行の状況について記載する場合]

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

# 設備投資の総額

#### (記載上の注意)

- 1 当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。

#### ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金 額

- 1 <u>当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び</u> 金額を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはその内容を記載すること。
- 2 主要な業務区分別(区別することが困難である場合を除く。)に、記載すること。

#### [企業集団の状況について記載する場合]

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(5)企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 3 <u>当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び</u> 金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却につ

現行

# (5) 重要な子会社等

<u>会社名</u>	<u>所在地</u>	<u>主要業務</u> <u>内容</u>	設立年月日	<u>資本金</u>	<u>当行議決権</u> <u>比率</u>	<u>その他</u>
				<u>百万円</u>	<u>%</u>	

## (記載上の注意)

- 1 銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。

3 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役) (年度末現在)

地 位	氏 名	担当又は主な職業

#### (記載上の注意)

当年度中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。

4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する報酬その他の 職務遂行の対価 (単位:百万円)

区分	報酬その他の職務遂行の対価であ る財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬 限度額
取締役		
監査役		
<u>計</u>		

- <u>1</u> 本表は、商法第 266 条第 12 項(同条第 18 項の規定を読み替えて適用するこの規定を同法 第 280 条第 1 項において準用する場合を含む。)又は同法第 266 条第 19 項の定款の定めをし た銀行が記載する。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を 兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載す ること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)。
- 4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する退職慰労

いてはその内容を記載すること。

4 事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別) に記載すること。

#### (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### イ 親会社の状況

<u>会社名</u>	<u>所在地</u>	<u>主要業務</u> <u>内容</u>	<u>設立年月</u> <u>日</u>	<u>資本金</u>	<u>親会社が有</u> する当行の 議決権比率	<u>その他</u>	
				<u>百万円</u>	<u>%</u>		

# 口 子会社等の状況

2	<u>会社名</u>	所在地	主要業務	<u>設立年月</u> 旦	<u>資本金</u>	当行が 有する 子会社等の 議決権比率	<u>その他</u>
					<u>百万円</u>	<u>%</u>	

#### (記載上の注意)

- 1 親会社及び銀行法第 14 条の 2 第 2 号に規定する子会社等のうち、重要なものについて 記載すること。
- 2 重要な業務提携の概況を付記すること。

#### (7) 事業譲渡等の状況

<u> </u>	
事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

## (記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

- 1 重要な事業譲渡
- 2 他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該銀行が存続するものに限る。)を 含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なも の

現行

金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役)とを区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

## 5 新株予約権の状況

〔現に発行している新株予約権〕

CONTENDED CO. CONTENT MATER	
新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行す	
る場合の株式の発行価額	<u>(円)</u>

## 〔営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

割当てを受けた者の氏名又は名称、	(
( )は割当てを受けた新株予約権の	_()_
<u>数</u>	_()_
	<u></u>
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行す	
る場合の株式の発行価額	<u>(円)</u>
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	
	•

#### (記載上の注意)

- 1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第1号に規定する新 株予約権をいうものとし、株主総会又は取締役会における発行決議ごとに記載すること。
- 2 「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施 行規則第103条第2項第2号に規定する新株予約権をいう。
- 3 商法施行規則第 103 条第 2 項第 3 号に規定する新株予約権については、「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載すること。
- 4 商法施行規則第 103 条第 2 項第 4 号に規定する新株予約権については、「現に発行している新株予約権」の表を準用し、同表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額」とあるのは「付与した者の総数」(単位については「名」)に改めて記載すること。

#### 6 監査委員会の職務遂行のために必要な事項

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

(記載上の注意)

- 1 その他銀行の現況に関する重要な事項を記載すること。
- 2 当行の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況 │ 7 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針 に関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。
- 2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項
- (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

			(   及外兆日)
<u>氏名</u>	地位及び担当	重要な兼職	そ の 他

## (記載上の注意)

- 1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の 末日までに退任した会社役員、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても記載 し、その旨を「その他」に記載すること。
- 2 当事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議に よって解任されたものを除く。) についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会 9 その他 社法第345条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の意見があったときは、 その意見の内容、及び同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の理由が あるときは、その理由を「その他」に記載すること。
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類 する者であるときはその事実(重要でないものを除く。) 及び兼職の状況(重要でないも のを除く。)を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類す る者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査委員に就いている取締役 又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その 事実を「その他」に記載すること。
- (2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区分	報 酬 等	定款又は株主総会で定められた報 酬限度額
取締役		
会計参与		

現行

委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第104条第1号に規定する取締役会の決議の概要 を記載すること。

(記載上の注意)

委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第104条第2号に規定する方針を記載すること。

8 会計監査人に対する報酬等

(単位:百万円)

当	<u>行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する</u>	
報	酬等の合計額	
	うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計	
	<u>額</u>	
	うち当行が支払うべき会計監査人としての報酬等の額	

## (記載上の注意)

- 1 本表は、商法施行規則第2条第1項第16号に規定する連結特例規定適用会社である銀行が 記載すること。
- 2 非連結の子会社及び子法人等については除いて記載すること。

#### (記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

L	以正按			
	監査役			
	<u>執 行 役</u>			
	註			

77.丁%

## (記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 2 会社役員の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあつて は、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員の報酬 等の総額を記載すること。
- 3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 4 「報酬等」には、会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行の支配人その他の使用人を 兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄 外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)。
- 5 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は 執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- <u>6</u> 当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方 針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。
- <u>7</u> 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

#### 3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

7.7 J=++ 18454 + 41441 = - + 18 + 18464				
氏 名	兼任その他の状況			

#### (記載上の注意)

- 1 社外役員が他の会社(外国会社を含む。以下同じ。)の業務執行取締役、執行役、業務 を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者(他の会社が外国会社 である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。)又は使用人であるときは、そ の事実、及び銀行と当該他の会社との関係(重要でないものを除く。)を記載すること。
- <u>2</u> 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実(重要でないものを除く。)を記載すること。
- 3 社外役員が銀行又は銀行の特定関係者(銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の 職務を行なうべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である ことを銀行が知っているときは、その事実を記載すること。

#### 現行

改正後					現行
<u>(2)</u> 社外役員(	(2) 社外役員の主な活動状況				
<u>氏名</u>	在任期間	取締役会への出席状	取締役会に	おける発言その他の活動	
		<u>況</u>	<u>状況</u>		
(記載上の注意					
·		言その他の活動状況」には			
				他の事項に係る決定が変更	
·		<u> </u>			
				8の執行( 当該社外役員が社	
<u></u>				<u>た事実(重要でないものを</u>	
<u>除く。) が</u> る	<u>あるときは、</u>	各社外役員が当該事実の	発生の予防の	<u>ために行つた行為及び当該</u>	
事実の発生後の対応として行つた行為の概要					
(3) 責任限定					
<u>氏名</u>	責任	限定契約の有無とその内	容の概要		
(記載上の注意	<u> </u>				
				の契約をいう。以下同じ。)	
を締結してい	を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が				
損なわれない	ようにするた	こめの措置を講じている <sup>±</sup>	易合にあつてに	 は、その内容を含む。) の概	
要を記載すること。				-	

<u>(単位:百万円)</u>

銀行から受けている報酬等 銀行の親会社等から受けている報酬等

(4) 社外役員に対する報酬等

改正後	現行
報酬等の合計	
<u>(記載上の注意</u> )	
1 銀行が、社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることと	
する場合にあつては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他	
の社外役員の報酬等の総額を記載すること。_	
2 銀行の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「銀行からの報酬等」	
の欄に括弧内書すること。_	
3 「銀行からの報酬等」には、社外役員が当該銀行の執行役又は支配人その他の使用人を	
兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当	-
<u>該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書するこ</u>	
と.)	
4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分し	
てそれぞれ金額を記載すること。	
<u>5 「銀行の親会社等から受けている報酬等」については、銀行の親会社又は当該親会社の</u>	•
子会社若しくは子法人等から当該事業年度において役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けているときは、当該財産上の利益の総額を記載すること。	
<u>の利益を受けているとさは、当該別産工の利益の総額を記載すること。</u>	
(5) 社外役員の意見	
氏名  社外役員の意見の内容	
<u> </u>	
(*7#1.6\phi.)	
<u>(記載上の注意)</u>   「3.社外役員に関する事項」の(1)から(4)に掲げる内容に対して社外役員の意見がある	
<u>ことは、その息先の内台を心戦すること。</u>	
   4 当行の株式に関する事項	
1) 株式数 発行する株式の総数 千株	
<u>(2)</u> 当年度末株主数 名	
(3) 大 株 主	
株主の氏名又は 当行への出資状況	
<u> </u>	
<u>千株</u> <u>%</u>	

改正後		現行	

- 1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数の10分の1以上の 数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。
- 2 種類株式発行銀行(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する銀行をいう。)にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 3 その他株式に関する重要な事項を記載すること。

## 5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役	331 PH 3 M31E 3 37 3 E 3 PM	371 PT 3 M3 IE 3 C 13 7 G H 497 (AA
(社外役員を除		
<u>&lt;.)</u>		
<u>社外取締役</u>		
会計参与及び監査		
<u>役</u>		

# (記載上の注意)

新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等		
の役員及び使用人		

## (記載上の注意)

- 1 使用人とは、当該銀行の役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該銀行の役員又は使用人を兼ねている子 会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうものとする。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

## 6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

改正後			現行
氏名又は名称	当該事業年度に係る	その他	
	<u>報酬等</u>		
(記載上の注意)			
<u>1</u> 会計監査人が監	<u>、査法人である場合は、当該監査</u>	法人の名称及び当該銀行の監査の職務を	
<u>行った指定社員(</u>	公認会計士法(昭和 23 年法律	第 103 号 ) 第 34 条の 10 の 4 に規定する	
	)の氏名を記載すること。		
	その他」に記載すること。		
		認会計士法第2条第1項の業務以外の業	
務をいう。) の	<del></del>		
		を受けた者である場合における当該処分	
		<u> 『であるものと判断した事項に限る。)</u>	
		上期間を経過しない者であるときは、当該	
処分に係る事項			
		<u> それた会計監査人(株主総会の決議によ</u>	
	5のを味く。) かのるこさは、・氏 の他 」に次に掲げる事項を記載	:名又は名称」に当該会計監査人の氏名ま	
	<u>の他」に次に拘ける事項を記載</u> ) 条第3項の理由があるときは、		
会社法第 345 条第 5 項において準用する同条第 1 項の意見があったときは、その意見 の内容			
<u>の内台</u> 会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由			
4 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人である公認			
		法人等が支払うべき金銭その他の財産上	
		の額は当該事業年度に係る連結損益計算	
書に計上すべきものに限る。			
	<u> </u>		
(2) 責任限定契約			
氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内	容の概要	

<b>收正後</b>	<b>見行</b>

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて当該会計 監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、 その内容を含む。)の概要を記載すること。

## (3) 会計監査人に関するその他の事項

- イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
- 口 会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより 取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
- 八 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第16条の2第5項に規定する外国公認会計士を含む。)又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実
- 7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

#### (記載上の注意)

財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。

#### 8 業務の適正を確保する体制

(記載上の注意)

以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容を記載すること。

- 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法 施行規則第 98 条及び第 100 条に規定する体制
- 2 会社法施行規則第112条第1項に規定する体制
- 3 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社法施行規則第 112 条第 2 項に規定する体制

## 9 会計参与に関する事項

氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要

## (記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあっては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

改正後	現行
10 その他 (記載上の注意) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。	

					別細	様式第 10 号	弓(附属明紅	暗)パブリッ	ノクコメント	·用					
			改正後								現	!行			
(参考)別紙様式第	10号(第	20 条第 2	項関係)					(参考)別約	低樣式第 10	号 (第 20 条	第2項関係)	)_			
第_	期	<b>生</b>	月		<u>村属明細書</u>				<u>第</u>	期	年 月 年 月	<u>日から</u> 日まで	_附属明細書	**************************************	
<u>年月日</u> 年月日	<u>作成</u> 備付				<u>住所</u> 株式会 代表取	<u>社</u> 締役 氏 f	<u>銀行</u> 名 印	<u>年</u> 月 年 月	<u>日 日作后</u> 日 日備作				住所 株式: 代表:	会社 取締役 氏	<u>銀行</u> 名 印
(記載上の注意) 1 委員会設置会 ること。 2 この様式中に 該単位未満は切り 3 この様式中に 数点第2位までを	記載する3 り捨てるこ 記載する4	金額、件数 こと。 構成比率、	及び株数は	、この様式	中で指定さ	れた単位で	記載し、当	すること 2 この 該単位オ 3 このも	会等設置会社 <u>:。</u> 様式中に記載 様式中に記載 様式中に記載	載する金額、 でること。	件数及び株数 率、増減率 <sup>-</sup>	数は、この様	式中で指定	表執行役」に された単位で 第3位以下を	記載し、当
<u>1</u> 計算書類に関す	る事項							<u>1</u> 資本金、	資本剰余金	全及び利益剰:	余金			(単位	: 百万円)
(1) 有形固定資産	全及び無形 しんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	固定資産				(単位	: 百万円)	X	分	当 期 首	<u> 残</u> 高	当 期 末	<b>残</b> 高	当期増減	( )高
資産の種類	<u>当期首</u> 残高	<u>当期</u> 増加額	<u>当期</u> 減少額	<u>当期</u> 償却額	<u>期末</u> 帳簿価額	減価償却 累計額	<u>償却</u> 累計率	<u>(発行》</u> 資 本			<u> </u>		<u> </u>		<u> 千株)</u>
<u>有形固定資産</u>							%	新 株 式	払 込 金						
<u>建物</u>								資 本 乗	1 余金						
<u>土地</u>								資本	準備金						
建設仮勘定								<u>その他資</u>	<u>資本剰余金</u>						
その他の有形								<u>利 益 乗</u>	計 余 金						
固定資産								利 益	準備金						
有形固定資産計								任 意	積 立 金						
<u>無形固定資産</u>   <u>ソフトウェア</u>									勿動産					( 単位	: 百万円)
<u>のれん</u>									<u>当期首</u>	<u>当期</u>	当期	当期	当期末	賞却	貸却
<u>保証金権利金</u>								種 類	残 高	増加高	減少高	量	<u>コポホ</u>   残 高	累計額	累計率
その他の無形								土地	<u> </u>	<u> </u>		Tes -01- HV	7.54 1-3	ZOBIHA.	% %
固定資産								建物							
無形固定資産計								動 産							

			 改正後									 !行				
	音 /						計					T				
		は、重要性に	広じて適宜区	公して記載す	スニレ		<u>  </u> (記載上の	(注章 )								
						′、「当期末残高 」			_	13日生の4	≻右1十 「	胡浦小草	. の櫻に任3	「内聿レー	ア 記言	載し、「当期
		の金額を記載				八				損損失控制				M内盲CU	Cili	製し、 ヨ舠
<u>Vノ1財1み/収</u>	<u>加克拉克人工体及</u>	り 並 領 で 心 戦	9 0 C C.											⇒対対の◆⇒	上方百ヶ	割合を記載
(2) 引当会	<b>~</b>				( ¥	单位:百万円)				以付削領に	X) 9 の 順7	<b>卯糸</b> 司	- 减惧惧大系	可領の口言	门領り	刮口で記戦
	<u>E</u>		工 抽:	 咸少額			9 1	ること。	_							
区分	当期首残高	当期増加額			当期末残高	計上理由及	つ 次立につ	×÷π≐	71 <b>-</b> 711'	フ +ロ /ロ <del>/</del> 矢				,	, 34 / <del>5</del>	<del>.</del>
			<u>目的使用</u>	<u>その他</u>		び算定方法	3 資産につ				フ 次	**	+ロ/ロ+年1-			<u>::百万円)</u>
貸倒引当金										<u>, て い</u>			<u> </u>			ている債務
							<u>種</u>	<u>類</u>	期末	残高	│ <u>担 保 桶</u>	の種類	<u>内</u>	<u> </u>	期	末 残 高
							合	計								
計																
(記載上の	 注音)						<u>4</u> リース賞									
		法については	貸借対昭表	に注記したま	のを省略する	ことができる。	<u>資</u> 産	の	種 類	<u> </u>		資 産	の	<u> </u>		
#1-2-2	.m/20 4+/C/3	7210 2 7 7 6 10.5	- JEIHNJMIN	10/110 0 /C C		<u> </u>										
(3) 営業組	<b>圣</b> 費				(	<u> 単位:百万円)</u>										
X EXAM		<u>}</u>	金		 額	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1										
給料		<u>-</u> 当	<u> 111</u>		HA		<u>(記載上の</u>	注意)	_							
							重要で	ないも	のについ	ハては一括	記載する	ことができ	る。			
		<u>え</u> 鬼 夏					5 引当金							_(	(単位	<u>::百万円)</u>
	· 資産償去						区分	144	首残高	   当期増加	安百	当期減少	少額	) · 当期末残	-	<u>計上理由及</u>
		_							目戊同	<u>         </u>	且的	使用 -	その他	当期不%		び算定方法
	機械賃借料						貸倒引当金									
消 耗		<u> </u>														
		<u>\$</u>														
旅		<u> </u>					計									
		1					(記載上の	 )注意)								
	宣伝								_	法について	は、貸借さ	付昭表に注	記したもの	を省略する	ること	ができる。
	付金・交際貿	_					<u>H1-11-2</u>	- ш / С	3+ NC/31	410-7.0	10.( )(11/	.3/// 5(1-72	-40 0 / C 0 42	<u>C [] ( [] ) (</u>		
租税	公言						6 子会社等	が有す	る当行の	の株式数						
そ	<u>の</u> f	<u>t</u>					会	社	名	171.2022		保有す	る当行	の株式	数	
	註							1-				<u> </u>	<u> </u>	1017	^^	
(記載上の	注意)															<u> </u>
監査役(	委員会設置会	社にあつては	、監査委員)	が監査をする	について、参	<u>考となるように</u>										
記載するこ	٤															

#### (4) その他の重要な事項

#### (記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

#### 2 事業報告に関する事項

#### (1) 会社役員の兼務の状況

X	分	氏	名	兼務会社名	役	職	摘	要

#### (記載上の注意)

- 1 本表における会社役員とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。
- 2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、 又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを 除く。)を記載すること。また、銀行法第7条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受け ている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- 3 監査役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社 法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを除く。)を 記載すること。
- 4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2)	当行と会社役員	(Vは支配株主)	との利益が相反する取引

(単位:百万円)

<u>役名</u>	<u>氏名</u>	職業	貸出金 残高	<u>当期増減</u> <u>( )高</u>	<u>債務の保証</u> 又は裏書	<u>当期増減</u> ( )高

#### (記載上の注意)

- 1 第三者との取引であって、銀行と会社役員又は支配株主との利益が相反する重要な取引に ついて記載すること。銀行と会社役員との利益が相反するものについては、当該会社役員の 役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の取引額を行 を改めて記載すること。
- 2 支配株主とは、銀行の総株主の議決権の過半数を有する株主(銀行の親会社を含む。)をい う。ただし、この場合の議決権には、役員の選任及び定款の変更に関する議案の全部につき 株主総会において議決権を行使することができない株式に係る議決権の数を除く。

計

#### (記載上の注意)

銀行法第2条第8項に規定する子会社並びに銀行が総株主の議決権の4分の1を超える議 決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子 会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載する ことができる。

現行

#### 7 子会社等に対する出資

(単位:百万円)

			当	期	首	残	高	<u>当</u>	期	末	残	高	<u>当期増咸(</u> )
<u>会</u>	社	名	議決	<u> </u>	取得原価	帳簿	価額	議決	<u> </u>	取得原価	帳簿	価額	高()は
													<u>議決権数</u>
													( )
													( )
													( )
	註												()

#### (記載上の注意)

- 1 銀行法第2条第8項に規定する子会社並びに銀行が総株主の議決権の4分の1を超える 議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社 (子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記 載することができる。
- 2 当期増減高は、取得原価について記載すること。
- 3 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。
- 4 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、銀行法第2条第8項に規定する子会社についての記載を省略できるものとする。

#### 8 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)との間の取引

<u>(単位:百万円)</u>

<u>役名</u>	<u>氏名</u>	<u>職業</u>	貸出金	当期増減 <u>()高</u>	<u>債務の保証</u> <u>又は裏書</u>	当期増減 <u>()高</u>

- 1 取締役、執行役又は監査役との間の取引(これらの者が第三者のためにするものを含む。) 及び第三者との間の取引で銀行と取締役、執行役又は監査役との利益が相反するものにつ いて記載すること。
- 2 貸出金については、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保

- 3 貸出金については、総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保と された預金の額を超えないものに限る。)を除いて記載すること。
- (3) その他の重要な事項

#### (記載上の注意)

その他事業報告の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

現行

- とされた預金の額を超えないものに限る。) を除いて記載すること。
- 3 取締役、執行役又は監査役が第三者のためにする取引及び第三者との間の取引で銀行と 取締役、執行役又は監査役との利益が相反するものについては、当該取締役、執行役又は 監査役の役名及び氏名を掲記し、その下に当該第三者の氏名又は名称及びその者との間の 取引額を行を改めて記載すること。
- 9 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する報酬その他の職務遂行の対価 (単位:百万円)

$\nabla$ $\triangle$	報酬その他の職務遂行の対価であ	定款又は株主総会で定められた報酬
	る財産上の利益	限度額
取締役		
監 査 役		
<u>計</u>		

#### <u>(記載上の注意)</u>

- <u>1</u> 商法施行規則第 103 条第 1 項第 10 号又は第 104 条第 3 号により、本表を営業報告書に記載した場合には作成を要しない。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人 を兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記 載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)。
- 4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する退職慰 労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役と 執行役)とを区分してそれぞれ金額を記載すること。
- <u>5</u> 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

#### 10 担保として取得している自己株式及び親会社株式

(単位:株)

区分	株 式	数	理由

#### 11 子会社に対する金銭債権

(単位:百万円)

<u>子 会 社 名</u>	<u>当期首残高</u>	<u>当期末残高</u>	当期増減()高
<u>計</u>			

#### (記載上の注意)

1 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないもの

 現行
については一括記載することができる。
2 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合
には、本表の記載を省略できるものとする。
12 子会社に対する金銭債務 (単位:百万円)
子 会 社 名 当 期 首 残 高 当 期 末 残 高 当期増減( )高
計
(記載上の注意)
1 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないもの
については一括記載することができる。 2. 知行が充法施行規則第2条第1項第 17 号に規定する連結計算書籍作成会社である場合
2 銀行が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合 には、本表の記載を省略できるものとする。
icid、 学ないid 型面 CC ももいとする。
13 子会社との取引 (単位:百万円)
子 会 社 名 収 益 総 額 費 用 総 額 摘
計
1 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないもの
については一括記載することができる。
2 銀行が商法施行規則第2条第1項第 17 号に規定する連結計算書類作成会社である場合
には、本表の記載を省略できるものとする。
14 即位仍及党际本仍(手具人体的黑人制造中央之际,即位仍及党制的
14 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の兼務
区     分     氏     名     兼務会社名     役     職     摘       B     6     40
取 締 役
監査役
<u>(記載上の注意)</u> 1 取締役又は執行役については、銀行法第7条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可?
<u>ー 取締役又は執行役については、載行法第7法第1項の規定に基づさ金融庁長官の総当で</u> 受けた者のほか、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況(重要でないものを除く。
を記載すること。
<u>2</u> 監査役については、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況(重要でないものを関

改正後	現行
	く。) を記載すること。 3 兼務する他の会社が金融業を行っている場合は、その旨を摘要欄に付記すること。 4 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。
	15 営業経費     (単位:百万円)       区 分 金 額       給 料 ・ 手 当
	退職給付費用       福利厚生費       減価償却費
	土地建物機械賃借料       営 繕 費       消 耗 品 費
	給水光熱費       旅費       通信費
	広     告     宣     伝       諸会費・寄付金・交際費       租     税     公
	そ     の       計       (記載上の注意)       監査役(委員会等設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるよ
	うに記載すること。  16 会計方針の変更理由 (記載上の注意) 貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の 理由を記載すること。
	17 その他 (記載上の注意) その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

# 別紙様式第11号(中間業務報告書(銀行持株会社用))パブリックコメント用

Suppose that we will be a second to the seco	な古書(取1.174休去社用)) バノリッソコメノト用
改正後	現行
(参考)別紙様式第11号(第34条の24第1項関係) (日本工業規)	格 A 4 ) (参考)別紙様式第 11 号(第 34 条の 24 第 1 項関係) (日本工業規格 A 4)
中間業務報告書       第期中     年月日から 年月日まで       銀行持株会社名	中間業務報告書       第期中     年月日から 年月日まで 銀行持株会社名
<u>年</u>	月 日 年 月 日
金融庁長官 殿 住 所 会 社 名 代表取締役 氏 名 印 年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します	金融庁長官     殿       住     所       会     社     名       代表取締役     氏     名     印
<u>国</u> 次	<u>国</u> 次
第1 中間事業概況書  1 事業の概要 2 子会社等の状況 3 会社役員及び職員の増減 4 株主の状況 5 連結自己資本比率の状況 第2 中間連結財務諸表 1 中間連結財務諸表 2 中間連結財務諸表の作成方針 2 中間連結貸借対照表 3 中間連結損益計算書 4 中間連結構益計算書 5 中間連結キャッシュ・フロー計算書 (記載上の注意) 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めること。 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記該単位未満は切り捨てること。	2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当

- 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数点第2位までを記載すること。
- 4 この様式中の注記事項のうち、事業報告書(銀行法施行規則別紙様式第 14 号)に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該注記の記載を省略できるものとする。

 第1 第 期中
 年 月 日から

 年 月 日まで
 中間事業概況

#### 1 事業の概要

(記載上の注意)

銀行持株会社について、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等(銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に係る事業の状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

#### 2 子会社等の状況

#### (1) 子会社等数の増減

			<u>前</u>	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(	)
子	会	社												
子	法人	等												
関	連法人	等												
合		計												

#### (記載上の注意)

「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令第4条第2項に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行令第4条第3項に規定する関連法人等をいう(以下同じ。)。

- (2) 銀行持株会社グループの事業系統図
- (3) 子会社等の概況

会社名	所在地	認可又 は届出 年月日	資本金 又は出 資金	<u>事業の</u> 内容	議決権に 対する当 社の所有 割合	役員の 兼任等	議決権に対する当 社及び他の子会社 等の所有割合
-----	-----	-------------------	------------------	------------------	----------------------------	------------	--------------------------------

現行

数点第2位までを記載すること。

 第1 第 期中
 年 月 日から

 年 月 日まで
 中間営業概況

#### 1 営業の概要

(記載上の注意)

銀行持株会社について、主要勘定の増減の事由その他業務の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等(銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に係る営業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

#### 2 子会社等の状況

#### (1) 子会社等数の増減

	前 期 :	15 当 中	間期末	増 減()
子 会 社				
子 法 人 等				
関連法人等				
合 計				

#### (記載上の注意)

「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いた ものを、「関連法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第2号に規定する関連法人等をいう (以下同じ。)。

#### (2) 銀行持株会社グループの事業系統図

#### (3) 子会社等の概況

<u>会社名</u>	<u>所在地</u>	認可又 は届出 年月日	<u>資本金</u> 又は出 資金	<u>事業の</u> 内容	議決権に 対する当 社の所有 割合	<u>役員の</u> 兼任等	議決権に対する当 社及び他の子会社 等の所有割合
------------	------------	-------------------	-------------------------	------------------	----------------------------	-------------------	--------------------------------

改正後										
			百万円		<u>%</u>		9	6		

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第52条の23第3項の規定に基づ く金融庁長官の認可年月日又は同法第53条第3項第3号の規定に基づく金融庁長官への届 出年月日を記載すること。

## (4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は売上 高	経常利益	<u>中間純</u> 利 益	<u>総資産</u>	<u>純資産額</u>	当社への 中間配当 額
		<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	百万円	百万円	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>

#### (記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- <u>2</u> 「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を 記載すること。

#### (5) 子会社の収入の状況

<u>会社名</u>	業務の内容	当該業務に係			当社の子会社
		<u>る期中総収入</u>	当社及びその		<u>である銀行</u>
			子会社並びに	当社及びその	<u>等、証券専門</u>
			<u>その他の金融</u>	子会社からの	会社又は保険
			機関等からの	収入及び期中	会社等からの
			収入及び期中	総収入に占め	収入の有無
			総収入に占め	る当該収入の	
			る当該収入の	<u>比率</u>	
			<u>比率</u>		

17013											
		百万円		<u>%</u>		<u>%</u>					

現行

#### (記載上の注意)

子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。

「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第 52 条の 23 第 3 項の規定に基づく 金融庁長官の認可年月日又は同法第 53 条第 3 項第 3 号の規定に基づく金融庁長官への届出年 月日を記載すること。

## (4) 子会社等の財務内容

- 1								
	<u>会社名</u>	<u>決算日</u>	経常収益 又は売上 高	<u>経常利益</u>	<u>中間純</u> 利 益	<u>総資産</u>	<u>純資産額</u>	当社への 中間配当 <u>額</u>
			百万円	百万円	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	百万円

#### (記載上の注意)

子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。

「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を記載すること。

改正後										
		<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	百万円						
			(%)	(%)						

- 1 銀行法第52条の23第1項第10号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 2 当社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 3 金融機関等からの収入は、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、銀行法第52条の23第 1項に規定する子会社対象会社、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、農 林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会並びに業として預金又 は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁 業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会からの収入を記載す ること。

#### 3 会社役員及び職員の増減

#### (1) 当社

X			分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	
	取	締	役	<u>うち非</u>	常勤(		<u>うち</u>	非常	勤	(	)			
<u>会</u> 社	会	計 参	与											
<u>役</u>	監	查	役	<u>うち非</u>	常勤(		<u>うち</u>	5非常	<u>含勤</u>	(				
員	執	行	役											
		<u>計</u>												
職	事	務	系											
	庶	務	系											
員		<u>計</u>												
	合	計												

#### (記載上の注意)

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行 役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当中間期末における取締役を兼務する執行役の員数人

- 2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。

#### 3 役職員の増減

## (1) 当社

区分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(	)
役 員												
(うち執行役員)	_											
(うち非常勤役員)	4		)	_(_				)				
(定数)												
執 行 役												
職員												
(うち執行役員)	_(		)	(				)	_(			
<u>合</u> 計												

現行

#### (記載上の注意)

- 1 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数(委員会等設置会社にあつては、取締役(執行役を兼務する者を含む。)の員数)を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。 当中間期末における執行役を兼務する取締役
- 2 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。
- 3 取締役又は職員と兼務していない執行役員数については、欄外に次のとおり記載すること。

取締役又は職員と兼務していない執行役員 人

当中間期末における出向職員数人

#### (2) 当社及び子会社並びに子法人等

X	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	;	咸 (	)
役	員												
職	員												
合	註												

#### (記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「役員」欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

#### 4 株主の状況

氏名又は名称	所 有 株 式 数	割 合
	<u>千株</u>	<u>%</u>
その他の株主( 名)		
計 ( 名)		<u>100</u>

## (記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に10名を記載すること。

## 6 連結自己資本比率の状況

#### [ 第一基準に係る連結自己資本比率]

(単位:百万円)

				<u>∓₩ • ⊏</u>	1/3/3/
項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項 目	<u>前期末</u>	<u>当中間</u> <u>期末</u>
資 本 金			短期 劣後 債務		
非累積的永久優先株			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	_	_
新株式申込証拠金			<u>準 補 完 的 項 目(C)</u>		
資 本 剰 余 金			自己資本総額(A + B + C)		
利益剰余金			(D)		
自 己 株 式	_	_	他の金融機関の資本調達手		
自己株式申込証拠金			段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	_	_	負債性資本調達手段及び		
為替換算調整勘定			<u>これに準ずるもの</u>		
新 株 予 約 権			期限付劣後債務及び期限		

#### 現行

#### (2) 当社及び子会社等

X	分	前	期	末	当	中	間	期	末	増	減	(	
役	員												
職	員												
合	計												

#### (記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「役員」欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

#### 4 株主の状況

氏	名	又	は	名	称	所	有	株	式	数	割合
										<u> 壬株</u>	<u>%</u>
-7	その他	の株主	Ε(	名	)_						
		計	(	名	)_						<u>100</u>

## (記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

# 5 連結自己資本比率の状況

#### [ 第一基準に係る連結自己資本比率 ]

			-	( <del>+   111</del> ·	1/1/1/
項 目	前期末	<u>当中間</u> <u>期末</u>	項 目	前期末	<u>当中間</u> 期末
資 本 金			短期 劣後 債務		
非累積的永久優先株			準 補 完 的 項 目 不 算 入 額	_	
新 株 式 払 込 金			<u>準 補 完 的 項 目(C)</u>		
資 本 剰 余 金					
利 益 剰 余 金			自己資本総額(A + B + C)		
連結子会社の少数株主持分			<u>(D)</u>		
海外特別目的会社の発行			他の金融機関の資本調達手		
する優先出資証券			段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	_	_	負債性資本調達手段及び		
自己株式払込金			<u>これに準ずるもの</u>		

改	正後
連結子会社の少数株主持分	付優先株並びにこれらに
うち海外特別目的会社の	<u>準ずるもの</u>
発行する優先出資証券	短期劣後債務及びこれに
<u>営業権相当額</u>	準ずるもの
<u>o n h                                  </u>	
繰延税金資産の控除前の(基	
本的項目]計(上記各項目の	
<u>合計額)</u>	
繰延税金資産の控除金額	
<u>基本的項目(A)</u>	
償還を行う蓋然性を有す	連結の範囲に含まれない金
	融子会社及び金融業務を営
	<u>む子法人等、保険子法人等、</u>
その他有価証券の連結貸借	金融業務を営む関連法人等
対照表計上額の合計額から	の資本調達手段
帳簿価額の合計額を控除し	<u>控除項目不算入額</u>
<u>た額の 45%</u>	<u>控除項目(E)</u>
土地の再評価額と再評価の	<u>自己資本額(D - E)(F)</u>
直前の帳簿価額の差額の	資産(オン・バランス)項目
45%に相当する額	オフ・バランス取引項目
一般貸倒引当金	<u>マーケット・リスク相当額を</u>
負債性資本調達手段等	8%で除して得た額
負債性資本調達手段	<u>リスク・アセット等計(G)</u>
	<u>(参考)マーケット・リスク</u>
期限付劣後債務及び期限	相当額
付優先株	
補 完 的 項 目 不 算 入 額	<u>Tier1比率(A/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>
<u>補 完 的 項 目(B)</u>	<u>自己資本比率(F/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>

自 己 株 式
営業権 相当額     準ずるもの       企業結合により計上される     短期劣後債務及びこれに       無形固定資産相当額     準ずるもの       連結調整勘定相当額     場延税金資産の控除前の〔       基本的項目〕計(上記各項目の合計額)     場延税金額
企業結合により計上される     短期劣後債務及びこれに       無 形 固 定 資 産 相 当 額     準ずるもの       連 結 調 整 勘 定 相 当 額     (基本的項目)計(上記各項目の合計額)
無形固定資産相当額     準ずるもの       連結調整勘定相当額     (基本的項目)計(上記各項目の合計額)
連 結 調 整 勘 定 相 当 額
操延税金資産の控除前の [ 基本的項目〕計(上記各項
基本的項目〕計(上記各項       目の合計額)
目の合計額)
繰延税金資産の控除金額
基本的項目(A)   連結の範囲に含まれない金
償還を行う蓋然性を有す 融子会社及び金融業務を営
<u>る株式等</u> <u>む子法人等、保険子法人等、</u>
その他有価証券の連結貸借 金融業務を営む関連法人等
対照表計上額の合計額からの資本調達手段
帳簿価額の合計額を控除し   控除項目不算入額
<u>た額の 45%</u> <u>控 除 項 目(E)</u>
土地の再評価額と再評価の 自己資本額(D - E)(F)
直前の帳簿価額の差額の 資産(オン・バランス)項目
<u>45%に相当する額</u> オフ・バランス取引項目
一般貸倒引当金 マーケット・リスク相当額を
負債性資本調達手段等 8%で除して得た額
負債性資本調達手段 リスク・アセット等計(G)
期限付劣後債務及び期限 (参考)マーケット・リスク
付優先株 相当額
<u>補 完 的 項 目 不 算 入 額</u>
<u>補 完 的 項 目(B)</u> <u>自 己 資 本 比 率(F / G)</u> <u>%</u>

現行

# [第二基準に係る連結自己資本比率]

(単位:百万円)

				<u> </u>
項目		前期末	<u>当中間</u>	項 目 前期末 当中間
		100000	期末	<u>類末</u>
<u>資</u> 本	<u>金</u>			自己資本総額(A + B)(C)
非累積的永久優	先 株			他の金融機関の資本調達手
新株式申込証	<u>拠 金</u>			段の意図的な保有相当額
資 本 剰 余	<u>金</u>			負債性資本調達手段及び
利益剰余	<u>金</u>			<u>これに準ずるもの</u>

# [ 第二基準に係る連結自己資本比率]

(単位・百万円)

						【半世	· 日/J门
	項	B	前期末	当中間	項目	前期末	当中間
	<u> </u>	H	則期不	<u>期末</u>	<u>項 目</u>	則期不	<u>期末</u>
篁	本	金			自己資本総額(A + B)(C)		
	非累積的永久	、優 先 株			他の金融機関の資本調達手		
亲	f 株 式 払	込 金			段の意図的な保有相当額		
葟	本 剰	余 金			負債性資本調達手段及び		
禾	」 益 剰	余 金			これに準ずるもの		

	改正	後		
自 己 株 式	_  _	期限付劣後債務及び期限		
自己株式申込証拠金		付優先株並びにこれらに		
その他有価証券の評価差損		<u>準ずるもの</u>		
新 株 予 約 権		連結の範囲に含まれない金		
為替換算調整勘定		融子会社及び金融業務を営		
連結子会社の少数株主持分		む子法人等、保険子法人等、		
うち海外特別目的会社の		金融業務を営む関連法人等		
発行する優先出資証券		の資本調達手段		
営業権相当額				
<u>の れ ん</u>	_  _			
繰延税金資産の控除前の(基				
本的項目]計(上記各項目の				
<u>合計額)</u>				
繰延税金資産の控除金額 _				
基本的項目(A)		控除項目不算入額	_	_
償還を行う蓋然性を有す		<u>控 除 項 目(D)</u>		
		<u>自己資本額(C - D)(E)</u>		
土地の再評価額と再評価の				
直前の帳簿価額の差額の		<u>資産(オン・バランス)項目</u>		
45%に相当する額		<u>オフ・バランス取引項目</u>		
一般貸倒引当金		<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
負債性資本調達手段等				
負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限				
付優先株				
補完的項目不算入額	_  _	Tier1比率(A/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
<u>補 完 的 項 目(B)</u>		<u>自己資本比率(E/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
(記載上の注音)				

- 1 本表には、銀行法第 52 条の 25 に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する 資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官 が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準 に係る連結自己資本比率〕銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載す ること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載す

連結子会社の少数株主持分       期限付劣後債務及び期限付債を株並びにこれらに準ずるもの         その他有価証券の評価差損       連結の範囲に含まれない金融学務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段         急 費 算 調 整 勘 定       金融業務を営む関連法人等の資本調達手段         意業 権 相 当 額 企業結合により計上される無形 固定資産相当額 理結調整 勘定 相当額 操延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)       上記各項目の合計額)         據延税金資産の控除金額 上       上         基本 的 項 目 (A)       控 除 項 目 (D)         債置を行う蓋然性を有する株式等       控 除 項 目 (D)         土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額 オフ・バランス取引項目オフ・バランス取引項目カフ・バランス取引項目カフ・バランス取引項目カフ・バランス取引項目カフ・アセット等計(F)       カフ・バランス取引項目カフ・アセット等計(F)         負債性資本調達手段 期限付労後債務及び期限付債先株       カフ・アセット等計(F)         額 完 的 項 目 不算 入 額 上 工 i e r 1 比 率 (A / F) % %         補 完 的 項 目 不算 入 額 上 工 i e r 1 比 率 (A / F) % %         補 完 的 項 目 (B)				
する優先出資証券   単するもの   連結の範囲に含まれない金   連結の範囲に含まれない金   融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等   金融業務を営む財連法人等   金融業務を営む関連法人等   金融業の資産の控除前の [ 基本的項目)計(上記各項目の合計額)   金本的項目)計(上記各項目の合計額)   金本的項目(A)   空除項目(D)   自己資本額(C-D)(E)   全地の再評価額と再評価の   塩酸(C-D)(E)   全地の再評価額の差額の   金融業の   本のの重節の帳簿価額の差額の   金融を関係を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を表面を	連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限
その他有価証券の評価差損       連結の範囲に含まれない金融学務を営む目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	海外特別目的会社の発行			付優先株並びにこれらに
自 己 株 式 払 込 金       融子会社及び金融業務を営む またくりました。         島 替 換 算 調 整 勘 定       金融業務を営む関連法人等の資本調達手段         営 業 権 相 当 額 少能       少数本調達手段         企業結合により計上される無形 固 定 資産 相 当 額 理 法 調 整 勘 定 相 当 額 理 法 調 整 勘 定 相 当 額 理 法 調 整 勘 定 相 当 額 理 法 調 整 勘 定 相 当 額 理 接 項 国 自 (D) 目 公 会計額 (D) 是 全	する優先出資証券			準ずるもの
自 己 株 式	その他有価証券の評価差損	_	_	連結の範囲に含まれない金
為 替 換 算 調 整 勘 定       金融業務を営む関連法人等         営 業 権 相 当 額       の資本調達手段         企業結合により計上される       無形 固 定 資 産 相 当 額         連 結 調 整 勘 定 相 当 額       」         繰延税金資産の控除前の (基本的項目)計(上記各項目の合計額)       」         燥延税金資産の控除金額       」         基 本 的 項 目 (A)       控 除 項 目 (D)         資選を行う蓋然性を有する株式等       自己資本額(C - D)(E)         土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額       資産(オン・パランス)項目オフ・パランス取引項目フ・パランス取引項目フ・般 貸 倒 引 当 金         人場 付優 生資本調達手段等負債性資本調達手段等別限付労後債務及び期限付優先株       リスク・アセット等計(F)         類限付劣後債務及び期限付優先株       Tier1 比率(A/F)       %         補 完 的 項目 不算 入 額       」	自己株式払込金			融子会社及び金融業務を営
営業権相当額       の資本調達手段         企業結合により計上される無形固定資産相当額       と         連結調整助定相当額       と         繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)       上記各項目の合計額)         基本的項目(A)       控除項目不算入額         「選遷を行う蓋然性を有する株式等       上記色項目(D)         土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の名がに相当する額       資産(オン・バランス)項目の上のでは、対策では、対策である。         一般貸倒引当金       リスク・アセット等計(F)         負債性資本調達手段等の負債性資本調達手段期限付劣後債務及び期限付金、投債務及び期限付金、       工ier1比率(A/F)       %         補完的項目不算入額       工ier1比率(A/F)       %       %	自 己 株 式		_	む子法人等、保険子法人等、
<ul> <li>企業結合により計上される 無形固定資産相当額 連結調整勘定相当額 操延税金資産の控除前の(基本的項目)計(上記各項目の合計額)</li> <li>繰延税金資産の控除金額 基本的項目(A)</li></ul>	為替換算調整勘定			金融業務を営む関連法人等
無形固定資産相当額       —         連結調整助定相当額       —         繰延税金資産の控除前の (基本的項目)計(上記各項目の合計額)       上記各項目の合計額)         基本的項目(A)       控除項目不算入額         資遷を行う蓋然性を有する株式等       上地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の名がに相当する額名がに相当する額名がに相当する額名がに相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額名が、に相当する額のより、できまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	営業権相当額	_		の資本調達手段
連 結 調 整 勘 定 相 当 額	企業結合により計上される			
繰延税金資産の控除前の〔 基本的項目〕計(上記各項目の合計額)  繰延税金資産の控除金額  基本的項目(A)  「農産を行う蓋然性を有する。 」	無形固定資産相当額	_	_	
基本的項目】計(上記各項目の合計額)	連結調整勘定相当額	_		
目の合計額)       繰延税金資産の控除金額       上         基本的項目(A)       控除項目不算入額       上         賃還を行う蓋然性を有する株式等       自己資本額(C-D)(E)       上         土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額       資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目 リスク・アセット等計(F)       サスク・アセット等計(F)         負債性資本調達手段       期限付劣後債務及び期限付優先株       エier1 比率(A/F) %       %	繰延税金資産の控除前の〔			
繰延税金資産の控除金額	基本的項目〕計(上記各項			
基本的項目(A)       控除項目不算入額         遺還を行う蓋然性を有する株式等       空へ額(C-D)(E)         土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額       資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目 リスク・アセット等計(F)         一般貸倒引当金       リスク・アセット等計(F)         負債性資本調達手段期限付劣後債務及び期限付優先株       工ier1比率(A/F) % %         補完的項目不算入額       工ier1比率(A/F) % %	目の合計額)			
賞選を行う蓋然性を有する株式等     控除項目(D)       土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額     資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目 リスク・アセット等計(F)       一般貸倒引当金     リスク・アセット等計(F)       負債性資本調達手段等類例付別を債務及び期限付別を債務及び期限付別を債務及び期限付別を債務及び期限     工ier1比率(A/F) % %	繰延税金資産の控除金額	_	_	
a株式等       自己資本額(C - D)(E)         土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額       資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目         一般貸倒引当金 負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限 付優先株       リスク・アセット等計(F)         補完的項目不算入額       Tier1 比率(A/F)       %	基本的項目(A)			控除項目不算入額
土地の再評価額と再評価の 直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額       資産(オン・バランス)項目 オフ・バランス取引項目         一般貸倒引当金 負債性資本調達手段等 負債性資本調達手段 期限付劣後債務及び期限 付優先株       リスク・アセット等計(F)         補完的項目不算入額       Tier1 比率(A/F)       %	償還を行う蓋然性を有す			控 除 項 目 ( D )
直前の帳簿価額の差額の     資産(オン・バランス)項目       45%に相当する額     オフ・バランス取引項目       一般貸倒引当金     リスク・アセット等計(F)       負債性資本調達手段等     期限付劣後債務及び期限付優先株       補完的項目不算入額     Tier1比率(A/F)     %       が	る株式等			自己資本額(C - D)(E)
45%に相当する額     オフ・バランス取引項目       一般貸倒引当金     リスク・アセット等計(F)       負債性資本調達手段等     負債性資本調達手段期限付劣後債務及び期限付優先株       補完的項目不算入額     Tier1比率(A/F) % %	土地の再評価額と再評価の			
一般貸倒引当金     リスク・アセット等計(F)       負債性資本調達手段等        期限付劣後債務及び期限付優先株        補完的項目不算入額     Tier1比率(A/F)     %       %	直前の帳簿価額の差額の			資産(オン・バランス)項目
負債性資本調達手段等         負債性資本調達手段期限付劣後債務及び期限付優先株         補完的項目不算入額	45%に相当する額			オフ・バランス取引項目
負債性資本調達手段         期限付劣後債務及び期限 付優先株         補完的項目不算入額	一般貸倒引当金			リスク・アセット等計(F)
期限付劣後債務及び期限 付優先株       Tier1 比率(A/F)       %         補完的項目不算入額        Tier1 比率(A/F)       %	負債性資本調達手段等			
付優先株	負債性資本調達手段			
補完的項目不算入額	期限付劣後債務及び期限			
	付優先株			
補 完 的 項 目(B) 自己資本比率(E/F) % %	補完的項目不算入額			Tier1比率(A/F)
	猫 中 的 语 日(D)			自己資本比索(F/F) % %

現行

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する 資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定め る基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準 に係る連結自己資本比率〕、その他の銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 を記載すること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

ること。

6 銀行法第52条の9の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

#### 第2 中間連結財務諸表

#### 1 中間連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、事業報告(銀行法施行規則別紙様式第14号)に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

#### 2 第 期中 ( 年 月 日現在)中間連結貸借対照表

(単位:百万円)

															- 124 .	- 11/1	1 )
	科	4				金	額			科			且			金	額
	資	産	の	部	)			_(	負		債	σ,	)	部	)		
現	金		預	け	<u>金</u>			<u>預</u>							<u>金</u>		
<u> </u>	ールロ	ーン	′及び	買入	手形			譲		渡	1	生	預		金		
買	現		先	勘	定			<u></u>	<u>— Л</u>	/マ:	ネ <u>ー</u>	及て	が売	渡手	形		
<u>債</u> 参	券 貸 借	取	引支	払保訁	正金			売		現	5	ŧ	勘		定		
買	λ	金	銭	債	権			債	券貨	貸借	取	受	入	旦 保	金		
<u>特</u>	定	取	引	資	産			<u></u>	マ -	- シ	ヤノ	レ・	ペ・	- パ	<u> </u>		
商	品	有	価	証	券			<u>特</u>	7	È	取	引	1	<u></u>	債		
<u>金</u>	銭		の	信	託			借			F	Ħ			<u>金</u>		
<u>有</u>	1	西	訂	E	券			<u>外</u>		Ξ			為		替		
貸			出		<u>金</u>			<u>短</u>		其		;	社		債		
<u>外</u>	[	Ŧ	為	3	替			<u>社</u>							債		
そ	の		他	資	産			<u>新</u>	株	予	約	権	付	社	債		
有	形	固	定	箵	産			マ		Ø	4	th.	負		倩		

#### 現行

- <u>5</u> 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 6 銀行法第52条の9の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行持株会社を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

#### 第2 中間連結財務諸表

#### 1 中間連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

#### 2 第 期中 ( 年 月 日現在)中間連結貸借対照表

	<u></u>	<u>и · ロ/ЛГЈ/</u>
<u>科 目</u>	<u>金額</u> <u>科</u> <u>目</u>	<u>金額</u>
(資産の部)	(負債の部)	_
現 金 預 け 金	<u>預</u> 金	<u> </u>
コールローン及び買入手形	譲渡性預金	<u> </u>
買 現 先 勘 定	コールマネー及び売渡手形	<u> </u>
债券貸借取引支払保証金	<u>売 現 先 勘</u> 定	<b></b>
買入 金銭 債 権	债券貸借取引受入担保金	<u> </u>
特定取引資産	コマーシャル・ペーパー	_
商品有価証券	特 定 取 引 負 債	<u> </u>
金銭の信託	借用金	<u> </u>
有 価 証 券	<u>外 国 為</u>	<u> </u>
貸 出 金	短 期 社 債	<u> </u>
<u>外 国 為 替</u>	<u>社</u>	<b>[</b>
<u>その他資産</u>	新株予約権付社債	1
<u>動 産 不 動 産</u>	その他負債	Ę

	改正後
無形 固定資産の れん その他の無形固定資産 操 延税金資産 再評価に係る繰延税金資産 支払 承諾 見返貸 倒引 当金	改正後         賞 与 引 当 金         役員 写 与 引 当 金         设 員 写 与 引 当 金         设 職 給 付 引 当 当 金         特 別 法 上 の 引 負 負債         再評価に係る繰延税金負債         負 の れ ん         支 払 承 諾         負 の 部 合 計         ( 純 資 産 の 部 )         資 本 部 金         新 株 式 申 込 証 拠 金         利 益 剰 余 金         自 己 株 正 資 本 評 過         基 期 会         自 己 株 正 資 差 額         土 地 換 算 差
	土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定
	新     株     予     約     権       少     数     株     主     持     分       純     資     産     の     部     合     計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計
(記載上の注意)	

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明 らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な 疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - \_\_ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - \_\_ 有価証券の評価基準及び評価方法
  - \_\_ <u>土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する</u>再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
    - 有形固定資産の減価償却の方法

繰	延	税	金	資	産	賞	与	引		——— 当	金	
_	評価に						員賞		<u>引</u>	当	<u>金</u>	
連		調	<u>整</u>	勘	<u>定</u>	退	哉 給	付	引	当	<u>金</u>	
支	払	承	諾	見	返	特別	」法	上(	か 引	当	金	
貸	倒	3		当	金	 繰	延	税	金	負	債	
						再評	価に係	ある終	延利	兑金負	. 債	
						連	結	調	整	勘	定	
						支	払		 承		諾	
									部	合	計	
							〉数			 身 分	)	
								<u>-1小 -</u> 株	<u>上 」、</u> 主	, 持	 分	
						ン ( 省		<u>                                      </u>			77	
							Į /		の	部		
						<u>資</u>		本			<u>金</u>	
						新	株	式	払	込	<u>金</u>	
						資	本	剰		余	金	
						利	益	剰		余	<u>金</u>	
						土 坩	再	評(	西 差	き 額	金	
						株式	等	評(	西 多	き 額	金	
						為を			周虫		定	
							· <u>· · · ·</u> 己 株			<u> 込</u>	金	
						<del>口</del> 自	<u>, in</u> 己		株		式	
<u> </u>								<u>の</u>	部	<u>合</u>	計	
資	産	Ø	部	合	計		、少			分及	<u>び</u>	
			HIT		н	資本	: の <b>音</b>	<u> </u>	<u>計</u>			
	/ ±¬ ±+	1 ~ `	<del></del>									

現行

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連 が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲 げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否か
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - \_\_ 有価証券の評価基準及び評価方法
  - 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法
  - 動産不動産の減価償却の方法
  - \_ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - <u>貸倒引当金の計</u>上方法
  - 退職給付引当金の計上方法

- \_\_ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 貸倒引当金の計上方法
- 退職給付引当金の計上方法
- リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- \_\_ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- その他採用した重要な会計方針
- \_\_\_\_子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、 その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
  - 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該連結中間会計期間の直前の事業年度に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
  - 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (5) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1号及び第 2号に規定する有価証券に関する事項
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却 累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含 まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一 括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りではない。
- (12) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (13) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (14)資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保に 係る債務の金額

現行

- \_ リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- \_\_ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- \_\_ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- \_ その他採用した重要な会計方針
- \_\_\_\_\_子会社及び子法人等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
- (3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (5) <u>固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が</u> 軽微であるときは、この限りでない。
- (6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 銀行持株会社の取締役、執行役及び監査役に対する銀行持株会社及びその子会社等の金銭債権総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金並びに債券(長期信用銀行に係るものに限る。)を担保とする貸付金(担保とされた預金及び債券の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (8) 銀行持株会社の取締役、執行役及び監査役に対する銀行持株会社及びその子会社等 の金銭債務総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (9) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (10) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (11) 資産が担保に供されているときは、その内容。
- (12) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項
- (13) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために 必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他 法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 3 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な

- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (16) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び 関連会社の翌中間連結会計期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生し た場合における当該事象(ただし、当該持株会社の中間連結会計期間の末日と異なる日 をその中間連結会計期間の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び 関連会社の中間決算日後に発生した場合における当該事象とする。)
- (17) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科 目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

 3 第 期中
 年 月 日から

 年 月 日まで

中間連結損益計算書

<u>(単位:百万円)</u>

												 	_		
		3	科		且					Ĩ	金	額			
経	<u> </u>	Ì	常		収		益						×	×	×
	<u>資</u>	金	運		用	収	益	×	×	×					
	( -	うち	貸	出	金	利	息 )	(:	×	× ×	)				
	(う	ち有	価 証	券	利 息	配当	金)	(:	×	× ×	)				
	<u>役</u>	務	取	引	等	ЦΣ	益	×	×	×					
	特	定	取		引	収	益	×	×	×					
	そ	の	他	業	務	収	益	×	×	×					
	そ	の	他	経	常	収	益	×	×	×					
経	4	Ė	常		費		用					_3	ĸ	×	×

現行

場所に記載すること。

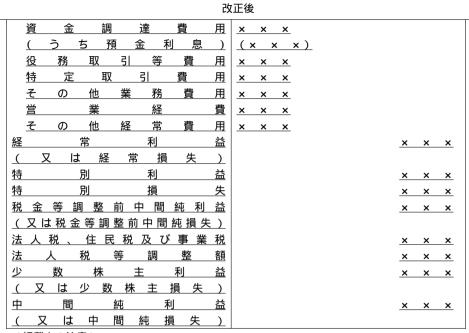
5 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

 3
 第
 期中
 年
 月
 日から

 年
 月
 日まで

中間連結損益計算書

		科	1		且						<u>金</u>		額			
経		É	Ŕ		収		益							×	×	×
	<u>資</u>	金	運		用	ЦΣ	益	×	×	×						
	( -	うち	貸	出	金	利息	〕	_( x	: :	<b>×</b> :	x )_					
	(う	ち有	価証	券	利 息	配当	金)	( x	: :	× :	x )					
	役	務	取	引	等	収	益	×	×	<u>x</u>						
	特	定	取		引	収	益	×	×	×						
	そ	の	他	業	務	収	益	×	×	×						
	そ	の	他	経	常	収	益	×	×	×						
経		ř	ř		費		<u>用</u>							×	×	<u>x</u>



- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。
- 2 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な 事項を注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科 目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

		2013
	資 金調 達費 用	<u>x x x</u>
	( う ち 預 金 利 息 )	<u>(x x x)</u>
	<u>役 務 取 引 等 費 用</u>	<u>x x x</u>
	<u>特 定 取 引 費 用</u>	<u>x x x</u>
	その他業務費用	<u>x x x</u>
	営業経費	<u>x x x</u>
	- その他経常費用	× × ×
		× × ×
^	 ( 又 は 経 常 損 失 )	
1	時 別 利 益	x x x
- 1 -		$\overline{\mathbf{x} \times \mathbf{x}}$
- 1 -		<u> </u>
-	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	去人税、住民税及び事業税	x x x
- 1 -	去 人 税 等 調 整 額	<u> </u>
- 1 -	少数株 主 利 益	x x x
1	<u> </u>	<u>~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ </u>
-	<del>· · · · · · · · · · · · · · · · · · · </del>	x x x
-	( 又 は 中 間 純 損 失 )	^ ^ ^
L-		

現行

- <u>1</u> 銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 2 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の6の3 その他法 令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を 設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

	改正後																		
日本の注意   1987年   19	平成年月日残高 (円)	中間連結会計期間中の 変動額合計 (円)	中の変動額(純額)	の中間連結会計期間	株主資本以外の項目	日に保むながり	自己株式の処分	中間純利益	剰余金の配当	新株の発行	<b>冷旱</b>		平成年月 日残高					4	`
	XXX	XXX								XXX			XXX		資本金			/ #	, #
祖以外の数	XXX	XXX								XXX			XXX	剰余金	資本			Я	ЯE
	XXX	XXX						1	- <u>xxx</u>				XXX	剰余金	<sup>型</sup> 齸	株主資本		日まで リー	Bbs )
		xxx				Įš,	XXX						<u>xxx</u>		自己株式			<b>刊間連結株王貧</b>	+ = + + + + + 1
サート トラ 羊原	XX	XX							- <u>xxx</u>	XXX			XXX	歐	株主資本			<u> </u>	
i  -	XX	XXX			XXX								XXX	評価差額	有価証券	ル 9 書			
1+0++4-	XXX	XXX											XXX	描紅	シッツ 繰過				
	XXX	XXX			xxx								XXX		土地再評価差額金	評価・換算差額等			
	XXX	XXX			XXX								XXX		為替換算 調整勘定				
	XXX	XXX			xxx								XXX	<u>₽</u> ₩	評価·換算 差額等合				
	xxx	xxx			xxx								XXX		新株 予約権				
															少数株主		(単位:		
-	XXX	XXX			XXX		xxx	İ	- <u>xxx</u>	XXX			XXX XXX		<b>純資産</b>		(単位:百万円)		

改正後		現行	
5 第 期中     年 月 日から       年 月 日まで	_中間連結キャッシュ・フロー計算書	年月日まで 丿	中間連結キャッシュ・フロー計算書
<u>〔直接法により表示する場合〕</u>	<u>(単位:百万円)</u>	(直接法により表示する場合)	<u>(単位:百万円)</u>
科 且	金額	<u>科 目</u>	金 額
<u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u>		<u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
貸付金回収による収入		貸付金回収による収入	
預金払出による支出		預金払出による支出	
貸付金利息収入		貸付金利息収入	
預金利息支出		預金利息支出	
<u>営業経費支出</u>		<u>営業経費支出</u>	
<u></u>			
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高		_ 現金及び現金同等物の中間期末残高	

# 改正後 (記載上の注意) 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにする ために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切 な名称を付し、適切な場所に記載すること。 〔間接法により表示する場合〕 (単位:百万円) 金 額 科 目 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前中間純利益(損失) 減価償却費 減損損失 貸倒引当金の増加額 資金運用収益 資金調達費用 有価証券関係損益 貸出金の純増減 預金の純増減 資金運用による収入 資金調達による支出 ..... 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入

<u> 投資活動によるキャッシュ・フロー</u> 財務活動によるキャッシュ・フロー

株式の発行による収入 自己株式の取得による支出

配当金の支払額

現行

#### (記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

#### (間接法により表示する場合)

<u>科 目</u>	金額
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前中間純利益(損失)	
減価償却費	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
<u>資金調達費用</u>	
<u>有価証券関係損益</u>	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
<u>小 計</u>	
法人税等の支払額	
<u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
<u>投資活動によるキャッシュ・フロー</u>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
動産不動産の取得による支出	
<u>動産不動産の売却による収入</u>	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
<u>配当金の支払額</u>	

改正後	
少数株主への配当金の支払額	
<u></u>	
<u>財務活動によるキャッシュ・フロー</u>	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行	
少数株主への配当金の支払額	
<u></u>	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の中間期末残高	

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第12号 (業務報告書(銀行持株会社用))パプリックコメント用

改正後	現行
(参考)別紙様式第12号(第34条の24第2項関係) (日本工業規格A4)	(参考)別紙様式第 12 号(第 34 条の 24 第 2 項関係) (日本工業規格A4)
業務報告書       年月日から       年月日まで       銀行持株会社名	業務報告書       第期     年月日から 年月日まで       銀行持株会社名
<u>年 月 日</u>	<u>年 月 日</u>
金融庁長官       殿         住 所         会社名         代表取締役 氏 名 印         年月日から年月日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。         目 次	金融庁長官     殿       住     所       会社名     代表取締役 氏 名 印       年月日から年月日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。       日     次
1事業の概要5株主の状況2子会社等の状況6株主総会の状況3会社役員及び職員の増減7有価証券の内訳4会社役員の略歴及び所有自社株式8連結自己資本比率の状況	第1       営業の概要       5 株主の状況         2       子会社等の状況       6 株主総会の状況         3       役職員の増減       7 有価証券の内訳         4       役員の略歴及び所有自社株式       8 連結自己資本比率の状況         第2       連結財務諸表         1       連結財務諸表の作成方針         2       連結貸借対照表         3       連結損益計算書         4       連結剩余金計算書         5       連結未ャッシュ・フロー計算書         (記載上の注意)       1         4       要員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載すること。         2       この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該単位未満は切り捨てること。

数点第2位までを記載すること。

4 この様式中の注記事項のうち、事業報告書(銀行法施行規則別紙様式第14号)に同一内 容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該注記の記載を省略できるものとす る。

 第1
 第 期

 年月日から

 事業概況書

 年月日まで

#### 1 事業の概要

(記載上の注意)

銀行持株会社について、主要勘定の増減の事由及びその他事業の状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等(銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に係る事業の状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

#### 2 子会社等の状況

#### (1) 子会社等数の増減

			前	期	末	当	期	末	増	減 (	)
子	会	社									
子	法人	等									
関	連 法 人	等									
合		計									

#### (記載上の注意)

「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行令第4条第2項に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いたものを、「関連法人等」とは銀行法施行令第4条第3項に規定する関連法人等をいう(以下同じ。)。

- (2) 銀行持株会社グループの事業系統図
- (3) 子会社等の概況

会社名	所在地	認可又 は届出 年月日	資本金 又は出 資金	<u>事業の</u> 内容	議決権に 対する当 社の所有 割合	役員の 兼任等	議決権に対する当 社及び他の子会社 等の所有割合
-----	-----	-------------------	------------------	------------------	----------------------------	------------	--------------------------------

現行

数点第2位までを記載すること。

4 この様式中の注記事項のうち、営業報告書(銀行法施行規則別紙様式第14号)に同一内 容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該注記の記載を省略できるものとす る。



#### 1 営業の概要

(記載上の注意)

銀行持株会社について、主要勘定の増減の事由及びその他業務状況の推移に関する重要な事項を記載すること。なお、子会社等(銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。以下同じ。)に係る営業状況の推移に関する重要な事項についても記載すること。

#### 2 子会社等の状況

#### (1) 子会社等数の増減

	前 期	末当	当 期	末	増	減 (	)
子 会 社							
子 法 人 等							
関連法人等							
<u>合</u> 計							

#### (記載上の注意)

「子会社」とは銀行法第2条第8項に規定する子会社を、「子法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第1号に規定する子法人等のうち銀行法第2条第8項に規定する子会社を除いた ものを、「関連法人等」とは銀行法施行規則第14条の12第2号に規定する関連法人等をいう(以下同じ。)。

#### (2) 銀行持株会社グループの事業系統図

#### (3) 子会社等の概況

<u>会社名</u>	<u>所在地</u>	<u>認可又</u> は届出 年月日	<u>資本金</u> 又は出 <u>資金</u>	<u>事業の</u> 内容	議決権に 対する当 社の所有 割合	<u>役員の</u> 兼任等	議決権に対する当 社及び他の子会社 等の所有割合
------------	------------	--------------------------	--------------------------------	------------------	----------------------------	-------------------	--------------------------------

改正後										
		百万円		<u>%</u>		<u>%</u>	$\cdot $			

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- 2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第52条の23第3項の規定に基づ く金融庁長官の認可年月日又は同法第53条第3項第3号の規定に基づく金融庁長官への届 出年月日を記載すること。

## (4) 子会社等の財務内容

会社名	決算日	経常収益 又は売上 高	経常利益	当期純利 益	総資産	純資産額	当社への配当額
		百万円	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>

#### (記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- <u>2</u> 「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を 記載すること。

## (5) 子会社の収入の状況

<u>会社名</u>	業務の内容	当該業務に係			当社の子会社
		<u>る期中総収入</u>	<u>当社及びその</u>		<u>である銀行</u>
			子会社並びに	当社及びその	<u>等、証券専門</u>
			<u>その他の金融</u>	子会社からの	会社又は保険
			機関等からの	収入及び期中	会社等からの
			収入及び期中	総収入に占め	収入の有無
			総収入に占め	る当該収入の	
			<u>る当該収入の</u>	<u>比率</u>	
			<u>比率</u>		

<u>%</u>	

#### (記載上の注意)

1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。

百万円

2 「認可又は届出年月日」欄は、子会社について、銀行法第52条の23第3項の規定に基づ く金融庁長官の認可年月日又は同法第53条第3項第3号の規定に基づく金融庁長官への届 出年月日を記載すること。

現行

## (4) 子会社等の財務内容

<u>会社名</u>	決算日	経常収益 又は売上 高	経常利益	当期純利 益	総資産	<u>純資産額</u>	<u>当社への</u> 配当額
		百万円	百万円	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>

## (記載上の注意)

- 1 子会社、子法人等、関連法人等について記載すること。
- <u>2</u> 「決算日」欄は、連結財務諸表の作成の基礎とした財務諸表に係る決算日又は仮決算日を 記載すること。

#### (5) 子会社の収入の状況

<u>会社名</u>	業務の内容	当該業務に係			当社の子会社
		<u>る期中総収入</u>	当社及びその		である銀行
			子会社並びに	当社及びその	<u>等、証券専門</u>
			<u>その他の金融</u>	子会社からの	会社又は保険
			機関等からの	収入及び期中	会社等からの
			収入及び期中	総収入に占め	収入の有無
			総収入に占め	る当該収入の	
			<u>る当該収入の</u>	<u>比率</u>	
			比率		

	改正後								
	百万円	百万円	百万円						
		(%)	(%)						

- 1 銀行法第 52 条の 23 第 1 項第 10 号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 2 当社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 3 金融機関等からの収入は、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、銀行法第52条の23第 1項に規定する子会社対象会社、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、農 林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会並びに業として預金又 は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁 業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会からの収入を記載す ること。

#### 3 会社役員及び職員の増減

#### (1) 当社

X				分	前	期	末	当	期	末	増	減(	
	取	締		役	<u>うち</u>	非常勤(		<u>うち</u>	<b></b>   学勤(				
<u>会</u> 社	会	計	参	与									
<u>役</u>	監	查		役	<u>うち</u>	非常勤 (	)	<u>うち</u> ‡	<b></b>   学勤(	)			
員	執	行		役									
		計											
職	事	務		系									
	庶	務		系									
員		<u>計</u>											
	合	Ì	±										

#### (記載上の注意)

1 「執行役」欄は取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。取締役を兼務する執行 役の員数については、欄外に次のとおり記載すること。

当期末における取締役を兼務する執行役の員数 人

- 2 会計参与が法人である場合は員数に含めず、欄外にその名称を記載すること。
- 3 「職員」欄は臨時雇員及び嘱託を除く員数を記載し、「庶務系」欄は、守衛、用務員、自動車運転手等の職員数を記載すること。
- 4 職員計のうち出向職員(在籍のまま他社等へ出向している者)については欄外に次のとおり記載すること。

現行							
	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>				
		(%)	(%)				

THI

#### (記載上の注意)

- 1 銀行法第52条の23第1項第10号イに掲げる業務を営む子会社について記載すること。
- 2 当社の子会社である銀行等、証券専門会社又は保険会社等からの収入の有無は、銀行、長期信用銀行、証券専門会社、証券仲介専門会社、保険会社、信託専門会社、銀行業を営む外国の会社、証券業を営む外国の会社、保険業を営む外国の会社及び信託業を営む外国の会社からの収入について記載することとし、収入がある場合には当該会社名を記載すること。
- 3 金融機関等からの収入は、銀行持株会社、長期信用銀行持株会社、銀行法第52条の23第 1項に規定する子会社対象会社、信用金庫、信金中央金庫、労働金庫、労働金庫連合会、農 林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、信用協同組合連合会並びに業として預金又 は貯金の受入れをすることができる農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁 業協同組合連合会、水産加工業協同組合及び水産加工業協同組合連合会からの収入を記載す ること。

#### 3 役職員の増減

#### (1) 当社

区分	前	期	末	当	期	末	増	減 ( )
役 員								
(うち執行役員)	_(			_(				)
(うち非常勤役員)	_(		)_	_(		)	_(	)
(定数)	_(			_(			_(	)
執 行 役								
<u>職</u> 員								
(うち執行役員)	_(			_(			_(	)
<u>合</u> 計			·					

#### (記載上の注意)

- 1 「役員」欄は取締役及び監査役の合計員数(委員会等設置会社にあつては、取締役(執行役を兼務する者を含む。)の員数)を記載し、「(定数)」欄は定款に定めのある員数を記載すること。なお、執行役を兼務する取締役数については、欄外に次のとおり記載すること。当期末における執行役を兼務する取締役
- 2 「執行役」欄は委員会等設置会社における取締役を兼務しない執行役の員数を記載すること。
- 3 取締役又は職員と兼務していない執行役員数については、欄外に次のとおり記載すること。

取締役又は職員と兼務していない執行役員 人

当期末における出向職員数人

#### (2) 当社及び子会社並びに子法人等

X	分	前	期	末	当	期	末	増	減 (	
役	員									
職	員									
合	註									

#### (記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「役員」欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

#### 4 会社役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	<u>氏 名</u> <u>(生年月日及び住所)</u>	<u>略 歴</u>	所有自社株式数	<u>備 考</u>
			<u>株</u>	
計	<b></b>			

#### (記載上の注意)

- 1 本表における会社役員は、取締役、監査役及び執行役とする。
- 2 銀行法第52条の19第1項による取締役(委員会設置会社にあつては、執行役)の兼職の 認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

#### 5 株主の状況

氏名又は名称	所有株式数	<u>割</u> 合
	<u>千株</u>	<u>%</u>
その他の株主( 名)		
計 (名)		<u>100</u>

## (記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順に30名を記載すること。

#### 6 株主総会の状況

#### (記載上の注意)

銀行持株会社の株主総会について、総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

## 現行

#### (2) 当社及び子会社等

X	分	前	期	末	当	期	末	増	減 (	
役	員									
職	員									
合	註									

#### (記載上の注意)

兼職・兼務による重複を除いて記載すること。なお、「役員」欄は、いずれかの会社において役員に就任している者について記載すること。

#### 4 役員の略歴及び所有自社株式

役名及び職名	氏 <u>名</u> (生年月日及び住所)	<u>略 歴</u>	所有自社株式数	<u>備 考</u>
			<u>株</u>	
註	<b></b>			

#### (記載上の注意)

銀行法第52条の19第1項による取締役(委員会等設置会社にあつては、執行役)の兼職の 認可を得ている者は、備考欄に兼職認可年月日及び兼職関係を記載すること。

#### 5 株主の状況

氏名又は名称	所 有 株 式 数	<u>割 合</u>
	<u>千株</u>	<u>%</u>
その他の株主( 名)		
計 (名)		<u>100</u>

#### (記載上の注意)

銀行持株会社の株主について、持株数の多い順序に従い30名を記載すること。

#### 6 株主総会の状況

## (記載上の注意)

銀行持株会社の株主総会について、総会の種類、総会開催の年月日及び総会において決議した事項その他総会に関する重要な事項を記載すること。

# 7 有価証券の内訳

(単位:百万円)

							<u>(                                    </u>
	<u>種</u>		<u>類</u>		額面総額	<u>当期末残高</u>	<u>当期末手元現在高</u>
国				債			
地	-	方		債			
短	期	社		債			
社				債			
公	社	公	<u></u>	債			
金		融		債			
事		業		債			
(社)	債のうち	政府	保証債	)	( )	( )	( )
株				式			
<u>金</u>	融機	製	株	式			
<u>₹</u>		の		他			
そ	の他	の	証	券			
<u>外</u>	国	証	E	券			
そ		の		他		-	
	į	計					

# (記載上の注意)

- 1 銀行持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。
- 2 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。
- 3 「当期末手元現在高」欄は担保等として金融機関等に差し入れている有価証券を控除した 後の当期末残高を記載すること。

# 8 連結自己資本比率の状況

# [第一基準に係る連結自己資本比率]

(単位:百万円)

				<u>+14 · F</u>	1/1/1/
項 目	前期末	<u>当期末</u>	<u>項 目</u>	前期末	<u>当期末</u>
資 本 金			短期 劣後 債務		
非累積的永久優先株			準補完的項目不算入額	_	_
新株式申込証拠金			準 補 完 的 項 目(C)		
資 本 剰 余 金			自己資本総額(A + B + C)		
利益剰余金			<u>(D)</u>		
自 己 株 式	_	_	他の金融機関の資本調達手		
自己株式申込証拠金			段の意図的な保有相当額		
その他有価証券の評価差損	_	_	負債性資本調達手段及び		

(単位:百万円)

	種	類	額面総額	<u>当期末残高</u>	<u>当期末手元現在高</u>
株		式			
	銀行業を	営む子会			
	<u>ネ</u>	<u>t</u>			
	その他の	D子会社			
	そ 0	D 他			
債		券			
	国	債			
	そ 0	D 他			
そ	の他の	証券			
	<u>計</u>				

現行

# (記載上の注意)

7 有価証券の内訳

- 1 銀行持株会社が保有する有価証券の内訳を記載すること。
- 2 株式については、取得原価の合計額を「額面総額」欄に記載すること。

# 8 連結自己資本比率の状況

## [第一基準に係る連結自己資本比率]

				( <del>+</del> 17 ·	<u> </u>
項 目	前期末	<u>当期末</u>	項 目	前期末	<u>当期末</u>
資 本 金			短期 劣後 債務		
非累積的永久優先株			<u>準補完的項目不算入額</u>	_	_
新 株 式 払 込 金			<u>準 補 完 的 項 目(C)</u>		
資本剰余金					
利 益 剰 余 金			自己資本総額(A + B + C)		
連結子会社の少数株主持分			<u>(D)</u>		
うち海外特別目的会社の			他の金融機関の資本調達手		
発行する優先出資証券			段の意図的な保有相当額		

改正	E後
為替換算調整勘定	これに準ずるもの
新 株 予 約 権	期限付劣後債務及び期限
連結子会社の少数株主持分	付優先株並びにこれらに
うち海外特別目的会社の	<u>準ずるもの</u>
発行する優先出資証券	短期劣後債務及びこれに
営業権相当額	準ずるもの
<u>σ                                    </u>	
繰延税金資産の控除前の(基	
本的項目 ] 計(上記各項目の	
合計額)	
繰延税金資産の控除金額	
基本的項目(A)	
償還を行う蓋然性を有す	連結の範囲に含まれない金
<u>る株式等</u>	融子会社及び金融業務を営
	む子法人等、保険子法人等、
その他有価証券の連結貸借	金融業務を営む関連法人等
対照表計上額の合計額から	の資本調達手段
<u>帳簿価額の合計額を控除し</u>	<u>控除項目不算入額</u>
<u>た額の 45%</u>	<u>控除項目(E)</u>
土地の再評価額と再評価の	自己資本額(D - E)(F)
直前の帳簿価額の差額の	<u>資産(オン・バランス)項目</u>
45%に相当する額	オフ・バランス取引項目
一般貸倒引当金	マーケット・リスク相当額を
負 債性 資本調達手段等	8%で除して得た額
負債性資本調達手段	<u>リスク・アセット等計(G)</u>
	(参考)マーケット・リスク
期限付劣後債務及び期限	相当額
付優先株	
補完的項目不算入額	<u>Tier1比率(A/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>
補 完 的 項 目(B)	<u>自己資本比率(F/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>

# 現行

その他有価証券の評価差損	_	_	負債性資本調達手段及び
自己株式払込金			これに準ずるもの
自 己 株 式	_	_	期限付劣後債務及び期限
為替換算調整勘定			付優先株並びにこれらに
営業権相当額	_		準ずるもの
連結調整勘定相当額	_		短期劣後債務及びこれに
企業結合により計上される			準ずるもの
無形固定資産相当額			連結の範囲に含まれない金
繰延税金資産の控除前の〔			融子会社及び金融業務を営
基本的項目〕計(上記各項			   む子法人等、保険子法人等、
目の合計額)			金融業務を営む関連法人等
繰延税金資産の控除金額			,
基本的項目(A)	_		控除項目不算入額
償還を行う蓋然性を有す			
その他有価証券の連結貸借			自己資本額(D - E)(F)
対照表計上額の合計額から			資産(オン・バランス)項目
帳簿価額の合計額を控除し			オフ・バランス取引項目
<u>た額の 45%</u>			マーケット・リスク相当額を
土地の再評価額と再評価の			8%で除して得た額
直前の帳簿価額の差額の			
45%に相当する額			<u>リスク・アセット等計(G)</u>
一般貸倒引当金			(参考)マーケット・リスク
負債性資本調達手段等			相当額
負債性資本調達手段			
期限付劣後債務及び期限			
付優先株			
補完的項目不算入額	_	_	<u>Tier1比率(A/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			<u>自己資本比率(F/G)</u> <u>%</u> <u>%</u>

# [第二基準に係る連結自己資本比率]

(単位:百万円)

<u>項</u>	且		前期末	<u>当期末</u>	<u>項</u>	<u></u> 且	前期末	<u>当期末</u>
資	本	金			自己資本総額(	A + B)(C)		
非累積	的永久優先	株			他の金融機関の	の資本調達手		
新 株 式	申込証拠	金			段の意図的な保	具有相当額		

# [第二基準に係る連結自己資本比率]

<u>(単位:百万円)</u>

項 且	前期末 当期末	項 目	前期末	<u>当期末</u>
<u>資 本 金</u>		自己資本総額(A + B)(C)		
非累積的永久優先株		他の金融機関の資本調達手		
新株式払込金		段の意図的な保有相当額		

	改正	後		
資 本 剰 余 金		負債性資本調達手段及び		
利益剰余金		<u>これに準ずるもの</u>		
自 己 株 式		期限付劣後債務及び期限		
自己株式申込証拠金		付優先株並びにこれらに		
その他有価証券の評価差損	_  _	<u>準ずるもの</u>		
新 株 予 約 権		連結の範囲に含まれない金		
為替換算調整勘定		融子会社及び金融業務を営		
連結子会社の少数株主持分		む子法人等、保険子法人等、		
うち海外特別目的会社の		金融業務を営む関連法人等		
発行する優先出資証券		の資本調達手段		
営業権相当額	_  _			
<u>の れ ん</u>	_  _			
繰延税金資産の控除前の(基				
本的項目]計(上記各項目の				
合計額)				
繰延税金資産の控除金額	_  _			
基本的項目(A)		控除項目不算入額		
償還を行う蓋然性を有す		<u>控 除 項 目(D)</u>		
3株式等		自己資本額(C - D)(E)		
土地の再評価額と再評価の				
直前の帳簿価額の差額の		資産 (オン・バランス)項目		
45%に相当する額		オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金		<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
負債性資本調達手段等				
負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限				
付優先株				
補完的項目不算入額	_  _	<u>Tier1比率(A/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)		<u>自己資本比率(E/F)</u>	<u>%</u>	<u>%</u>
/ 司書 しの注音 /				

- 1 本表には、銀行法第 52 条の 25 に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する 資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官 が定める基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準 に係る連結自己資本比率〕銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕を記載す ること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。
- 4 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の

		- 九1	J		
資本剰余金			負債性資本調達手段及び		
利益剰余金			これに準ずるもの		
連結子会社の少数株主持分			期限付劣後債務及び期限		
うち海外特別目的会社の			付優先株並びにこれらに		
発行する優先出資証券			<u>準ずるもの</u>		
その他有価証券の評価差損	_	_	連結の範囲に含まれない金		
自己株式払込金			融子会社及び金融業務を営		
自 己 株 式	_	_	む子法人等、保険子法人等、		
為替換算調整勘定			金融業務を営む関連法人等		
営業権相当額	_	_	の資本調達手段		
連結調整勘定相当額	_	_			
企業結合により計上される	_	_			
無形固定資産相当額					
繰延税金資産の控除前の〔					
基本的項目〕計(上記各項					
且の合計額)					
繰延税金資産の控除金額	_	_			
基本的項目(A)			控除項目不算入額		_
償還を行う蓋然性を有す			<u>控 除 項 目(D)</u>		
<u>る株式等</u>			自己資本額(C - D)(E)		
土地の再評価額と再評価の					
直前の帳簿価額の差額の			資産(オン・バランス)項目		
45%に相当する額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			<u>リスク・アセット等計(F)</u>		
負債性資本調達手段等					
負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限					
付優先株					
補完的項目不算入額	_	_	Tier1比率(A/F)	<u>%</u>	<u>%</u>
補 完 的 項 目(B)			自己資本比率(E/F)	<u>%</u>	<u>%</u>

現行

- 1 本表には、銀行法第52条の25に規定する銀行持株会社及びその子会社等がその保有する 資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定め る基準に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。
- 2 海外営業拠点を有する銀行又は長期信用銀行を子会社等とする銀行持株会社は〔第一基準 に係る連結自己資本比率〕、その他の銀行持株会社は〔第二基準に係る連結自己資本比率〕 を記載すること。
- 3 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整 後の金額を記載すること。

45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。

- 5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 6 銀行法第52条の9の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の(基本的項目)の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

#### 第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、事業報告(銀行法施行規則別紙様式第14号)に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) のれんの償却に関する事項

#### 2 第 期末 ( 年 月 日現在)連結貸借対照表

(単位:百万円)

		<u>(丰瓜・口/川」)</u>
科且	金額	科 且 金額
(資産の部)		(負債の部)
現金預け金		<u>預</u> 金
コールローン及び買入手形		譲渡性預金
買 現 先 勘 定		コールマネー及び売渡手形
<u>債券貸借取引支払保証金</u> 買 入 金 銭 債 権		<u>売 現 先 勘 定</u>   債券貸借取引受入担保金
買 入 金 銭 債 権       特 定 取 引 資 産		債券貸借取引受入担保金
商品有価証券		特 定 取 引 負 債

現行

- 4 「その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の 45%」欄は算出した金額が正の値である場合に限り記載すること。
- 5 連結自己資本比率の算定に関する外部監査を受けている場合には、その旨を欄外に記載すること。
- 6 銀行法第52条の9の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件第4条等の規定に基づく銀行持株会社を定める件において金融庁長官が別に定める銀行については、「繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計(上記各項目の合計額)」欄及び「繰延税金資産の控除金額」欄に所定の金額をそれぞれ記載すること。また、繰延税金資産の純額に相当する額及び繰延税金資産の算入上限額を欄外に記載すること。

繰延税金資産の算入上限額は、繰延税金資産の控除前の[基本的項目]の合計額に20%(ただし、平成18年3月31日から平成19年3月30日までの間は40%、平成19年3月31日から平成20年3月30日までの間は30%)を乗じて得た額とし、当該繰延税金資産の算入上限額を、繰延税金資産の純額に相当する額から控除した金額が正の値である場合に限り、当該金額を「繰延税金資産の控除金額」欄に記載すること。

#### 第2 連結財務諸表

1 連結財務諸表の作成方針

銀行持株会社及びその子会社等について連結して作成する貸借対照表等に関する下記の事項を記載すること。ただし、営業報告書(銀行法施行規則別紙様式第14号)に同一内容の記載があるときは、その旨を記載することにより当該事項の記載を省略できるものとする。

- (1) 連結の範囲に関する事項
- (2) 持分法の適用に関する事項
- (3) 子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- (4) 子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- (5) 連結調整勘定の償却に関する事項
- (6) 利益処分項目等の取扱いに関する事項

#### 2 第 期末 ( 年 月 日現在)連結貸借対照表

		<u>(                                    </u>
<u>科 目</u>	金 額	<u>科 目</u> 金額
(資産の部)       現金預け金		<u>(負債の部)</u> 預 <u>金</u>
コールローン及び買入手形買 現 先 勘 定		譲     渡     性     預     金       コールマネー及び売渡手形     カールマネー及び売波手形
債券貸借取引支払保証金       買 入 金 銭 債 権       特 定 取 引 資 産		売 現 先 勘 定 債券貸借取引受入担保金 コマーシャル・ペーパー
商品有価証券		特 定 取 引 負 債

	改正後
金銭の信託	借 用 金
有 価 証 券	外 国 為 替
貸 出 金	短 期 社 債
<u>外 国 為 替</u>	<u>社</u> 債
その他資産	新株予約権付社債
有 形 固 定 資 産	その他負債
無形固定資産	賞 与 引 当 金
<u>o h h</u>	
その他の無形固定資産	退職給付引当金
繰延税金資産	特別法上の引当金
再評価に係る繰延税金資産	操 延 税 金 負 債
支 払 承 諾 見 返	
貸 倒 引 当 金	
	支 払 承 諾
	負債の部合計
	( 純 資 産 の 部 )
	<u>資</u> 本 金
	新株式申込証拠金
	資本剰余金
	利 益 剰 余 金
	<u>自 己 株 式</u>  _
	自己株式申込証拠金
	株 主 資 本 合 計
	その他有価証券評価差額金
	操 延 へ ッ ジ 損 益
	土 地 再 評 価 差 額 金
	為替換算調整勘定
	評価・換算差額等合計
	新株予約権
	少数株主持分
	純 資 産 の 部 合 計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計
(記載上の注意)	

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明 らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な 疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画

	<b>現行</b>
金銭の信託	借 用 金
有 価 証 券	<u>外 国 為 替</u>
貸 出 金	短期 社 債
<u>外 国 為 替</u>	<u>社</u> 債
<u>その他資産</u>	新株子約権付社債
<u>動 産 不 動 産</u>	その他負債
繰延税金資産	賞 与 引 当 金
再評価に係る繰延税金資産	役員賞与引当金
連結調整勘定	退職給付引当金
支 払 承 諾 見 返	特別法上の引当金
<u>貸 倒 引 当 金</u>	操 延 税 金 負 債
	再評価に係る繰延税金負債
	連結調整勘定
	支 払 承
	負債の部合計
	( 少 数 株 主 持 分 )
	少数株主持分
	(資本の部)
	<u>資 本 金</u>
	新株式払込金
	資本剰余金
	利 益 剰 余 金
	土 地 再 評 価 差 額 金
	株式等評価差額金
	為 替 換 算 調 整 勘 定
	<u>自 己 株 式 払 込 金</u>
	直 己 株 式
	資本の部合計
  資産の部合計	負債、少数株主持分及び
<del>5 4 7 1 1 1</del>	資本の部合計

钼行

- 1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明 らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げ る事項
  - \_\_ 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - <u>当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映</u>しているか否か
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項

- \_\_ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
  - \_\_\_ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
  - 有形固定資産の減価償却の方法
  - \_\_ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - 貸倒引当金の計上方法
  - 退職給付引当金の計上方法
  - リース取引の処理方法
  - ヘッジ会計の方法
  - 金銭の信託の評価基準及び評価方法
  - デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
  - \_ その他採用した重要な会計方針
  - \_\_ 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、 その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
  - 会計処理の原則又は手続を変更した場合ときは、その旨、変更の理由及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
  - 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (5) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項 までに規定する有価証券に関する事項
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却 累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含 まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一 括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。)
- (12) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りではない。

#### 現行

- 有価証券の評価基準及び評価方法
- \_\_\_ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
- 動産不動産の減価償却の方法
- 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
- 貸倒引当金の計上方法
- 退職給付引当金の計上方法
- リース取引の処理方法
- ヘッジ会計の方法
- \_\_ 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- その他採用した重要な会計方針
- \_\_\_\_子会社及び子法人等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときは、この限りでない。
- (3) 会計方針又は記載方法を変更したときは、その旨及びその変更による増減額。ただし、 その変更又は変更による影響が軽微であるときは、この限りでない。
- (4) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (5) <u>固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。ただし、その変更が軽</u> 微であるときは、この限りでない。
- (6) 動産不動産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (7) 1株当たりの純資産額
- (8) 銀行持株会社の取締役、執行役及び監査役に対する銀行持株会社及びその子会社等の 金銭債権総額。ただし、子会社である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越 及び預金又は債券(長期信用銀行に係るものに限る。)を担保とする貸付金(担保とされ た預金及び債券の額を超えないものに限る。)は、この限りでない。
- (9) 銀行持株会社の取締役、執行役及び監査役に対する銀行持株会社及びその子会社等の 金銭債務総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (10) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (11) リース契約により使用する重要な動産不動産
- (12) 重要な係争事件に係る損害賠償義務
- (13) 重要な後発事象
- (14) 資産が担保に供されているときは、その内容
- (15) 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の7第1項から第4項まで に規定する有価証券に関する事項
- (16) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の6の3その他法 令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。

- (13) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (14) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保 に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 1株当たりの純資産額
- (18) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の 翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該 事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする 子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生し た場合における当該事象とする。)
- (19) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 2 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第 13 条の6の3その他法 令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科 目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

 3 第 期
 年 月 日から

 連結損益計算書

 年 月 日まで

(単位:百万円)

	<u>科</u>	且		<u>金</u>	額	有
経	常	ЧΖ	益		<u>x x x</u>	<u>:</u>

現行

- 3 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 4 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を 設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 5 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 6 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。

 3 第 期
 年 月 日から

 年 月 日まで
 連結損益計算書

(単位・百万円)

					<u> </u>	_
	<u>科</u>	目		<u>金</u>	額	
経	常	ЧΣ	益		<u>x x x</u>	

改正後	現行
<u>資金運用収益xxx</u>	資 金 運 用 収 益 x x x
<u>貸出金利息</u> ×××	<u>貸出金利息</u> ×××
<u>有 価 証 券 利 息 配 当 金 × × × </u>	有 価 証 券 利 息 配 当 金 × × ×
コールローン利息及び買入手形利息 × × ×	コールローン利息及び買入手形利息 × × ×
<u> </u>	買 現 先 利 息 × × ×
	债券貸借取引受入利息×××
<u>預け金利息</u> ×××	<u>預け金利息</u> ×××
<u>その他の受入利息</u> ×××	その他の受入利息 ×××
<u>役務取引等収益</u> x x x	<u>後務取引等収益×××</u>
<u> </u>	特 定 取 引 収 益 × × ×
<u> </u>	<u> </u>
	<u>預</u> 金利息xxx
譲 渡 性 預 金 利 息 <u>× × ×</u>	譲 渡 性 預 金 利 息 x x x
コールマネー利息及び売渡手形利息 x x x	コールマネー利息及び売渡手形利息 x x x
<u>売 現 先 利 息</u> <u>× × ×</u>	<u>売 現 先 利 息</u> × × ×
<u>債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息</u> <u>× × ×</u>	<u>債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息</u> × × ×
<u>コマーシャル・ペーパー利息</u> <u>× × ×</u>	<u>コマーシャル・ペーパー利息</u> x x x
<u>借 用 金 利 息 x x x</u>	<u>借用金利息</u> xxx
<u>短期 社 債 利 息</u> <u>x x x</u>	<u>短期 社債 利息</u> x x x
<u>社 債 利 息 x x x</u>	<u>社 債 利 息</u> <u>x x x</u>
新 株 予 約 権 付 社 債 利 息 x x x	新 株 予 約 権 付 社 債 利 息 x x x
<u>その他の支払利息</u> xxxx	<u>その他の支払利息</u> ×××
<u>役務取引等費用</u> <u>x x x</u>	<u>役務 取 引 等 費 用 x x x</u>
<u>特定取引費用</u> <u>x x x</u>	<u>特定 取 引 費 用 x x x</u>
<u>その他業務費用</u> xxxx	その他業務費用       xxxx
<u>営業経費</u> <u>xxx</u>	<u>営業経費</u> xxx
その他経常費用         xxxx	<u>その他経常費用</u> ×××
<u>貸 倒 引 当 金 繰 入 額</u> <u>× × ×</u>	<u>貸 倒 引 当 金 繰 入 額</u> × × ×
<u>その他の経常費用</u> ×××	<u>その他の経常費用</u> ×××
<u> </u>	<u>経 常 利 益</u> <u>x x x</u>
( 又 は 経 常 損 失 )	<u>( 又 は 経 常 損 失 )</u>
特 <u>別                                  </u>	<u>特別 利益</u> <u>×××</u>
<u>固定資産処分益</u> ×××	<u>動産不動産処分益×××</u>
<u>貸 倒 引 当 金 戾 入 益</u> × × ×	賞却債権取立益 ×××
<u>償却債権取立益</u> x×××	<u>その他の特別利益</u> ×××
<u>その他の特別利益</u> ×××	<u>特別 損失</u> <u>×××</u>
<u>特 別 損 失</u> <u>x x x</u>	<u>動産不動産処分損</u>   ×××

改正行	後
固 定 資 産 処 分 損 x	<u> </u>
<u>減</u> 損 損 失 <u>×</u>	<u> </u>
<u>その他の特別損失</u> x	x x x
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	<u> </u>
(又は税金等調整前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	<u> </u>
法 人 税 等 調 整 額	<u> </u>
少数株主利益	<u> </u>
( 又 は 少 数 株 主 損 失 )	
当期 純 利 益	<u> </u>
( 又 は 当 期 純 損 失 )	

- 1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後 1株当たり当期純利 益金額を注記すること。
- 2 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な 事項を注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法 令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科 目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

減 損 損 失	x x x
その他の特別損失	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	
法人税、住民税及び事業税	x x x
法 人 税 等 調 整 額	<u> </u>
少数株主 利益	<u> </u>
( 又 は 少 数 株 主 損 失 )	
当期 純 利 益	x x x
<u>( 又 は 当 期 純 損 失 )</u>	

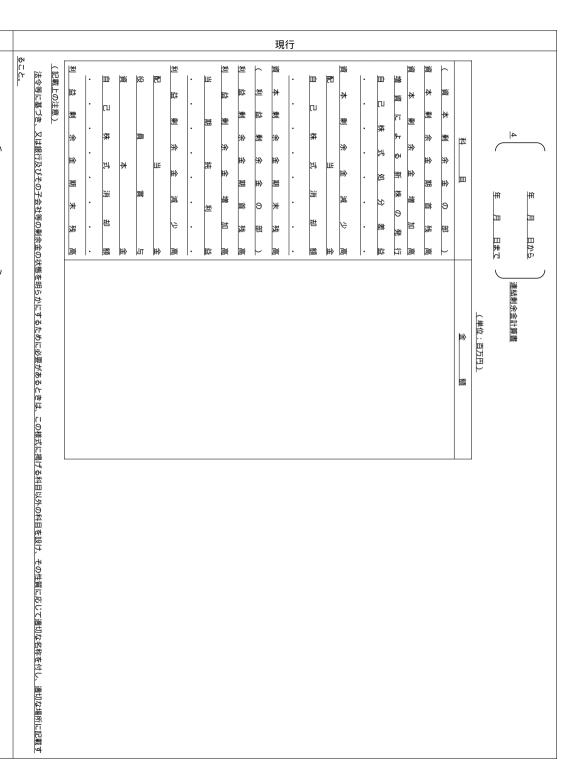
現行

#### (記載上の注意)

- <u>1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利</u> 益金額を注記すること。
- 2 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な 事項を注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を 設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。



Ш 日まで 目から 連結株主資本等変動計算書

(単位:百万円)

				呇	正復	Ŕ					
当連結会計年度末残高	当連結会計年度変動額合計	連結会計年度変動額(純額)	株主資本以外の項目の当	自己株式の処分	当期純利益	剰余金の配当	新株の発行	当連結会計年度変動額	前連結会計年度末残高		
XXX	XXX						xxx		xxx	資本 金	
XXX	xxx						XXX		XXX	<u>剰</u> 余金	
xxx	xxx				xxx	- xxx			xxx	悪 型 H	株 計
- XXX	XXX			XXX					- xxx	自己株式	
XXX	xxx			XXX	xxx	- xxx	xxx		xxx	株主資本 合計	
XXX	XXX		XXX						XXX	<u>その他</u> 有価証券 <u>評</u> 価 差額金	
xxx	XXX		XXX						XXX		当
XXX	XXX		xxx						xxx	土地 再評価 差額金	証価・投資差額等
xxx	XXX		xxx						xxx	為替換算 調整勘定	業
XXX	XXX		XXX						XXX	望価・ 換算 差額等	
XXX	<u>xxx</u>		XXX						XXX	新株	
<u>xxx</u>	<u>xxx</u>		XXX						XXX	少数株主持分	
XXX	XXX		XXX	XXX	XXX	- xxx	XXX		XXX	哈 哈 群	

の様式に掲げる科目以外の科目を掲げる必要が生じたときは、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。 14人が金額の記載は、概念連絡質権対照表における記載の順序によること。 1年の17、当連絡会計程度変動態を、変動事由こせに記載することができる。この場合には、変動事由及び金額の記載は、概ね連絡質権対照表における記載の順序によること。 19、14月ここの記載に代えて評価、検算差額等の合計額を、前連絡会計年度未残高、当連絡会計年度変動額及び当連絡会計年度未残高に区分して記載することができる。この場合は科目ごとの 19、14月ここの記載に代えて評価、検算差額等の合計額を、前連絡会計年度未残高、当連絡会計年度変動額及び当連絡会計年度未残高に区分して記載することができる。この場合は科目ごとの 

。 あける発行済株式の総数 種類株式発行銀行 側余金の配当その他の会社法第 108 条第 1頂各号に掲げる事項について内容の異なる 2以上の種類の株式を発行する銀行をいう 以下同 7整元済株式の総数 7整元済株式の総数 7た割余金の配当に関する事項 1に行う割余金の配当に関する事項 1に行う割余金の配当に関する事項を結合計年度に相当する事業年度に係る定時株主総会の終結後に会社法第 454 条第 1項各号に掲げる事項を定めるものを除く )に関する事項 1に行う割余金の配当に関する事項

改正後		現行	
5 第 期     年 月 日まで	_連結キャッシュ・フロー計算書	5     第     期       年     月     日まで	連結キャッシュ・フロー計算書
<u>〔直接法により表示する場合〕</u>	<u>(単位:百万円)</u>	<u>〔直接法により表示する場合〕</u>	<u>(単位:百万円)</u>
<u>科</u> <u>目</u>	<u>金 額</u>	<u>科</u> <u>目</u>	<u>金 額</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
貸付金回収による収入		貸付金回収による収入	
預金払出による支出		預金払出による支出	
貸付金利息収入		貸付金利息収入	
預金利息支出		預金利息支出	
営業経費支出		営業経費支出	
法人税等の支払額		法人税等の支払額	
営業活動によるキャッシュ・フロー		営業活動によるキャッシュ・フロー	
投資活動によるキャッシュ・フロー		<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出		有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入		有価証券の売却による収入	
有形固定資産の取得による支出		動産不動産の取得による支出	
有形固定資産の売却による収入		動産不動産の売却による収入	
<u></u>		<u></u>	
投資活動によるキャッシュ・フロー		投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入		株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出		自己株式の取得による支出	
配当金の支払額		配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額		少数株主への配当金の支払額	
<u></u>		<u></u>	
財務活動によるキャッシュ・フロー		財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額		現金及び現金同等物に係る換算差額	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)		現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高		現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高		現金及び現金同等物の期末残高	

# 改正後 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。 2 法令等に基づき、又は銀行及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにする ために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切 な名称を付し、適切な場所に記載すること。 〔間接法により表示する場合〕 (単位:百万円) 科 目 金 額 営業活動によるキャッシュ・フロー 税金等調整前当期純利益(損失) 減価償却費 減損損失 貸倒引当金の増加額 資金運用収益 資金調達費用 有価証券関係損益 貸出金の純増減 預金の純増減 資金運用による収入 資金調達による支出 計 法人税等の支払額 営業活動によるキャッシュ・フロー 投資活動によるキャッシュ・フロー 有価証券の取得による支出 有価証券の売却による収入 有形固定資産の取得による支出 有形固定資産の売却による収入 投資活動によるキャッシュ・フロー 財務活動によるキャッシュ・フロー 株式の発行による収入 自己株式の取得による支出 配当金の支払額 少数株主への配当金の支払額

財務活動によるキャッシュ・フロー 現金及び現金同等物に係る換算差額 現行

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

### 〔間接法により表示する場合〕

(単位:百万円)

<u>科 目</u>	<u>金 額</u>
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前当期純利益(損失)	
減価償却費	
減損損失	
貸倒引当金の増加額	
資金運用収益	
資金調達費用	
有価証券関係損益	
貸出金の純増減	
預金の純増減	
資金運用による収入	
資金調達による支出	
<u></u>	
<u>小</u> 計	
法人税等の支払額	
<u>営業活動によるキャッシュ・フロー</u>	
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	
有価証券の取得による支出	
有価証券の売却による収入	
<u>動産不動産の取得による支出</u>	
<u>動産不動産の売却による収入</u>	
投資活動によるキャッシュ・フロー	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
株式の発行による収入	
自己株式の取得による支出	
配当金の支払額	
少数株主への配当金の支払額	
財務活動によるキャッシュ・フロー	
現金及び現金同等物に係る換算差額	

改正後	現行	
現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	現金及び現金同等物の増加額(又は減少額)	
現金及び現金同等物の期首残高	現金及び現金同等物の期首残高	
現金及び現金同等物の期末残高	現金及び現金同等物の期末残高	
· 티라 L · · · · · ·	(47 #4   東)と立、	

# (記載上の注意)

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

- 1 現金及び現金同等物の範囲について記載すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等のキャッシュ・フローの状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第13号(中間公告用連結貸借対照表等(銀行持株会社用)) パブリックコメント用

別紙様式第13号(中間公告用連結貸借対照表等	等(銀行持株会任用))ハフリックコメント用
改正後	現行
(参考) 別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項関係)	(参考) 別紙様式第 13 号 (第 34 条の 25 第 1 項関係)
<u>第1</u>	
/ <del>-</del>	
<u>年 月 日</u>	
住 所	
銀行持株会社名	
中間連結貸借対照表 (年月日現在)	
<u> </u>	
(資産の部)	
<u>現 金 預 け 金</u> <u> </u>	
<u>コールローン及び買入手形</u> 譲渡性預金	
買 現 先 勘 定     コールマネー及び売渡手形       債券貸借取引支払保証金     売 現 先 勘 定	
<u>債券貸借取引支払保証金</u>   <u>売 現 先 勘 定</u>     <u>同 入 金 銭 債 権</u>   <u>債券貸借取引受入担保金</u>	
特 定 取 引 資 産 コマーシャル・ペーパー	
一	
<u>金 銭 の 信 託</u> <u>借 用 金</u>	
<u>有</u> <u>価 証 券</u> <u>外 国 為 替</u>	
<u>賃</u> 出 金 <u>短 期 社 債</u>	
<u>外 国 為 替</u> <u>社 債</u> <u> </u>	
その他資産       有形固定資産       その他負債	
1   1   1   1   1   1   1   1   1   1	
の     れ     ん       役員賞与引当金	
その他の無形固定資産 退職給付引当金	
繰     延     税     金     資     産       特別法上の引当金	
再評価に係る繰延税金資産 繰延税金負債	
支 払 承 諾 見 返 再評価に係る繰延税金負債	
<u>貸 倒 引 当 金</u>   <u></u> <u> </u>	
<u>支 払 承 諾</u>   負 債 の 部 合 計	

ē	女正後
	資本 本 金 新 株 式 申 込 証 拠 金 資本 剰 余 金 利 益 剰 余 金 目 己 株 式 申 込 証 拠 金 性 主 資本 合 計 その他有価証券評価差額金 繰 延 ヘッジ 損 益 土 地 再 評 価 差 額 金 為 替 換 算 調 整 勘 定評価・換算差額等合計 新 株 予 約 権 少 数 株 主 持 分 純 資 産 の 部 合 計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計

現行

- 1 銀行及びその子会社等について中間連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
- ① 連結の範囲に関する事項
- ② 持分法の適用に関する事項
- ③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
- 2 <u>次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明</u>らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な 疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ② 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条 に規定する差額
  - ③ 有形固定資産の減価償却の方法
  - ④ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - ⑤ 貸倒引当金の計上方法
  - ⑥ 退職給付引当金の計上方法
  - ⑦ リース取引の処理方法
  - ⑧ ヘッジ会計の方法
  - ⑨ 金銭の信託の評価基準及び評価方法

- ⑩ デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- ⑪ その他採用した重要な会計方針
- ② 子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、 その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
  - ① 会計処理の原則又は手続を変更したとき(当該中間連結会計期間の直前の事業年度 に係る財務諸表作成に当たり会計処理の原則又は手続について変更が行われており、 当該中間連結会計期間の直前の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表作成上の会 計処理の原則及び手続との間に相違がみられるときを含む。)は、その旨、変更の理由 及び当該変更が財務諸表に与えている影響の内容
  - ② 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (5) 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第16条第1号及び第2号 に規定する有価証券に関する事項
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却 累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含 まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等(銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。以下同じ。)である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りではない。
- (12) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執 行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (13) 子会社等の株式又は出資金
- (14) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保 に係る債務の金額
- (15) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (16) 当中間連結会計期間の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び 関連会社の翌中間連結会計期間以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生し た場合における当該事象(ただし、当該持株会社の中間連結会計期間の末日と異なる日 をその中間連結会計期間の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び

現行

関連会社の中間連結会計期間の末日後に発生した場合における当該事象とする。)

- (17) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法 令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科 目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

 中間連結損益計算書

 年

 年

(単位:百万円又は億円)

(単位:百万円)

		1	科		且			<u>金</u>	額	
経	<u> </u>	乍	常		収		益		$\times$ $\times$	×
	資	金	運		用	収	益	$\times$ $\times$ $\times$		
	(	う ち	貸	出	金	利 .	<u>息 )</u>	$(\times \times \times)$		
	( 3	5 ち 有	価 証	券利	利息	配当	金)	$\times$ $\times$ $\times$		
	役	務	取	引	等	収	益	$\times$ $\times$ $\times$		
	特	定	取		引	収	益	$\times$ $\times$ $\times$		
	そ	の	他	業	務	収	益	$\times$ $\times$ $\times$		
	そ	の	他	経	常	収	益	$\times$ $\times$ $\times$		
経	<u> </u>	Ť	常		費		用		$\times$ $\times$ $\rightarrow$	<u>×</u>
	資	金	調		達	費	用	$\times$ $\times$ $\times$		
	(	5 t	5 預	刍	<b></b>	制 息	<u>息 )</u>	$(\times \times \times)$		

							改	正後						
	役 才	務	取	引	等	費	用	×	×	X				
-	持	定	取	Ī	3	費	用	$\times$	X	×				
	そ (	の	他	業	務	費	用	×	X	×				
	営		業		経		費	×	X	×				
	そ (	の	他	経	常	費	用	<u>×</u>	X	×				
経		宇	育		利		益					×	×	×
_(	又	は	経	常	損	失	)							
特		另	ij.		利		益					×	X	×
特		另	i[		損		失					×	×	×
税	金 等	声調	整	前中	間	純 利	益					×	X	×
_(_	又は私	党 金	等 調	整前	中間	純損失	: )							
法	人 税		住 民	税	及び	事 業	税					×	×	×
法	人	租	兑	等	調	整	額					$\times$	×	$\times$
少	数	ξ	株	主	:	利	益					×	×	×
_(_	又	は タ	数	株	主	損 失	)							
中		間		純	利	J	益					×	×	×
_(_	又	は	中	間	纯 損	失	)							
/=	7 ±4 L Z	~ 10.35	- \											

現行

(記載上の注意)

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利 益金額を注記すること。
- 2 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な 事項を注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法 令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科 目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正	E後			瑪	行
第2 第 期 中	間 決 算 公 告(要	要旨)_	第期	中間	快算公告
年 月 日			年 月 旦		
	<u>住</u> <u>所</u> 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役				<u>住</u> <u>所</u> 銀 行 持 株 会 社 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名
中間連結貸借対照表(			中間連結貸債	昔対照表 (	年 月 日現在)
		万円又は億円)			<u>(単位:百万円又は億円)</u> 
科 目	科       目         (負債のの部)       部の金         護渡性預       強金         選出している。       大年期         売期       先期         大生期       大年         情番       日本         大生期       日本         日本       日本         大生期       社会         大生期       社会         大生期       社会         大生期       日本         大生期       日本         大井町       日本		科       目         (資産の)部)       部)         現金預け金       預りま形度         二ールローン及び買入手形度       機工         債券貸借取引支払保証金買       を養養         市品有価証券       金銭 債 権         市品有価証券       金銭 の信         直       出金         水 国 為 養産       産         基 税金       資資資産         連結調整期定       見         支 払 承諾見       見         資 引 金	金 <b>額</b>	科       目       金         (負債のの)       部)         (負債の)       金         譲渡性預金金       金         選選 大       株       (長         現 大       大       (長         選 大       (基       (基         日       (基       (

改立	E後
資産の部合計	自己株式申込証拠金       株 主 資 本 合 計       その他有価証券評価差額金       繰 延 へ ッ ジ 損 益       土 地 再 評 価 差 額 金       為 替 換 算 調 整 勘 定       評価・換算差額等合計       新 株 予 約 権       純 資 産 の 部 合 計       負債及び純資産の部合計
A second	

#### (記載上の注意)

- 1 銀行及びその子会社等について中間連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
- ① 連結の範囲に関する事項
- ② 持分法の適用に関する事項
- ③ 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。) に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - ④ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
  - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
  - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (4) 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。)
- (5) 有形固定資産の減価償却累計額
- (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (8) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (9) 事業年度の末日後、翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生 した場合における当該事象
- 3 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために

5	17
	資 本 剰 余 金
	利 益 剰 余 金
	土地再評価差額金
	株式等評価差額金
	為 替 換 算 調 整 勘 定
	自己株式払込金
	自己株式△
	資本の部合計
//r → → → → → →	負債、少数株主持分及び
資産の部合計	資本の部合計

邛仁

(記載上の注意)

- 1 <u>次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連</u>が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲 げる事項
    - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
    - ② 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
    - ③ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
    - ④ 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か
  - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条 に規定する差額
  - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号ロによる。

- (4) 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。)
- (5) 動産不動産の減価償却累計額
- (6) 1株当たりの純資産額
- (7) 資産が担保に供されているときは、その内容
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするため

必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を 設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

4 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

中間連結損益計算書

年 月 日から

年 月 日まで

(単位:百万円又は億円)

中間連結損益計算書

ること。

年 月 日から

年 月 日まで

(単位:百万円又は億円)

目 収 IJΔ (うち貸出金利息) (うち有価証券利息配当金) 役 務 取 引 等 収 定 取 引 IJΖ 調 うち預金利 取 引 等 取 引 業 又 は 経 常 損 別 税金等調整前中間純利益 (又は税金等調整前中間純損失)

			科		且		
経		j	常		収		益
	資	金	運	月		収	益
	(	うち	貸	出。	金利	利 息	)
	(	うち有	価証	券利		記 当 金	)
	役		取	引	等	収	益
	特	定	取	- 3.		収	益
	そ	の	他	 業	務	収	益
	そ	0	他	経	常	収	益
経			<u> </u> 常	ملتان	 費	-1/4	用
/ <u>!-T.</u>	資		調			費	用
	<u>貝</u>		<u>啊</u> 5 預		<u>≗</u> 利		)
—	<u>(</u>						
	役	務	取	引	等	費	<u>用</u>
	特	定	取	<u> </u>		_費	用
	<u>そ</u>	の	他	業	務	費	<u>用</u>
	営		業		経		費
	そ	の	他	経	常	費	用
経			常		利		益
(		又は	経	常	損	 失	)
特			———— 训		利	- · ·	益
特			 训		<del></del> 損		失
税				前中	間	純 利	益
(			等調			純損失	
<u>-</u> \   法		4).6	住民		<u>「同</u> を び		<u>/</u> 税
14		· 17L \	1L 1V	17Ľ /	ζ Ο	事 未	<u>17Ľ</u>

現行

<u>目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。</u> 3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、

に必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科

その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められる

ときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて

記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他

主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるとき

は、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載す

 法人税、住民税及び事業税

 法人税
 等調整額

 少数株主損失)

 (又は少数株主損失)

 (又は少数株主損失)

 中間純利益

#### (記載上の注意)

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を 設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

現行

法	人		税	等		調		整	額
少		数	杉	ŧ	Ì	:	利		益
_(_	又	は	少	数	株	主	損	失	)
中		間		純	į		利		益
(	又	は	中	間	] ;	純	損	失	)

- 1 1株当たり中間純利益金額又は中間純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

# 別紙様式第13号の2(公告用連結貸借対照表等(銀行持株会社用))パブリックコメント用

別紙標式第13号の2(公告用連結貸借対照表等(銀行持株会社用))パブリックコメント用										
<u> </u>	文正後	現行								
参考) 別紙様式第 13 号の 2 (第 34 条の 25 第 1	項関係)	(参考)別紙様式第13号の2(第34条の25第1項関係)								
<u>第1</u> 第 年 月 日	<u>期 決 算 公 告</u> <u>住 所</u>									
	銀行持株会社名									
	代表取締役又は代表執行役 氏 名									
連結貸借対照表(	年 月 日現在)									
	(単位:百万円)									
<u>科</u> <u>目</u> 金額	<u> </u>									
(資産の部)	(負債の部)									
現金預け金	預金									
コールローン及び買入手形	譲渡性預金									
	コールマネー及び売渡手形									
	売 現 先 勘 定									
	債券貸借取引受入担保金									
特定取引資産	コマーシャル・ペーパー									
	特 定 取 引 負 債									
金銭の信託	借用金									
有 価 証 券	外 国 為 替									
貸 出 金	短期 社 債									
外 国 為 替	<u>社</u> 債									
<u>その他資産</u>	新株予約権付社債									
<u>有 形 固 定 資 産</u>	その他負債									
無形固定資産	賞 与 引 当 金									
$\frac{\sigma}{}$ $\frac{h}{}$	役員賞与引当金									
その他の無形固定資産	退職給付引当金									
繰 延 税 金 資 産	特別法上の引当金									
再評価に係る繰延税金資産	繰延税金負債									
支 払 承 諾 見 返	再評価に係る繰延税金負債									
貸 倒 引 当 金	<u>負 の の れ ん</u>									
	支 払 承 諾									
	負債の部合計									
	( 純 資 産 の 部 )									

	改正後
	資本金新株式申込証拠金資本利益利金乗金利益利金乗金自己株式申込証拠金株生資本合計社その他有価証券評価差額金全経延へッジ損益主地再評価差額金性期の基額金基額基額金計基額上地再評価差額金上地再評価差額金計基額上地再評価差額金上地再評価差額金上地再評価・換算差額会計が上の数株主持分経額産の部合計
資産の部合計	負債及び純資産の部合計

現行

- 1 銀行及び子会社等について連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
- \_\_ 連結の範囲に関する事項
- \_\_ 持分法の適用に関する事項
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- \_\_<u>連結される子会社及び子法人等の資産及</u>び負債の評価に関する事項
- \_\_ のれんの償却に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第131条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な 疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - \_\_ 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - \_\_ 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
- (2) 次に掲げる会計方針に関する事項
  - 有価証券の評価基準及び評価方法
  - \_\_\_ 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第 10 条 に規定する差額
  - \_\_ 有形固定資産の減価償却の方法
  - \_\_ 外貨建資産等の本邦通貨への換算基準
  - \_\_ 貸倒引当金の計上方法
  - \_\_ 退職給付引当金の計上方法
  - \_\_ リース取引の処理方法

- ヘッジ会計の方法
- 金銭の信託の評価基準及び評価方法
- デリバティブ取引の評価基準及び評価方法
- その他採用した重要な会計方針
- \_\_\_<u>子会社等が採用した会計方針のうちに銀行持株会社と異なるものがある場合には、</u> その差異の概要。ただし、その差異が軽微であるときには、この限りでない。
- (3) 会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項(重要性の乏しいものを除く。)
  - \_\_ 会計処理の原則又は手続を変更した場合ときは、その旨、変更の理由及び当該変更 が財務諸表に与えている影響の内容
  - 表示方法を変更したときは、その内容
- (4) 特定取引勘定設置銀行分の商品有価証券への計数の記載は行わない。
- (5) 連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第15条の6第1項から第4項 までに規定する有価証券に関する事項
- (6) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (7) 有形固定資産及び無形固定資産の償却年数又は残存価額を変更したときは、その旨。 ただし、その変更が軽微であるときは、この限りでない。
- (8) 有形固定資産の減価償却累計額及び圧縮記帳額
- (9) 資産に係る減価償却累計額を貸借対照表において減価償却累計額に合算して減価償却 累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含 まれている旨
- (10) 資産に係る引当金を直接控除した場合における資産の資産科目別の引当金の金額(一 括して注記することが適当な場合にあつては、適宜一括した引当金の金額)
- (11) リースにより使用する有形固定資産に関する事項(会社計算規則第 139 条の規定に従い記載すること。)
- (12) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執行役に対する金銭債権があるときは、その総額。ただし、子会社等(銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。以下同じ。)である金融機関との間の総合口座取引における当座貸越及び預金を担保とする貸付金(担保とされた預金の額を超えないものに限る。)は、この限りではない。
- (13) 銀行持株会社の取締役、監査役及び執行役との間の取引による取締役、監査役及び執 行役に対する金銭債務があるときは、その総額。ただし、預金はこの限りではない。
- (14) 子会社等の株式又は出資金の総額
- (15) 資産が担保に供されている場合における、当該債務の内容及びその金額、並びに担保 に係る債務の金額
- (16) 重要な係争事件に係る損害賠償義務があるときは、その内容及び金額
- (17) 1株当たりの純資産額
- (18) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の 翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該

改正後 現行

事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする 子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生し た場合における当該事象とする。)

- (19) 以上のほか、銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項
- 3 特定取引資産及び特定取引負債は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法令の規定により設けた特定取引勘定に係る資産及び負債について記載すること。
- 4 特別法上の引当金は、法令の規定に基づき計上し、その法令の条項を注記すること。
- 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げてある科目以外の科 目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 「その他資産」及び「その他負債」のうち、同一種類の資産及び負債でその金額が資産総額の100分の5を超えるものについては、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設けて記載すること。ただし、「未払法人税等」については、その金額が資産総額の100分の1を超える場合は独立科目として記載する。

 連結損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円)

											<u> </u>	7 7 1 3	
	<u>科</u>		且						金	額			
経	常		収		益						×	×	×
<u>資</u>	金	運	用	ЦΣ	益	<u>×</u>	×	×					
貸	出	金	<u>&gt;</u>	利	息	<u>×</u>	×	×					
有	面 証	券系	息	配当	<u>金</u>	<u>×</u>	×	×					
⊒	ールロー	ン利息	及び買	入手形和	1息	<u>×</u>	×	×					
買	現	#	Ē	利	息	<u>x</u>	×	×					
債	<b>券貸</b>	借取	引受	入利	息	<u>×</u>	×	×					
預	<u> け</u>	Ê	ž	利	息	<u>x</u>	×	×					
<u>₹</u>	<del>-</del> の 他	<u>せ</u> の	受 .	入 利	息	_ <u>×</u> _	×	×					
役	務I	取引	等	ЧΣ	益	_ <u>x</u> _	×	×					

56.	正後	現行
		7012
	<u>x x x</u>	
	<u>x x x</u>	
	<u>x x x</u>	
経 常 費 用	<u>x x x</u>	
	x x x	
1 1	<u>x x x</u>	
	× × ×	
	× × ×	
	x x x	
	x x x	
コマーシャル・ペーパー利息	x x x	
	x x x	
	x x x	
	x x x	
新株予約権付社債利息	x x x	
	<u>x x x</u>	
1   -	<u>x x x</u>	
	<u>x x x</u>	
	x x x	
	<u>x x x</u>	
	x x x	
	x x x	
	x x x	
	<u> </u>	
<u>( 又 は 経 常 損 失 )</u>		
特別 利益	<u> </u>	
1 1	x x x	
	x x x	
	x x x	
特別損失	<u> </u>	
	<u>x x x</u>	
	x x x	
	x x x	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	<u> </u>	
(又は税金等調整前当期純損失)		
法人税、住民税及び事業税	<u>x x x</u>	
法 人 税 等 調 整 額	<u>x x x</u>	
少数株主利益	<u>x x x</u>	
( 又 は 少 数 株 主 損 失 )		

								LX	хш <sub>I</sub> х	۷.					
当		期		純		利		益					×	×	×
_	又	は	当	期	純	損	失								

功正绝

現行

#### (記載上の注意)

- 1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。
- <u>2</u> 上記のほか、銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な 事項を注記すること。
- 3 特定取引収益及び特定取引費用は、子会社等が銀行法施行規則第13条の6の3その他法 令の規定により設けた特定取引勘定に係る収益及び費用について記載すること。
- 4 「その他の特別利益」及び「その他の特別損失」には、前期損益修正その他異常な利益又は損失を記載すること。

ただし、その額が相当額以下で経常収益又は経常費用に重要な影響を及ぼさないものは、 経常収益又は経常費用に記載することができるものとする。

- 5 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科 目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 6 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。
- 7 総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

改正後 現行 第 2 第 期 決 算 公 告(要旨) 第 期 決 算 公 告 年 月 日 年 月 日 住 所 住 所 銀行持株会社名 銀行持株会社名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 代表取締役又は代表執行役 氏 名 連結貸借対照表(年月日現在) 連結貸借対照表(年月日現在) (単位:百万円又は億円) (単位:百万円又は億円) 金 額 科 目 金 額 科 目 金 額 科 目 科 目 金 額 (資産の部) (負債の部) (資産の部) (負債の部) 金 預 け 金 預 金 預 け 金 譲 渡 性 コールローン及び買入手形 譲 渡 性 預 コールローン及び買入手形 コールマネー及び売渡手形 コールマネー及び売渡手形 現 先 勘 先 倩券貸借取引支払保証金 現 先 勘 倩券貸借取引支払保証金 現 先 勘 定 倩 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金 倩券貸借取引受入担保金 定取引 コマーシャル・ペーパー コマーシャル・ペーパー 定 取 引 特定取引負 品 有 価 証 券 商品有価証 特定取引負 銭 の 信 用 銭の 信 用 金 玉 替 証 玉 替 有 為 金 債 汁 出 金 債 玉 為 替 玉 為 替 の他 新株予約権付社債 他 箵 新株予約権付社債 の 有 形 固 定 資 産 不 の 他 負 の他 負 無 形 固 与 引 繰 延 税 金 資 与 引 金 繰 延 税 金 資 役員賞与引当金 再評価に係る繰延税金資産 役員賞与引当金 再評価に係る繰延税金資産 退職給付引当金 連結調整勘 退職給付引当金 特別法上の引当金 支 払 承 諾 見 返 支 払 承 諾 見 返 特別法上の引当金 貸倒引当金 繰 延 税 金 負 貸 倒 引 当 繰 延 税 金 負 再評価に係る繰延税金負債 再評価に係る繰延税金負債 払 承 負債の部合計 諾 ( 純 資 産 の 部 ) 負債の部合計 本 (少数株主持分) 少数株主持分 新株式申込証拠金 本 の 部) 本 金 益 剰 余 新株式払込金 己 株

改正後									
	自己株式申込証拠金株 主 資 本 合 計 その他有価証券評価差額金繰延 ヘッジ損益 土地 再評価差額金土地 再評価差額金 カ 替 換算調整勘定評価・換算差額等合計新 株 予 約 権 少数 株 主 持 分								
	純 資 産 の 部 合 計								
資産の部合計	負債及び純資産の部								
くちましるい立と									

#### (記載上の注意)

- 1 銀行及び子会社等について連結財務諸表に関する下記の事項を記載すること。
- 連結の範囲に関する事項
- 持分法の適用に関する事項
- 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項
- 連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項
- \_\_ のれんの償却に関する事項
- 2 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
  - (1) 継続企業の前提(会社計算規則第 131 条に規定するものをいう。以下同じ。)に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在の有無
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - \_\_ 当該重要な疑義の影響の財務諸表への反映の有無
  - (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条に 規定する差額
  - (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の額 並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。)(5) 有形固定資産の減価償却累計額
- (6) 資産に係る減損損失累計額を貸借対照表において減価償却累計額の科目をもつて表示した場合にあつては、減価償却累計額に減損損失累計額が含まれている旨
- (7) 資産が担保に供されている場合における、当該資産の内容及びその金額
- (8) 1株当たりの純資産額(銭単位で記載すること。)
- (9) 事業年度の末日後、連結会社並びに持分法が適用される非連結子会社及び関連会社の

規行										
	資 本 剰 余 金									
	利 益 剰 余 金									
	土 地 再 評 価 差 額 金									
	株式等評価差額金									
	<u> </u>									
	自 己 株 式 払 込 金									
	自 己 株 式									
	資本の部合計									
次立立立	負債、少数株主持分及び									
資産の部合計	資本の部合計									

(記載上の注意)

- <u>1</u> 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。
- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を抱かせる事象又は状況が存在する場合には、次に掲 げる事項
  - 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - 継続企業の前提に関する重要な疑義の存在
  - 当該事象又は状況を解消又は大幅に改善するための経営者の対応及び経営計画
  - 当該重要な疑義の影響を連結財務諸表に反映しているか否か
- (2) 土地の再評価に関する法律第3条第3項に規定する再評価の方法及び同法第10条 に規定する差額
- (3) 貸出金のうち破綻先債権、延滞債権、3カ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権の 額並びにその合計額

なお、それぞれの定義は、銀行法施行規則第19条の2第1項第5号口による。

- (4) 銀行法施行規則第34条の10第1項第4号に規定する連結自己資本比率(海外営業拠点を有する銀行等を子会社とする銀行持株会社は第一基準に係る連結自己資本比率を、海外営業拠点を有しない銀行等を子会社とする銀行持株会社は第二基準に係る連結自己資本比率を記載すること。)
- (5) 動産不動産の減価償却累計額
- (6) 1株当たりの純資産額
- (7) 資産が担保に供されているときは、その内容

した場合における当該事象とする。)

翌事業年度以降の財産又は損益に重要な影響を及ぼす事象が発生した場合における当該事象(ただし、当該持株会社の事業年度の末日と異なる日をその事業年度の末日とする子会社及び関連会社については、当該子会社及び関連会社の事業年度の末日後に発生

- 3 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を 設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 4 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

連結損益計算書 年 月 日まで

(単位:百万円又は億円)

科 目

経 常 収 益
資 金 運 用 収 益
( う ち 貸 出 金 利 息 )
( うち有価証券利息配当金 )
役 務 取 引 等 収 益
寺 定 取 引 収 益
そ の 他 業 務 収 益
そ の 他 経 常 収 益
経 常 費 用
( うち 預 金 利 息 )
役 務 取 引 等 費 用
ご ま 経 費 用
営 業 経 費 用
営 業 経 費 用
経 常 利 益
( 又 は 経 常 損 失 )

2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状態を明らかにするため に必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科 目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

現行

3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その資産及び負債をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る資産及び負債の状態を明らかにするために必要があるときは、その資産及び負債の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

 連結損益計算書
 年 月 日から

 年 月 日まで

(単位:百万円又は億円)

 科
 目

 経
 収

 資金
 運用
 収益

 (うち貸出金利息)
 (うち有価証券利息配当金)

 役務取引等収益
 収益

 その他業務収益
 での他業別収益

 その他経常収益

 経常期達期
 用

 資金調達期
 用

 (うち預金利息)

 役務取引等費用

 特定取引費用

 大の他業務費用

 性定取引費用

 での他業務費用

 産の他業務費用

 その他業務費用

 産の他業務費用

 産の他業務費用

 産の他業務費用

 産の他経常費用

 経 常費用

特 利 益 別 捐 特 税金等調整前当期純利益 (又は税金等調整前当期純損失) 税引前当期純利益 (又は税引前当期純損失) 法人税、住民税及び事業税 法 人 税 等 調 整 額 数 株 主 利 ( 又は少数株 主損失) 当 期 純 利 ( 又 は 当 期 純 損 失 )

 ( 又 は 経 常 損 失 )

 特 別 損 失

 財 損 失

 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益

 (又は税金等調整前当期純損失)

 法 人 税 、住 民 税 及 び 事 業 税

 法 人 税 等 調 整 額

 少 数 株 主 損 失 )

 当 期 純 利 益

 ( 又 は 少 数 株 主 損 失 )

 当 期 純 損 失 )

#### (記載上の注意)

- 1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額を注記すること。
- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために 必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を 設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

#### (記載上の注意)

<u>1 1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純</u>利益金額を注記すること。

現行

- 2 法令等に基づき、又は銀行持株会社及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。
- 3 銀行持株会社及びその子会社等の主たる事業が銀行業以外の事業である場合において、その収益及び費用をこの様式に掲げる分類により記載することが適当でないと認められるときは、当該事業を営む会社の財務諸表について適用される法令等に定める分類に準じて記載すること。この場合においては、当該法令等を注記すること。ただし、銀行業その他主たる事業以外の事業に係る収益及び費用の状態を明らかにするために必要があるときは、その収益及び費用の性質を示す適切な名称を付した科目を設け、適切な場所に記載すること。

(参考) 別紙様式第14号(第34条の28第1項関係)

 第 期
 年 月 日から

 事業報告

# (記載上の注意)

- 1 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、 当該単位未満は切り捨てること。
- 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て 小数点第2位までを記載すること。
- 3 この様式中に記載する次に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。
  - 子会社 銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。
  - \_\_ 子会社等 銀行法第 52 条の 25 に規定する子会社等をいう。
- 子法人等 銀行法施行令第4条の2第2項に規定する子法人等をいう。
- 関連法人等 銀行法施行令第4条の2第3項に規定する関連法人等をいう。
- 4 銀行持株会社が会社法施行規則第2条第2項第55号に規定する連結財務諸表の作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 当社の現況に関する事項」中「(1)事業の経過及び成果等」「(2)財産及び損益の状況」「(3)使用人の状況」「(4)営業所の状況」及び「(5)設備投資の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行持株会社及び子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 当社の現況に関する事項」中「(2)財産及び損益の状況」については、当社に関する事項をも記載すること。
- 5 公開会社でない銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち「1 当社の現況に関する事項」「2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項」「4 当社の株式に関する事項」「5 当社の新株予約権等に関する事項」については、記載を省略できるものとする。ただし、当該銀行持株会社は、この様式中に定める記載事項のうち事業報告で記載を省略した事項については、業務報告書(銀行法施行規則別紙様式第12号。以下同じ。)に同一内容の記載がある事項を除き、業務報告書に追加して記載すること。
- 1 当社の現況に関する事項
- (1) 事業の経過及び成果等

#### (記載上の注意)

- 1 銀行持株会社の主要な事業内容、金融経済環境並びに銀行のその事業年度における事業の経過及び成果(子会社等に係るものを含む)を記載すること。
- 2 銀行持株会社が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の事業の経過及び 成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、金融経済環境並びに企業集団を巡るその事業

 第 期
 年 月 日から

 第 期
 年 月 日まで

# (記載上の注意)

- <u>1</u> この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該 単位未満は切り捨てること。
- 2 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数 点第2位までを記載すること。
- 3 銀行持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合、この様式中に定める記載事項のうち「1 営業の概況」「2 当社の現況」中「(3)従業員の状況」及び「(4)事務所の状況」については、これらの全てを企業集団(当該銀行持株会社及び銀行法第52条の25に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の状況について記載することで、当該銀行持株会社に関する記載を省略できるものとする。ただし、「1 営業の概況」中「(2)営業成績の推移」については、当該銀行持株会社に関する事項をも記載すること。

#### 1 営業の概況

#### (1) 営業の経過及び成果等

#### (記載上の注意)

- 1 銀行持株会社の主要な事業内容、その営業年度における営業の経過及び成果(銀行法第 52条の25に規定する子会社等に係るものを含む。)を記載すること。
- 2 銀行持株会社が対処すべき課題を記載すること。
- 3 企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(1)企業集団の営業の経過及び成果等」とし、企業集団の主要な事業内容、企業集団を巡るその営業年度における営業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別)対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

#### (2) 営業成績の推移

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(単位:億円)

				<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	年度
営		業収	益				
	受	取 配	当 額				
		銀行業を営む	子 会 社				
		その他の一	子会社				

現行

年度における事業の経過及び成果(主要な業務区分別又は複数の事業セグメントを有している場合には事業セグメント別)、対処すべき課題を記載すること。ただし、主要な事業内容の記載にあたり、企業集団における会社以外の会社を含めている場合にはその旨を記載し、対処すべき課題の記載にあたり、関連法人等を含めていない場合にはその旨を記載すること。

#### (2) 財産及び損益の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(単位・億円)

					<u> </u>	型. 隐门)
			<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
<u>営</u>	業	以 益				
受	取 配	当 額				
	銀行業を営	む子会社				
	そ の 他 の	9 子 会 社				
当	期 純	利 益	百万円	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
<u>( 又</u>	は 当 期 純	損 失 )				
1 株 当	当たりの当	期純利益	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>
(又は	1 株当たりの当	<u> </u>				
総	資	産				
銀	行業を営む子	会社株式等				
<u>₹</u>	の他の子会	社株式等				

# (記載上の注意)

- 1 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたも のと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

# [企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位:億円)

	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
連結経常収益				
連結経常利益				
連結 当期 純利益				
連結 純 資 産 額				
連 結 総 資 産				
				-

(記載上の注意)

					現仃			
当	期	純	利	益	<u>百万円</u>	百万円	百万円	百万円
	又 は 当	期	吨 損 失	= )				
1 7	株当たじ	の当	期 純	利益	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	円 銭	<u>円 銭</u>
(又は1株当たりの当期純損失)			失)					
総		資		産				
	銀行業を	営むき	子会社株	式等				
	その他	の子は	会社株	式等				

# (記載上の注意)

- 1 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 2 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

#### [企業集団の状況について記載する場合]

# イ 連結業績の推移

(単位:億円)

			<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
連	結 経 常 収	益				
連	結 経 常 利	益				
連	結 当 期 純 禾	」 益				
連	結 純 資 産	額				
連	結 総 資	産				

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(2)企業集団及び当社の営業成績の推移」とすること。
- 2 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

#### ロー単体業績の推移

(単位:億円)

<u>年度</u>
百万円
<u>円 銭</u>

- 1 表題を「(2)企業集団及び当社の財産及び損益の状況」とすること。
- 2 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 3 必要がある場合は、4連結会計年度以前の連結会計年度についても記載すること。
- 4 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 5 当該連結会計年度における過年度事項(当該連結会計年度より前の連結会計年度に係る 貸借対照表、損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方 針の変更その他の正当な理由により当該連結会計年度に係る定時株主総会において承認 又は報告をしたものと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

#### ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位:億円)

							<u> </u>
				<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
営	業	収	益				
	受	取 配	当 額				
		銀行業を営む	)子会社				
		その他の	子会社				
当	期	純 利	益	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>	<u>百万円</u>
<u>(</u> 又	( は )	当期 純損	失 )				
1 株	当た	りの当期	吨 利 益	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>	<u>円 銭</u>
<u>(又に</u>	ま 1 株 当	<u>áたりの当期</u> 約	<u> 損失)</u>				
総		資	産				
	銀行業	€を営む子会ネ	<u> </u>				
	その	他の子会社	株式等				

#### (記載上の注意)

- 1 記載項目に著しい変動が生じた場合には、その理由を欄外に注記すること。
- 2 必要がある場合は、4事業年度以前の事業年度についても記載すること。
- 3 必要に応じ、財産及び損益の状況の推移についての説明その他の事項を記載すること。
- 4 当該事業年度における過年度事項(当該事業年度より前の事業年度に係る貸借対照表、 損益計算書又は株主資本等変動計算書に表示すべき事項をいう。)が会計方針の変更その 他の正当な理由により当該事業年度に係る定時株主総会において承認又は報告をしたも のと異なっているときは、修正後の過年度事項を反映した事項とすることを妨げない。

#### (3) 使用人の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

					当	年	度	末	前	年	度	末
使	用	人		数				人				人
平	均	年		龄			年_	月			年	月
平	均勤	続	年	数			<u>年</u>	月			年	月
平	均給	与	月	額				壬円				壬円

#### 現行

# (記載上の注意)

- 1 必要がある場合は、4営業年度以前の営業年度についても記載すること。
- 2 必要に応じ、営業成績の推移についての説明その他の事項を記載すること。

# (3) 決算期後に生じた当社の状況に関する重要な事実

#### (記載上の注意)

企業集団の状況に関する事項を記載する場合には、表題を「(3)決算期後に生じた当企業集団の状況に関する重要な事実」とすること。

#### 2 当社の現況

(1) 資本金の推移

(単位:百万円)

<u>当年度末</u> <u>前年度末</u> 資本金

# (記載上の注意)

増資又は減資があつた場合は、その概要を欄外に注記すること。

#### (2) 株式の状況

 イ
 株式数
 発行する株式の総数
 千株

 発行済株式の総数
 千株

口 当年度末株主数

名

八大株主

<u>八 八 休 土</u>	_						
株主名	<u>当社への</u>	出資状況	当社の大株主への出資状況				
<u>174                                    </u>	<u>持 株 数</u>	持株比率	<u>持 株 数</u>	持株比率			
	<u>千株</u>	<u>%</u>	<u>千株</u>	<u>%</u>			

#### (記載上の注意)

持株数の多い順序に従い10名を記載すること。

二 自己株式の取得、処分及び保有

# (記載上の注意)

次の事項を記載すること。

- 1 営業年度中に取得した自己株式についてはその種類、数及び取得価額の総額
- 2 営業年度中に特定の者から買い受けた自己株式(商法第204条/3第1項(同法第204

#### (記載上の注意)

使用人は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。

#### [企業集団の状況について記載する場合]

<u> </u>	TOUTE TO THE TANK	<del>, 20 ,</del>		
	当 年	度末	前 年	度末
	<u>銀 行 業</u>	・・・事業	銀 行 業	<u>・・・事業</u>
使 用 人 数	人	人	人	人

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(3)企業集団の使用人の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、当社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の使用人数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の使用人数は記載を要しない。
- <u>3</u> <u>必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載すること。</u>

#### (4) 事務所の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

事	務	所	名	所	在	地	設	置	年	月	日

#### [企業集団の状況について記載する場合]

#### イ ・・・事業

# (記載上の注意)

- 1 表題を「(4)企業集団の主要な営業所の状況」とすること。
- 2 銀行業以外のその他の事業の記載にあたつては、適宜項目(ロ、ハ、二等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名及びその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載し、関連法人等の主要な会社名及びその主要な営業所については、記載を要しない。

# (5) 設備投資の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

イ 設備投資の総額

(単位 百万円)

設備投資の総額

#### (記載上の注意)

当該事業年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。

#### 現行

条 / 5 第 1 項において準用する場合を含む。)の請求又は同法第 210 条第 1 項の決議に基づ き買い受けたものに限る。) についてはその売主の氏名又は名称若しくは商号

- 3 営業年度中に商法第 211 条 / 3 第 1 項の決議により買い受けた自己株式(同法第 211 条 / 3 第 1 項第 1 号の子会社から買い受けたものを除く。) については同法第 211 条 / 3 第 4 項の規定により定時総会に報告しなければならない事項
- 4 営業年度中に処分した自己株式についてはその種類、数及び処分価額の総額
- 5 営業年度中に株式失効の手続をした自己株式についてはその種類及び数
- 6 決算期において保有する自己株式についてはその種類及び数

#### (3) 従業員の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

						当	年	度		末	前	£	Ę	度	末
従		業	員		数					人					人
平		均	年		龄				年	月				鱼	月
平	均	勤	続	年	数				年	月				年	月
平	均	給	与	月	額					<u>千円</u>					<u>千円</u>

#### (記載上の注意)

従業員は、臨時雇員及び嘱託を除いた在籍者数を記載すること。

#### [企業集団の状況について記載する場合]

	当 年	度末	前 年	度末
	<u>銀 行 業</u>	<u>・・・事業</u>	<u>銀 行 業</u>	<u>・・・事業</u>
従業員数	人	人	人	人

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(3)企業集団の従業員の状況」とすること。
- 2 適宜欄を設け、銀行持株会社、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。) の従業員数(就業者数で可)を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合 には主要な業務区分別)に記載すること。
- <u>3</u> 必要がある場合は、平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額についても欄を設け記載する こと。

#### (4) 事務所の状況

「銀行持株会社の状況について記載する場合」

( 34	111111111111111111111111111111111111111	T 02 1/1/1/01		CHOTA / .	<u> </u>						
事	務	所	名	所	在	地	設	置	年	月	日

# ロ 重要な設備の新設等

(単位 百万円)

内 容	金額

# (記載上の注意)

当該事業年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び金額 を記載すること。また、当該事業年度中に実施した重要な設備の処分、除却についてはそ の内容を記載すること。

# 〔企業集団の状況について記載する場合〕

# (記載上の注意)

- 1 表題を「(5)企業集団の設備投資の状況」とすること。
- 2 当該連結会計年度中に実施した設備投資の総額を記載すること。
- 3 <u>当該連結会計年度中に実施した重要な設備の新設、拡充、改修について、その内容及び</u> 金額を記載すること。また、当該連結会計年度中に実施した重要な設備の処分、除却につ いてはその内容を記載すること。
- 4 事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別) に記載すること。

#### (6) 重要な親会社及び子会社等の状況

#### イ 親会社の状況

会社名	所在地	<u>主要業務</u> <u>内容</u>	<u>設立年月</u> <u>日</u>	<u>資本金</u>	親会社が有 する当行の 議決権比率	<u>その他</u>
				<u>百万円</u>	<u>%</u>	

# 口 子会社等の状況

	A 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					
<u>会社名</u>	<u>所在地</u>	<u>主要業務</u> <u>内容</u>	<u>設立年月</u> <u>日</u>	<u>資本金</u>	当行が 有する 子会社等の 議決権比率	<u>その他</u>
				百万円	<u>%</u>	

#### (記載上の注意)

1 親会社及び銀行法第14条の2第2号に規定する子会社等のうち、重要なものについ

נואי							

四尔

# [企業集団の状況について記載する場合]

#### イ ・・・事業

#### (記載上の注意)

- 1 表題を「(4)企業集団の主要な営業所の状況」とすること。
- 2 適宜項目(イ、ロ、八等)を設け、子会社及び子法人等(非連結の子会社及び子法人等を除く。)の主要な会社名とその主要な営業所を事業セグメント別(複数の事業セグメントを有していない場合には主要な業務区分別)に記載すること。

#### (5) 重要な子会社等

# イ 概況

会社名	<u>所在地</u>	<u>主要業務</u> <u>内容</u>	設立年月日	資本金	<u>当社議決権</u> <u>比率</u>	<u>当社への配</u> <u>当額</u>
				百万円	<u>%</u>	

#### (記載上の注意)

- <u>1</u> 子会社(銀行法第2条第8項に規定する子会社をいう。以下同じ。)のうち、重要なものについて記載すること。
- 2 当営業年度中に重要な子会社となった会社についてはその旨注記すること。
- ロ 企業結合の状況

(単位:百万円)

			_			<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>	<u>年度</u>
連	結	経	常	収	益				
連	結	経	常	利	益				
連	結	当其	月紅	利	益				
連	結	純	資	産	額				
連	糸	± 4:	台	資	産				

- 1 銀行持株会社及びその子会社について連結して作成した財務諸表に基づき記載すること。
- 2 その他重要な企業結合の経過及び成果を注記すること。
- 3 重要な業務提携の概況を付記すること。
- 4 「1 営業の概況」中「(2)営業成績の推移」を企業集団の状況について記載する場合で、 本表と同一内容の記載となるときは、その旨を記載することにより本表の記載を省略できる

改正後	
<u>て記載すること。</u> 2 重要な業務提携の概況を付記すること。	

(7) 主要な借入先

借	λ	#	借	λ	金	残	-	当	社	^	の	出	資	Ĩ	状	況
<u>1=</u>		兀	<u>18</u>		並	7戈	高	持		朱	数	議	決	権	比	率
						百	万円				千株					<u>%</u>

(8) 事業譲渡等の状況

事業譲渡等の日付	事業譲渡等の状況

# <u>(記載上の注意)</u>

次に掲げる事項について記載すること。

- 1 重要な事業譲渡
- 2 他の会社(外国会社を含む。)の事業の譲受けのうち重要なもの
- 3 他の会社(外国会社を含む。)の株式その他の持分又は新株予約権等の取得のうち重要 なもの
- 4 吸収合併(会社以外の者との合併(当該合併後当該銀行持株会社が存続するものに限る。)を含む。)又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継のうち重要なもの
- (9) その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項

#### (記載上の注意)

- 1 その他銀行持株会社の現況に関する重要な事項を記載すること。
- 2 <u>当社の企業集団の状況について記載する場合には、表題を「(8)その他企業集団の現況に</u>関する重要な事項」とし、その他企業集団の現況に関する重要な事項を記載すること。
- 2 会社役員(取締役、会計参与、監査役及び執行役)に関する事項
- (1) 会社役員の状況

(年度末現在)

<u>氏名</u>	地位及び担当	重要な兼職	<u>その他</u>

#### (記載上の注意)

1 直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた者であつて、当該事業年度の 末日までに退任した会社役員、及び事業年度の末日後に就任した会社役員についても記載 ものとする。

(6) 主要な借入先

借	λ	<b>#</b>	借	λ	金	残	高	当	社	^	の	出	貸	Į	状	況
118		兀	18		<u> </u>	7%	回	<u>持</u>		株	数	議	決	権	比	率
						直	万円				<u>千株</u>					<u>%</u>

現行

3 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)

(年度末現在)

<u>地 位</u>	氏 名	担当又は主な職業

#### (記載上の注意)

<u>当年度中に退任した役員についても末尾に記載し、その旨を注記すること。</u>

4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する報酬その他の 職務遂行の対価 (単位:百万円)

		( ) = - = - = /
区分	報酬その他の職務遂行の対価であ る財産上の利益	定款又は株主総会で定められた報酬 限度額
取締役		
監査役		
<u>計</u>		

- 1 本表は、商法第 266 条第 12 項(同条第 18 項の規定を読み替えて適用するこの規定を同法 第 280 条第 1 項において準用する場合を含む。) 又は同法第 266 条第 19 項の定款の定めをし た銀行持株会社が記載する。
- 2 報酬以外の金額については、その金額を「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」の欄に括弧内書すること。
- 3 「報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益」には、取締役又は執行役が使用人を 兼ねる場合の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価を含み、当該金額を欄外に記載す ること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)。
- 4 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役と執行役)とを区分してそれぞれ金額を記載すること。
- <u>5</u> 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記載すること。なお、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

- し、その旨を「その他」に記載すること。
- 2 当事業年度中に辞任し、又は解任された会社役員(株主総会又は種類株主総会の決議によって解任されたものを除く。)についても記載し、辞任した旨、又は解任された旨、会社法第345条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の意見があったときは、その意見の内容、及び同条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の理由があるときは、その理由を「その他」に記載すること。
- 3 社外役員については、社外役員である旨を「地位及び担当」に括弧内書すること。
- 4 取締役、監査役及び執行役については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)及び兼職の状況(重要でないものを除く。)を、会計参与については、他の法人その他の団体の代表者その他これに類する者であるときはその事実(重要でないものを除く。)を「重要な兼職」に記載すること。
- 5 会計参与については、その氏名又は名称を「氏名」に記載すること。
- 6 監査委員に就いている取締役又は監査役については、当該監査委員に就いている取締役 又は監査役が財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その 事実を「その他」に記載すること。

# (2) 会社役員に対する報酬等

(単位:百万円)

区分	報酬等	定款又は株主総会で定められた報 酬限度額
取締役		
会計参与		
監査役		
執 行 役		
<u>計</u>		

#### (記載上の注意)

- 1 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- 2 会社役員の全部又は一部につき当該会社役員ごとの報酬等の額を掲げる場合にあつて は、適宜設欄し、当該会社役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の会社役員の報酬 等の総額を記載すること。
- 3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 4 「報酬等」には、会社役員(社外役員を除く。)が当該銀行持株会社の支配人その他の 使用人を兼ねている場合における当該支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該 金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)。
- 5 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は 執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 6 当該事業年度に係る各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方 針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。
- 7 委員会設置会社にあつては、「定款又は株主総会で定められた報酬限度額」の設欄は要しない。

#### 5 新株予約権の状況

[現に発行している新株予約権]

新株予約権の数	
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行す	
る場合の株式の発行価額	<u>(円)</u>

現行

〔営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権〕

割当てを受けた者の氏名又は名称、	_()
( )は割当てを受けた新株予約権の	_()_
<u>数</u>	_()
	<u></u>
新株予約権の目的となる株式の種類	
新株予約権の目的となる株式の数	
新株予約権の行使により株式を発行す	
る場合の株式の発行価額	<u>(円)</u>
新株予約権の行使の条件	
新株予約権の消却の事由	
新株予約権の消却の条件	
新株予約権の有利な条件の内容	

# <u>(記載上の</u>注意)

- 1 「現に発行している新株予約権」とは、商法施行規則第103条第2項第1号に規定する新 株予約権をいうものとし、株主総会又は取締役会における発行決議ごとに記載すること。
- 2 「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」とは、商法施 行規則第103条第2項第2号に規定する新株予約権をいう。
- 3 商法施行規則第 103 条第 2 項第 3 号に規定する新株予約権については、「営業年度中に株主以外の者に対し特に有利な条件で発行した新株予約権」の表を準用して記載すること。
- 4 商法施行規則第 103 条第 2 項第 4 号に規定する新株予約権については、「現に発行している新株予約権」の表を準用し、同表中「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額」とあるのは「付与した者の総数」(単位については「名」)に改めて記載すること。

#### 6 監査委員会の職務遂行のために必要な事項

#### (記載上の注意)

委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第 104 条第 1 号に規定する取締役会の決議の概要 を記載すること。

7 取締役及び執行役の個人別の報酬の内容の決定に関する方針 (記載上の注意)

改正後	
	Ī

#### 3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼任その他の状況

氏 名	兼任その他の状況	

#### (記載上の注意)

- 1 社外役員が他の会社(外国会社を含む。以下同じ。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行うべき者(他の会社が外国会社である場合は、これらに相当するもの。3において同じ。)又は使用人であるときは、その事実、及び銀行持株会社と当該他の会社との関係(重要でないものを除く。)を記載すること。
- <u>2</u> 社外役員が他の株式会社の社外役員を兼任しているときは、その事実(重要でないもの を除く。)を記載すること。
- 3 社外役員が銀行持株会社又は銀行持株会社の特定関係者(銀行法第13条の2に規定する特定関係者をいう。)の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員若しくは会社法第598条第1項の職務を行なうべき者又は使用人の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者であることを銀行が知っているときは、その事実を記載すること。

#### (2) 社外役員の主な活動状況

<u>氏名</u>	在任期間	取締役会への出席状	取締役会における発言その他の活動
		<u>況</u>	<u>状況</u>

#### (記載上の注意)

「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

<u>1</u> <u>当該社外役員の意見により銀行の事業の方針又は事業その他の事項に係る決定が変更</u> されたときは、その内容(重要でないものを除く。) 現行

委員会等設置会社にあつては、商法施行規則第104条第2号に規定する方針を記載すること。

#### 8 会計監査人に対する報酬等

(単位:百万円)

ĺ	<u>当社</u>	土、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する
	報酬	<b>州等の合計額</b>
	3	うち監査証明業務の対価として支払うべき報酬等の合計
	室	<b>A</b>
		うち当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

#### (記載上の注意)

- 1 本表は、商法施行規則第2条第1項第16号に規定する連結特例規定適用会社である銀行持株会社が記載すること。
- 2 非連結の子会社及び子法人等については除いて記載すること。

# 9 その他

#### (記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

改正後	現行

2 銀行持株会社において法令又は定款に違反する事実その他不当な業務の執行(当該社外 役員が社外監査役である場合にあつては、不正な業務の執行)が行われた事実(重要でな いものを除く。)があるときは、各社外役員が当該事実の発生の予防のために行つた行為 及び当該事実の発生後の対応として行つた行為の概要

#### (3) 責任限定契約

<u>氏名</u>	責任限定契約の有無とその内容の概要	

#### (記載上の注意)

社外役員と銀行持株会社との間で責任限定契約(会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。)を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

#### (4) 社外役員に対する報酬等

(単位:百万円)

	銀行持株会社から受けている 報酬等	銀行持株会社の親会社等から受けている報酬等
報酬等の合計		

- 1 銀行持株会社が、社外役員の全部又は一部につき当該社外役員ごとの報酬等の額を掲げることとする場合にあつては、適宜設欄し、当該社外役員ごとの氏名並びに報酬等の額及びその他の社外役員の報酬等の総額を記載すること。
- 2 銀行持株会社の社外役員に対する報酬以外の金額については、その金額を「銀行持株会 社から受けている報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 3 「銀行持株会社から受けている報酬等」には、社外役員が当該銀行持株会社の執行役又は支配人その他の使用人を兼ねている場合における当該執行役又は支配人その他の使用人としての報酬等を含み、当該金額を欄外に記載すること(報酬以外の金額については、その金額を括弧内書すること。)。
- 4 銀行持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。
- 5 「銀行持株会社の親会社等から受けている報酬等」については、銀行持株会社の親会社 又は当該親会社の子会社若しくは子法人等から当該事業年度において役員としての報酬 等その他の財産上の利益を受けているときは、当該財産上の利益の総額を記載すること。

改正後		現行
(5) 社外役員の意見		
氏 名	社外役員の意見の内容	

# (記載上の注意)

<u>「3.社外役員に関する事項」の(1)から(4)に掲げる内容に対して社外役員の意見がある</u>ときは、その意見の内容を記載すること。

# 4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数

発行する株式の総数 千株

発行済株式の総数 千株

(2) 当年度末株主数

名

(3) 大 株 主

<u>(3)</u> <u>八 休 工</u>				
株主の氏名又は	当社への出資状況			
<u>名称</u>	持株数等	持株比率		
	<u>千株</u>	<u>%</u>		

# (記載上の注意)

- 1 当該事業年度の末日において発行済株式(自己株式を除く。)の総数の10分の1以上の数の株式を有する株主について、持株数の順に記載すること。
- 2 種類株式発行会社(剰余金の配当その他の会社法第108条第1項各号に掲げる事項について内容の異なる2以上の種類の株式を発行する会社をいう。)にあつては、株式の種類及び種類ごとの数を「持株数等」に記載すること。
- 3 その他株式に関する重要な事項を記載すること。

# 5 当社の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において会社の会社役員が有している当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を有する者の人数
取締役及び執行役		

	改正後	
(社外役員を除		
<u>&lt;.)</u>		
<u>社外取締役</u>		
会計参与及び監査		
<u>役</u>		
( <del>+ - + + + + + + + + + + + + + + + + + </del>		

(記載上の注意)

新株予約権等とは、会社法施行規則第2条第3項第14号で規定する新株予約権等をいう。

(2) 事業年度中に使用人等に交付した当社の新株予約権等

	新株予約権等の内容の概要	新株予約権等を交付した者の人数
使用人		
子会社及び子法人等		
<u>の役員及び使用人</u>		

#### (記載上の注意)

- <u>1</u> 使用人とは、当該銀行持株会社の役員を兼ねている使用人を除く使用人をいうものとする。
- 2 子会社及び子法人等の役員及び使用人とは、当該銀行持株会社の役員又は使用人を兼ね ている子会社の役員及び使用人を除く子会社及び子法人等の役員及び使用人をいうもの とする。
- 3 その他新株予約権等に関する重要な事項を欄外に記載すること。

# 6 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位 百万円)

現行

	<u> </u>
当該事業年度に係る	そ の 他
<u>報酬等</u>	

- <u>1</u> 会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該銀行持株会社の監査 の職務を行った指定社員(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第34条の10の4に 規定する指定社員をいう。)の氏名を記載すること。
- 2 以下の事項を「その他」に記載すること。
  - \_ 会計監査人が対価を得て行う非監査業務(公認会計士法第2条第1項の業務以外の業 務をいう。)の内容
- \_\_ 会計監査人が過去2年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分

	改正後	現行
ĺ	に係る事項(銀行持株会社が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限	
	<u>3.)</u>	
	会計監査人が現に業務の停止を受けその停止期間を経過しない者であるときは、当該	
	処分に係る事項	
	3 当該事業年度中に辞任した会計監査人又は解任された会計監査人(株主総会の決議によ	

- って解任されたものを除く。) があるときは、「氏名又は名称」に当該会計監査人の氏名または名称を、「その他」に次に掲げる事項を記載すること。
- 会社法第340条第3項の理由があるときは、その理由
- \_\_ 会社法第345条第5項において準用する同条第1項の意見があったときは、その意見 の内容
- 会社法第345条第5項において準用する同条第2項の理由があるときは、その理由
- 4 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、銀行持株会社の会計監査人で ある公認会計士又は監査法人に、当該銀行持株会社、子会社及び子法人等が支払うべき金 銭その他の財産上の利益の合計額を欄外に記載すること。なお、この額は当該事業年度に 係る連結損益計算書に計上すべきものに限る。

#### (2) 責任限定契約

	_
氏名又は名称	責任限定契約の有無とその内容の概要

#### (記載上の注意)

会計監査人と銀行持株会社との間で締結している責任限定契約の内容(当該契約によつて 当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合に あつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

- (3) 会計監査人に関するその他の事項
  - イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針
  - <u>口</u> 会社法第 459 条第 1 項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより 取締役会に与えられた権限の行使に関する方針
  - 八 会社法第 444 条第 3 項に規定する大会社である場合には、銀行持株会社の会計監査人以外の公認会計士(公認会計士法第 16 条の 2 第 5 項に規定する外国公認会計士を含む。) 又は監査法人(外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。)が、銀行持株会社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類(これに相当するものを含む。)の監査(会社法又は証券取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)をしているときは、その事実

改正後	現行
7 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針	
(記載上の注意)	
財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めている場合には、	
<u>会社法施行規則第127条第1号から第3号までの規定に従い記載すること。</u>	
8 業務の適正を確保する体制	
(記載上の注意)	
以下の体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容を記載す	
ること。 1 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社法	
施行規則第98条及び第100条に規定する体制	
<u>2</u> 会社法施行規則第 112 条第 1 項に規定する体制	
3 執行役の職務の執行が法令及び定款に適合するための体制その他会社法施行規則第 112	
条第 2 項に規定する体制	
9 会計参与に関する事項	
氏名又は名称 責任限定契約の有無とその内容の概要	
<u>(記載上の注意)</u>	
会計参与と銀行持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当	
該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じて	
<u>いる場合にあつては、その内容を含む。) の概要を記載すること。</u>	
1.0 子の他	
<u>1 0</u> その他	

(記載上の注意)

その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

		別紙樣式第 15 号(附属明細書(銀行	持株会社用 )) パブリックコメント用
	改正後		
(参考)別紙様式第15号(第34	条の 28 第 2 項関係)		(参考)別紙様式第15号(第34条
第 期	年 月 日から       年 月 日まで	附属明細書	第 期
<u>年 月 日作成</u> 年 月 日備付		住所 会社名 代表取締役 氏 名 印	<u>年 月 日作成</u> 年 月 日備付

#### (記載上の注意)

- 1 委員会設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載す ること。
- 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当 該単位未満は切り捨てること。
- 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小 数点第2位までを記載すること。

#### 1 計算書類に関する事項

(1)有形固定資産及7%無形固定資産

(単位・百万円)

(1) 有形回止貝片	E及び無形は	<u>山比貝性</u>				( 半12 . )	<u> </u>
次立の括叛	<u>当期首</u>	<u>当期</u>	<u>当期</u>	<u>当期</u>	期末	減価償却	<u>償却</u>
資産の種類	<u>残高</u>	<u>増加額</u>	<u>減少額</u>	償却額	<u>帳簿価額</u>	<u>累計額</u>	<u>累計率</u>
<u>有形固定資産</u>							%
建物							
<u>土地</u>							
建設仮勘定							
その他の有形							
固定資産							
<u>有形固定資産計</u>							
無形固定資産							
<u>ソフトウェア</u>							
<u>のれん</u>							
<u>保証金権利金</u>							
その他の無形							
固定資産							
無形固定資産計							
(43+0) - 33 - 3							

#### (記載上の注意)

- 1 資産の種類については、重要性に応じて適宜区分して記載すること。
- 2 当事業年度の減損損失の金額は「当期減少額」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残高」

の 28 第 2 項関係)

<u>年 月 日から</u> 附属明細書 住所 会社名 代表取締役 氏 名 印

現行

# (記載上の注意)

- 1 委員会等設置会社にあつては、提出者欄の「代表取締役」を「代表執行役」に改めて記載す ること。
- 2 この様式中に記載する金額、件数及び株数は、この様式中で指定された単位で記載し、当該 単位未満は切り捨てること。
- 3 この様式中に記載する構成比率、増減率その他の比率は、小数点第3位以下を切り捨て小数 点第2位までを記載すること。

#### 1 資本金、資本剰余金及び利益剰余金

(単位:百万円)

(単位:百万円)

X	分	当	期	首	残	高	当	期	末	残	高	当期增测	戓 (	) 高
(発行済	株式)				千村	朱)				千	朱)			千株)
資 本	金													
新 株 式 払	<u> </u>													
資 本 剰	余 金													
資 本 準	備金													
その他資	本剰余金													
利 益 剰	余 金													
利 益 準	備金													
任 意 積	立金													

# 2 固定資産

<u>種 類</u>	<u>当期首</u> 残 高	<u>当 期</u> <u>増加高</u>	<u>当</u> 期 <u>減少高</u>	<u>当期</u> 償却額	<u>当期末</u> 残 高	<u>償</u> 却 累計額	<u>償</u> 却 累計率
有形固定資産							<u>%</u>
無形固定資産							
長期前払費用							
註							

#### (記載上の注意)

1 当営業年度の減損損失の金額は「当期減少高」の欄に括弧内書として記載し、「当期末残

改	正後	現行				
の欄は減損損失控除後の金額を記載するこ	<u>と。</u>	高」の欄は減損損失控除後の金額を記載すること。				
		2 償却累計率は、取得価額に対する償却累計額と減損損失累計額の合計額の割合を記載する				
(2) 社債及び借入金		<u>こと。</u>				
<u>区 分 当 期 首 残 高</u>	当期末残高 当期増減()高					
		3 資産につき設定している担保権     (単位:百万円)				
<u>合</u> 計		<u>担保に供している資産</u> <u>担保権によつて担保されている債務</u>				
<u>(記載上の注意)</u>	(쓰°罒ᄀ宀ᅬ/ᆂᅠᅬ/ᆂᅟᅑᄮᄀ <i>ᄊᄯ쐬ᄼ</i> ᆂᇬᄜᅩᅩ	<u>種 類 期 末 残 高 担保権の種類 内 容 期 末 残 高</u>				
<u>1 在頃については、短期在頃、1年以内</u>   載すること。	償還予定社債、社債、新株予約権付社債の別に記					
	以内返済予定長期借入金、短期借入金の別に記載					
すること。	以内区内了足区朔自八金、区朔自八金の別に記事	数   -   4   社債及び借入金   (単位:百万円)				
<u> </u>		区       分       当       期       首       3       期       末       残       高       当       期       増減()       )       高				
(3) 保証債務						
	金額如何其樣物の中容	<u>台</u> 計				
	#     #       財     貨       額	(記載上の注意)				
	百万円	1 社債については、短期社債、社債、新株予約権付社債の別に記載すること。				
<u> </u>						
		<u>ること。</u>				
<u>(4) 引当金</u>	<u>( 単位: 百万円</u>					
区 分 当期首残高 当期増加額 口が	当期減少額 当期末残高 計上理由及	5 保証債務				
	使用 その他 <sup>当期未残画</sup> <u>び算定方法</u>	被保証者 保証金額 被保証債務の内容				
貸倒引当金		<u> </u>				
		百万円				
		<u> </u>				
<u></u>						
(記載上の注意)		<u>資産の種類</u> <u>資産の内容</u>				
計上理由及び算定方法については、貸借対	<u>照表に注記したものを省略することができる。</u>					
(5) 学业经典	( W.G F.T.D. )					
<u>(5)</u> 営業経費 区 分	<u>(単位:百万円)</u> 金 額	( 口芸 Lの注意 )				
	<u>並                                    </u>	<u>(記載上の注意)</u> 重要でないものについては一括記載することができる。				
		<u>里安でないものについては一拍記載することができる。</u>				
<u>逐                                    </u>		7 引当金 (単位:百万円)				
減価償却費		当 出				
無 彬 茵 定 沓 産 僖 利		-     <del></del>				
無形固定資産償却		三切目が回り三切目が回り三切子が回りで発定方法				
無 形 固 定 質 産 價 却       土地 建 物 機 械 賃 借 料       営 繕 費		目的使用 そ の 他 一 登算定方法				

# 改正後 給水光熱費 旅費 通信費 広告宣伝費 諸会費・寄付金・交際費 租税公課 その他 計

#### (記載上の注意)

監査役(委員会設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となるように記載すること。

#### (6) その他の重要な事項

#### (記載上の注意)

その他計算書類の内容を補足するために必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。

#### 2 事業報告に関する事項

(1) 会社役員の兼務の状況

			-					
X	<u>分</u>	氏	名	<u>兼務会社名</u>	役	職	摘	要

#### (記載上の注意)

- 1 本表における会社役員とは、取締役、監査役及び執行役をいい、会計参与を含まない。
- 2 取締役又は執行役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、 又は会社法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを 除く。)を記載すること。また、銀行法第7条第1項の規定に基づき金融庁長官の認可を受け ている場合には、その旨を摘要欄に記載すること。
- 3 <u>監査役については、他の会社の業務執行取締役、執行役、業務を執行する社員、又は会社 法第598条第1項の職務を行うべき者を兼ねる者の兼務の状況(重要でないものを除く。)を</u>記載すること。
- 4 兼務する他の会社が金融業を営む場合には、その旨を摘要欄に記載すること。

(2) 当社と会社役員(又は支配株主)との利益が相反する取引 (単位:百万円)

<u>役名</u>	<u>氏名</u>	<u>職業</u>	<u>貸出金</u> 残高	<u>当期増減</u> ( )高	<u>債務の保証</u> 又は裏書	<u>当期増減</u> ( )高

			現行				
註							

#### (記載上の注意)

計上理由及び算定方法については、貸借対照表に注記したものを省略することができる。

# 8 子会社等が有する当社の株式数

会 社 名	保有する当社の株式数
	<u>株</u>
註	

# (記載上の注意)

銀行法第2条第8項に規定する子会社並びに銀行持株会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。

# 9 子会社等に対する出資

(単位:百万円)

	当 期	首	残 高	当 期	末	残 高	当期増成()
<u>会 社 名</u>	議決権数	取得原価	帳簿価額	議決権数	取得原価	帳簿価額	高()は
							議決権数
							( )
							( )
							(
<u>計</u>							( )

#### (記載上の注意)

- 1 銀行法第2条第8項に規定する子会社並びに銀行持株会社が総株主の議決権の4分の1を超える議決権を有する株式会社又は総社員の議決権の4分の1を超える議決権を有する 有限会社(子会社を除く。)について記載すること。ただし、重要でないものについては一括して記載することができる。
- 2 当期増減高は、取得原価について記載すること。
- 3 重要な増減がある場合は、その理由を注記すること。
- 4 銀行持株会社が商法施行規則第2号第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社である場合には、銀行法第2条第8項に規定する子会社についての記載を省略できるものとする。

# 10 取締役、監査役及び支配株主(委員会等設置会社にあつては、取締役、執行役及び支配株主) との間の取引 (単位:百万円)

<b>犯</b> 存	氏名又は会	職業又は業	代山ム	当期増減	債務の保証	当期增減
<u>役名</u>	<u>社名</u>	種	貝山並	( )高	又は裏書	(高)

_															
				改正後								現行			
	(記載上の注														
							3重要な取引に								
						•	当該会社役員の	<u>(記載上の</u>	<u>注意)</u>						
				該第三者の氏名	3又は名称及で	バその者との間	<u>間の取引額を行</u>								のためにするも
		記載すること	<del></del>				- 15 4 -						i役、執行役	と、監査役又は	支配株主との利
							<u>」、この場合の</u>			のについて					
						つき株王総会は	こおいて議決権								者との間の取引
				る議決権の数を		-10/0   -14	*/								ついては、当該耳
							貸付金(担保と								第三者の氏名と
	された独	金の額を超え	ないものに限る	5。) を除いてi	記載すること。	_		<u>は名称</u>	及びその	)者との間(	の取引額を	<u>- 行を改めて記</u>	或すること。		
	(0) 7.0/4	しの手悪か声で	=					44 777/27	- VE4 <del></del> /F	<del>.</del>	·***		D/+/D T = v+		- 7 +DEW 7 - 0 // .
	(3) <u>その</u> ( (記載上の注	<u>めの重要な事項</u> きゝ	1							₹(委員会₹	<b>寺</b> 設直会社	にあっては、耳	以締役及び第		¯る報酬その他 <i>0</i> ☆・モエロゝ
			ちばロオスたと	とに 必 亜 か 車 13	シュー・スクロロ	女担げて 臼卦	ナマーレ	職務遂行の	<u> </u>	+D = W - Z - O	/IL O THIN ZO	************	-		<u>位:百万円)</u>
	ての心争	来報百の内合	<u> を                                   </u>	クに必安な争り	は、その項目	で拘りて記動	(9522.	区分	<u>}</u>			遂行の対価です		3休土総会で2	<u>=のられた戦</u> 酬
								田田 4立	ζП	る財産上の	り 利益		限度額		
								取締							
								<u>監査</u>	[文						
								計	> <del></del>						
								<u>(記載上の</u> 1		山笠 109 夕谷	<b>学 1 15 学 1</b>	10 무豆比等 10/	タ笠っ 旦 に	- F13 * * * * * * * * * * * * * * * * * * *	一一十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
												10 写文は第 104	ボチュケに	_より、4衣を	営業報告書に記
										は作成を要し ●類につい		全類を「胡酬る	一の他の職務	多後行の対価で	である財産上の利
										<u>【内書する</u>		ク 並 供 で 一	. 0.7 10 0.7 403 15		のの別座工の作
												「ある財産上のタ	訓益」には	取缔役又付執	は行役が使用人を
															を欄外に記載す
												よ、その金額を			; <u>C                                     </u>
															対する退職慰労
															は、取締役と執行
								 役)と	を区分し		れ金額を記	己載すること。			
								5 本表	中、委員	会等設置	<u>会社にあ</u> っ	つては、「監査役	<u> とある</u> の	)は「執行役」	に改めて記載す
								<u>ること</u>	。なお、	「定款又は	株主総会	で定められた報	酬限度額」	の設欄は要し	ない。
								<u>12</u> 担保とし	<u>て取得し</u>	ている自己	<u> 己株式及ひ</u>	が親会社の株式			(単位:株)
								X	<u>分</u>	株	式	** **	理		曲
П								1.1							

 13
 支配株主に対する金銭債権
 (単位:百万円)

 支配株主名
 当期首残高
 当期末残高
 当期増減()高

改正後	現行
	計
	14 十副株子に対するがほね
	14       支配株主に対する金銭債務       (単位:百万円)         支配株主名       当期首残高当期末残高当期増減()高
	註
	15 子会社に対する金銭債権 <u>(単位:百万円)</u>
	子         会         社         名         当         期         首         残         高         当期增減( )高
	計
	<u>1</u> 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものに
	ついては一括記載することができる。_
	2 銀行持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社であ
	<u>る場合には、本表の記載を省略できるものとする。</u>
	16 子会社に対する金銭債務 (単位:百万円)
	子 会 社 名 当 期 首 残 高 当 期 末 残 高 当期増減( )高
	<u></u>
	<u>(記載上の注意)</u> 1 銀行法第2条第8項に規定する子会社について記載すること。ただし、重要でないものに
	<u>郵17</u> 広界2 宗第 6 頃に規定する丁云社にフいて記載すること。ただし、重要でないものに ついては一括記載することができる。
	2 銀行持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社であ
	 る場合には、本表の記載を省略できるものとする。
	17 子会社との取引 (単位:百万円) (単位:百万円
	<u>子 会 社 名 収 益 総 額 費 用 総 額 摘 要</u>
	計
	(記載上の注意)

改正後	現行
	ついては一括記載することができる。
	2 銀行持株会社が商法施行規則第2条第1項第17号に規定する連結計算書類作成会社
	る場合には、本表の記載を省略できるものとする。
	18 取締役及び監査役(委員会等設置会社にあつては、取締役及び執行役)の兼務
	区 分 氏 名 兼務会社名 役 職 摘
	取 締 役
	監査役
	(記載上の注意)
	<u>1</u> 取締役又は執行役については、銀行法第52条の19第1項の規定に基づき金融庁長官
	可を受けた者のほか、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況(重要でないもの
	<u>く。) を記載すること。</u>
	2 監査役については、他の会社の役員を兼務している者の兼務状況(重要でないもの
	<u>く。) を記載すること。</u>
	3 本表中、委員会等設置会社にあつては、「監査役」とあるのは「執行役」に改めて記
	<u>ること。</u>
	1 <u>9</u> 営業経費 (単位:百)
	<u> </u>
	<u>                                    </u>
	退職給付費用
	福利厚生費
	減価償却費
	土地建物機械賃借料
	三 <u>二元是70 成 18 英</u>
	消耗品費
	給 水 光 熱 費
	旅
	通信費
	広告宣伝費
	諸会費・寄付金・交際費
	租 税 公 課
	<del>こって、                                    </del>
	計
	監査役(委員会等設置会社にあつては、監査委員)が監査をするについて、参考となる

改正後	現行
	20 会計方針の変更理由 (記載上の注意) 貸借対照表又は損益計算書に会計方針の変更に関する注記がなされた場合は、その変更の理由を記載すること。
	21 <u>その他</u> <u>(記載上の注意)</u> <u>その他必要な事項は、その項目を掲げて記載すること。</u>